

警察政策学会資料 第六〇号
平成二十二年（二〇一〇）年五月

普魯西王國警察大尉ウイルヘルム・ヘーン
九州・東北各縣巡回視察復命書

付 全国警部長会議における演説

警察政策学会
警察史研究部会

まえがき

ドイツ（普魯西王国）警察大尉ウィルヘルム・ヘーン氏は我が国の招聘により明治十八年（一八八五）三月来日、その後四年余に亘り新設の警官練習所教官として警察幹部の教育に多大な貢献をなし、余暇を利用して各縣を巡回して警察の実情を視察し、其の足跡は北海道から沖縄にまで及び、視察の結果は其の都度「復命書」に纏め提出している。その内容は警察の組織、制度はもとより各部門別執行事務の細部に亘り、また幹部の姿勢と紀律等広範囲の事項について指摘、其の改善方策を提案し、草創期に於ける我が国警察のあるべき姿を明示しており、これらの事項はその後の警察の諸施策の中に多く生かされている。

ヘーン大尉に関しては、高橋雄豺博士著「明治警察史研究」第一卷（令文社）に於いて、我が国への招聘は山縣内務卿の建議に基づくこととされ、その経緯、警官練習所の開設、講師及び講義内容、第一回生から第四回卒業生に至る授業状況等について仔細に記述され、ヘーン大尉の人物像等についても併せ紹介されている。更にヘーン大尉の各縣の巡回視察の状況については、手塚豊氏（当時慶応大学名誉教授）による「長野・新潟・石川・富山・福井各縣」及び「千葉縣」に関する復命書の解説が「警察研究」等の誌上で行はれ、また田村正博氏（当時警察庁企画官・前福岡県警察本部長）による「栃木・群馬・福島三縣復命書（上・下）」が「警察学論集」で詳述され、その他にも警察関連誌紙や各縣警察史等に於いて広く紹介されている。

本資料は、ヘーン大尉が警官練習所が閉鎖された（明治二十二年三月）直後の同年四月から七月迄の三ヶ月に亘り、鉄道も未開通、道路等も未整備の悪条件のなかで訳官一人を伴い九州各縣を巡回視察した結果及び同年八月から十月迄の三ヶ月に及ぶ東北地方各縣の巡回視察を行なった状況を一括し『復命書』として纏め報告したものであり、その範囲は一三縣・百八十警察署（分署）、五十一駐在所その他十箇所に及び、その内容を後に内務省警保局から配布された「警察研究資料」に収録のもの（大正十四年三月）を復刻したものである。

巻末付記資料「警部長会合に於ける演説」は、ヘーン大尉が任期切れの前（明治二十三年一月）に清浦警保局

長の要望により、全国警部長（現在の警察本部長相当）会議の席上で行なった演説（『警察監獄学会雑誌』登載）を再録したものであるが、其の内容は、在任中各縣を巡回視察し、その都度提出した視察結果復命書の総括とも認められるので（他の復命書と重複項目もある）併せ収録した。即ち来日当時の日本警察の現状を回顧し、自らの提言により改善された成果に触れるとともに、今後さらに取り組むべき事から指摘し「―今後益々日本の警察制度が改良され欧州各国を凌駕するであろうことを信じ、万国の模範たらんことを切望する―」と結んでいる。

西南戦争（明治十年）後に於ける自由民権運動の騰まりや反政府運動或は一揆暴動等が各地で頻発していた厳しい状況のもとで、全国各地を巡回し、我が国警察制度確立のために注がれた誠意と情熱は、詳細綿密な『復命書』となつて結実し、一世紀有余年を経た現在の警察に於いても貴重な提言、教訓を含むものとして感銘深く受け継がれていると思うのである。本資料は警察史研究部会の課題項目の中から、ヘーン大尉来日百二十五年目を迎え、戦後も六十五年を経た今日、温故知新の観点から再録し各位のご高覧に供する次第である。

尚元内務省警保局内務理事官種村一男氏により、ヘーン警察大尉が巡回視察した関係各県警察に対し、視察状況について照会（昭和十八年四月）を行い、一部の県より回答が寄せられた資料の要旨を併せ付したので参考とされたい。

目次

目次

まえがき

ヘーン大尉略歴…………… 1

ヘーン大尉各府県警察巡回視察一覧(其の一)…………… iii

同 視察状況(其の二)…………… iv

九州・東北各縣巡回視察官署等数…………… viii

同 復命書項目…………… ix

同 復命書…………… 1

『附記』ヘーン大尉「警部長会議における演説」…………… 142

明治初期における警察関連官制・法規等推移(資料一)…………… 167

種村資料(ヘーン大尉巡回視察関係)(資料二)…………… 174

あとがき

目次

「参考資料」

- 明治警察史研究・高橋雄豺（令文社）
- ヘーン大尉「長野新潟石川富山福井五縣下巡回復命書」手塚豊（警察研究四七卷）
- ヘーン大尉「栃木群馬福島三縣巡回復命書」・田村正博（警察学論集四八卷）
- ヘーン大尉各縣視察復命書各通・警保局資料
- ヘーン氏略伝・警察眼一卷八号
- 伯林警察沿革史・松井 茂（警察監獄学会）
- 「警部長会合ノ席上ニ於テ」警察監獄学会雑誌第一卷
- 種村資料・国立公文書館蔵
- 博多郷土史事典
- 自警（警視庁）昭和一三・三月号



ヴィルヘルム・ヘーンの肖像
(松井茂『伯林警察沿革史』より)



ヘーン大尉表功碑
(東京都墨田区向島 2-5 三囲神社)

ドイツ警察大尉ハインリッヒ・フリードリヒ・ウイルヘルム・ヘーン略歴

- 一八三九年三月四日 ブランデンブルグ州ケーニヒス郡ギュステウキノゼで生れる
 - 一八五九年七月一八日 普漏西近衛歩兵聯隊志願兵入隊
 - 一八六五年八月一〇日 近衛歩兵曹長
 - 一八六六年五月 五日 普墺戦争従軍
 - 同年八月 六日 歩兵少尉任官 第一等栄誉勲章
 - 一八六七年八月 一日 警察官候補合格
 - 一八六八年六月一八日 警察少尉
 - 一八六九年四月二六日 授付「レッシグスメマイル」勲章
 - 一八七〇年七月一六日 普仏戦争従軍歩兵中尉 第二等「アイゼルネークイット」勲章
 - 一八七一年七月一九日 伯林警視庁巡查隊本部付副官
 - 「クリーグスデンミスレッツェー」勲章
 - 一八七四年六月 露国「アンナ」勲章
 - 一八七五年一二月二四日 志鷲勲章
 - 一八七八年一〇月 一日 警視予備部長
 - 一八八〇年 六月三〇日 警察大尉・臨時巡查隊本部長兼務
 - 一八八三年 八月 サクソン第一等「リッテルクロイワ」勲章
 - 一八八五年（明治一八）三月六日 日本政府の招聘により来日
- 警官練習所教官
- 同年 四月一五日 第一回授業生入所

略歴

一八八九年（明治二二）三月三〇日 第四回生卒業

警官練習所閉鎖 勲四等旭日小綬章

一八九〇年四月 警視庁 顧問

一八九一年（明治二四）三月六日 離日 勲三等瑞宝章

帰国後・伯林警視庁方面監督 警察大佐代理

一八九二年二月二〇日 逝去（五二歳）

一八九四年（明治二七）十一月 ヘーン大尉表功碑建立

東京都墨田区向島二―五 「三囲神社」境内

一九四〇年（昭和一五）九月 表功碑再建

同年 十一月 慰霊祭

参考

ヘーン大尉各府縣警察巡回視察狀況（その二）

期間(明治)	巡回府県(順路)	復命書提出
一八・一二・二三 ）三〇	栃木・福島・群馬	一九・一・五
一九・八・三 ）三一	静岡・愛知・岐阜・滋賀・三重	一九・九・一五
一九・一二・二五 二〇・一・一一	大阪(奈良)・京都・兵庫	二〇・一・二九
二〇・七・二三 ）八・三一	神戸(兵庫警察分署)・山口・広島・愛媛(香川) 岡山(神戸)	二〇・九・二〇
二〇・一二・二七 二一・一・一〇	千葉	二一・一・二四
右同期間	神奈川・群馬 (時事新報 1・5)	資料未確認
二一・七・二二 ）九・一〇	長野・新潟・富山・石川・福井(名古屋)	二一・九・三〇
二二・四・七 ）七・五	長崎・熊本・鹿児島・(沖縄)・宮崎・大分・福岡 佐賀(長崎)	二二・一一・一一 九州・東北
二二・八・五 ）一〇・二六	福島・山形・秋田・青森・(北海道)・岩手・宮城	一括復命

二三・二・三 和歌山・徳島

(時事新報2・5他)

資料未確認

三・六

注 1 警視庁 「東京警察ノ組織並ニ事務取扱ニ関スル意見書」明治一九年五月一八日付

2 沖繩・北海道は休暇届旅行(北海道函館警察署視察の記録Ⅱ種村資料)

3 奈良県は明・二〇・一一堺縣から。香川縣は明・二一・一二愛媛縣から分離

ヘーン大尉各府縣警察巡回視察狀況(その二)

○ 巡回先 (復命書等資料未確認の縣を除く)

三十八都道府県(北海道・沖繩県を含む)

○ 視察官署施設等(各復命書より摘記)

警察署・分署 三五〇署

教習所 一二

駐在所 七二

交番等 七

その他 二七

(注)「その他」は 郡・戸長役場、始審裁判所、質・古物商、雇人宿、

劇場、炭坑、製糸工場および巡回路線等

尚 北海道旅行の際、函館に於いて警察署・分署及び教習所を視察した記事(別記・種村資料)。

○ 地方巡回視察に要した 総日数 延べ 三三七日

総籽程 推定 約八・二〇〇籽（船舶を除く）

〔注〕 籽程は「日本分縣地図総覧」及び現行のJR営業等を参考に推測概数を計上した。よつて實距離は遥かに上回ると思われる。

但し利用した交通手段については未解明。

（参考） 英国婦人探検家「イサベラ・バード」の旅行記『日本奥地紀行』

（明治十一年六月～九月）では、東京⇨栃木⇨福島⇨新潟⇨山形⇨秋田⇨青森⇨北海道（主として道南）を人力車、馬車、乗馬等を利用し、其の旅程は九七三マイル（約一・五五七籽）と推計される。



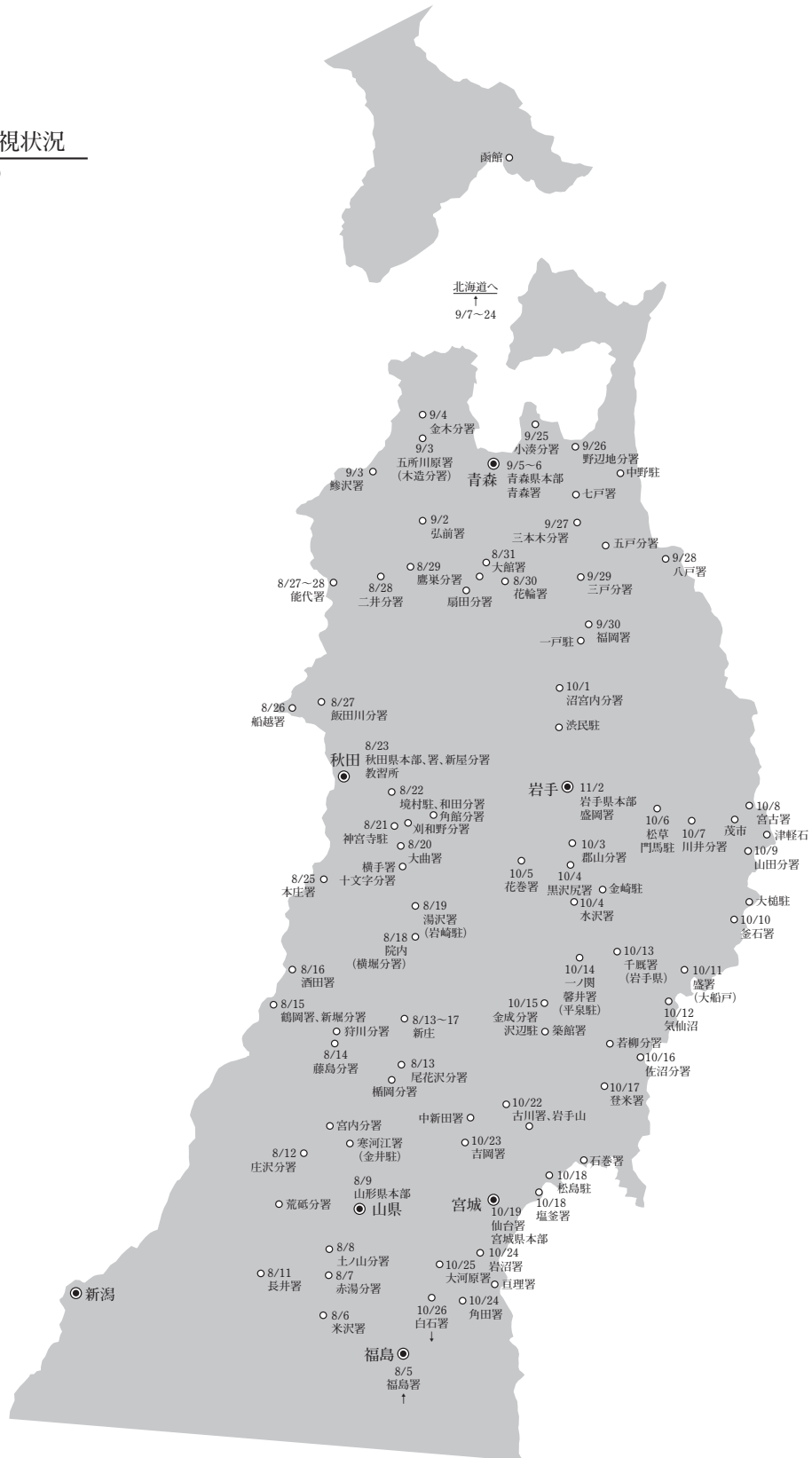
九州各県巡視状況

1889.4.2(東京発) 4.7(長崎着)
 〃 7.5 帰京

東北各県巡視状況

1889.8.5(福島着)

〃 10.26 帰京



九州・東北各縣巡回視察官署等数

縣名	巡視年月						
	(明三二年)						
警察署							
巡視先官署施設等							
分署							
駐在所							
その他							
長崎	四・七	四・二一	九	七	七	炭坑・消毒場	
熊本	四・二二	五・三	一三	三	二	教習所	
鹿児島	五・三	五・二二	九	五	三	五・一六	二二沖繩
宮崎	五・二四	六・三	六	二	八	戸長役場・質古物商	
大分	六・四	六・二二	七	五	六	教習所	
福岡	六・一三	六・二二	一四	一	三		
佐賀	六・二三	六・三〇	八	五	四	始審裁判所検事局	
計	六六	二八	三三	七			
福島	八・五	一					
山形	八・六	八・一七	七	一〇	一		
秋田	八・一八	八・三一	八	二	四	教習所	
青森	九・一	九・二九	七	八	二	九・七	二四北海道
岩手	九・三〇	一〇・一四	九	五	八		
宮城	一〇・一五	二六	一六	三	三	質古物商・巡回路線	
計	四八	三八	一八	三			

ヘーン大尉九州・東北巡回復命書 項目

旅程概略	1
(甲) 九州各縣	1
(乙) 東北各縣	9
概説	16
警察官吏配置(各縣比較表)	16
警察本部	19
警察官配置比較〔天分・山形〕	
報告例示	
巡查採用法	28
巡查教習法	28
訓授・点検	
服被	30
調達・入札・調製・支給	
着装	
小給品ノ支給	
給料	36
給料ノ額・等級(各縣比較)	
昇給	

再採用	
給料下渡制度	
月額手当	
進官法	46
規律及ビ規律ニ関スル状態	46
指揮・監督	
懲罰	49
休暇・病氣引	49
履歷簿	50
受付帳簿(書類件名簿)	53
受付帳簿ノ書式	
受付帳簿ノ登記方	56
公文書取扱法	57
第一部	58
官吏ノ身体上ニ関スル件	
官署ノ構成及ビ処務方法及ビ国事警察ニ関スル書類	
第二部	60
行政警察ニ関スル書類	
第三部	65
司法警察ニ関スル書類	
会計事務繁劇ナル官署ニ於テハ	

第四部（会計事務）ヲ増設スルコトヲ得	
公文書処分法	68
事件関係（盗難事件等）文書ノ処理	
営業人名簿及ヒ台帳等	76
人力車営業人及ヒ子等	76
旅店飲食店等	88
貸座敷	90
古物商質商	91
製造所ニ就業スル幼年職工	93
高島炭坑ノ状況	95
拾得物品	97
違警罪即決法	98
科料金徴収法	100
換刑	102
拘留	102
.....	103
警察職権外ノ干渉	106
賭博及ヒ其ノ防制法	110
戸口調査	113
犯罪人名簿	114
警察監視	116

逮捕状	116
公用庁舎	117
備付品	118
外勤事務	120
官吏ノ配置法	120
監督補助	122
所在地勤務法	123
派出所	126
駐在所	126
勤務日誌	129
巡廻表	132
特別事務	135
道路及ヒ橋梁	137
仙台市警察	138
結論	139

千八百八十九年四月ヨリ十月マテノ間長崎熊本鹿児島宮崎大分福岡佐賀山形
秋田青森岩手宮城十二縣下巡回復命書

大日本帝国内務省ノ命ヲ奉シ前記十二縣下ノ巡回ニ関シ謹テ復命スルコト左ノ如シ

一千八百八十九年十一月十一日

普国警察大尉

ウキルヘルムヘーン

旅程概略

(甲) 九州地方即チ千八百八十九年四月二日ヨリ七月五日ニ渉ル巡回ノ旅程

千八百八十九年四月二日東京ヲ発ス

七日

長崎ニ着ス

八日

長崎水上警察署出島分署ヲ視察ス

九日

長崎縣警察本部ヲ視察ス

十日

長崎ヲ発シ対馬島ニ達シ厳原警察署ヲ視察ス途中平戸田佐巡查駐在所ヲ視ル

十一日

厳原ヲ発シ壱岐島ニ至リ武生水警察署ヲ視察シ繼テ柳田村巡查駐在所ヲ視ル

十二日

武生水ヲ発シ平戸ニ至リ平戸警察署ヲ視察ス

十三日

平戸ヲ発シ佐世保ニ至リ佐世保分署ヲ視察シ途中小手田村巡查駐在所ヲ視ル

十四日

佐世保ヲ発シ大村ニ至リ大村警察署ヲ視察ス途中日宇村巡查駐在所及ヒ早岐分署ヲ巡視ス

十五日

大村ヲ発シ島原ニ至リ島原警察署ヲ視察ス

十六日

港町巡查駐在所ヲ視テ諫早ニ至ル途中神代分署及ヒ野井村巡查駐在所ヲ巡視ス

十七日

諫早警察署ヲ視察シ長崎ニ至ル途中矢上分署ヲ視察ス

十八日

長崎市及ヒ長崎梅崎両警察署ヲ巡視ス

十九日

長崎滞在

二十日

長崎ヲ発シ高島ニ至リ高島巡查駐在所及ヒ炭坑ヲ巡視シ長崎ニ帰ル途中伊奈佐分署ヲ視察ス

二十一日

長崎ヲ発シ茂木ニ至リ茂木分署ヲ視察シ長崎ニ帰ル

二十二日

長崎ヲ発シ熊本縣三角港ニ至リ宇土郡警察署ヲ視察シ宇土ニ至リ宇土分署ヲ視察ス

二十三日

宇土ヲ発シ熊本市ニ至ル途中飽田郡川尻警察署ヲ視察ス

二十四日

熊本縣警察本部及ヒ同巡查教習所ヲ視察ス

二十五日

熊本市警察署及ヒ砂取詫麻郡警察署ヲ視察ス

二十六日

熊本ヲ発シ山鹿ニ至リ山鹿郡警察署ヲ視察シ途中植木山本郡警察署及ヒ田原坂巡查駐在所ヲ巡視ス

二十七日

山鹿ヲ発シ大津ニ至リ大津合志郡警察署ヲ視察シ途中菊地郡警察署ヲ視察ス

二十八日

大津ヲ発シ宮地ニ至リ宮地阿蘇郡警察署ヲ視察シ途中黒川巡查駐在所ヲ視ル

二十九日

宮地ヲ発シ熊本市ニ至ル

三十日

熊本ヲ發シ八代ニ至ル途中松橋下益城郡警察署及ヒ宮之原分署ヲ視察ス

五月一日

八代警察署ヲ視察シ日奈久ニ至リ日奈久分署ヲ視察ス

二日

日奈久ヲ發シ水俣ニ至ル途中佐敷葦北郡警察署ヲ視察ス

三日

水俣分署ヲ視察シ鹿兒島縣下出水警察署ヲ視察ス

四日

出水ヲ発シ西方ニ至ル途中高尾村巡查駐在所及ヒ阿久根分署ヲ視察ス

五日

西方分署ヲ視察シ市来ニ至リ市来警察署ヲ視察ス途中川内警察署ヲ視察ス

六日

川内ヲ発シ鹿兒島ニ至リ鹿兒島縣水上警察署ヲ視察ス

七日

鹿兒島縣警察本部ヲ視察ス

八日

鹿兒島警察署ヲ視察シ繼テ桜島有村巡查駐在所ヲ視ル

九日

鹿兒島ヲ発シ指宿ニ至リ指宿警察署及ヒ東方村巡查駐在所ヲ巡視ス

十日

指宿ヲ発シ鹿兒島ニ至リ途中中谷山分署ヲ視察ス

十一日

鹿兒島ヲ発シ加治木ニ至リ加治木警察署及ヒ蒲生分署ヲ巡視ス

十二日

加治木ヲ発シ国分ニ至リ国分警察署ヲ視察シテ鹿兒島ニ歸ル

十三日

伊集院分署ヲ視察ス

十四日

鹿兒島ヲ発シ大島ニ至ル

十五日

大島警察署ヲ視察ス

十六日ヨリ二十二日マテ

私用旅行願濟ニテ沖繩縣へ渡航ス

二十三日

大島ヲ発シ鹿兒島ニ歸ル

二十四日

鹿兒島ヲ発シ宮崎縣下都之城ニ至ル途中福山分署及ヒ福沢巡查駐在所ヲ巡視ス

二十五日

都之城警察署ヲ視察シ小林ニ至ル途中高崎及ヒ高原巡查駐在所ヲ巡視ス

二十六日

小林警察署ヲ視察シテ高岡ニ至ル

二十七日

高岡警察署及ヒ高岡旧戸長役場ヲ視察シ宮崎ニ至ル途中生目巡查駐在所ヲ視ル

二十八日

宮崎縣警察本ヲ視察ス

二十九日

宮崎警察署ヲ視察シ同所質商古物商ヲ巡檢シ繼テ赤江巡查駐在所ヲ視ル

三十日

宮崎ヲ発シ高鍋ニ至リ高鍋警察署ヲ視察ス途中広瀬富田両巡查駐在所ヲ視ル

三十一日

高鍋ヲ発シ延岡ニ至ル途中土々呂村巡查駐在所ヲ視ル

六月一日

延岡警察署ヲ視察シ細島ニ至リ細島分署ヲ視察ス

二日

郵船ヲ得スシテ細島ニ滞在ス

三日

細島ヲ発シ大分縣下臼杵ニ至ル

四日

臼杵警察署ヲ視察シ佐賀関ニ至リ佐賀関分署ヲ視察ス

五日

佐賀関ヲ発シ大分ニ至ル途中小崎石井両巡查駐在所及ヒ鶴崎分署ヲ視察ス

六日

大分縣警察本部及ヒ巡查教習所ヲ巡察ス

七日

大分警察署ヲ視察シ竹田ニ至ル途中梨子村巡查駐在所ヲ視ル

八日

竹田警察署ヲ視察シ大分ニ着シ又タ別府ニ至ル

九日

別府分署ヲ視察シ杵築ニ至ル途中日出分署ヲ視察ス

十日

杵築警察署ヲ視察シ高田ニ至リ高田警察署ヲ視察ス途中立石巡查駐在所ヲ視ル

十一日

高田ヲ発シ中津ニ至リ中津警察署ヲ視察ス途中宇佐巡查駐在所及ヒ四日市警察署並ニ上野巡查駐在所ヲ巡視ス

十二日

中津ヲ発シ豆田ニ至リ豆田警察署ヲ視察ス

十三日

豆田ヲ発シ福岡縣下甘木ニ至ル途中石井巡查駐在所及ヒ吉井警察署ヲ巡視ス

十四日

甘木警察署ヲ視察シ福岡ニ至ル途中二日市警察署ヲ視察ス

十五日

福岡縣警察本部ヲ視察ス

十六日

福岡警察署ヲ視察ス

十七日

西新町警察署及ヒ姪ノ浜巡查駐在所並ニ箱崎警察署ヲ巡視ス

十八日

福岡ヲ発シ小倉ニ至リ小倉警察署ヲ視察シ蘆屋ニ至リ蘆屋警察署ヲ視察ス

十九日

蘆屋ヲ発シ福岡ニ帰ル途中赤間警察署及ヒ福岡分署ヲ巡視ス

二十日

福岡ヲ発シ久留米ニ至ル途中大宰府巡查駐在所及ヒ松崎警察署ヲ巡視ス

二十一日

久留米警察署ヲ視察シ大牟田ニ至ル途中柳川警察署ヲ視察ス

二十二日

大牟田警察署ヲ視察シ福島ニ至リ福島警察署ヲ視察ス

二十三日

福島ヲ発シ佐賀縣下佐賀ニ至ル途中水田警察署及ヒ大島巡查駐在所ヲ巡視ス

二十四日

佐賀縣警察本部及ヒ佐賀警察署ヲ巡視ス

二十五日

佐賀ヲ発シ田代ニ至ル途中境原巡查駐在所神崎警察署及ヒ轟木警察署ヲ巡視ス

二十六日

田代分署ヲ視察シ諸富ヲ経テ佐賀ニ帰ル途中諸富分署及ヒ寺井巡查駐在所ヲ巡視ス

二十七日

佐賀始審裁判所検事局ヲ巡察シテ佐賀ヲ発シ唐津ニ至ル途中小城警察署及ヒ相知分署ヲ巡視ス

二十八日

唐津警察署ヲ視察シ有田ニ至ル途中鬼沢巡查駐在所及ヒ伊万里警察署ヲ巡視ス

二十九日

有田分署ヲ視察シ嬉野ニ至リ嬉野分署ヲ視察シ途中武雄警察署ヲ視察ス
三十日

嬉野ヲ発シ長崎港ニ至ル

七月一日

長崎ニ滞在シ女神消毒場ヲ巡察ス

二日

長崎ヲ発シ歸京ノ途ニ上ル

五日

歸京

(乙) 東北地方即チ一千八百八十九年八月五日ヨリ十月二十六日ニ渉ル巡回ノ旅程

八月五日

東京ヲ発シ福島縣福島ニ至リ福島警察署ヲ視察ス

六日

福島ヲ発シ山形縣米沢ニ至リ米沢警察署ヲ視察ス

七日

米沢ヲ発シ上ノ山ニ至ル途中赤湯分署ヲ視察ス

八日

上ノ山分署ヲ視察シ山形ニ至リ山形警察署ヲ視察ス

九日

山形縣警察本部ヲ視察ス

十日

山形ヲ発シ長井ニ至ル途中宮内分署ヲ視察ス

十一日

長井警察署ヲ視察シ左澤ニ至ル途中荒砥分署ヲ視察ス

十二日

左澤分署ヲ視察シ寒河江金井ヲ経テ山形ニ帰ル寒河江警察署及ヒ金井村巡査駐在所ヲ巡視ス

十三日

山形ヲ発シ新庄ニ至ル途中楯岡及ヒ尾花沢両分署ヲ巡視ス

十四日

新庄ヲ発シ鶴岡ニ至ル途中狩川及ヒ藤島両分署ヲ巡視ス

十五日

鶴岡警察署ヲ視察シ酒田ニ至ル途中新堀分署ヲ視察ス

十六日

酒田警察署ヲ視察シ新庄ニ帰ル

十七日

新庄警察署ヲ視察シ秋田縣院内ニ至ル

十八日

院内ヲ発シ湯澤ニ至ル途中横堀分署ヲ視察ス

十九日

湯澤警察署ヲ視察シ大曲ニ至ル途中岩崎巡査駐在所並ニ二十文字分署及ヒ横手警察署ヲ巡視ス

二十日

大曲警察署ヲ視察シ角館ニ至リ角館分署ヲ視察ス

二十一日

角館ヲ発シ苧和野ニ至リ苧和野分署ヲ視察ス途中神宮寺巡査駐在所ヲ視ル

二十二日

苧和野ヲ発シ秋田市ニ至ル途中境村巡査駐在所及ヒ和田分署ヲ巡視ス

二十三日

秋田縣警察本部及ヒ秋田縣巡査教習所ヲ巡察ス

二十四日

秋田警察署ヲ視察シ本庄ニ至ル途中新屋分署ヲ視察ス

二十五日

本庄警察署ヲ視察シ秋田市ニ歸ル

二十六日

秋田市ヲ発シ船越ニ至リ船越分署ヲ視察シ途中土崎秋田警察署出張所ヲ視ル

二十七日

船越ヲ発シ能代ニ至ル途中飯田川及ヒ森岡兩分署ヲ巡視ス

二十八日

能代警察署ヲ視察シ鷹巢ニ至ル途中二井分署ヲ視察ス

二十九日

鷹巢分署ヲ視察シ花輪ニ至ル途中扇田分署ヲ視察ス

三十日

花輪警察署ヲ視察シ大館ニ至ル

三十一日

大館警察署ヲ視察シ青森縣下碓ヶ関ニ至ル

九月一日

碓ヶ関ヲ発シ弘前市ニ至ル途中黒石警察署及ヒ浪岡分署ヲ巡視ス

二日

弘前警察署ヲ視察シ鱒澤ニ至ル

三日

鱒澤警察署ヲ視察シ五所川原ニ至リ五所川原警察署ヲ視察シ途中木造分署ヲ視察ス

四日

五所川原ヲ発シ金木分署ヲ視察シ青森ニ至ル

五日

青森縣警察本部ヲ視察ス

六日

青森警察署ヲ視察シ油川巡查駐在所ヲ視ル

七日ヨリ同二十四日マテ

私用旅行願濟ニテ北海道へ渡航ス

二十五日

青森ヲ発シ野辺地ニ至ル途中小湊分署ヲ視察ス

二十六日

野辺地分署ヲ視察シ七ノ戸ニ至リ七ノ戸警察署ヲ視察ス途中中野巡查駐在所ヲ視ル

二十七日

七ノ戸ヲ発シ八ノ戸ニ至ル途中三本木及ヒ五ノ戸両分署ヲ巡視ス

二十八日

八ノ戸警察署ヲ視察シ三ノ戸ニ至ル

二十九日

三ノ戸分署ヲ視察シ岩手縣福岡ニ至ル

三十日

福岡警察署ヲ視察シ沼宮内ニ至リ沼宮内分署ヲ視察シ途中一ノ戸巡查駐在所ヲ視ル

十月一日

沼宮内ヲ発シ盛岡ニ至ル途中浜民巡查駐在所ヲ視ル

二日

岩手縣警察本部及ヒ盛岡警察署ヲ巡視ス

三日

盛岡ヲ発シ黒澤尻ニ至ル途中郡山分署ヲ視察ス

四日

黒澤尻警察署ヲ視察シ水澤ニ至リ水澤警察署ヲ視察シ黒澤尻ニ歸ル途中金崎巡查駐在所ヲ視ル

五日

黒澤尻ヲ発シ盛岡ニ歸ル途中花巻警察署ヲ視察ス

六日

盛岡ヲ発シ松草ニ至リ同所門馬村巡查駐在所ヲ視ル

七日

松草ヲ発シ河井ニ至リ河井分署ヲ視察ス

八日

河井ヲ発シ宮古ニ至リ宮古警察署ヲ視察シ途中茂市巡查駐在所ヲ視ル

九日

宮古ヲ発シ山田ニ至リ山田分署ヲ視察シ途中津軽石巡查駐在所ヲ視ル

十日

山田ヲ発シ釜石ニ至リ釜石分署ヲ視察シ大槌巡查駐在所ヲ視ル

十一日

釜石ヲ発シ盛ニ至リ盛警察署ヲ視察ス

十二日

盛ヲ発シ宮城縣氣仙沼ニ至リ氣仙沼警察署ヲ視察ス

十三日

氣仙沼ヲ発シ岩手縣千厩警察署ヲ視察シテ一ノ関ニ至ル

十四日

盤井警察署ヲ視察シ平泉村巡查駐在所ヲ視ル

十五日

一ノ関ヲ発シ宮城縣下築館ニ至リ築館警察署ヲ視察シ途中金成分署及ヒ澤邊巡查駐在所ヲ巡視ス

十六日

築館ヲ発シ登米ニ至ル途中若柳及ヒ佐沼両分署ヲ巡視ス

十七日

登米警察署ヲ視察シ石之巻ニ至リ石之巻警察署ヲ視察ス

十八日

石之卷ヲ発シ仙台ニ至ル途中松島巡査駐在所及ヒ塩竈警察署ヲ巡視ス
十九日

宮城縣警察本部ヲ視察ス

二十日

仙台警察署ヲ視察シ市中質商古物商ヲ巡檢ス

二十一日

仙台ヲ発シ湧谷ニ至リ湧谷警察署ヲ視察シ古河ニ至ル

二十二日

古河警察署ヲ視察シ中新田ニ至リ中新田警察署ヲ視察シ途中岩出山警察署ヲ視察ス

二十三日

中新田ヲ発シ仙台ニ歸ル途中吉岡警察署ヲ視察ス

二十四日

仙台ヲ發シ角田警察署ヲ視察ス途中岩沼及ヒ亘理兩警察署ヲ巡視ス

二十五日

角田ヲ發シ白石ニ至ル途中大河原警察署及ヒ白石警察署ヲ巡視シ繼テ福岡巡査駐在所及ヒ長袋村巡回線路ヲ
巡視シ白石ニ歸ル

二十六日

白石ヲ發シ東京ニ歸ル

概 説

今回余カ巡回シタル各縣ニ於テモ其ノ面積人口ト警察官吏ノ数トニ関シテ著シキ不平均アルヲ見ル其ノ比較ハ左表ノ如シ

懸名	面積 (方里)	人口	縣警察官吏數					警察本部詰員					縣警察官署ノ數						
			警部長	警部	警部補	巡查	雇	小使	警部長	警部	警部補	巡查	雇	計	警察署	分署	派出所	駐在所	
宮崎縣	四三六	四〇二、二三八	一	一四	二	二二八	二	二二	一	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	二二〇
鹿兒島縣	一三六	九〇〇、六八七	一	二七	四六	五五九	一	五四	一	一六	一	一	一	一	一	一	一	一	三〇六
熊本縣	四六七	一、〇二六、二五九	一	二五	三六	六五〇	一	五一	一	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	二九六
長崎縣	二〇	七四一、三〇七	一	二〇	三八	四八四	一	四六	一	一六	一	一	一	一	一	一	一	一	三三三
大分縣	四〇九	七七、九六二	一	二二	二二	四三〇	一	三九	一	一六	一	一	一	一	一	一	一	一	二九九
福岡縣	三二七	一、二二七、四六二	一	三二	二五	五七七	一	四七	一	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	三三八
佐賀縣	二八	五四八、六四八	一	一五	二二	三三四	一	三六	一	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇八
山形縣	五七	七三四、三四五	一	二二	二八	四三三	一	四三	一	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇三
秋田縣	一、二〇三	六八九、〇四八	一	一六	三三	三三三	一	四七	一	一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一八五
青森縣	八七三	五四、二〇〇	一	一四	一八	二三八	一	三二	一	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇四
岩手縣	九八三	七二五、二二三	一	二〇	一八	三三五	一	三三	一	一六	一	一	一	一	一	一	一	一	二六 外人詰六 二人詰六
宮城縣	四四五	七四四、三五九	一	二五	二二	四六〇	一	五一	一	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	三五二

此ノ如キ不平均ナル警察官吏配置法ニ伴フテ生スル所ノ不利益ハ後段順ヲ追フテ説明セムトス
夫レ警察官吏配當ノ不平均ナル其レ既ニ此ノ如シ而シテ其ノ内勤及外勤事務取扱手續ニ於テモ均一ナラサル所アルコトヲ發見シタリ

今此ノ不平均ナル点ヲ掲ケ且ツ事務取扱上ニ不利益ナリトスルハ他ナシ日本警察ノ運動ハ漸次益々多端ヲ極メ且ツ其ノ範圍ヲ拡張シテ外国人ニ関スル事件ニ及ホササルヘカラサル勢ナレハ帝国内務省ハ宜シク此等ノ事情ヲ視察シテ土地ノ狀況ヨリ均一ニスヘカラサルモノヲ措キ其ノ他ハ成ルヘク同一ノ組織ニ為サムコトヲ希画シ若クハ此等ニ就テ命令スル所アラムコトヲ建議スルモノナリ外国人ハ此等ノ事ニ関シテハ尤モ鋭敏ニ感動シ易キ情性ヲ有セルモノナレハ警察取扱上及ヒ処分手続ノ均一ナラサル事ニ関シテハ豪モ仮借スル所ナクシテ必ス苦情ヲ唱フルカ或ハ訴願ヲ為スコトアルヘク而シテ斯クノ如キ苦情若クハ訴願ナルモノハ却テ貴国ハ外国ニ対シテ其ノ施政上ノ不面目ヲ示スヘキモノナルカ故ニ此等ノ不面目ヲ避ケルハ日本政府カ尤モ今日ノ急務トシテ勉ムヘキ所ナラム

施政上此不平均ヲ生スルハ何故ニヨルカト疑ヲ生スルモノアルヘシト雖モ其ノ原因ハ今日決シテ奇異ナルモノニアラス余ハ毎回余ノ巡回復命書ニ掲ケタルノミナラス又此レヲ均一ナラシムルノ利益アルコト及ヒ如何ナル方法ニ依テ其ノ均一ヲ求ムヘキヤノ点ニ就キ意見ヲ陳述シタリ而シテ此点ニ関シテ今日マテ著シキ進歩ヲ見サルモノハ余ハ余カ意見ノ如ク事務ヲ執リ且ツ其ノ模範ヲ示スヘキモノナキニ因ルコトヲ信ス故ニ今日ニ於テ余ハ余カ屢々建議シタル如ク警官練習所受業生ニ練習セシムルニ独リ學問上ノ理論ノミナラス實際的ノ警察事務ヲ訓習シテ一ノ模範警察署ヲ成立セシメサリシヲ歎惜スルモノナリ

各縣共ニ警察事務ヲ成ルヘク完然ノ域ニ進メムコトニ熱心ナリシハ實ニ喜ブベキモノナリ然レトモ其ノ熱心ヤ却テ他ノ目的以外ニ走ルノ媒介トナルノ狀況アリ而シテ其ノ熱心ノ度ハ余カ練習所ニ教示シ復命書ニ陳述シタル方法ヨリハ一層完全ナル方法ヲ設ケムトスルモノノ如シト雖モ惜イ哉多クハ復命書等ヲ誤解シテ改正ノ際其ノ改正スヘキ本旨ヲ失シテ却テ他ノ事物ヲ本旨ト誤認シ又ハ模範トスヘカラサルモノヲ模範トシテ之ヲ改正シタルノ傾

向アリ故ニ今日ニ當テ往々不当ナル方法ヲ捏造スルニ至リタリ余ハ漸次此等ノ点ヲ各条項ニ就テ指摘明示スル所アラムトス則チ之ヲ如何セハ以テ其ノ弊害ヲ除去スルコトヲ得ルカ思フニ之レヲ全然矯正センニハ成ル府縣ニ就キ標準トナルヘキ丈ケニ其ノ警察上ノ組織ヲ改革シテ他ノ府縣ハ之レヲ標準トシテ改革ヲ為サシムルヲ必要ナリト信ス而シテ此レニ由テ以テ改正熱ヲ一ノ方針ニ導クコトヲ得テ始メテ前復命書ノ誤解等ヲ生出スルコトナキニ至ラシムルヲ得ヘシ

外国人ハ早晚治外法權ノ域ヲ脱シテ日本法律ノ配下ニ服従セサルヘカラサルニ至ルモノナレハ外国人ノ取扱ニ関シテハ嘗テ口頭ニテ述ヘタル意見ヲ採用セラレムコトヲ必要ナリト思考ス即チ適當ノ官吏ヲ歐米ニ派遣シ外国人ハ其ノ本国ニ於テハ如何ナル方法ニ依テ取扱ヒ若クハ処分スルヤヲ視察セシムルコト是ナリ而シテ其ノ視察スル事柄ハ唯タ外国人ニ関シ警察ニテ用ユル処分上ノ方式ヲ取調フルヲ以テ足レリトシ又各國ノ法律規則ニ関シテハ唯其ノ之レヲ実施スルニ必要ナル方式ノ定メタルモノ、ミヲ取調フルヲ以テ足レリトス何トナレハ其ノ他ノ事柄ニ関シテハ特別ノ條約ニ基カサル限りハ日本ノ法律規則ヲ適用シ得レハナリ該官吏ニハ此等ノ取調ニ関シテ充分確實ナル復命書ヲ差出サシメ其ノ復命書ヲ印刷シテ總テノ警察管理者ニ頒布シ外人交渉事件ノ發生セシ場合ニハ成ルヘク其ノ外国人自身ノ本国ニ於テ施行スル方式ヲ適用シテ之レカ処分ヲ為スコトヲ命スルヲ要ス巡查ニ至テモ其ノ復命書ノ大要ヲ知ラシムルノ必要アラシカ

外国人ニ関シ此ノ如キ方法ヲ設クルニ於テハ苦情訴願等ヲ著シク減少スルハ疑ヒナキ事實ナリ然レトモ此上若シ苦情訴願等ノ發生セシ場合ニハ其ノ事情ヲ前述ノ官吏ニ開陳シテ本人ノ意見ヲ求メ其ノ意見ニ拠リテ之ヲ処分スルコト、スルモ不可ナカルヘシ唯タ斯ノ如キ計画ハ余ハ之ヲ秘密ニ為スノ必要ナキヲ信スルノミナラス成ルヘク之レヲ一般ニ示スヲ可ナリト信ス何トナレハ外国人此等ノ計画アルコトヲ知ルニ於テハ第一ニハ

警察官ノ此等ノ処分ニ心服シ第二ニハ謂レ無ク苦情等ヲ提出スルコトヲ避クレハナリ余ハ尚各國公使ニモ此計画アルコトヲ示シテ各其ノ本国ニ於テ此官吏カ此等ノ取調ヲ為スニ充分ノ便利ヲ與ヘンコトニ盡力スルヲ望ムヲ可ナリト信ス

尚ホ此計画ニ関シテ著シキ効力アリト信スルモノハ日本政府ニ雇聘サレタル外国人ノ内ヨリ此派遣スヘキ人ヲ擇フヘキコト是ナリ何トナレハ此雇外国人ハ日本人ニ比シテ幾分カ西洋ノ警察事件ニ就テハ能ク通曉シタルモノト思考セラレ又之レカ為ニ其ノ人ノ復命シタル事ハ内外共ニ大ナル信用ヲ置クナラムト思考スレハナリ且ツ此ノ官吏ヲ日本政府ニ於テハ他ノ事物ニ使用スルモ不都合ナカルヘシ何トナレハ此人ハ地球上各国ノ警察制度ヲ知ルモノタルニ由リ自然ニ知り得タル他ノ事ニモ利用スルコトヲ得レハナリ然ラハ即チ此官吏ヲ派遣スルコトハ唯一事件即チ警察事務ノミナラス一般ニ関シテモ一挙兩得ノ利益アルヘキナリ

警察本部

警察本部ノ官吏ニ関シテハ今回巡回シタル十二縣下ニ於テモ著シキ差アルヲ見ル此点ニ関シテハ人口及ヒ面積ニ就テ稍ヤ同一ナル県モ其ノ大ナル差アルヲ以テ其ノ原因ヲ探求スルノ已ムヲ得サルモノアルナリ例令ハ山形縣ト大分縣トヲ比較セハ左ノ如キ比例ヲ生ス

大分縣ハ其ノ面積四百〇九方里ナリ

山形縣ハ其ノ面積五百十七方里ナリ

大分縣ハ其ノ人口七十七萬千九百六十一ナリ

山形縣ハ其ノ人口七十三萬四千三百四十五ナリ

大分縣ノ警察官吏ノ數ハ警部二十一一名警部補二十二名巡查四百三十名雇五十名ナリ

山形縣ハ警部二十一名警部補二十八名巡查四百三十二名雇十二名ナリ

大分縣警察本部ニハ警部六名警部補三名巡查五名雇十五名ヲ置キ

山形縣ニ於テハ唯タ警部五名警部補三名巡查二名雇九名ヲ置ク

故ニ大分縣ハ山形縣ニ比スレハ警部一名巡查三名雇六名ヲ超過セリ此ノ如キ不同ノ原因ハ余ノ思考ニ依レハ第一ニハ事務ヲ配当スル注意ノ粗密ニ基キ又多クハ事務取扱手續ノ異同ニモ因ルヘシ而シテ事件ノ多少ニヨリテ官吏

ノ数ニ差違ヲ生スト謂フヘカラス何トナレハ此ノ二縣ハ公文書取扱ノ数稍ヤ同一ナレハナリ
要スルニ各県共ニ上官ヲ本部ニ使用スルノ多キニ失スルハ疑ヒナキ事実ナリ伯林府ノ如キハ三千五百人ニ對シテ
巡查本部ニ要スル人員ハ本部長ノ外ニ唯タ尉官四人及ヒ受付帳簿掛一人ノミヲ以テ能ク支フルノミナラス事務取
扱ニ関シテ少シモ渋滞粗漏ノ点アルヲ見ス而シテ此官吏ハ勤務時間中徒タ手ヲ空シクシテ机案ニ對スルカ如キモ
ノニアラス

凡ソ警部長タルモノハ警察事務ヲ充分ニ熟知シ且ツ各官吏ノ能力ヲ判断スルコトヲ得ルモノナレハ今仮リニ警部
三名警部補三名及ヒ六名ノ下官ニテ事務ヲ処理シ能ハサルト曰フハ聊カ奇異ノ感ナキ能ハス尤モ斯ク人員ヲ消滅
スルニハ充分ニ事務ヲ整頓シ凡テ不必要ナル手数ハ之ヲ省キ所属官衙並ニ他官衙トノ往復ヲ簡單ニシ且ツ外勤事
務ニ關係ナキ事件若クハ他官衙又ハ他ノ部課ニ属セシムヘキ事件ハ之ヲ省クト否トニ基クモノナリトス

余ハ前段大分縣及ヒ山形縣ノ比較ヲ為シタルモ之レヲ以テ山形縣警察本部ハ充分ニ人員ヲ節減シタリト曰フニア
ラス唯タ之レヲ以テ一般ニ警察本部ノ人員ヲ節減シタルニモ拘ハラス尚ホ其ノ数ニ不同アルノ例ヲ示シタルノミ
故ニ余ノ意見ハ尚ホ山形縣警察本部ニ於テモ人員ヲ節減スルコトヲ得ヘシト信ス

余カ所謂不必要ノ手数ナルモノハ今回モ多クノ諸縣ニ目撃シタル日報若クハ三日報ノ如キモノ是レナリ此等ニ就
テハ余ハ曾テ陳述シタル如ク唯タ庁下ノ警察署ニ限り調整スルノ必要アルヘケレトモ其ノ他ノ官署ハ月報ニテ充
分ナリトス

抑モ報告ナルモノハ上官衙若クハ長官カ警察事故又ハ警察官吏ノ勤務等ヲ查察スルニ便利ナルモノナレトモ警察
上ノ事故ヲ知ラムト欲スルニハ其ノ事故ノ發生セシ時特ニ報告セシムルヲ以テ足レリトス官吏ノ勤務等ノ如キハ
一ヶ月一回ノ報告ニテ充分ナリト信ス而シテ其ノ報告ハ尚ホ左ノ目的ニ使用スルコトヲ得ヘシ

第一其ノ報告ハ警察統計表ヲ調製スルニ必要ナル材料トナルコト是ナリ然レトモ此等ノ報告ハ統計表ヲ調製スル
ノ期限ニ際シ之レヲ差出サシムレハ可ナリ例令ハ現今日本ニ於テハ毎年一回警察報告ナルモノヲ内務省ニ進達ス
ルノ成規ナリ然ラハ何ノ必要アリテ毎月一回其ノ材料ニ要用ナル報告ヲ差出サシムルカ或ル県ノ如キハ報告ノ数

四十九表以上ノ多キニ渉ルコトアリ斯カル報告ハ毎時之レヲ通読スルコト殆ント困難ナルヘシ又之レヲ編冊スルニ於テモ其報告ノ為メニ損益相償ハサル非常ノ手数ヲ要スヘシ

第二其ノ報告ハ又所属官署若クハ官吏ヲシテ互ニ其ノ勤務ニ競争セシムルノ好手段ナリ然レトモ此目的ヲ達セムニハ簡單ナル月報ニテ充分ナルヘシ殊ニ少時期ノ報告等ニ依リテ一警察署若クハ分署等ノ成績ノ一般ヲ知ラムトスルハ最モ困難ノコトナレハナリ人或ハ曰ハン報告類ヲ斯ノ如ク制限シタレハトテ警察本部ニ於ル手数ハ敢テ大ナル減省ヲ見サルヘシト是レ決シテ然ルニアラス例令ハ分署警察署ノ數二十ヲ有スル県ノ如キハ其ノ官署ヨリ本部ニ到達スル日報ハ其ノ數一ケ年ニ七千三百トナラン此報告書類ヲ以テ今日目撃スル如ク公文書ノ收受ト認ムル以上ハ其ノ事件ノミニテ警察本部ニ於ケル公文書收受總數ノ三分ノ一以上ニ上ルヘシ之レヲ一々收受簿ニ登記スルヨリ生シル手数ハ果シテ如何ソヤ又若シ之レヲ唯タ毎月一回ト為サハ公文ノ總數ノミナラス其ノ郵税ニモ如何ナル減却ヲ見ルヘキヤ尤モ報告ノ度數ヲ減スレハ從テ其ノ報告ヲ充分ニ取調ヘ若シ過失アラハ少シモ仮借スル所ナク之レヲ其ノ官署ニ訂正スルコトヲ要セサルヘカラス唯タ報告ヲ督促シ之レヲ編纂スルノミニテハ其ノ利益スル所甚タ僅少ナルヘキナリ

公文書往復ノ手續ヲ簡單ニセムトスルニハ現今普漏西ノ各官署ニ於テ行ハル、公文書往復手續ヲ採ルヲ可トス即チ未完結ノ公文書ニ関シテハ現今日本ニ行ハル、如キ迂遠ノ手續ヲ為サスシテ唯タ原文書ノ儘ニテ往復ヲ為スニアリ今余ハ其ノ手續ヲ明瞭ニ説カム為メ一例ヲ示サムトス説令ヘハ茲ニ貸座敷營業願ヲ出シテ官署ノ許可ヲ乞フモノアリトセムニ此ノ如キ願ハ本部ニテ許否スル制規ナラハ之レヲ警察本部ニ送達スヘク此場合ニ於テハ先ツ其ノ願人及ヒ營業ヲ為スヘキ場所ノ適否ヲ查察セシメサルヘカラス第一ノ場合ハ町村長ニ頼テ其ノ願人前科ノ有無及ヒ營業ヲ為スニ充分ナル資本ヲ有スルヤ否ヲ取調ヘシメサルヘカラス第二ノ場合ハ該当官吏ヲシテ其ノ營業所ト為スヘキ個所ヲ検査シテ其ノ意見ヲ開陳セシメサルヘカラス

現今日本ノ慣例ニ依ルニ右等ノ取調ヲ為スニハ先ツ署長若クハ町村長ニ其ノ旨ヲ書記シタル命令若クハ照會書ヲ送付シテ其ノ源書類ハ之レヲ留メ置クノ手續ナリ普漏西ニ於イテハ警察本部ハ其ノ命令若クハ照會等ヲ直チニ其

ノ願書ノ余白ニ記載シ余白ナキトキハ之ニ白紙ヲ附シタルモノニ書記シテ送ル而シテ照会若クハ命令文ト之ニ基キタル復命若クハ回答文トヲ區別スル為メニ命令若クハ照会文ハ原願書文字上端ノ列次ヨリ仍ホ二三字上層ニ書記シ復命若クハ回答文ハ原願書文字上端ノ列次ヨリ二三字下層ニ書記ス此ノ如キ手續ヲ以テ署長ハ命令文ノ次ニ直チニ其ノ意見ヲ復命シ之ニ次キテ町村長モ回答文ヲ記載スルモノトス 訳者曰ク独逸国ニ於ケル公文書ハ一面ノ白紙ヲ二折ト為シ其ノ左側ニ記シテ右側ハ全ク白紙ノ儘ニ存スルヲ以テ方式トナセリ今此ニ訳述スル書式ノ如キモ訳文ニ所謂ル原願書文字上端ノ列次ヨリ二三字上層ニ書記ストハ原文ニ於テハ原願書ノ左方ニ書記シ又ハ其ノ原願書文字上端ノ列次ヨリ二三字下層ニ書記ストハ原文ニ於テハ右方ニ書記スルナリ 然トモ原文ヲ直訳スレハ到底我国ノ書式ニ応用スヘカラサルヲ以テ爰ニ訳述スル文ハ勿論、下ニ掲載スル書式ノ如キモ皆彼レノ意ヲ採リ我レノ式ヲ造リタリ故ニ単ニ其ノ外形ノ方式ノミヲ見ルトキハ原訳相似サルモノアリト雖トモ是レ彼用紙ヲ異ニシ書式ヲ同フセサル結果ナリトス讀者之レヲ諒セヨ 唯タ原文若クハ他ノ意見等ヲ汎ク示スコトヲ欲セサル場合ニノミ照会若クハ命令文ヲ別紙ニ書記シテ送達ス余ハ此ニ仍ホ其ノ手續ヲ明瞭ナラシメム為メ左ニ之レカ模範ヲ示サム

貸座敷營業願

私義今般何市町村何番地家屋ニ於テ貸座敷營業仕度候間御認可相成度此段奉願上候也

何年何月何日

何 某

何府縣知事 何某殿

(第一)

(本部受付印)

右願出ニ依リ実地取調ノ上家屋ノ構造及ヒ其ノ他ノ条件ニ不都合ナキヤヲ取調フヘシ

何年何月
年月日

何府縣警察本部長 何 某

何日受付

何警察署長何某殿

第何号

(第二)

右願出ニ依リ本人前科ノ有無及ヒ其資産ノ有無御取調ノ上御回答有之度此段照会候也

年月日

何府縣警察署本部長 何 某

何市町村長何某殿

(第一)

(警察署受付印)

右願出ニ依リ家屋該家屋ハ遊廓認可地内ニ建設シ室数ハ・・・有之間取適當ニ空氣モ流通シ

何年何月

別ニ不都合ノ廉無之モノト相認メ此段及復命候也

何日受付

年月日

何警察署長 何 某

第何号

(第二)

(市町村長受付印)

右願出ニ依リ本人身元取調候処前科無之且ツ身元確實ナル者ニシテ貸座敷

何年何月

営業ヲ為スニ足ルヘキ資産ヲ有スル者ニ有之此段及御回答候也

何日受付

年 月 日

何市町村長 何 某

第何号

(第一)

(本部受付印)

何年何月

願之趣聴届候事

何日受付

(第二)

主任某警部許可證ヲ調製スヘシ

(第三)

何警察署長何某ニ許可證ノ交付及ヒ許可後取締ニ関スル手續執行ヲ命ス

(第四)

何町村長ニ通知スヘシ

(第五)

何郡長ニ通知スヘシ

(第六)

第何号綴込第何冊ニ編入済

年 月 日

(第一)

許可證ニハ第何号ヲ登記ス 貸座敷營業人名簿記載済

何年何月 日

主任警部 何 某

(第二)

(警察署受付印)

何年何月

何日受付

第何号

許可證ノ下付ヲ了シ取締手續ヲ執行ス

年 月 日

警察署長 何 某

(第二)

(町村長受付印)

何年何月

何日受付

第何号

通知了承ス

年 月 日

何町村長 何 某

(第四)

(郡役所受付印)

何年何月

何日受付

第何号

通知ヲ了承シ納税者名簿記入済

年 月 日

何郡長 何 某

右ニ掲ケタル手續ニ從テ書類ヲ処分スレハ其ノ利益スル所大ナルヘシ何トナレハ第一ニハ照会若クハ回答ニ特別ナル文書ヲ調製スルノ必要ナク其ノ他其ノ事件ノ手續ヲ明瞭ニ知ルコトヲ得ヘキヲ以テ其ノ官署ニ於テモ充分ナル取調ヲ為スコトヲ得ヘシ又タ其ノ事件完結ノ後ト雖モ其ノ書類ヲ見レハ一目シテ其ノ処分ノ始末ヲ明瞭ニスルコトヲ得ルノミナラス仍ホ現今往々見ル如キ帳簿上ニ登記洩アルカ如キ過失ヲ生スルコトナカルヘシ 余ハ仍ホ此手續ニテ結了シタル書類ヲ完全ナル方法ニテ保存スルコトニ就テ一言セムトス

即チ是等ノ書類ハ之レヲ同冊ニ綴リ込マス一營業人各自ニ特別ノ綴込帳簿ヲ設ケ其ノ帳簿ニハ此等公文書ノミナラス仍ホ其ノ他娼妓ノ出入病氣若クハ全快届若クハ検査医ノ報告ノ如キ凡テ同一ノ營業者ニ関スル書類ハ之レヲ其ノ者ニ関スル帳簿ニ綴込ムニアリ警察本部ノ事務ヲ省カムニハ即チ非常ニ複雑ナル會計事務是レナリ是レ純然タル警察事務ト見做スヘカラサレハ或ハ他ノ官署又ハ部課ニ委任シテ可ナラム

現今各縣ノ警察本部ニテ計算スル所ノ警察費ノ年額ハ平均七萬円余ニシテ其ノ内凡ソ三分ノ二ハ俸給等ノ如キ支払ノ定マリタルモノナレハ計算上特ニ手数ヲ要スルモノハ僅カニ二萬三千円余ニ過キス此等ノ會計事務ヲ執ル為メニ各縣ニ於テ大凡七人ノ官吏ヲ使用セリ仍ホ其ノ他各警察署ニ平均一人ノ官吏アリト見做シ警察署ノ數十六箇アリトスレハ二萬三千円ヲスヘキ為ニ總計二十三人(本部ト十六警察トニ使用セル人員)ノ官吏ヲ要スルノ割合ナリ故ニ之レヲ會計官一人ニ配当スルニ於テハ一ケ年二千円又一日二三円ヲ計算スルノ割合ナリ

各縣ニ於テ警察本部ニ主計課ノ外又タ會計課ヲ置ケリ此ノ理由果シテ解シ難シ何トナレハ同一ノ官庁即チ警察本

部ト雖モ決シテ獨立ノ官署ニアラスシテ縣庁ノ一局部ニ屬スルモノナレハ同一ノ官署ニ二個ノ會計課ヲ生スレハナリ卑見ニヨレハ警察本部ニハ特別ノ主計課ヲ置クノ必要ナク唯タ機密費ヲ取扱ヒ臨時ノ支出ニ要スル予備金ヲ取扱フ為メニ一人ノ主任官吏ヲ置クヲ以テ足レリトス 凡テ同一ノ官署ニ於テ同一ノ事務ヲ取り扱フ為メニ二個ノ部局ヲ設クルハ甚タ不利益ナルモノナリ 何トナレハ畢竟スルニ官吏ヲ無益ノ事ニ使用スルニ至ルヘケレハナリ 然ルトキハ縣庁ノ會計課ニ官吏ヲ増加スル必要ヲ生スルカ如シト雖モ余ハ之レカ為メニハ僅カニ一人ノ官吏ヲ増加スルヲ以テ充分ナリト確認ス 而シテ縣庁ノ會計課ヲシテ全般ノ會計事務ニ當ラシムルヲ以テ必要ナル事ト思考ス何トナレハ警察本部主計課ニ於テハ唯タ警察費ニ関スル計算ノ下調ヲ為スニ過キスシテ此等ニ関スル責任ヲ負フコト能ワサルカ如キ有様ナレハナリ

警察署ノ會計事務モ本部ニ於ケル會計事務ト異ナラサルカ如シ余ハ或ル県ニ於テ其ノ県内ノ各警察署カ区々ニ會計事務ヲ整理スルヲ見タリ例令ヘハ二三警察署ニ於テハ純然タル簿記法ニ明カナル官吏ナキ為メ旧來ノ會計法ニ基キ又他ノ警察署ハ恰モ分署ノ會計事務ニ於ケルカ如キ極メテ簡單ナル手續ニ依リテ會計事務ヲ整理ス加之ナラス何レノ警察署ニ於テモ署長ハ充分ニ會計事務ヲ監督スルコト能ハサリシ右ニ述ヘタル如ク其ノ道ニ熟練ナル官吏ナキ為メニ一般ニ行フコト能ハサルノミナラス且ツ其ノ方法非常ニ複雑ナルカ為メ署長ト雖モ充分之ヲ知悉セシテ監督スルコト能ハサルカ如キ會計方法ハ余ハ全ク之ヲ除去スルノ必要ヲ信ス 殊ニ之レニ依テ計算スル所ノ金額ハ実ニ些少ノモノニシテ其ノ手数トノ權衡ヲ失シ結局官吏ヲ無益ニ使用スルカ如キ結果ヲ生スルカ故ニ總テ警察署ヲシテ會計事務ヲ執ラシメス他ノ官署ヲシテ執ラシメタラムニハ大二利スル所アルヘシ 其ノ官署トハ他ニアラス即チ郡役所是レナリ 今日ニ於テハ郡役所ハ大抵警察署ト其ノ所在地ヲ同フシ且ツ租税等ヲ計算スル為メ特別ノ會計掛ヲ置クヲ以テ警察署ニ於ケル小額ノ計算ヲモ此官署ニ委任スルハ敢テ至難ノコトニモアラサルヘシ 今前述ノ如ク會計事務ヲ縣ノ會計課若ハ郡役所ニ委任スト雖モ余ハ決シテ之レカ為メニ警部長若クハ警察署長ノ職權ヲ減殺シタリト認ムル能ハサルノミナラス却テ本來ノ警察事務ニアラサル重荷ヲ排除シタルモノト云フモ可ナルヘシ 會計事務ヲ他ノ官署ニ引渡スコトニ関シテハ署長ハ仍ホ其ノ幾分ヲ殘存シテ之レヲ分担シ又諸

營業者身元保障金等ヲ処理スヘキ方法等ニ関シテハ後段警察署ノ事務ヲ論スルノ段ニ陳述セムトス

巡查採用法

巡查採用法ニ関シ今回巡回シタル各縣ニ於テハ稍ヤ帝国内務省ノ巡查採用規則標準ニ則リ又巡查募集ノ方法ハ各縣共ニ殆ント同一ナル手續ニ出テ即チ公然之レヲ新聞紙ニ広告シ或ハ宮城県ノ如キハ公然ノ揭示ニ依リテ採用ス唯タ青森縣ノ如キハ今日マテ公然ノ廣告ニ依ルノ必要ヲ見スト云フ 又タ巡查ト為ルヘキ者ハ今回巡回シタル各縣ニ於テモ其ノ多数ハ士族ヨリ出テ唯タ二三ノ縣ニ於テハ少数ノ兵役滿期者ノ巡查ト成リタル者アリ 佐賀縣ノ如キハ其ノ巡查ノ成績甚タ良結果ヲ見ルト云フ 然レトモ巡查ヲ多ク軍人ヨリ採用セムコトハ余ノ聞知スル所ニ依レハ殆ント望ムヘカラサルカ如シ 何トナレハ兵役滿期者ニシテ巡查ニ志願スルハ甚タ僅少ナリト云フ 然レトモ已ニ前回ノ復命書ニ於テ余ノ建議シタル如ク巡查本部ニ於テ其ノ他ノ鎮台ト協議ヲ遂ケ適當ノ兵役滿期者ヲ巡查ニ推薦セシメムニ於テハ已ニ現今ノ憲兵隊ニ於ケルト一般又タ適當ノ人物ヲ多ク巡查ニ採用シ得ルコトナラム

巡查教習法

各縣ニ於テ新募巡查ヲ教習スル為メニ特別ニ巡查教習所ナルモノヲ設ケ其ノ教習期限ハ通例ニケ月ナレトモ佐賀縣ニ於テハ三個月ナリ 大分縣及ヒ巖手縣ハ在職巡查ヲ召集シテ一定ノ期間内ニ教習シ且ツ英語ヲ練習セシム 二三ノ縣ハ教習生ニ関シ特別ノ費目ヲ設ケ巡查ヲ募集シ其ノ教習後ハ一時放還シ欠員アルヲ待テ任命スルノ方法ナリ若シ為シ得ヘクハ巡查ヲ採用シニケ月ノ教習ヲ終ヘタル後ハ之ヲ放還シテ平常ノ生活ニ復歸セシメサルヲ良シトス何トナレハ若シ教習後之レヲ放還スレハ其ノ事ハ巡查並ニ官署ニ對シテ不利益ナレハナリ巡查ニアリテハ其ノ募集セラルル時ニ際シ全ク従来生活ノ方法ヲ拋棄シタルヲ以テ教習後放還セラルルニ於テハ仮令其ノ任命マテノ日月短シトスルモ確定シタル期日アルニアラサルヲ以テ一定ノ生活ヲ遂クルコト困難ニシテ終ニハ負債等ヲ

起スニ至リ易ク又官署ニアリテハ該教習生ハ任命ノ日マテ無為ニ生活セシヲ以テ或ハ不良ノ人ト為リ或ハ負債ヲ有スル人物ヲ巡查ニ採用スルノ傾キニ至ルヘシ 故ニ巡查ヲ採用スルハ仮令二三ノ欠員ヲ其ノ儘ニ存置スルモ其ノ教習後直チニ之レヲ任命スルコトヲ得ルノ方法トナスヲ可ナリトス 而シテ欠員アルノ都度巡查ヲ採用スレハ甚タ不可ナリ蓋シ之レヲ同一ニ教習スルコト困難ニシテ特ニ定期ノ訓授ニ依リ礼式等ヲ教習スルニ當テ不都合ヲ生スヘケレハナリ

巡查ヲ就職後引続キ教習スルコトハ今日ノ有様ニテハ其ノ駐在所等ニ派遣セラレテ其ノ所在地ノ遠隔ナルカ為メニ少シク困難ナラム然レトモ今日殆ント各縣ニ行ハルル警察報ノ如キハ若シ其ノ編輯ニ注意ヲ加ヘ凡テ職務ヲ執行スルニ必要ナル条件ヲ之レニ収録スルニ於テハ各巡查ハ已ニ其ノ警察報ノ配布ヲ得テ大体勤務上ニ必要ナル命令規則等ヲ知ルコトヲ得ヘシ此外ハ一ヶ月一回之レヲ召集シテ種々ノ事項ヲ訓授スレハ充分ナルヘシ 然レトモ此ノ訓授ニ際シテ少シク注意スヘキハ其ノ任ニ當ルノ長官タル者徒々形式上ニ止マラスシテ真正ニ實際ノ実務ヲ訓授スルノ必要ナルコト是レナリ 且ツ其ノ訓授スル事柄ハ長官ノ充分知了スヘキコト必要ナリ余ハ如何ニモ現今長官ノ訓授ハ此ニ出テサルカ如キ場合ニ出会スルコトアルカ如クニ思考セラルルナリ又通例訓授ニ先テ行ハルル点檢等ニ付テハ多ク感服シ能ハサルコトモアリ或ル場合ニ於テハ其ノ長官タル者点檢ニ必要ナル号令ヲ記憶セシテ時々手帳ニ手記シタルカ如キモノヲ檢閲シタルコトアリ此ノ如キ有様ニテハ折角ノ点檢ニ於テ姿勢等ヲ訓授セントスルモ少シモ其ノ利益アルコトナシ何トナレハ長官タル者其ノ号令ヲ知ラサル程ナレハ又其ノコトヲ實際ニ行フコトヲモ知ラサルヘケレハナリ然レトモ中ニハ甚々整肅ナル点檢ヲ見ルコト往々アリ其ノ際ニ於ケル号令等ハ全ク軍式ノ如ク高声ヲ以テ之レヲ指揮シ其ノ態度モ皆正良ナリシ蓋シ点檢ハ時々之レヲ行フノ必要ナキカ如クナレトモ之レヲ為スニ於テハ官吏ノ姿勢上著シキ利益アリ嚴格ナル点檢訓授ヲ受ケ且ツ絶エス之レヲ知ルコトヲ得ヘシ 駐在所巡查ヲ召集シテ訓授若クハ点檢ヲ行フハ成ルヘク給料ヲ下渡スヘキ日ニ於テスヘク其ノ際ニハ悉皆ノ巡查ハ其ノ所在地ニ在ラシムルノ法ト為スヲ可ト思考ス昨千八百八十八年九月三十日ノ復命書ニハ此等ノ事ニ関シテ委シク陳述シタルコトアリキ

服 被

巡查ノ被服調達ニ関シテハ各県共ニ殆ント其ノ方法ヲ異ニセリ

長崎縣ニ於テハ地質木綿ヲ小倉ニ仰キ其ノ裁縫ハ入札法ニ依リテ用達商人ニ命セリ 巡查ハ總テ余カ巡回ノ際ハ冬服一着ノ給与ヲ受ケ(将来ハ各巡查ニ冬服二着ヲ交付スルノ計画ナリト) 各自其ノ受取日ヲ異ニス小給品ハ金額ヲ以テ給与スレトモ之レヲ月額ニ為サスシテ各小給品ノ使用期限終了ノ時ニ給与ス

熊本縣ニ於テハ被服ノ見本ヲ交付シ入札法ニ依リテ之レヲ調達ス 地質ハ木綿ニシテ各巡查ハ冬服一着ノ給与ヲ受ケ其ノ受取日ハ各自区々ナリ小給品ハ現品ヲ以テ其ノ使用期限終了ノ時ニ給与ス

鹿児島縣ニ於テモ木綿地ヲ使用シ官吏ノ丈尺ニ基キテ之レヲ調製シ来年度ヨリハ各巡查ニ冬服二着ヲ交付スル予定ナリシ被服ハ總テノ巡查ニ同一ノ日ニ交付シ小給品ハ其ノ使用期限終了ノ都度金額ヲ以テ給与ス

宮崎縣ニ於テモ木綿地ヲ冬服ニ使用シ丈尺ニ基テ之ヲ調達シ各巡查ハ冬服一着ノ交付ヲ受け其ノ下付ハ總テノ巡查同一ノ日ナリ小給品ハ金額ヲ以テ月割ニ給料ト共に給与ス此方法ニテ今日マテ別段ノ不都合ナカリシト云フ

大分縣ニ於テハ各巡查ニ冬服一着ヲ交付ス其ノ交付日ハ区々ニシテ署長ハ其ノ使用期限終了ノ後ニ其ノ被服ヲ検査シテ其ノ使用ノ有無及ヒ何時マテ耐用スルヤヲ決定ス 巡查ハ制規ノ期限ヲ過キテ猶ホ其ノ冬服ヲ着用スルモ之レカ為メニ賠償ヲ受クルコトナク小給品ハ金額ヲ以テ其ノ使用期限終了ノ都度ニ給与ス

福岡縣ニ於テハ入札法ニ依ラスシテ木綿地質ヲ購入シ丈尺ニ基キ之レヲ調製セシム各巡查ハ冬服一着ノ給与ヲ受ケ各自其ノ交付日ヲ異ニス小給品ハ現品ヲ以テ其ノ使用期限終了日ニ給与ス

佐賀縣ニ於テハ地質入札法ニ依ラスシテ購求シ又タ裁縫モ随意ノ者ニ命シテ調達セシメタリ 巡查ハ二着ノ冬服ヲ有ス小給品ノ内 靴ハ現品ヲ給与シ其ノ他ノ物品ハ金額ヲ以テ月割ニ給与ス 被服ノ交付ハ同一ノ日ニ行フ山形縣ニ於ケル被服調達法ハ左ノ如シ 即チ縣会ノ議決シタル被服ノ費用ハ可成過不及ナク之レヲ支払ハムト欲スルヤ受負人ニハ地質ヲ示シ又ハ其ノ評価ヲ要セスシテ受負人ノ方ヨリ地質ト代価ノ見積リヲ出サシメ其ノ内ニ

テ最モ適當ナル被服ニシテ被服費予算額ニ過不足ナキ者ヲ採ルノ法ナリ 此ノ法ノ成立シタル原因ハ即チ被服ハ各自其ノ代価ニ定額アリテ其ノ費用ニ剰余アルトキハ之レヲ返戻スルカ或ハ不都合ナルコトアリト云フニアルモノナラム被服ハ丈尺ニ依ラス番号ニ依リテ三様ニ調製シ 巡查ハ各自異ナリタル日ニ交付セラレ小給品ハ金額ヲ以テ其ノ使用期限終了ノ時ニ受取ルノ規定ナリキ

秋田縣ニ於テハ被服ハ來年度ヨリ入札法ヲ以テ見本ニ基キ木綿ヲ用キ調達スル豫定ナリ各巡查ハ冬服二着ヲ有シ新募巡查ニハ其ノ拜命ノ際直チニ冬服二着ヲ給与シ爾後毎年同一ノ期日ニ一着ヲ交付シ其ノ期限ハ二ケ年トス又々小給品ハ現品ヲ以テ同一ノ期日全体ノ者ニ給与ス小給品ヲ金額ニテ交付セサルハ土地ノ不便ナル為メニ遠隔ノ地ニ駐在スル巡查ハ其ノ地ニ於テ購求シ難キヲ以テナリ凡テ被服ハ警察署分署等ニ於テ召集ノ上之レヲ各官吏ニ交付ス

青森縣ハ入札法ニ依ラスシテ被服ヲ調達シ其ノ裁縫方ハ廉価ニ入札シタル裁縫店ニ命ス各巡查ハ冬服ノ袴ハ二着ノ交付ヲ受クレトモ上着ハ一着ナリ 被服ノ交付ハ同一ノ日全体ノ巡查ニ之レヲ行ヒ小給品ハ其ノ使用期限終了ノ日各警察署分署ニ於テ之レヲ分配交付ス

巖手縣ハ地質ハ入札法ニ依ラスシテ購求シ其ノ裁縫ハ入札法ニ依リ丈尺ニ基キテ之レヲ製ス 各巡查ハ唯々冬服一着ヲ有シ其ノ交付ハ巡查二百二十二名ニハ同一ノ日ニ之レヲ行ヒ其ノ他ノ者ニハ各別ノ日ニ之レヲ行フ小給品ハ現品ヲ以テ同一ノ日ニ之レヲ給与シ又巡查ハ「シャツ」襟及ヒ「カフス」ハ之レヲ着ケサルヘカラスト雖モ其ノ交付ヲ受ケス

宮城縣ニ於テハ地質及ヒ裁縫トモ入札法ニ依ラス其ノ裁縫ハ丈尺ニ基キ全般ノ巡查ノ過半数ハ同一ノ日ニ被服ノ交付ヲ受ケ其ノ他ハ其ノ交付日ヲ異ニス各巡查ハ現時仍ホ二着ヲ有セサルモ古服ヲ保存シテ漸次二着ヲ有セシムルノ方法ニ依ル小給品ハ金額ヲ以テ給与ス

現今冬服ニ使用スル地質ニ関シテハ已ニ前回ノ復命書ニ於テ詳細ニ之レヲ陳述シタルヲ以テ今回ハ單ニ其ノ要ヲ採テ羅紗地ヲ試験サレンコトヲ建議ス特ニ東北ノ地方ニ於テハ其ノ事最モ必要ナリト信ス

巖手縣ハ目今適切ナル方法ニ依リテ之レヲ実行セムトスルノ計画アリ即チ羅紗地ト木綿地トノ被服ヲ隔年ニ交付セムトスルコト是レナリ此方ニ依ルトキハ各官吏ハ若シ二年以上其ノ職ヲ奉スルトキハ羅紗地ト木綿地ト冬服各一着ヲ有スルコトヲ得テ之レヲ氣候ノ寒暖ニ応シテ適宜ニ使用セシムルコトヲ得ヘシ 余ハ此方法ハ必ス好成績アリト信ス且ツ又巡查ノ健康上利益スル所甚タ大ナルヘシ 被服ノ調達ニ関シテハ各縣全ク其ノ方法ヲ異ニシ全部ヲ入札法ニ依テ行フ所アリ或ハ被服其ノ一部ヲ入札法ニ依ル所アリ又ハ全ク入札ニ依ラサル所アリ 他縣ト全ク異リタル方法ハ山形縣是レナリ同縣ハ入札ニ依リテ被服ヲ調達スレトモ其ノ主意ハ低廉ノモノヲ需ムルニアラスシテ最良ノ地質ヲ得ルコトヲ計ルニアルトス 余ハ此種ノ入札法ハ適切ノモノニアラスト信ス 抑モ入札法ナルモノハ適切ノ被服ヲ最モ廉価ニ購入セントスルニアリ然ルニ同縣ハ唯タ豫算全額ニ對シテ相適ナル被服ヲ需メム為メニ入札法ヲ行フ此ノ如キ方法ハ或ハ其ノ被服ヲ審査スヘキ官吏等ヲシテ不正ノ所為アルノ疑ヒナキヲ保セス 凡テ数多ノ物品ヲ調達セントスルニ際シ此ノ如キ嫌疑ヲ生スルヲ防キ且ツ善良ナル品ヲ得ムトスルニハ正確ナル入札法ニ若クハナシ正確善良ノ入札法ナルモノハ入札手續ヲ行フ前ニ於テ豫メ見本ヲ定メ其ノ見本ニ準拠シテ物品ヲ調達セシムルニアリ 之レヲ詳言スレハ凡テ物品調達ハ之レヲ一般ニ新聞紙等に依テ広告シ營業者ヲシテ其ノ見本ヲ熟覽ノ上且ツ入札手續規則ニ依リテ見積書ヲ封緘シテ差出サシメ渾テノ入札集合シタルトキ予定ノ時日ニ入札者ノ眼前ニ於テ之レヲ開示シ其ノ廉価ニ入札シタル者三人ヲ選ヒ其ノ内最モ身元確實ト認めタル者ニ落札スヘキモノトス

普漏西ニ於テハ中央官衙ニ於テ極メテ精密ナル入札規則ヲ發布シ之ニ依リテ凡テ官署ノ入札ヲ為サシム若シ貴國ニ於テ此ノ如キ規則アラサレハ宜シク之レヲ制定セラレムコトヲ得策ト思考ス

山形縣ニ於テハ右ノ外仍ホ被服ハ之レヲ着用スル所ノ巡查ノ丈尺ニ依ラス三ノ番号即チ三種ノ丈尺ニ從テ之レヲ調達シ此三ノ番号ノ内ノ一ヲ巡查ニ着用セシム故ニ被服ノ不体裁ヲ來シ或ハ袴ノ長キニ失シテ折返ササルヲ得サルカ如キモノアリ或ハ短キニ過キテ足踵マテニモ達セサルカ如キモノアリ 又上着ノ短キニ過キテ服裾ノ腰部ヲ蔽フニ足ラサルモノモアリ之レヲ要スルニ其ノ不体裁ナル恰モ借着ヲ為セルカ如キノ状アリ其ノ事ニ就テハ今少

シク注意シテ充分ニ監督セラレンコトヲ希望ス 尤モ此事ヲ為サンニハ長官各位ヨリシテ其ノ被服ヲ正シク着用セサルヘカラス長官ノ着用上何時モ其ノ方正ナラサルコトアリト云ハサルヲ得サルナリ

然ラハ如何ナル方法ニ依リテ各巡查ノ被服ヲ丈尺ニ基キテ調製セシムルカト云フニ此事ハ前回ノ復命書ニ於テ已ニ之レヲ詳述シタルモ尚ホ此ニ之レヲ簡單ニ再述セム 即チ新募巡查ノ拜命アル毎ニ巡查教習所ニ於テ裁縫師ヲシテ各人ニ就キ其ノ丈尺ヲ量ラシメ之レニ基キテ丈尺表ヲ製シ之レヲ警察本部ニ保存シ巡查ニシテ若シ其ノ丈尺ニ変更セシトキハ其ノ都度之レヲ進達セシメ其ノ進達ニ因リ丈尺表ヲ訂正シ被服ヲ調製スル毎ニ此ノ丈尺表ニ拠テ為スニアリトス

被服ノ好適スルト否トニ注意ヲ用フルト同時に又着用如何ニ注意セサルヘカラス此場合ニ於テ遺憾ナカラ其ノ標準トスヘキモノニ肝要ナル長官ノ着用法ニ往々其ノ宜シキヲ得サリシモノアリト云サルヲ得ス 今之レヲ一二引証セムニ余ハ長官カ其ノ縣ニ於テハ帽子ノ紐ヲ臆ノ下ニ掛クヘキ規則ナルニモ拘ハラズ屢々頭ノ後邊ニ掛ケタルヲ目撃シタリ 長官此ノ如ク帽子ノ紐ヲ頭ノ後邊ニ掛クレハ其ノ長官ニ從属スル官吏ハ長官ノ好ム所ニ傾キ易キハ勢ノ免レサルナリ 此ノ帽子ノ紐ニ於ケルカ如ク又頭髮ノ刈込梳法モ二三ノ長官ハ良好ナル模範ヲ示ササリシ

仍ホ長官各位ニ被服ノ清潔就中靴ニ少シク注意セラレ又タ帶劍ノ常ニ閃々トシテ少シニテモ 斑ヲ帶ヒサラムコトヲ望ム 凡テ此等ノ欠点ハ少シク軍隊ノ矯正ヲ受ケタル者ノ目ニハ一見シテソノ不規律ヲ感スヘシ特ニ巡查ノ外觀ハ人民ノ信用如何ニ著シキ關係ヲ及ホスヘキヲ以テ長官ノ点檢ノ際若クハ時ト場合トヲ問ハス機會アル毎ニ其ノ部下ニ充分ニ訓戒シテ其ノ身体ニ恰好ナルモノヲ着用セシメ且ツ之レヲ絶ヘス清潔ニ保存セシムルヲ要ス 新募巡查ヲシテ此等ノ事ニ練習セシムルハ其ノ初メ教習所ニ在ルノ日ニアリ故ニ余ハ教習科目中此部分ニ関シテハ仍ホ少シク嚴格ニ教習サレムコトヲ希望ス 嘗テ兵役ニ從事シタルモノハ此等ノ事ニハ最モ練達セリ是レ余カ成ルヘク兵役満期者ヲ巡查ニ採用セラレムコトヲ希フノ一原因ナリトス

今回巡回シタル各縣ニ於テモ多クハ巡查一着ノ冬服ヲ有シ長崎及ヒ鹿児島ハ来年度ヨリ二着ノ冬服ヲ給セムトスルノ計画アリ佐賀秋田及ヒ青森縣ハ已ニ此方法ヲ実行シタリ

被服交付ニ関シテモ大ナル差違アリ 長崎熊本福岡及ヒ山形ノ各縣ニ於テハ各自其ノ交付日ヲ異ニシ巖手及ヒ宮城縣ノ如キハ巡查ノ一部分其ノ交付日ヲ異ニス此ノ如キ方法ニ在テハ各巡查ノ被服使用期限ヲ各自ニ計算スヘキヲ以テ幾千ノ手数ヲ要シ又各長官ハ其ノ交付ノ区々ナル為メ巡查ノ被服ハ正常ナル使用法ニ依リテ用ニ耐ヘサルニ至リシモノナルカ將タ不注意ヨリシテ此ニ至レルモノナルカヲ監査スルノ困難ニシテ且ツ各自ノ被服新旧一樣ナラサルヲ以テ甚タ陋醜ナル外觀ヲナスモノナリ 凡テ此等ノ事ハ余カ前回ノ復命書ニ於テ已ニ屢々陳述シタルヲ以テ今回復タ詳述スルノ必要ナシト信ス

大分縣ニ於テハ獨リ特別ノ法ヲ設ケタリ即チ冬服ノ使用ニ一定ノ期限ナク一ケ年間之レヲ使用シタル後署長之レヲ檢査シテ尚ホ其ノ用ニ耐ユルヤ否ヲ區別シ其ノ用ニ耐ユルト認メタルモノハ尚繼續シテ着用セシム 此方法ニ依ルトキハ被服ノ予算ヲ立ルコト甚タ困難ナルヘシ何トナレハ一ケ年間ニ幾千ノ被服廢棄ニ歸スヘキヤヲ知り難ケレハナリ 又巡查ハ其ノ後尚永ク其ノ被服ヲ使用スルモ之レカ為メニ賠償ヲ受クルコトナシ

小給品ハ月額トナシ現金ヲ以テ俸給ト共ニ支給スルモノアリ又ハ其ノ使用期限ノ終ル毎ニ金額ニテ支給スルモノアリ又ハ現品ニテ一定ノ期日ニ支給シ又ハ其ノ使用期限ノ終ル毎ニ支給スルモノアリ 秋田縣ニ於テ実行スル如ク小給品ヲ現品ニテ一定ノ期日ニ交付スルハ已ムヲ得サル事情ノ存スルアルヲ以テ之レヲ恕スヘシ 何トナレハ各巡查ハ仮令ヒ金額ヲ以テ其ノ交付ヲ受クルモ其ノ任地ニ於テ之レヲ購求スルコトヲ得ヘカラサルヲ以テナリ

此ノ如キ場合ニ於テハ勿論中央官署ニ於テ一時ニ之レヲ調達シ現品ヲ以テ之レヲ同一ノ期日ニ交付スルヨリ外ニ方法アラサルヘシ 又或ル地方ニ於テハ良質ノ品物例令ハ靴ノ如キモノハ之レヲ購求シ能ハサル個所ニアラン如此個所ニ於テ現品ヲ以テ本人ニ交付スルハ至当ノコトナルヘシ

然リト雖モ若シ金額ヲ以テ之レヲ交付シテ妨ケナキ所ニ於テハ之レヲ其ノ使用期限ノ終リ毎ニ交付セスシテ月額ニ俸給ト共ニ交付スルヲ可トス何トナレハ此ノ如クセサル場合ニ於テハ非常ノ手数ヲ煩ハシテ折角ノ良法モ其ノ利益ヲ見ルコト能ハサルニ至ルヘケレハナリ

小給品ヲ月額ニテ交付スル手数ハ實ニ簡易ナルモノナリ 例令ハ巡查一人ニ付キ一ケ年間ニ交付スル物品

長靴	一足	代金	壹円九拾五錢
短靴	二足	代金	貳円貳拾錢
ツボン下	一着	代金	四拾錢五厘
肌着	一着	代金	拾六錢八厘
靴足袋	貳拾四足	代金	七拾貳錢

ナリトスルトキハ其ノ總計ハ五円四拾四錢三厘ニシテ之レヲ一ヶ月ニ割リ付クレハ四拾四錢五厘ナルカ如シ此ノ如ク月額ヲ以テ交付スルハ固ヨリ宜シト雖モ新募巡查ハ其ノ少額ヲ以テ職務ニ必要ナル物品ヲ購求スルコト能ハサルヘシト憂フルモノアレトモ此ノ如キ場合ニハ其ノ巡查ニ一定ノ時限例令ハ十月分ノ全額ヲ一時ニ交付シテ其ノ期限ノ經過スルマテ其ノ月額ノ交付ヲ止ムレハ可ナリ而シテ官署ニハ更ニ損失スル所ナカルヘシ何トナレハ此ノ如キ方法ニセサルモ新募巡查ニハ職務ニ必要ナル衣類ハ其ノ勤務ニ就クノ際總テ与フヘキヲ以テナリ若シ其ノ者其ノ期限ノ終ラサル前ニ辭職スルトキハ官署ニ於テハ前渡シタル金員ヲ其ノ未タ支払ハサル俸給ヨリ控除スルヲ得ヘク或ハ又別ニ之レヲ賠償セシムルノ方法ハ他ニ之レアルヘシ

巖手縣ニ於テハ縱令ヒ其ノ物品ヲ官ヨリ交付セサルモ襟及「カフス」ハ巡查ヲシテ職務上之レヲ着用セシム然レトモ凡ソ官ヨリ現品又ハ金額ヲ以テ交付シタルモノノ外ハ巡查ヲシテ種々ノ物品ヲ着用セシムヘカラサルハ道理上明ラカナルコトナリ而シテ尚ホ此ノ事ヲ容スニ於テハ巡查随意ノモノヲ着用スヘキヲ以テ之レヲ制服ト称シ難シ衣服ニ関シテ尚ホ一言スヘキコトハ署内ニテ脱キ捨テタル被服帽子等ヲ収ムルニ少シク注意スヘキコト是レナリ場所ヲ定メ衣桁若クハ帽子掛ヲ設ケテ爰ニ収メシムヘシ此等ハ畜ニ被服ノ散乱ヲ防クノミナラス亦各人員ヲシテ自カラ規律ヲ守ラシムルニ至リ又官署ノ外觀ヲモ装フヘシ汚穢ナル靴若クハ脱キ捨テタル衣類等ヲ入口ニ散乱セシメ或ハ事務所ニ放擲セルハ殊に駐在所ニテ多ク目撃シタルナリ

因ミニ尚ホ一言セムニ往々巡查ノ被服ニ改良ヲ要スルヤ否ノ質問ニ遭遇シタルコト是レナリ余ノ考案ニ於テハ今日ノ服制ハ本地ノ氣候及ヒ体格ニ相応シテ更ラニ其ノ不都合トナス所ナシ但シ是非トモ改良セサルヘカラス

トスルニ於テハ余ハ冬服ノ丈及ヒ幅ヲ少シク長シテ充分ニ胸部及ヒ腹部ヲ蔽ヒ寒氣ヲ防遏セシムルヲ良シト思考ス 現今皇宮警察官吏ノ着用スルカ如キ被服ハ姿勢ノ乱崩シタルヲ容易ニ認メ得ヘキヲ以テ獨リ軍隊ノ体育ヲ受ケ軀幹整美ノ人ニノミ適當スヘシ故ニ此服制ヲ普通ノ巡查ニ採取スルハ巡查ハ曾テ一タヒ軍隊ニ勤仕シタル者ヨリ採用スル方法ノ成立シタル時ニ於テスルヲ良シトス

外套ハ東北ノ縣ニ於テハ特ニ温暖ナル物質ノモノヲ以テ充分ニ足部マテ蔽フマテニ丈長ク調製スルヲ良シトス又帽子モ全ク適當ノモノト思考ス而シテ普通警察事務ニ從フニハ普漏西ニ於ケル巡查ノ如ク即チ現今皇宮警察官吏ノ戴ク兜ヨリハ良好ナリ此兜ハ余ハ日本ノ氣候ニ於テハ普通ノ巡查ニ適當ノモノニアラスト信ス 何トナレハ第一甚タ重ク第二ニハ非常ニ光線ヲ吸收スルヲ以テ長時間之レヲ戴クトキハ頭痛ヲ惹キ起スヘケレハナリ

帶劍及ヒ帶革ニ関シテハ成ルヘク其ノ構造ノ均一ナランコトヲ要ス即チ各県ニ於テハ余カ嘗テ建議シタル如ク一定ノ雛形ヲ造リ之レニ則リテ調製セシムルヲ可トス

給料

警察ニ適當ナル人ヲ得ントスルノ良手段ハ已ニ前回ノ復命書ニ於テ再三陳述シタル如ク其ノ身分及ヒ勤務ニ適合シタル俸給ヲ得セシムルニアリ抑モ警察官吏ナル者ハ間断ナク人民ニ接近スルヲ以テ他ノ同等ナル官吏ノ要セサル費金ヲ要スルコトモアリ又其ノ勤勞モ普通ノ官吏ニ比シテ劇烈ナルヲ以テ滋養品ヲモ多ク食セサルヘカラス要スルニ警察官吏ノ生活ハ他ノ同等ノ官吏ニ比スレハ多額ノ費金ヲ要スルハ勿論此ノ費用ヲ得ルノ方法ヲ与ヘサルニ於テハ其ノ勤務ヲ粗漏ニスルカ或ハ不満ヲ抱キテ遂ニハ成ルヘク他ノ良好ノ地位ニ職ヲ奉セムコトヲ求メ或ハ其ノ費用ノ欠乏シタルモノヲ他ノ方法ニ依リテ補充セムトスルニ至ルヘシ 其ノ他巡查ハ公衆ニ對シテ直接ニ交渉スヘキ者ナレハ其ノ人ハ啻ニ學術ノミナラス一定ノ年齢ニ達シテ經歷アル者ヲ採ルコトヲ図ラサルヘカラス此學術アリ經歷アル人ヲ得ムニハ唯タ其ノ俸給ヲ増額シテ警察事務ノ煩勞ナルト之レニ對スル応酬ノ平衡ヲ取ラサルヘカラス 今日ノ巡查及ヒ警部補ノ俸給ハ此ノ旨意ニ協ヘル者トハ認メ難キモノナリ

今日ノ巡查ノ俸給ハ縣会ニ於テ一人ノ平均額ヲ議決シタルモノヲ又タ政府ニ於テ之レヲ種々ノ額ニ配当スルカ如シ而シテ巡查ノ俸給ハ之レヲ六円ヨリ十円マテノ五級ニ分チ十年以上勤続シタル者ハ特別給ニ進ムルコトアリ然レトモ今回巡廻シタル十二縣下ニ於テハ各縣共ニ各等級ニ定員ナキヲ以テ毎等巡查ノ数モ常ニ変更シ上級ニ欠員アリテ之レヲ補充シタルカ或ハ欠員トナリタル俸給ヲ他ノ等級ニ利用シタルカト云ヘルコトニ至リテハ更ニ之レヲ詳カニスルコト能ハス此等級ノ人員ノ時々變更スルハ余ハ前回ノ復命書ニ之レヲ掲ケ官吏ハ決シテ其ノ昇給ノ有無ヲ自身ニテ確認スルコトノ為シ難キヲ陳述シタリ若シ政府ハ官吏昇給ノ有無ヲ確然認知セシムルヲ以テ不得策ナルコトヲ目的トスルナラハ今日ノ方法ニテ可ナルヘシト雖モ余ハ官署若クハ特ニ官吏ニ関シテハ此ノ如キ方法ノ可ナラサル者アルヲ信ス 昇給ニ関シテハ公明ナル方法ニ依ラサルヘカラス昇給ニ際シ公明ナル方法ニ依リテ之レヲ為シ長官ニ偏頗ナキコトヲ公示スルニ於テハ自ラ下班者ノ信用ヲシテ一層厚カラシムルコトヲ得ヘシ各縣ニ於ケル巡查毎等ノ人員ハ余カ巡廻シタル際ニ於テハ左表ノ如クナリシ

縣名	縣會ノ議決ニ係ル平均額	每等級現員					特別給十二圓
		六圓	七圓	八圓	九圓	十圓	
長崎	不明	三六 人	三六 人	七八 人	三八 人	二九 人	〇 人
熊本	七、四〇〇	一八〇	一三二	三三五	五八	四五	九
鹿兒島	七、二〇〇	一八〇	一九四	七	三九	三三	一
宮崎	七、〇〇〇	七四	七八	四二	二五	五	〇
大分	七、五三四	三五	一〇七	九五	五三	四八	二
福岡	七、三八〇	一六五	二〇九	一〇二	四九	四七	二
佐賀	七、三〇〇	一〇八	一〇三	六七	一三	一七	二

山形	七、五〇〇	四七	一六三	二六	五八	一九	二
秋田	六、九〇〇	一五四	一〇二	四三	二二	三二	〇
青森	七、〇〇〇	一五四	六五	四六	二二	二四	一
巖手	七、〇七七、四	一五四	四四	三八	三五	三〇	五
宮城	七、五〇〇	九四	二六九	二二三	三九	三八	〇

縣会ノ議決シタル平均額ナルモノハ表ニ於テ示スカ如ク每等級即チ六円七円八円九円十円（特別給ハ姑ク措ク）ノ平均ハアラサルナリ何トナレハ此五等級ニ対スル正当ナル平均額ハ八円ナラサルヘカラサルヲ以テナリ加之ナラス平均額ハ各縣均一ナラス即チ秋田縣ニ於テハ例令ハ六円九十錢ナルニ大分縣ニ於テハ七円五十三錢四厘ニシテ六十三錢四厘ノ増額アリ而シテ其ノ隣接山形縣ノ如キニ於テモ平均額七円五十錢ナレハ秋田縣ニ比シテハ既ニ六十錢ノ増加アリ

巖手縣ノ如キハ巡查總員ノ半数以上ハ六円給ナリ 若シ巖手縣巡查總体ノ平均在職年數ヲ二十年トスルトキハ十年以上勤続ノ後始めて昇給スルノ割合ナリ 此著シク不利益ナル俸給ノ割合ハ即チ巡查ノ著シキ更送ヲ惹起スル原因ナリ 政府ハ唯タ其ノ欠員ヲ補充スルカ為メニ已ムヲ得ス年少ノ者ヲ採用スルニ至レリ 各縣ノ割合ハ左表ノ如シ

懸名	長崎	熊本	鹿兒島	宮崎	大分	福岡	佐賀	山形	秋田	青森	巖手	宮城
年齢	一九年	一九年	一九年	一九年	一九年	一九年	一九年	一九年	一九年	一九年	一九年	一九年
人数	一四〇人	一七〇人	一四〇人	六〇人	七〇人	八〇人	七〇人	三〇人	一五〇人	三三人	〇〇人	〇〇人

三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一
八	七	一〇	四	五	八	二	七	四	二	二	二五	二二	二七	五四	三七	四二	四二	四五
一〇	三	二	六	六	二	八	三七	二七	二三	二二	三五	四六	三〇	三八	五四	四二	五三	五〇
三	九	一〇	四	七	二	八	五	二	二五	二五	二	二八	二六	三九	四六	四	四三	六
七	四	八	二	五	八	七	八	五	六	一七	一〇	八	八	二四	二	二七	二五	九
八	六	三	八	五	一〇	九	八	一三	一九	二四	二二	二六	二五	三三	三五	二四	一八	一五
三	一〇	二七	四	七	七	九	二五	二六	三八	二八	三六	四八	三六	四七	五五	四二	三四	二二
四	一	九	七	九	四	二	二	三	三	一四	二六	一九	二八	三九	三四	二七	一五	八
九	三	二	九	六	一五	二	二	二	二四	二五	一〇	一九	二五	三七	二七	二	二	一〇
二	三	五	四	二	二	九	六	二	一五	一七	一八	二六	二六	二八	一九	四六	二八	二五
三	五	九	六	九	四	二	一四	一五	一六	三	一四	九	一〇	二	一八	二	一五	二
二	五	三	八	一〇	七	一四	三	三	三	八	一七	一〇	一八	三	一〇	一六	三	五
五	二七	一三	一八	二七	一五	一六	二七	二	一五	一四	一四	二七	三〇	一九	三〇	二七	一九	八

五 五 年 以 上	五 五	五 四	五 三	五 二	五 一	五 〇	四 九	四 八	四 七	四 六	四 五	四 四	四 三	四 二	四 一	四 〇	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	二	一	〇	二	一	三	三	三	六	四	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三	四	五	五	三	五	四	三	二	七	
〇	二	〇	二	〇	一	〇	〇	三	四	三	四	三	五	三	四	〇	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	二	一	四	一	一	一	四	三	一	
五 八 年 一	二	〇	二	〇	一	三	二	二	二	三	三	二	四	二	六	八	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	三	三	二	四	二	七	
〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	〇	一	一	一	一	二	三	四	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	一	二	三	七	六	二	四	四	一 四	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	一	一	一	〇	六	二	
〇	〇	〇	〇	一	二	〇	〇	〇	一	三	五	四	三	二	三	二	
六 四 年	六 二 年	〇	一	〇	〇	三	五	四	二	七	九	九	八	一 〇	八	一 四	三
〇	〇	〇	〇	〇	一	二	一	一	六	五	四	八	七	六	七	八	

此ノ表ニ於ケルカ如ク已ニ宮崎及ヒ青森縣ニ於テハ二十年以下ノ者ヲ巡查ニ採用スルノ不幸アリ然ルニ之レニ次テ尚不幸ナルハ鹿児島縣ナリ鹿児島縣ニ於テハ最モ多ク二十一年ノ巡查ヲ有シ即チ六十一人ナリ之レニ次ク者ヲ青森縣ノ二十二年トシ次ヲ秋田縣ノ二十三年次ヲ熊本大分及ヒ福岡縣ノ二十四年トス其ノ他宮城縣ハ二十七年ノ者ニ多数ヲ占メタルノミニシテ次ハ二十五年ノ者ニ多数ヲ有ス然ルニ普漏西ニ於テハ最モ蚤（ハヤ）キ者ニシテ二十八年ニテ巡查又ハ憲兵ト為ルナリ此ノ弊ヲ矯正センニハ敢テ大ナル増進ヲ巡查俸給ノ等級ニ加ヘサルモ唯タ一人ニ付キ平均八円五十錢ヲ給スレハ可ナルヘシ故ニ山形縣ノ如キニ於テ此ノ如ク為サムニハ例令ハ巡查一人ニ付キ一ヶ年五千七十六円ヲ増額スレハ可ナリ然レトモ余ハ巡查ノ等級ヲ現今ノ如ク五等級二分タスシテ之レヲ三等即チ七円八円五十錢及ヒ十円ノ月俸ニシ各等級ニ巡查全体ノ三分ノ一ヲ置クヲ可ナリト信ス即チ左例ノ如シ

七 円 給 百七十四人

八円五十錢給 百七十五人

十 円 給 百七十四人

欠員ハ常ニ上級ヨリ之レヲ補充スルノ方法トスヘキナレトモ現今ノ如ク其ノ昇給ヲ警察署長ノ意見ニ任セスシテ必ス勤務年数ノ長短ニ因リテ行ハシムルヲ可ナリトス若シ此ノ如キ方法ト為スニ於テハ巡查ニ適當ナル人員ヲ得ルニ難カラサルノミナラス必ス永ク其ノ職ニ止マラシムルハ余ノ確信スル所ナリ

余ハ特別給ヲ以テ不必要ナリト思考ス何トナレハ永年勤務ニ従事スルモノハ從テ漸次進級スルヲ以テ充分ニ其ノ報ヲ受クレハナリ此点ニ関シ現今各県ニ於テ如何ナル異同ノ成立スルカ一人ノ巡查ハ唯タ五六円給ヲ受ケ他ノ者ハ十二円給ヲ受ク然レトモ兩者ノ勤務タル其ノ間少シモ異ナル所ナシ尤モ現今此ノ特別給ナルモノハ從前ノ小給ニ対スル賠償ト認ムルモノナルヘシト雖モ若シ巡查ノ俸給ニ関シテ前述ノ方法ヲ採用スルニ於テハ必スシモ賠償ナルモノヲ継行スルノ必要ナカルヘシ

此ノ方法ニ依ルトキハ勤務年数ノ長短ニ因リテ昇等セシムルハ当然ナルモ前年ニ於テ非常ナル過失アリテ懲罰ヲ

受ケ若クハ著シク職務ヲ怠リタル者ハ仮令ヒ勤務年数ニ因テ昇等スルノ権利アリト雖トモ之ヲ昇等セシメス 此ノ場合ニ際シテノミ署長ヲシテ本人ノ昇等ニ関シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得セシムヘシ 然レトモ其ノ意見タルヤ必ス充分ナル理由ヲ掲ケサルヘカラス

凡テ官吏ヲ三等級ニ分チ且ツ最下等級ヨリ上等級ニ進ムルノ方法ハ甚タ簡單ナルモノナリ

三個ノ等級ヲ組成スルニ際シテハ勿論現時ノ狀況ヲ斟酌シテ最上等級即チ十円給ニ進ムルハ現今上級ヲ占ムル者ヲ採用シテ新法施行ノ為メ現時ノ等級ヨリ貶黜スル等ノコトナカラシメンコトニ注意セサルヘカラス

改正後ノ昇等ハ其ノ昇等ニ関スル規則ニ依リテ行フヘク之レヲ行ハムニハ勤務年数表ヲ設ケサルヘカラス（地方ニヨリテハ現今已ニ之レヲ設ケタル者アリ）而シテ巡查ヲ任命シタルトキハ其ノ月日ト姓名トヲ其ノ表ニ登記ス若シ上級ニ欠員ノ生シタルトキハ其ノ表ニ罰ヲ受ケタルコトアルカ又ハ長官ノ意見ニ由リ昇等スヘキ価値ナキ者ナルトキハ本人ニ対シ其ノ一時昇級ヲ止ムル事ト其ノ理由トヲ告知スヘシ 然ルトキハ本人ハ其ノ昇級ヲ止メラル、ノ理由トナリタル過失ヲ改ムルノ機会ヲ得或ハ又署長ノ偏頗心ヨリシテ謂レナク生シタル不利益ナルコトヲ辨駁スルノ機会ヲ得ヘシ 但シ第二ノ場合ノ如キハ甚タ稀レニ生スル事ナリ何トナレハ署長ハ其ノ長官ニ復命シタル事モ時トシテハ巡查ニ告知セサルヘカラサル事ヲ覺悟スレハナリ 貴國ノ習慣ニ於テ此ノ如キ方法ヲ実行スルコトノ困難ナルヨウ思考セラル、ケレトモ余ハ永年ノ經驗ニ徴シテ尤モ必要ナリト思考ス 何トナレハ苟モ人ノ不利益トナルヘキ事ヲ書記スルトキハ之ニ対スル責任ヲ有セシメサルヘカラスシテ長官タル者此ノ如キ意見ヲ述ヘタルトキハ之レヲ本人ニ開示スルノ責任ヲ有セサルヘカラス

勤務年数ニ因リ昇級スヘキ者其ノ昇級ヲ止メラレタル場合ニ於テハ勤務年数表ニ於テ其ノ次二位スル者ヲ採リ其ノ者ニ対シテモ前段ニ於テ陳述シタル如ク同一ノ手續ヲ行フヘシ

伯林府ニ於テ最初（前者ノ意見ヲ要スルトキヲ指ス）ヨリ直ニ本人ニ関シテ署長ノ意見ヲ共ニ呈出セシム 蓋シ其ノ事ノ遷延スルヲ恐ルレハナリ 而シテ欠位ノ上級ハ其ノ欠位ヲ生シタル日ヨリ直チニ新昇等者ヲ付与ス

今回巡廻シタル各縣ニ於テハ昇等ノ手續実ニ区々ニ渉ルモノアリ或ル縣ニ於テハ其ノ昇等ヲ一警察署限りニ行ヒ

他ノ縣ニ於テハ全縣内ノ巡查ニ通シテ之レヲ行ヒ又他ノ縣ニ於テハ署長ノ意見ニ因リテ之レヲ判定シ或ハ勤務年數ニ因リ或ハ全數三分ノ一ハ署長ノ意見ニ因リテ昇等ヲ判定シ他ノ三分ノ二ハ勤務年數ニ因リテ之レヲ判定シ或ハ昇級ヲ毎年一回トシ或ハ一ヶ年ニ二回昇等ヲ行フモノアリ要スルニ前段ニ示シタルカ如キ昇等ニ関シテ確固トシテ何レノ処ニモ適用シ得ヘキノ方法ハ之ナキナリ 即チ每等確固タル定員ヲ置キ勤務年數ニ因リテ昇等セシメ且ツ其ノ昇等モ上級ニ欠員アリタルノ日直チニ行フコト是ナリ

多クノ縣ニ於テハ嘗テ他ノ縣ニ奉職シタル巡查ヲ直チニ七円又ハ八円給ニ採用スルコト往々ニシテ之レアリ 余ハ此ノ方法ヲ以テ正常ナルモノトハ信セサルナリ何トナレハ此方法タルヤ巡查ヲシテ一縣ヨリ他ノ縣ニ轉輾流浪セシムルコトヲ喚起スルノ恐アルヲ以テナリ 但シ此ノ如キ巡查ハ已前ノ縣ニ於テ奉職シタルト同一ナル俸給ノ地位ニ採用セスシテ其ノ級ヨリ一等若クハ數等ヲ黜シテ採用スルコトアルヲ聞キタレトモ尚余此ノ如キ者ハ全ク最下級ニ之レヲ採用スルヲ可ト信ス 或ル事情ニ因リ一時辭職シタル巡查ヲ再ヒ最下級ヨリ上級ニ採用スルコト唯タ同一ノ縣ニ於テ再ヒ就職スル場合ニ限り之レヲ寬恕スヘシ

蓋シ其ノ県ニ於テハ何人モ本人カ此ノ如キ優待ヲ受クルノ資格アルヤ否ヲ知悉スルヲ以テナリ 然レトモ普漏西ニ於テハ此ノ如キ場合ト雖トモ本人ハ最下級ニ奉職セサルヲ得サルナリ

仍ホ一言ヲ要スヘキハ即チ現今多クノ各縣ニ於テ各官吏カ其ノ俸給ノ下渡ヲ受クルニ當リ領收証ノ外ニ俸給下渡請求書ヲ出スコト是レナリ此等ハ単ニ無益ノ手数ヲ生シ虚飾ノ礼讓ヲ尽スモノナリト思考ス 抑モ俸給ナルモノハ各官吏ニ下渡スヘキニ決定セルモノナルヲ以テ主任官ハ下渡ヲ止ムルカ或ハ下渡額ニ変更ヲ生スル命令ノアルマテハ之レヲ下渡シテ妨ケナキモノナリ 此ノ如ク簡單ナルモノニマテ書記スルコトヲ要スルノ手数ハ幾干ノモノナリヤト云フニ左ノ例ヲ觀レハ分明ナルヘシ例令ハ大凡ソ二千六百人ノ警察官吏毎月此ノ如キ請求書一通ヲ出ストスレハ一ヶ年ニ三十一萬二千通ノ書類トナルヘシ 而シテ若シ一人ニシテ一日ニ此ノ如キ書類百通ヲ調製スルト見ルトキハ悉皆ノ書類ヲ調製スルノミニ三千百二十日ヲ徒消スヘシ然レトモ此ノ時日ヲ徒消スルヲ以テ此事件ニ足レリトセス尚多クノ警察署ニ於テハ此ノ書類ヲ公文書トシテ之レヲ受付帳簿ニ記入シ然ル後二回或ハ三回

通読シテ種々ノ官印ヲ押捺シテ一件書類ニ編綴スルモノナリ 凡テ此ノ手續ハ何等ノ為メニ必要ナルカ 徒タ旧
来墨守シタル敬礼ヲ尽スニ外ナラサルヘシ

俸給ハ通例警察署若クハ分署ニ於テ訓授召集ノ際ニ下渡スアリ中ニハ各自ニ受取証ヲ出サシメス連名ノ受取証ヲ
以テ下渡スコトヲ始メタル所モアリ又總テ今回巡廻シタル十二県ニ於テハ俸給ノ外ニ旧來其ノ都度計算シタル旅
費ニ易フル二月額手当ヲ交付シ之レヲ以テ各巡查ヲシテ其ノ管内ノ巡廻ニ関スル費用ニ充テシム 此方法ハ何人
モ凡テ之レヲ良法ト認メ又之レカ為メニ非常ニ會計上ノ手数ヲ省キシト云ヘリ 然レトモ此ノ方法ヲ施行スルニ
就テ設ケタル制限即チ官吏若シ管外ニ出張若クハ休暇若クハ病氣引等ヲ為シタルトキハ日割ヲ以テ月額手当ヨリ
控除スルノ法ヲ省キタラムニハ一層ノ良好ヲ増スヘシト思考ス 此ノ控除ニ由リテ生スル所ノ利益ハ實ニ僅少ノ
モノナルヘシ 思フニ此ノ控除ヲナス為メニ要スル手数ハ却テ其ノ控除シタル為メニ得ル金額ニ数倍スルノ費用
ヲ要スルナラン 然ラハ則チ少シノ金額ヲ節約セントスルモ其ノ得失相償ハサルヲ奈何ニセン月額手当ヲ給与シ
タル以上ト雖トモ凡テ其ノ他ノ規則上交付スヘキ給与（管外旅費等ヲ指ス）ハ月額手当ヲ控除スルコトナク之レ
ヲ交付スベシ 蓋シ月額手当ノ方法ヲ設ケタルノ旨意ハ時間ヲ空費スル少額ノ會計手数ヲ省カントスルニ外ナラ
サレハナリ

各縣ニ於テ定メタル月額手当ノ額ハ著シキ差違アリテ左表ニ示ス如ク概シテ之レヲ各等級ニ区分セリ

懸名	月 額 手 當 等 級		
長崎	一、五〇〇 円	一、五〇〇 円	一、〇〇〇 円
熊本	一、五〇〇		
鹿児島	一、七〇〇	一、五〇〇	
宮崎	二、五〇〇	以下五十錢宛ヲ遞減シテ五等級ニ分ツ	

大分	三、二〇〇	二、八〇〇	二、四〇〇	一、八〇〇 円	一、二〇〇 円	
岡	二、〇〇〇	一、五〇〇	一、二五〇			
佐賀	二、〇〇〇					
山形	二、八〇〇	二、五〇〇	二、二〇〇	一、九〇〇	一、五〇〇	
秋田	二、五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇			
青森	二、五〇〇	二、二五〇	二、〇〇〇	一、七五〇	一、五〇〇	二、二五〇
巖手	二、〇〇〇	一、七五〇	一、五〇〇	二、二五〇	一、〇〇〇	
宮城	二、五〇〇	一、三〇〇				

右ノ如ク等級ニ区分スルハ受持区ノ広袤人口及ヒ事故ノ数ニ基キテ之レヲ定メタリ此三点ヲ標準トシテ定ムルハ確實ハ則チ確實ナリト雖トモ余カ思考スル所ニ依レハ各官吏ノ平均一日巡廻スル時間ニ応ジテ定ムルヲ以テ土地ノ広袤等ニ基キテ定ムルモノヨリ尚ホ確實ナルヘシ 如何トナレハ畢竟スルニ 一ノ広濶ナル受持区ヲ分有スル官吏カ其ノ区ヲ分割シテ日々其ノ一部分ヲ巡廻スルモノ一ノ狭少ナル受持区相当員カ其ノ区ヲ各日巡廻スルモ理ニ於テ異ナル所ナクシテ二者共ニ恐ラクハ同一ノ時間ヲ要スヘケレハナリ 故ニ余ハ此ノ月額手当ハ較々同額ノモノニスルヲ可ナリト信ス 只其ノ土地ノ状況ニ因リ其ノ巡廻ノ際宿泊セサルヘカラサルカ如キ受持区ヲ担当スル者ニ限り月額手当ヲ増給スレハ可ナラン

要スルニ前表ニ掲ケタルカ如ク著シキ異同ハ余之レヲ必要ナラサルモノト信ス却テ佐賀県ニ於ケルカ如ク普通ノ場合（宿泊等ヲナササルモノヲ云フ）ニ於テハ各巡查ニ同一ノ月額手当ヲ給スルヲ可トス普漏西ニ於テモ一地方ノ外勤官吏ノ月額手当ハ同額ヲ以テス即チ各憲兵ハ其ノ受持区ノ広狭ニ拘ハラス一ヶ月十五「マルク」（凡日本ニテ金五円）ノ月額手当ヲ受ケ而シテ管外ニ巡廻シタル場合ニ於ケル制規ノ旅費日当ハ尚ホ此ノ外ニ之レヲ受ケ

又病氣若クハ休暇等ニテ勤務ヲ欠キタル場合ト雖トモ月額ヨリハ控除セサルモノトス

進官法

現今巡查ヲ警部補ニ任命スルニハ一般ノ文官普通試験ヲ受ケシメサルヘカラス 今回余ノ巡廻シタル各県ニ於テハ概シテ警部補ハ巡查ノ内ヨリ登用シ又二三ノ縣ニ於テハ規則ヲ定メテ二年以上巡查ヲ奉職シテ功アル者ヨリ警部補ヲ採ルコトト為セリ旧來ハ警部補ノミナラス警部ヲモ他ノ官職ヨリ採用シタルコトアリ 此ノ如キ方法ノ不利益ナルコトハ余嘗テ之レヲ陳述セシコトアリ 文官普通試験ニ依リテ警察官ニ任命スル場合ニハ余ハ尚ホ本人ノ已ニ一定ノ時間警察事務ニ従事シ且ツ特別ニ警察官採用試験ヲ経タル者ヲ採用スルヲ必要ト信ス 何トナレハ警察事務ハ一種特別ノモノナルヲ以テ巡查ヲ指揮監督スル所ノ長官トナル者ハ文官普通試験ヲ受クルニ要スル一般ノ學術ヨリハ寧口警察事務ヲ熟知シ且ツ警察ノ權利義務等ニ関スル事件ヲ充分ニ知了セサルヘカラサルモノニシテ此等ハ唯タ一定ノ時間警察事務ニ從ヒ始メテ知得スルモノナレハナリ 警部補登用試験ニ関スル科目ノ如何ハ余嘗テ千八百八十六年一月中ノ復命書ニ陳述シタレハ此ニ之レヲ贅セス 警察長官他ノ職務ヲ兼勤シテ為メニ警部警部補等ニ多クノ欠乏ヲ生スルニ至ルノ事實ハ今日往々目撃スル所ナリ 余ハ今日此ノ如キ兼官ハ甚タ不道理ナルモノト信ス何トナレハ凡テ行政ノ組織整頓スルニ於テハ各官署ハ其ノ職務ヲ行フニ必要ナル人員ヲ置キテ充分ニ事務ヲ処理スレハナリ 然ルニ已ニ或ル縣ニ於ケルカ如ク六人ノ警部他ノ職務ヲ兼勤スル場合ノ如キニ於テハ其ノ警官ノ地位タル實ニ不必要ナルコトヲ示スニ異ナラス則チ之レヲ廢除スルヲ至当ナリトス

規律及ヒ規律ニ関スル状態

現今ノ狀況ニテハ嚴格ニ監督ヲ執行スルニ就テハ警部補ノ數ニ大ナル欠乏ヲ告クルモノニシテ警部モ亦タ然ルカ如シ故ニ之レヲ補ハンニハ上等巡查ナル者ヲ設クレハ可ナラン署長ト次席警部若クハ警部補トノ職務上ノ關係ハ

多クハ長官ト下班トノ間ニ於ケルカ如キモノニアラサルカ如シ 次席警部若クハ警部補ハ其ノ地位較々署長ト同等ノ如キ態度ヲ見ハシ長官モ次席ニ命令若クハ指揮ヲ為スヲ憚ルノ傾キアルヲ以テ自然次席ノ者ハ長官ノ指揮監督ヲ受ケスシテ独断職務ヲ執行スルノ状態アリ 此状態タル規律上甚タ大ナル害ヲ及ホスモノナリ 警察署ニ於テ余カ取調ヲ為スノ際倍席ノ警部補ハ署長ノ答弁シタル事ヲ誤謬ナリト称シテ其ノ意見ヲ述ヘタルカ如キコトヲ屡目撃シタリ若シ普漏西ニ於テ此ノ如キ事実ヲ生シタランニハ長官ハ直チニ下班ノ者ニ退去ヲ命スルナラン余ハ又此ノ取調ノ実況ニ関シテハ遺憾ナカラ長官ハ往々余ノ質問ニ対シテ答弁スルコトヲ得サルニ至リ已ムヲ得ス警部補若クハ巡查ヲ招キ之レヲシテ答弁セシメタルコトアリタリト云ハサルヲ得ス 此ノ如キ弊風ハ即チ曾テ警察事務ニ経験ナキ人ヲ採リテ警部若クハ警部補ニ任命シタルニ起因スト云ハサルヲ得ス且ツ其ノ規律上ニ大害ヲ及ホシ終ニハ巡查ヲシテ其ノ已レニ関セサル事ニモ干渉スルノミナラス遂ニハ越權ノ処置アラシムルニ至ラシムルモノナリ 已ニ多クノ警察署ニ於テ往々目撃シタル如ク巡查ノ身分ニテ設令其ノ事ハ或ハ長官ノ之レヲ命セシコトニモセヨ余ノ取調ノ状況及ヒ署長ト應接ノ始末ヲ筆記スル如キ場合ヲ生スルニ至レルハ此ノ適証ナリ 若シ余ノ取調ノ状況及ヒ署長トノ應接等ニ付キ記録ヲ存セムトスルナラハ余ノ身分ニ適シタル方法ニ依テ為サンコトヲ望ム余ヲシテ巡查ノ如キ者ノ取調監督ヲ受ケシメントスルハ余一個人ニ対シテノミナラス規律上決シテ余ノ望マサル所ナリトス 此種ノ処置ニ付テ最モ余ニ不愉快ノ念ヲ与ヘタルハ宮崎及ヒ福岡縣ノ隨行警部ナリトス其ノ処置ノ彼自身ニ發意シタルカ或ハ長官ヨリノ命令ニ依リテ為セシカハ余敢テ之レヲ知ルコトヲ得スト雖トモ余ノ將ニ行カムト欲スル官署ノ長官ニ總テ余ノ取調ノ状況ヲ通知シ以テ其ノ署ニ於ケル不都合ヲ掩ハシメントシタルカ如シ 福岡縣ノ如キハ唯タ隨行警部ノミ然ルニアラス余ノ取調中何事ヲカ小紙片ニ書記シテ之レヲ署長及ヒ悉皆ノ巡查ニ示シタルカ如キコトアリ（恐ラクハ余ノ問ハント欲スル事柄ヲ豫メ通セシナム）余カ此ニ此ノ如ク余一個人ニ対シテ不愉快ナル処置ヲ掲ケタルモノハ他ナシ長官カ其ノ処置ニ因リテ規律ヲ破リシモノナレハナリ蓋シ右ノ警部ハ已ニ余ヲ瞞着セント欲シテ斯カル処置ヲ署長及ヒ巡查ニ示シタルモノナレハ若シ右ノ巡查カ其ノ警部ニ倣ヘル事ヲ他日署長若クハ其ノ警部ニ対シテ實際ニ行ヒタルトキハ何ニ依リテ其ノ不敬ヲ責メムトスルカ

此点ニ関シテ日本ノ警察長官ハ稀レニハ敢テ意ニ介セサル者アリ又遺憾ナカラ下班者ニ対シテ其ノ威嚴ヲ保ツコトヲ知ラサル者ト断言セサルヲ得ス 余カ已ニ前ニ日本ノ長官ハ稀レニハ其ノ措置ノ法ヲ失フト云ヒシ如ク亦タ余ノ巡廻中ニハ事ニ臨ンテ充分ニ之レヲ措置スルノ方法ヲ知り且ツ上流ノ交際ニ妙ヲ得タル多クノ人ニ出会シタリキ然トモ前記ノ諸氏ハ外国人ニ対シテハ日本ノ監督官ニ対スルカ如キ待遇ヲ為スニ及ハスト思惟シタルカモ知ルヘカラス 何トナレハ右諸氏ハ下ニ示スカ如キ場合ヲシテ日本監督官視察ノ際ニ在ラシムルモ妨ケナシトハ決シテ思惟セサルヘケレハナリ

高田警察署（大分縣）ニ於テ機密費ニ支出シタル五十錢ノ受取証書ヲ受付帳簿ニ記入シタリ余ハ如何ナル手續ニ依リテ此ノ書類ヲ処分セシカヲ取調ヘムト欲シ署長ニ之レヲ示サレムコトヲ要メタリ 然ルニ署長ハ右ノ書類ハ機密書ノ内ニ編綴シ且ツ此受付帳簿ニ記入シタルハ過リナリト答弁シタリ然レトモ余ハ仍ホ其ノ書類ヲ見ンコトヲ要メシニ其ノ書類ハ警察署内ニアラスシテ署長ノ住宅ニアリト答ヘタリ 因テ余ハ尚ホ其ノ書類ヲ携ヘ来ランコトヲ要メシニ署長ハ己レノミ之レヲ知ルヲ以テ自身携ヘ来ラサルヲ得サルニ因リ自身之レヲ為スモ差支ヘナカルヘシトテ暫時ニシテ其ノ書類ヲ携ヘ来レリ 然レトモ署長ハ甚タ配慮シツツ一冊ノ綴込ヨリ単ニ其ノ証書ノミヲ拔出シテ余ニ示シタリ 此所為タル余ニ与フルニ最モ甚タシキ不愉快ノ感触ヲ以テシタリ署長ハ余カ其ノ領収証書若クハ他ノ書類ヲ解読スルコト能ハサルヲ充分知了シナカラ此ノ処置ニ及ヒタルモノナラム是レ余ヲシテ右ノ書類ヲ見ントスルノ念慮ヲ断タシメント凶リタルモノナルヘシ 普漏西ニ於テハ其ノ制度ヲ取調ヘム為メ来リタル日本ノ官吏ニ対シ決シテ此ノ如キ処置ヲ為ササルハ余ノ信シテ疑ハサル所ナリ 此ノ官吏ハ仮令ヒ決シテ普漏西ノ為メニアラスシテ其ノ本国政府ノ為メニ来リタル者ニモ必ス然ルヘキナリ 而ルニ余ハ此ニ反シ彼等諸氏ノ本国ノ最高官衙ノ命ヲ奉シテ視察スル者ナリ爰ニ余カ此等ノ事情ヲ陳述スルハ何ソヤ 即チ日本ノ警察官スラ尚ホ外国人ニ対シテ一定ノ嫌惡心アルヲ顯ハシタルモノナレハナリ 而シテ余ハ他ノ条項ニ於テ若シ治外法權ノ撤去セラレタルトキニ於テハ如何ナル結果ノ之レカ為メニ生スルカヲ陳述セントス

懲 罰

日本ニ於テハ巡查ノ懲罰ニ関シテ一ノ特別ナル手續アリ 即チ長官巡查ノ過失ヲ發見セシトキハ之レヲ上長官ニ告發セシテ先ツ其ノ巡查ヲシテ待罪書ナルモノヲ出サシムルコト是レナリ 唯タ本人カ其ノ罪ニ服セスシテ待罪書ヲ出ササル場合ニ於テノミ長官ハ始末書ヲ作テ之レヲ上長官ニ進達スルモノナリ 欧州各国ニ於テハ一般ニ罪アル者ヲシテ自身ヨリ其ノ罪ヲ白サシムルハ不条理ノ事ト認ムルノミナラス独逸國ノ如キハ証人ト雖トモ其ノ証言ノ自己ニ不利益ナリト認ムルトキハ証人タルコトヲ拒ムコトヲ許セリ 余ハ日本ニ於テモ此ノ如キ習慣ハ早晩之レヲ廢シテ若シ下班者ニ罪アルコトヲ認メタルトキハ長官ヲシテ之レヲ告發セシムルノ制トナスノ優レリトナスヲ信ス 上長官ハ此ノ告發ニ基キテ其ノ事實ノ有無ヲ調査シ或ハ告發者ニ其ノ責ヲ負ハシメ或ハ証拠ヲ蒐集シテ其ノ罪ヲ決スヘシ

日本ニ於テハ待罪書ヲ出サシムル制一般ニ行ハレ普通文官ト雖トモ職務上過失アリタル場合ニ於テハ同シク其ノ罪ヲ自白セシムルノ習慣アリト 然レトモ余ノ之レヲ廢スルヲ優レリト為スハ第一ニハ過失者ヨリ其ノ過失ヲ罰セラレムコトヲ要求スルハ理ニ於テアルヘカラサルコト 第二ニハ長官カ下班ニ對シテ幾分カ恐怖ヲ抱クコトヲ見ハスカ如キモノナレハナリ 而シテ此ノ事ハ規律ヲ維持スルニ就テ著シキ利害ヲ有スルモノナリ 何トナレハ下班ノ者ニ長官カ其ノ者ノ過失ニ付テ上長官署ニ報告ヲ出スニ充分ナル威嚴ナキコトヲ知ラシムレハナリ 巡查ノ懲罰ニ関スル一件書類ハ警察本部ニ於テ之レヲ毎年合冊ニ編綴シテ保存セリ此ノ書類ニ於ケル如ク巡查ノ病氣及ヒ出勤届休暇願及ヒ其ノ他一身上ニ関スル諸届類ハ警察署ニ於テ編綴シテ保存スルコト、セリ

休暇及ヒ病氣引

官吏ニ休暇ヲ与フル事ニ関シテハ多クノ縣ニ於テ一ノ甚タ迂遠ナル手續ヲ採レリ此事ニ関シテハ特別ノ台帳ヲ作り其ノ台帳ニ依リテ賜休暇權ノ有無ヲ取調ヘ又此ノ台帳ノ外ニ出勤簿アリ之レニ依リテ官吏ノ賜休暇權ヲ有スルト否トヲ取調フ仍ホ又其外ニ履歴表ナルモノアリテ之レニモ休暇若クハ病氣引等ノ事故ヲ記入シ置ク（履歴表ニ

ハ往々右ノ記入ヲ脱漏セルモノアリ） 巡查ハ賜休暇ノ権利ヲ得ムト欲スルトキハ其ノ願書ヲ出シテ休暇調表ナルモノノ交付ヲ乞フ其ノ表ヲ有スル者ニハ望ミニ任セテ休暇ヲ与ヘ其ノ表ニ記入ヲ為ス 而シテ賜休暇権ヲ消盡シ了レハ其ノ調表ヲ返納ス 此等ノ手續ハ無益ノ徒勞ナリ賜休暇ノ権能アルヤ否ヲ取調ヘムニハ病氣引若クハ休暇ノ事ヲ精密ニ記載シタル完全ナル履歴表ヲ以テ足レリトス 又其ノ表アルニ於テハ休暇調表及ヒ出勤簿モ之レヲ置クノ必要ナシ何トナレハ履歴表ニ病氣若クハ休暇ノ事故ヲ書記シタラハ本人ハ勤続シタルニ相違ナケレハナリ 休暇調表ヲ交付スルハ亦甚タ無益ノ手数ナリ巡查ハ己レニ賜休暇権アルヤ否ヲ知り又タ長官モ履歴表ニ依リテ容易ニ其ノ権利ノ有無ヲ調査スルコトヲ得ヘシ余ハ嘗テ履歴表ノ標準ヲ示シタルコトアリ其ノ表ヲ此ノ場合ニ用フルハ尤モ適當ナラン

休暇或ハ病氣引等ノ書類ハ警察署ニ於テ之レヲ一ノ合冊ニ編綴セリ然レトモ多クノ場合ニ於テハ關係書類例令ハ一人ノ官吏ノ出シタル病氣届ハ後日其ノ本人ヨリ出シタル出勤届ト共ニ編綴セスシテ両ツノ書類ノ間ニ尚ホ種々ノ書類ヲ編綴セリ 畢竟此ノ如キ編綴方ハ総テノ書類ヲ其ノ書類ノ完結スルト否トニ拘ハラス其書類ノ出ル時直チニ編入スルヨリシテ一ノ綴込ミタル病氣届ノ後其ノ出勤届ノ出ルマテノ間ニ受付ケタル他ノ書類ヲ順次ニ編入スルニ起因スルナリ故ニ稍々久シク病氣ヲ以テ引籠リタル者ニ関シテハ此ノ如キ断片ノ四回若クハ五回ニ及フコトアリ休暇願ニ於テモ亦同シサレハ如何セハ此不都合ヲ避クルコトヲ得ヘキカ他ナシ各病氣届若クハ休暇願ハ其ノ出勤届ノ出ルマテ之レヲ合冊ニ編入セスシテ袋若クハ差込ノ如キモノニ存置シ其ノ出勤届ノ出ルヲ待テ之レト共ニ編入スルニアリ然レトモ之レヲ合冊ニ編入セスシテ巡查各自ノ履歴簿ニ編入スヘシ

履 歴 簿

履歴簿ノ利益及ヒ其ノ調製ノ方法ハ余已ニ數回之レヲ陳述シタレハ再說ヲ要セス 今回巡廻シタル諸県ニ於テ履歴簿ノ第一着ヲ占メタル者ハ唯リ青森縣ノミ其ノ他ノ諸縣ニ於テハ巡查ノ職務上及ヒ一身上ノ履歴ヲ知ラムト欲セハ唯前掲ノ履歴表ニ依ルノ外ナシ 然レトモ此履歴表ハ唯巡查ノ一身上ヲ知ルコトヲ得レトモ其ノ家族ノ事ヲ

充分ニ知ルコトヲ得ス

余ハ巡查ノ家族ノ事ヲ知ラムコトヲ尙少シク注意スルヲ必要ナリト思考ス何トナレハ特ニ警察官ニ関シテハ家族モ一般ノ尊敬ヲ受クルコトアリ 且ツ巡查ヲ使用スル場合ニモ其ノ家族ノ状態ニ関シテ大ニ注意スヘキコトアルヲ以テナリ 官ニ於テ知ルコトヲ要スル警察官家族ノ状態トハ概シテ左ノ如シ

結 婚

家族異変（出産死亡等）

異変アル毎ニ届書ヲ出サシム

家族ノ為ス營業

家族ノ為ス營業ニ関シテハ長官ノ許可ヲ受ケサルヘカラス又其ノ營業ハ下等人民ト交通セサル如キモノタラサルヘカラス

其ノ他官吏ノ一身上若クハ家族ニ関スル総テノ書類

此等ノ書類ハ之レヲ履歷簿ニ編綴シテ其ノ履歷簿ハ之レヲ本部ニ保存セサルヘカラス

受付帳簿

記者曰ク此ノ帳簿ノ原語ヲ直訳スレハ書類件名簿トスル方穩当ナルヘシト雖モ今日ノ実況ニテ各縣用ユル所ハ受付帳簿ナルヲ以テ姑ク之レニ倣ヒ訳ス

若シ余カ嘗テ建議シタル如ク各府縣ヨリ召集ノ警官ヲ単ニ學術上ノミナラス実地ノ事務取扱ヲ練習スル為メノ標準警察署ヲ設ケラレタラムニハ今日警察事務取扱ノ方法特ニ書類取扱方法ノ如キハ概シテ整頓セシナラン余カ嘗テ練習所ニ於テ陳述シタル事柄ニ付キ誤解ナク之レヲ施行セラルルハ望ミ難クシテ其ノ徵憑ハ實際上ニ於テ往々目撃スル所ナリ 同一縣内ノ警察署分署等ニ於テ各々区々ノ受付帳簿ヲ用ヒ加之ナラス此点ニ関シテ警察署所屬分署トノ間ニ一回ノ協議等モナカリシト云フニ至リテハ余復タ何ヲカ言ハンヤ 此不同タル理ニ於テ決シテアルヘカラサルノ事ナルノミナラス警部長ノ巡閱ニ際シテモ必ス之レヲ改メスンハアルヘカラサルモノナリ 然

ルニ尚ホ此ノ如キ有様ノ存スルモノハ一班ノ長官カ受付帳簿ニ関スル事務ニ一定ノ見解ナキ徴証ナリ又或ル縣ニ於ケル如ク受付帳簿ニ書類ノ番号ヲ記セスシテ其ノ方法ハ署長會議ノ際之レヲ議決シテ本部ノ認可ヲ受ケ本部ヨリ之レニ基キテ受付帳簿ノ様式ヲ明示スルコトトセリ 又或ル縣ニ於テハ警察本部ヨリ一般ニ受付帳簿ノ様式ヲ示シ之レニ收受ノ事件ヲ登記スルニ番号ヲ以テシ發送ハ其ノ關係件名ノ下欄ニ登記スル制ニ定メタルニ拘ハラス收受及ヒ發送ノ紛乱シテ符合セス收受ヲ登記シタルニ至リテハ果シテ如何ナル思考ニ因リテ此ノ如キ実況ヲ生シタルヤ実ニ了解ニ苦シムモノナリ且ツ一班ノ長官ハ受付帳簿ノ目的及ヒ利益ニ就キ未タ充分ナル理解ヲナサ、ルコト実ニ奇怪ナラスヤ 但シ此ノ如キ有様アルハ強チ理ナキニモアラサルナリ何トナレハ未タ自ラ想像セサリシ所ノ方法ヲ単ニ聞知シタルモノノミニ依リテ之レヲ行フニ当リテハ其ノ誤解若クハ紛擾ヲ避クル能ハサルハ勢ノ然ラシムル所ナレハナリ 説キ及ンテ此ニ至レハ実地ニ事務ヲ教習シタル方却テ學術上ニ於テ教授シタルヨリハ多クノ利益アリシヲ觀念スルノミ

署長等ノ受付帳簿ノコトヲ充分ニ理解セサルカ為メニ敢テ其ノ取扱ニ意ヲ止メサル事實ハ其ノ受付帳簿ヲ熟覽スレハ直ニ判然スルコトナルヘシ 例令ハ受付帳簿書類番号ノ一百甚シキハ一千以上ニ上リタルモノアリ 或ハ書類ノ完結ヲ登記スヘキ欄ニ全ク登記セス若クハ不完全ノ登記ヲ為シテ其ノ書類ノ所在ヲ知ルコトヲ得サラシメ終ニハ其ノ書類ヲ知ルコトヲ難カラシメ或ハ受付帳簿ニ登記スヘカラサル事件ヲモ妄リニ登記シ或ハ一事件ニ関スル事柄ヲ各所ニ断ヘ断ヘニ登記シテ其ノ統一ヲ失スルカ如キ記載法ヲ往々目撃シタルコトアリ 故ニ余ハ此ノ受付帳簿ノ事ニ関シテハ前回ノ復命書ニ於テ詳説シタルニモ拘ハラス尚ホ爰ニ之レヲ反覆スルノ必要アルヲ感セリ此事ヲ論スルニ当テハ必ス受付帳簿ハ如何ナル目的ヲ有スルモノナルカ及ヒ如何ナル方法ニ依リテ之レヲ調製シテ取扱フヘキカトノ二個ノ疑問起ラム

受付帳簿ナルモノハ即チ何月何日如何ナル事件ヲ生シ何レノ官署若クハ何人ヨリ其ノ事件ノ来リ其ノ事件ハ如何ナルモノニシテ何人主任トナリテ取扱ヒ如何ナル様ニ完結シ終ニハ何処ニ其ノ書類ノ存在スルカヲ確ムルモノナリ

如何ナルモノヲ書類（公文書）ト称スルカト云フコトヲ吟味セハ左ノ如シ

第一 凡テ上長官署或ハ官吏ニ呈出スル報告、具申、意見書、訴状、届、及ヒ願

第二 同等若クハ下等若クハ上等ト雖トモ監督若クハ従属官署ニアラサル官署ニ充テタル書類送付状若クハ
照会

第三 従属官署若クハ官吏若クハ人民ニ宛テタル指令、命令若クハ告示

第四 布告、規則、条例、達示若クハ契約書ノ類

第五 人民官署若クハ官吏ヨリ差出シタル願、届、訴願若クハ書状

第六 凡テ身体上又ハ警察事故ノ性質ヲ有スル書類ニシテ警察上之レカ処分ヲ要スルモノ公文書ノ内ニ包入

セサルモノハ番号ヲ有スル出版物（官報、新聞紙、県報）等並ニ旅人宿出発届等ナリ

又書類ト雖トモ警察官署ニ於テ收受スル書類ト警察官署ニ於テ發議スル書類トヲ分タサルヘカラス 此ノ新ニ起
リタル發議事件ニ関シテハ多クハ收受ノ部ト分離シテ登記スレトモ余ハ事務ノ繁劇ナラサル処ニ於テハ之ヲ分ツ
ノ必要ナシト信ス 其ノ他往々特別ノ發送簿ナルモノヲ設ケテ或ハ其ノ内ニ数多ノ部分ヲ為シテ登記スルモノア
リ然レトモ此ノ方法モ必要ナラサルモノト信ス何トナレハ一事件ヲ二重ニ登記スルノ恐アレハナリ

受付帳簿ノ書式如何

受付帳簿ニハ先ツ成ルヘク広大ニシテ強剛ナル紙ヲ用ヒ一定ノ様式ヲ示シ各警察署同一ニ其ノ様式ニ依リテ調製
セシムヘシ余ハ試ニ受付帳簿ノ様式ヲ左ニ掲ケムトス

一	二	三	四	五
番 號	出 所	要 領	處 分 ノ 手 續	存 所
明治二十二年十一月二十四日				

第六號	鶴見町旅人宿 林庄造	廢業届	台帳削除	二十五日第二部 第十三號 第十葉二編綴
第七號 第二號 参照	矢上村 有馬軍吉	盜難品發見届 矢上村古着商 荒川方ニテ	四日受持巡查某ニ實地探偵及ヒ贓品差押方ヲ命ス 六日復命書呈出衣類六點差押フ	七日檢事へ送付 (朱書)
第八號 第四號及 第十號 参照	吉田巡查	病氣届	即日飯田巡查ニ補助勤務ヲ命ス	即日第四號ニ編綴
第九號	上ノ山町 岡村文吉	貸座敷營業願 上ノ山町村 十六番地ニテ	即日上ノ山町分署及ヒ同町長ニ身元取調方照會 五日兩所ヨリ不都合ナキ旨回答来ル六日許可ス 上ノ山町分署同町長及ヒ所轄郡役所ニ通知濟營業 台帳第百二十六號ニ記入濟	七日第二部第三十 八號第十葉二編綴
第十號	警察本部 發 第四百號	角馬村巡查駐在所 移轉ノ件聽届	五日昨四日移轉濟各 駐在所巡查ニ通知濟	五日第一部第二十 二號第十葉二編綴
第十一號 第四號及 第八號 参照	吉田巡查	出勤届	即日履歴表記入濟	即日第四號及ヒ第 八號書類ニ編綴

十二月十五日

十二月二日

<p>第十二號 第四號及 第八號 参照</p>	<p>吉田巡查</p>	<p>出勤届</p>	<p>即日履歴表記入済</p>	<p>即日第四號及ヒ第八號書類ニ編綴</p>	
<p>十二月十五日</p>	<p>第十號</p>	<p>警察本部 發 第四百號</p>	<p>角馬村巡查駐在所 移轉ノ件聽届</p>	<p>五日昨日移轉済各 駐在所巡查ニ通知済</p>	<p>五日第一部第二十號第十葉ニ編綴</p>
	<p>第九號</p>	<p>上ノ山町 岡村文吉</p>	<p>貸座敷營業願 上ノ山町村 十六番地ニテ</p>	<p>即日上ノ山町分署及ヒ同町長ニ身元取調方照會 五日兩所ヨリ不都合ナキ旨回答来ル六日許可ス 上ノ山町分署同町長及ヒ所轄郡役所ニ通知済營業 台帳第百二十六號ニ記入済</p>	<p>七日第二部第三十號第十葉ニ編綴</p>
	<p>第八號 第四號及 第十號 参照</p>	<p>吉田巡查</p>	<p>病氣届</p>	<p>即日飯田巡查ニ補助勤務ヲ命ス</p>	<p>即日第四號ニ編綴</p>
<p>第七號 第二號 参照</p>	<p>矢上村 有馬軍吉</p>	<p>盜難品發見届 矢上村古着商 荒川方ニテ</p>	<p>四日受持巡查某ニ實地探偵及ヒ贓品差押方ヲ命ス 六日復命書呈出衣類六點差押フ</p>	<p>七日檢事へ送付 (朱書)</p>	
<p>十二月二日</p>	<p>第六號</p>	<p>鶴見町旅人宿 林 庄造</p>	<p>廢業届</p>	<p>台帳削除</p>	<p>二十五日第二部 第十三號 第十葉ニ編綴</p>

受付帳簿ノ登記方如何

受付ノ月日ハ一行ヲ通シテ其ノ中央ニ書シ事故ノ少ナキ官署ニ於テハ其ノ月日ヲ番号ヲ記入スル欄内ニ分記スルモ妨ケナシ然レトモ此場合ニハ其ノ欄ヲ少シク広クシテ年月日ヲ明瞭ニ記載スヘシ是レ直チ二月日ヲ知ラムトスルニ必要ナルコトナレハナリ

第一欄ハ番号ヲ登記スル所ニシテ此番号ハ受付ノ印ヲ押捺スルト共ニ記入シテ又之レヲ書類ニ登記セサルヘカラス 受付ノ印ハ書類ヲ編綴スルモ隠蔽セラレサル個所ニ明瞭ニ押捺スヘシ 此番号ハ書類ノ結末ヲ受付帳ニテ知ラムトスルニ就テ最モ必要ナリ 一回受付ケタル事件ニ付テ其ノ後追届等ノ出テタル場合ニ於テハ以前受付ケタル書類ト關係ヲ有スルコトヲ示ス為メニ其ノ番号ノ所ニ参照ノ印ヲ押捺シ置くヘシ 即チ前掲スル標準様式ノ第二、第四、第七、第八、第十一号ヲ適例トス

第二欄ハ書類ヲ差出シタル者ノ住所姓名職業等ヲ登記スル所トス 官署ヨリ出テタル文書ニハ其ノ官署ノ名称ヲ記スヘシ 書類ニ就テ後日往復等ヲ為スニ便利ナル為メ書類ノ發送番号ヲ共ニ記入スルヲ要ス 標準様式第一号及ヒ第十号ノ場合ノ如シ

第三欄ハ收受若クハ發議件名ノ要領ヲ登記スル所トス此欄ノ登記方ニ就テハ別ニ詳説ヲ要セス

第四欄ニハ処分手續ヲ成ルヘク簡單ニ登記スヘシ 特ニ收受シタル官署ニ其ノ書類ヲ存置スル場合ニハ簡單ニ之レヲ登記スヘシ何トナレハ若シ明瞭ニ其ノ手續ヲ知ラムト欲セハ書類ニ付テ之レヲ視ルコトヲ得ヘケレハナリ 後日收受シタル書類ト嘗テ收受シタル書類ト關係アルトキハ嘗テ其ノ手續ヲ記入シタル所ニ記入スヘシ（標準様式第四号ニ示スカ如シ）而して一件書類ニハ総テ最初ニ記シタル番号ヲ付シ附加ヘタル書類ニ記載シタル番号ハ之レヲ消除スヘシ 然レトモ之レヲ消除スルハ野線ヲ引キテ猶ホ解読シ易キ様ニ為スヘシ

第五欄ニハ其ノ書類ノ存留スル個所若クハ其ノ書類ヲ送付シタル官署ヲ登記スヘシ 此ノ欄ハ其ノ事件ノ全ク終結シタル時始メテ登記スル者トス書類ニシテ之レヲ完結スル為メニ仍ホ他ノ官署ニ往復スルモノハ其ノ手續ヲ第四欄ニ記入スルモノトス（標準様式第二号第七号第九号ヲ看ヨ）一ノ書類ニシテ嘗テ一回收受シタル書類ト關係

アル場合ニハ其ノ事故ヲ第五欄ニ記入スヘシ 此欄ノ記載ハ簡單ナルヲ要スルト雖トモ直チニ其ノ書類ノ所在ヲ知ルコトヲ得ル様明瞭ナラシメサルヘカラス 官署ニ存置スル書類ニ就テハソレヲ何レノ綴込簿冊第何葉ニ編綴セシヤヲ記載スヘシ 標準様式ニハ種々黒字若シクハ黒字ト朱字或ハ全ク朱字ヲ以テ記載シタル所アリ此ノ色分記載方ニハ左ノ理由アリ即チ黒字ヲ以テ書シタル書類ハ官署ニ於テ処分シ官署ニ存置シタルヲ示ス（標準様式第一号第五号第六号第九号第十号ノ如シ）書類官署ニ止マラスシテ終結ノ際他ノ官署ニ發送シタルトキハ朱字ヲ以テ第五欄ニ其ノ所在ヲ記ス（標準様式第二号第四号第七号ノ如シ）書類ニシテ他ヨリ收受セシニアラスシテ新ニ發生シタルモノハ全ク朱字ヲ以テ之レヲ記載ス（標準様式第三号ノ如シ）此ノ如ク為スニ於テハ記載シタル事柄ヲ一々閲読セスシテ直チニ其ノ書類ノ所在ヲ知ルヲ得ヘシ此等ハ書類ノ收受發送等ヲ統計スル場合ニ於テ著シキ便益ヲ得ルモノトス

公文書取扱法

凡ソ警察事務ヲ簡單ナラシムルカ為メ尤モ必要ナルハ文書取扱法ノ能ク整頓スルコト是レナリ今回巡廻シタル各県ニ於テハ整頓セル文書取扱法ヲ発見スル能ハス然レトモ余カ前回ノ復命書ニ於テ陳述シタル如ク文書ハ一般ニ編年法ニ基キ其ノ出処ニ因リ保存シテ取扱ヘリ 巖手縣ニ於テハ稍々文書ヲ類集セントスルノ目的アリ 文書ハ如何ニ之レヲ編纂シ且ツ保存スルカト云フ事ニ就テハ余ハ前回ノ復命書ニ於テ之レヲ縷陳シタレトモ今日仍ホ旧来ノ方法ヲ墨守スルモノアルヲ以テ見レハ署長ハ未タ精細ナル記録ヲ設置スルノ方法ヲ案出セサルモノト思考スルノ外ナキナリ 何トナレハ僅々十五種ノ書類ヲ有スル官署ニ於テ之レカ編纂ヲ改良スルコトニ困難ナルト云フハ甚タ怪ムヘキコトナレハナリ 書類ヲ編纂スルニ就テハ設令ヒ其ノ書類僅少ナリト雖トモ之レヲ類纂スルコトノ現今ノ類纂法ニ勝ルコト余ハ已ニ數回復命書ニ於テ之レヲ陳述シタレハ今回ハ試ニ左ニ記録保存所ヲ設クルノ方法ヲ示サントス 然レトモ余ハ貴国ノ警察上必要ナル書類ヲ網羅スルコト能ハサルを以テ詳密ナルモノヲ造ルコト能ハサルヘシ乞フ之レヲ諒サレンコトヲ

余ハ前回ノ復命書ニ於テ書類受付簿及ヒ其ノ他ノ書類ヲ三部ニ分ツヲ得ルコトヲ陳述シタリ 其ノ方法左ノ如シ

第一部 官吏ノ身体上ノニ関スル件、官署ノ構成及ヒ処務方法及ヒ国事警察上ニ関スル書類

第二部 行政警察ニ関スル書類

第三部 司法警察ニ関スル書類

會計事務繁劇ナル官署ニ於テハ此外ニ

第四部 會計上ニ関スル書類

ヲ増設スルコトヲ得

書類ハ渾テ劃然此ノ部類ニ分ツハ第一ニハ至難ノ方案ニシテ第二ニハ之レヲ必要トモ思考セラレス 例令ハ紛失及ヒ発見届及ヒ盗難届ノ如キハ屢々類別ニ苦ムコトアルヘシ然レトモ此ノ書類ヲ其ノ要領ニ從テ都テ種々ノ部類ニ分類スルハ不当ナリ

今先ツ左ノ部門ニ書類ヲ編纂セントス

第一部

第一区

第一号 一般ノ官衙事務章程ニ関スル件

第二号 警察ノ権利義務ニ関スル一般ノ規程

第三号 警察ト他官署トノ権限ニ関スル件

第四号 結社集会及ヒ集会臨監ニ関スル件

第五号 出版及ヒ広告取締ノ件

第六号 劇場取締ノ件

(本号ニハ単ニ国事上ニ関スル事ノミヲ編纂スルモノトス劇場ノ内外ニ於ケル安寧秩序ヲ維持スル件ハ之レニ属セス)

第七号 国事上嫌疑アル者取締ノ件

第八号 選挙及ヒ投票ニ関スル件

第九号 銃砲売買所有及ヒ火薬売買運搬等ニ関スル件

第十号

第二区

第十一号 一般ノ警察官衙構成ニ関スル件

第十二号 府縣警察官署構成ニ関スル件

第十三号 警察上使用スル庁舎ニ関スル件

第十四号 庁舎裝飾ニ関スル件（備付品）

第十五号 庁舎洒掃点燈及ヒ暖室ニ関スル件

第十六号 一般ノ官吏執務時間ニ関スル件

第十七号 書籍台帳及ヒ書類取扱ニ関スル件

第十八号 報告令ニ関スル件

第十九号 戸口調査簿取扱ニ関スル件

第二十号

第三区

第二十一号 外勤事務一般ニ関スル件

第二十二号 駐在所勤務法及ヒ巡廻法ニ関スル件

（各駐在所ニ関シテハ各別ニ一冊宛書類ヲ編製シ特ニ其ノ駐在所ニ関スル訓令勤務

法及ヒ其ノ他ノ条規ニ関スル書類ヲ之レニ編纂スルヲ可ト思考ス）

第二十三号 警察署及ヒ分署所在地ノ見張警邏及ヒ立番事務ニ関スル件

第二十四号 特務ニ関スル件（法廷取締銀行見張及ヒ監督条規）

第二十五号 請願巡查ノ勤務ニ関スル件

第二十六号 巡查ノ服装ニ関スル件

第二十七号 巡查ノ給料旅費及ヒ手当ニ関スル件

第二十八号 巡查賞与懲罰ニ関スル件

第二十九号 巡查ノ病氣引休暇及ヒ欠勤補助ニ関スル件

第三十号

第二部

第一区

第一号 行政警察一般ノ規程

第二号 街路警察ニ関スル件（街路通路及ヒ公然ノ広場等ニ於ケル安寧秩序ヲ維持スル件）

第三号 市街道路工事ニ関スル件

第四号 市街道路等ノ疎水及ヒ洒掃法ニ関スル件

第五号 建築警察一般ニ関スル規程

第六号 特別ノ建設物ニ関スル建設警察上ノ規程（鍛冶、浴場、屠場、厠及井）

第七号 蒸気罐ニ関スル件（広大ナル製造所ニ関シテハ特別ノ帳簿ヲ製スルヲ要ス）

第八号 幼年職工ノ就業ニ関スル件（現今ハ幼年職工ノ就業ニ関シテ法律上未タ規定セラレスト

雖モ仍ホ此書類ヲ設クルヲ必要ト思考ス）

第九号 鉄道停車場事務ニ関スル件

第十号

第二区

第十一号 営業警察一般ニ関スル規程

第十二号 人力車馬車及ヒ其他乗用ニ供スル車馬ニ関スル件（此書冊ニハ人力車馬車及ヒ駕籠若シ又營業上馬匹ヲ旅人ノ乗用ニ供スルニ於テハ亦其ノ馬匹ニ関スル規程ヲ編纂ス此ノ事務ノ繁劇ナル所ニ於テハ人力車馬車等ニ関シ各々特別ノ書冊ヲ造ルモ可ナリ荷車及ヒ其ノ他荷物運搬ニ関スル規程ニ就テ其ノ營業若シ同シク警察ノ取締ヲ受クルニ於テハ特ニ其ノ書冊ヲ造ルヲ要ス）

第十三号 旅人宿及ヒ飲食店營業ニ関スル件（普漏西ニ於テハ各旅人宿及ヒ飲食店ニ関シ特別ノ書冊ヲ造ル）

第十四号 旅人ニ関スル件

第十五号 旅行券ニ関スル件

第十六号 旅人投宿及ヒ出発届ニ関スル件

第十七号 質屋及ヒ古物商營業ニ関スル件

第十八号 雇人受宿及ヒ雇人ニ関スル件

第十九号 此ノ他警察上ノ取締ヲ受クル營業人ニ関スル件（医師、産婆、調薬舗、火薬營業人、印判師ノ類）

第二十号

第三区

第二十一号 市場及ヒ露天ニ関スル件

第二十二号 行商ニ関スル件

第二十三号 度量衡及ヒ其ノ検査手續ニ関スル件

第二十四号 保険会社ニ関スル件

第二十五号 無尽、玉突其ノ他遊戯營業ニ関スル件（訳者曰ク物品ヲ賭シテ勝敗争フカ如キ營業ヲ指スナラム）

第二十六号 公然ノ遊戯及ヒ祭例等ニ関スル件

第二十七号 行列葬礼及ヒ其ノ取締ニ関スル件

第二十八号 消防警察一般ニ関スル規程（此ノ書冊ニハ火災防制ニ関スル規程ヲ編綴ス）

第二十九号 消防組、消防器具及ヒ失火場ニ於ケル取締監督、手續ニ関スル件（出火ノ原因ヲ取調ヘ若クハ放火犯者ヲ探偵スル事柄ニ関シテハ之レヲ第三部ノ内ニ入ル）

第二十号

第四区

第三十一号 衛生警察一般ニ関スル規程（此ノ書冊ニハ衛生委員ノ組織及ヒ職務並ニ人ノ健康上ニ有害若クハ有益ナル渾テノ方法ニ関スル件ヲ編綴ス）

第三十二号 開業医、調葉舗等ニ関スル件（此ノ書冊ニハ医業營業者ノ開業免許及ヒ權利義務等ニ関スル規程ヲ編綴ス）

第三十三号 伝染病予防ニ関スル件（此ノ書冊ニハ伝染病發生届及ヒ伝染病者隔離法及ヒ其ノ他消毒法ニ関スル規程ヲ編綴ス）

第三十四号 負傷者若クハ瘋癲及ヒ白痴ニ関スル件（此ノ書冊ニハ負傷者若クハ瘋癲者ノ救助ニ関スル規程ヲ編綴ス）

第三十五号 種痘ニ関スル件

第三十六号 埋葬ニ関スル件

第三十七号 偽造及ヒ腐敗飲食物取締ニ関スル件（此ノ書冊ニハ牛乳及ヒ飲料水検査規則等ヲモ編綴ス）

第三十八号 貸座敷及ヒ娼妓取締ニ関スル件（此ノ書冊ニハ貸座敷營業、檢黴規則驅黴院及ヒ売淫取締ニ関スル規程ヲ編綴ス）

第三十九号 芸妓及ヒ酌人營業取締ニ関スル件

第四十号

第五区

第四十一号 獸病警察一般ニ関スル規程

第四十二号 家畜伝染病ニ関スル件（此ノ書冊ニハ伝染病發生届、病獸取扱、撲殺及ヒ消毒法ニ関スル規程ヲ編綴ス事故多端ノ官署ニ於テハ六種伝染病ニ付キ各自編冊ヲ設クルモ可ナリ）

第四十三号 屠獸及ヒ屠獸肉検査手續ニ関スル件

第四十四号 農事警察一般ニ関スル規程

第四十五号 有益鳥獸ノ保護及ヒ有害鳥獸ノ驅逐並ニ有害植物芟除ニ関スル件

第四十六号 田野警察ニ関スル件（此ノ書冊ニハ作物窃取及ヒ其ノ他妨害等ノ保護ニ関スル渾テノ規程ヲ編綴ス）

第四十七号 山林及ヒ鳥獸警察ニ関スル件

第四十八号 堤防ニ関スル件

第四十九号 水事及ヒ河川警察ニ関スル件（此ノ書冊ニハ水堰法、灌漑、疎水法、及ヒ渡船ニ関

スル渾テノ規程ヲ編綴ス)

第五十号

第六区

第五十一号 河上通船ニ関スル件 (此ノ書冊ニハ舟楫ノ保護即チ流木ノ除去、点燈火災ニ危険ナル物質或ハ悪臭ヲ放ツ物質ノ運搬、陸揚、貨物ノ積卸並ニ貸船營業若クハ通船等ニ関スル規程ヲ編綴ス)

第五十二号 漁業警察ニ関スル件 (此ノ書冊ニハ漁業禁制期限、漁業禁制区若クハ有害漁魚法等ニ関スル規程並ニ捕魚制限法等ニ関スル渾テノ規程ヲ編綴ス)

第五十三号 港湾警察ニ関スル件 (此ノ書冊ニハ港内取締規則及ヒ其ノ他港内船舶交通ニ関スル規程及ヒ艇舟等ニ関スル規程ヲ編綴ス)

第五十四号 海外渡航者ニ関スル件

第五十五号 汽船及ヒ風帆船ニ関スル件 (此ノ書冊ニハ各汽船ノ定員及ヒ賃錢表等ニ関スル規程ヲ編綴ス)

第五十六号 檢疫法ニ関スル件

第五十七号 小学生徒孤兒及ヒ育兒ニ関スル件

第五十八号 軍人ニ関スル一般ノ規程

第五十九号 非常ノ際軍人ヲ召集シテ鎮圧スル件

第六十号 軍人交渉事件

第三部

第一区

- 第一号 司法警察事務一般ニ関スル件
- 第二号 治罪法実施手續ニ関スル件（此ノ書冊ニハ裁判官、検事若クハ上長官署ヨリスル治罪法実施手續ニ関スル訓令若クハ指令等ヲ編綴ス）
- 第三号 刑法実施手續ニ関スル件
- 第四号 裁判所及ヒ検事局往復ニ関スル件
- 第五号 逮捕ニ関スル件
- 第六号 嫌疑者拘留ニ関スル件
- 第七号 家宅搜索等ニ関スル件
- 第八号 物件差押ニ関スル件
- 第九号 逮捕状編纂及ヒ其ノ取扱ニ関スル件
- 第十号

第二区

- 第十一号 已決犯罪表取扱ニ関スル件
- 第十二号 監視人ニ関スル件
- 第十三号 仮放免者ニ関スル件
- 第十四号 乞食、遊浪者ニ関スル件
- 第十五号 盗難届取扱ニ関スル件
- 第十六号 火災原因取調ニ関スル件

第十七号 重軽罪犯者及ヒ贓品発見ノ為メニスル檢證事件

第十八号 紛失及ヒ発見物ニ関スル件

第十九号 漂流物ニ関スル件

第二十号

第三区

第二十一号 警察規則發布権一般ニ関スル件

第二十二号 違警罪処分手續ニ関スル件

第二十三号 科料金徴収手續ニ関スル件

第二十四号 違警罪執行ノ件（此ノ書冊ニハ拘留人賄及ヒ勞役ニ関スル規程ヲ編綴ス）

第二十五号 贓品売買ノ恐レアル營業者取締ノ件（質屋、古物商等）

第二十六号 定マリタル住居ナキ者ノ取締ニ関スル件

第二十七号 犯罪人若クハ嫌疑者隠匿ノ嫌疑アル場所ノ取締ニ関スル件

第二十八号 囚人護送ニ関スル件

第二十九号 秘密探偵掛使用ニ関スル件

第三十号

已ニ前に陳述シタル如ク此ノ書類区分ノ編纂ノ方法ハ決シテ完全ナルモノニアラス唯タ小記録ヲ設クルノ一例ヲ示シタルニ過キス 若シ又年ヲ経ルニ随テ数多ノ書類ヲ生シ其ノ書類ハ之レヲ前掲ノ書冊ノ内ニ同纂スルコト能ハサルトキハ記録保存所ニ其ノ書類ニ関スル編冊ナキ徴證ナレハ新ニ之レヲ設クルヲ要ス 普漏西ノ官署ニ於テハ此ノ如キ書類ノ生スルトキハ其ノ書類ノ上ニ例令ハ左ノ如キ記入ヲ為スヲ例トス 曰ク此ノ書類ニテ軍人交渉事件ナル表題ヲ付スル帳簿ヲ新ニ製シ自今之レヲ記録保存所第二部第六区第六十号ノ書架ニ藏置スヘシト是レニ

依テ記録ヲ取扱フ官吏ハ一ノ帳簿ヲ造リ之レニ指命ノ表題ヲ付シ書類ヲ其ノ内ニ綴込ミ而シテ之レヲ使命ノ場所ニ蔵置ス 目錄ニハ勿論新帳簿ノ方ニモ登記スヘキモノトス 前掲ノ目錄ハ每区最後ノ番号(第十、二十、三十号等)ヲ空罫ニテ存せり是レ後日編製スヘキ書冊ヲ其ノ部類ノ個所ニ登記シ得ヘキカ為メナリ 此ノ書類保存ニ関スル詳細ノ説明ハ千八百八十七年九月二十日ノ復命ニ掲ケタリ

前段ニ列記シタル書類ナルモノハ勿論之レヲ年纂ニセス数年ニ通シテ編纂スルモノトス又其ノ内ニハ緊要ノ書類即チ例規トナルヘキモノノミヲ編纂シ只一時限リノ事件ヲ規定シ若クハ一時限リ必要ナル書類ハ特別ノ合冊ニ編纂シ甚タ長カラサル期限ヲ定メテ之レヲ保存スヘシ 但シ此(合冊モ前掲ノ)永年保存ノ書類ト同一ナル標題ヲ付スルヲ便宜トスレトモ其紛ハシキヲ避クル為表題ニ付スルニ特別ノ符号例令ハ合ノ字ヲ以テシ若クハ表紙ノ色ヲ異ニスレハ可ナラン 受付帳簿ニ於テモ此ノ如キ書類ニハ勿論其ノ編冊スヘキ場所ヲ区分スル為其印ヲ押捺シ置クヘシ 受付帳簿様式標準第六号ノ条項ヲ參看セヨ

書類ニ依テハ其ノ要領ニ因リ數種ノ編冊ニ合纂スルコトノ必要ナルハ往々ニシテ之アルヘシト雖モ此如キ場合ニハ其ノ書類ノ最モ關係厚キ編冊ニ之ヲ合纂シ他ノ書類ニハ騰本若クハ其ノ摘要ヲ編纂スヘシ此ノ場合ニハ原書類及ヒ騰本ニモ共ニ互ニ他ノ所在ヲ記載スヘシ

此ノ如キ事ハ之レヲ其ノ書類ノ上段ノ余白ニ記載スルヲ可ナリトス其ノ文案ハ左ノ如シ

騰本 原書ハ第二部第六区第五十一号ノ第三葉目ニアリ

而シテ原書ニハ左ノ如シ

第二部第一区第四号ニ騰本アリ

此ノ如ク數冊ニ同一ノ書類ヲ編纂スル場合ハ勿論通例永久保存ノ書類ニ於テ生スルモノナリ

多クノ縣ニ於テハ永遠ニ涉リテ必要ナル命令、訓令、布達等ハ之レヲ毎時各別ニ印刷シテ各官署(駐在所ノ如キモノヲモ含ム)ニ配布スルノ方法アリ 此ノ方法ハ前述ノ書類編纂法ニ著シキ便宜ヲ與フルモノナリ尚ホ之レヨリ一層便益ナル方法ハ一縣内若クハ全国内ニ通シテ書類編纂法ヲ一定シ前掲ノ如ク各自印刷ニ付スル規則、訓令

ヲ何レノ書冊ニ編纂スヘキカヲ記載スルコト是レナリ 此ノ如クスルトキハ書類ヲ搜索スルニ甚タ便利ナリ何トナレハ唯一ノ目錄ニ依リテ之レヲ搜索スルコトヲ得ヘキヲ以テナリ 如何ナル方法ニ依リテ此ノ如キ目錄ヲ調製スヘキカハ千八百八十八年九月中ノ復命書ニ陳述シタリ 書類編纂法及ヒ書目ヲ全国同一ニナシタル場合ニ於テモ仍ホ其ノ土地特別ノ事情ニ因リ要用ナル書類ニシテ他ノ地方ニ關係ナキモノハ亦特別ノ書冊ニ編綴スルモ不可ナカルヘシ

公文書處分法

公文書處分法ニ就テハ毎回已ニ復命書ニ論シタレトモ今回復タ此ノ件ヲ一言セサルヘカラス 概シテ公文書處分法ニハ充分ナル注意ヲ用ヒス就中署長ノ如キハ此ノ事件ニ関シ指揮ヲ粗漏ニシテ多ク属官ノ專断ニ任シ之レヲ受理セシム 余ハ茲ニ一例ヲ挙ケテ之レヲ明カニセムニ或ル分署ニ於テハ凡テ收受シタル事件ハ監督方書記及ヒ予備巡查ヲシテ一回之レヲ回覧セシム 此狀況タルヤ署長タル者ハ殆ントナキカ如ク唯タ合議体ニテ事ヲ決スルノ有様ナリ 署長タル者ハ独り事務取扱ニ関シテ責任ヲ有スルモノナレハ其ノ他ノ多クノ人ハ其ノ事務ヲ知り若クハ認印ヲ押捺スルノ必要ナク署長一人之レヲ為セハ可ナリトス 然ルヲ右ノ如ク巡查ヲ其ノ権限内ニアラサル事件ニマテ使用スルヲ以テ終ニハ已ニ前段ニ陳述シタルカ如ク彼等ヲシテ長官ヲ指揮監督スルモ不可ナシト誤解セシムルニ至ルモノナリ

又一文書ニ就テ其ノ処分手続ヲ知ラムト欲スルモ其ノ連絡ヲ見ルコト能ハサル場合往々ニシテ之レアリ即チ其ノ文書ニ少シモ其ノ処分手続ヲ記載スルコトナク唯タ口頭ヲ以テ其ノ処分ヲ命シ若クハ口頭ヲ以テ其ノ処分ノ復命ヲ為シ置ケルコト是レナリ故ニ其ノ書類ニ付キ其ノ手續ヲ知ラムト欲スルニハ唯タ其ノ文書ヲ取扱ヒタル官吏ヲ持テ始メテ知ルコトヲ得ヘシ 此ノ如キ場合ニ遭遇スルトキハ若シ其ノ主任官死去若クハ転任シタル場合ニ於テ其ノ文書ノ成行ヲ知ラント欲スルニ如何ナル困難アルヤハ已ニ前回ノ復命書ニ陳述シタリ 凡ソ文書ノ取扱方ナルモノハ其ノ文書ニ就テ其ノ処分ヲ知ルコトヲ得セシメサルヘカラス故ニ後來出ル所ノ届若クハ復命書等ニ依リ

テ始メテ完結スルカ如キ文書ニハ其ノ文書及ヒ受付帳簿ニ其ノ対照ヲ記載シ置カサルヘカラス
今回モ亦往々ニシテ同一事件ニ関スル書類ヲ一括ニ纏トメサルモノヲ目撃シタリ故ニ通例其ノ事件ノ手續ヲ知ル
コト難ク唯タ其ノ事件ノ分綴シアル数種ノ書類ニ就テ之レヲ搜索シ始メテ関係書類ヲ一括スルコトヲ得ルナリ
然レトモ其ノ書類ニハ往々ニシテ唯捺印ノミアルヲ以テ充分ニ其ノ始末ヲ知ラムトスルハ甚タ難ク又受付帳簿ニ
モ其ノ受付ケタル書類ノ処分ヲ唯捺印ニ依リテ頭ハシタル所ノモノアリ故ニ往々誤テ捺印シタルモノアリ例令
ハ一事件ニシテ已ニ之レヲ他ノ官署ニ送付済トナリタルモノニモ編冊ナル印ヲ押捺シアリタルコトハ往々之レヲ
目撃シタリ 書類ノ処分ヲ頭ハス為メニ多ク捺印ヲ為スコトハ官吏ヲシテ不注意ニ傾カシムルノ憂アリ若シ此ノ
如キ場合ニ於テ官吏其ノ処分ヲ自身記載セサルヘカラサリシニ於テハ必ス右ノ如ク思慮ナク押印等ヲ為サスシテ
正当ノ手續ヲ記載セシナラン 書類ノ処分手続ヲ頭ハスニ多ク捺印ヲ用ユルハ是レ手数ヲ省キテ書類ノ結末ヲ簡
明ニ頭ハサムトスルノ過リナルニ外ナラス凡ソ書類取扱ノ法ヲシテ間然スル所ナカラシメントスルニハ即チ其ノ
書類ニ就テ之レヲ一読スルニ於テハ其ノ手續一目ニシテ瞭然ナラシメ一言ノ質疑ヲモ要セサルカ如クセサルヘカ
ラス 若シ之レニ反シテ仍ホ質疑等ヲ要スルノ状況アルニ於テハ之レヲ完然ナル書類取扱法トハ云ヒ難シ然ルニ
一方ニ於テハ右ノ如ク手数ヲ省カムトシテ其ノ方法ヲ過リタル程ナルニ仍ホ無益ニ書類ノ騰本ヲ収ムルノ弊アリ
若シ其ノ書類ヲ知ラムト欲セハ何時ニテモ其ノ所在官署ヨリ携ヘ来ルヲ得ヘキヲ以テ騰本等ヲ収ムルヲ要セサ
ルナリ乃チ此等ヲ称シテ無益ノ手数ト云ハスシテ何ソヤ 今此ニ一例ヲ示サンニ或ル警察署ノ如キハ犯罪事件ニ
関シ総テ騰本ヲ収メ或ル場合ノ如キ四十七枚ニ渉ル騰本ヲ収メ置キタル所アリ此等騰本ナルモノハ通例後日ニ於
テ大ナル必要ナキモノナリ故ニ唯タ緊要ナル事件ニシテ後日参考トナルカ如キモノノ騰本ヲ除キ他ハ総テ斯ル手
数省クヲ可トス 又或ル者ハ余ニ右ハ緊要ト認ムル事件ニ就テハ其ノ騰本ヲ収メ置クヘシト云フノ訓令アリシカ
故ニ斯ル手續ヲ為シタルモノナリト云ヒタレトモ余思フニ若シ斯ノ如キ訓令アリタリトスレハ其ノ紛失ノ際騰本
ヲ存セシメントスルノ旨意出テタルナラン且其ノ訓令ノ出テタルトキハ交通法モ今日ヨリハ不完全ニシテ且ツ郵
送ノ方法モ幼稚ナリシヲ以テ或ハ必要ナリシカモ知ルヘカラスト雖モ今日ハ既ニ斯ル訓令ヲ続行スルノ必要ナカ

ルヘシト信ス 何トナレハ今日ハ既ニ郵便ノ制度モ完全シタルヲ以テ近年此ノ如キ書類ノ紛失シタリト云ヘルコトハ決シテ之レナカルヘシト思ヘハナリ 但シ其ノ騰本署長若クハ其ノ掛官カ後日参考トナルヘキモノト思料スルモノアレハ之レヲ収ムルモ可ナラン

已ニ屢々前回ノ復命書ニ於テ陳述シタレトモ今回モ亦重軽罪犯ノ探偵就中盜難届ノ処分ハ一般ニ之レヲ不完全ナリト云ハサルヲ得ス此ノ緊要ナル事務ノ粗漏ニ取扱ハル、重ナル原因ナルモノハ其ノ監督ノ不完全若クハ全ク之レナキニ歸スルト思考セラル 日本現行治罪法ニヨレハ盜難届等モ仍ホ検事ニ送付スヘキ法ナルニ多クノ縣ニ於テハ此ノ事ナク又之レヲ為ス個所ニ於テモ其ノ送付ヲ為シタル書類ハ恐ラク検事ニ於テ充分ニ檢閲セサルナラン何ントナレハ盜難届ニ對スル犯人逮捕ノ数ト云ヘルハ実ニ僅少ノモノナレハナリ 一二ノ縣ニ於テハ檢事ハ未捜査ノ附加スル盜難届ニ関シテハ唯月末ニ其ノ表ヲ造ルノミノ処アリ他ノ縣ニ於テハ其ノ手續ヲ經サルモノモアリ加之ナラス同一ノ縣ニ於テモ各所ニ於テ其ノ主管檢事ニ協議シタルトセサルトニ因テ其ノ手續ヲ區々ニスルモノアリ治罪法ニ依レハ已ニ犯罪事件ニ関スル書類ハ總テ之レヲ檢事ニ送付スヘシト定メアルニモ拘ハラズ檢事局ト警察長官ト協議ノ上始メテ之レヲ行フ如ク法律ヲ無効ニスルハ実ニ怪ムヘキコトナラスヤ法律ナルモノハ公衆ヲ保護スル為メニ設定シタルモノナレハ檢事モ警察官モ其ノ目的ヲ遂ケサルヘカラス 然ルニ其ノ法律ヲシテ無効ナラシメタルニ因リテ人民ニハ非常ナル災厄トナレリ何トナレハ警察官署ハ盜難搜索ノ点ニ関シテ嚴格ナル監督ヲ受ケサルヲ以テ今日其ノ事務ヲ不充分ニ取扱ヘハナリ

又縱令盜難届ヲ檢事ニ送付スルト雖トモ檢事局ニ於テ渾テノ盜難届ヲ精密ニ調査シ搜索仍ホ不充分ト認メタルモノハ時トシテ仮借スル所ナク之レヲ其ノ所出ノ警察署ニ返付シテ仍ホ精密ニ搜索セシムルカ如キ勞ヲ執ラサレハ少シモ利益スル所ナシ 現今多クノ縣ニ於テハ盜難届ハ概シテ實地搜索等ノ手續ヲ為サスシテ直チニ綴込ニ編入スルモノ、如シ 但シ余ニ告クル言ニ據レハ盜難届ハ一応其ノ届人ニ就テ其ノ狀況ヲ糺シ其ノ申立ニ據テ搜索ノ必要ナシト認メタルモノハ直ニ綴込ニ編入スト 然レトモ余思フニ渾テノ盜難事件ニ関シ一応實地ノ搜索ヲ為スハ最モ必要ノ事ナルヘシ其ノ實地搜索ヲ為スハ縱令犯迹發覺ニ利益ナキ場合ト雖トモ之レヲ以テ公衆ニ警察ノ尽

力ヲ示スノ利益アリ 殊ニ熟練ナル警察官ハ実地搜索ニ因リテ犯人若クハ贓品発覚ノ手續ヲ得ルコト往々ニシテ之レアルモノナリ然レトモ余ノ所謂ル実地搜索ナルモノハ現今ノ檢證ニ於ケルカ如ク単ニ犯罪ノ狀況ヲ證明スル手續ノモノニアラス概シテ檢證調書ニ犯所ト他ノ家屋トノ距離若クハ盜賊ノ破壊シタル個所ノ幅員狀況或ハ其ノ個所ノ方向等ヲ細密ニ記載シタリ此ノ如キ檢證ハ犯人若クハ贓品ノ發覺ニ関シテハ尚ホ凡テ他ノ之レニ必要ト認メタル探偵復命書ト相伴フテ始メテ利益アルモノトス然レトモ盜難事件ニ関シテハ駐在所等ヨリ単ニ盜難アリシコトヲ通知スルニ止ル如キモノ往々アリ 假令ハ或ル駐在所ヨリ単ニ一点ノ衣類盜難ニ罹リタル旨届出テタルヲ以テ上申スト記載シタル如キノ盜難上申書アリ 盜難ノ模様若クハ嫌疑者等ニ関シテハ少シモ明言スル所ナク此ノ如キ上申書ハ直ニ綴込ニ編入セリ 是レ蓋シ此ノ盜難事件ニ関シテハ他ニ搜索ノ因縁ナシ若シ之レアラハ駐在所巡查ハ必ス之レヲ附記シタルナラント思考セシニ外ナラサルヘシ 此ノ如キ方法ヲ以テ書類ヲ処分スルトハ実ニ大膽ト称スヘシ 余ハ此ノ如キ上申書ハ必ス一応之レヲ其ノ官吏ニ返戻シテ仍ホ充分ニ調査セシメ併セテ将来ヲモ充分ニ戒ムルナリ

又盜難届ニシテ其ノ結局ノ已ニ明瞭ナルモノヲモ綴込ニ存置シタルコト往々ニシテ之レアリ 余ハ此ニ一ニノ例ヲ挙テ之レヲ證セムニ或ル警察署ニ於テ盜難届ヲ受付帳簿ニ記入シアルヲ見タリ其ノ初メノ届ハ竹材盜難事件ニシテ其ノ三人ノ犯者已ニ捕縛ノ上檢事ニ送付セラレタリ 追届ニハ嘗テ届出テタル竹材ノ外ニ仍ホ二十束其ノ代価凡ソ八円ノ竹材盜難ニ罹リ且ツ其ノ時日モ前盜難ト同時日ナリシコトヲ記載シアリタリ 此場合ニ於テハ其ノ追届盜難ノ犯者ハ前捕縛ノ三人ナラムトノ嫌疑ハ充分之レアルニモ拘ラス之レヲ檢事ニ送付セスシテ単ニ盜難届綴込ニ存置セリ 若シ之レヲ檢事ニ送付セシナラハ予審判事ハ其ノ犯者ヲモ充分ニ知ルノ機会ヲ得且ツ警察署ニ於テモ其ノ処分ヲ完全ニ結了シタルト称スルコトヲ得ヘシ 又或ル場合ニ於テハ浴場ニテ浴客ノ金員紛失ノ事アリ而シテ探偵復命書ニハ一人ノ嫌疑者ヲ指シアリ蓋シ其ノ理由ハ其ノ者嘗テ他ノ浴場ニ在リシ時同一ノ事件生シタルカ故ニ今回ノ盜犯モ或ハ其ノ者ナラムト疑ヒシニアリ(浴場及ヒ嫌疑者ノ姓名モ明瞭ニ記載シアリ)然ルニ其ノ事件ハ其ノ儘ニ放置セリ何ノ理由アリテ其ノ手續ヲ中止シタルカ大ニ了解ニ苦シム所ナリ 又他ノ場合ニ

テハ探偵ノ命ヲ受ケタル巡查其ノ上申書ニ犯人ハ多分家内ノ狀況ヲ熟知シタル近傍ノ住居者ナラント陳述シアリ
此場合ニ於テハ如何ナルモノ其ノ地方ニテ嫌疑ヲ受クヘキ人ナルカ或ハ如何ナル人ノ其ノ近傍ニ住居シ且ツ平常
其ノ盜難ニ罹リタル家ト往来スルヤヲ確ムヘキハ勿論ノ事ナルニ復命書ニハ右等ニ関シテハ少シモ記載シタルコ
トナクシテ単ニ綴込ニ挿入シアリタリ或ル夫婦ノモノ或古着店ヨリ衣類ヲ詐取シテ逃亡シタリ然ルニ此ノ場合ニ
於テハ単ニ隣区ノ警察署ニ通知シタルノミニテ其ノ他ハ更ニ探偵手續ヲ為サシテ盜難届綴込ニ編冊シアリ三年
ノ後ハ其ノ事件ハ期滿免除ヲ得ヘシ 若シ此ノ如キ届ヲ検事局ニ送付セサルヘカラサルモノト為ストキハ斯ル幸
福ハ詐取シタル本人ニ於テ受ケ得サルナラン

或ル警察署ニ於テハ權ノ盜難届ヲ出シテ其ノ嫌疑者ヲモ申立テ以テ其ノ嫌疑者所有ノ倉庫ヲ搜索サレムコトヲ願
出テタルモノアリ 然ルニ其ノ書類ニハ此等ニ関シテ特ニ記載シタル所ナシ勿論倉庫ノ搜索ハ之レヲ行ヒ其ノ嫌
疑者ノ不明瞭ナルコトヲ發見セシナルヘケレトモ此等ノコトニ関シテハ書類ニ少シモ記入アラシテ只掛官ノ説
明ニ依テ始メテ之ヲ知ルコトヲ得ルノミ 書類ニ記入ヲ為スハ通例唯タ其ノ搜索充分ナル結果ヲ得タル場合ニノ
ミニ限ル 然ラサレハ後日弁護人等ノ為メニ攻撃セラル、材料トナルノ恐れアリトノ意ヲ陳辯シタレトモ此レ甚
タ了解シ難キノコトナリ 独逸治罪法ニ依レハ全ク之レニ反シテ凡テ犯罪事件ニ就テ為シタル手續ハ之レヲ一件
書類ノ内に掲ケ置カサルヘカラス 而シテ余ハ又之レヲ正当ノコト、思考ス 何故ニ此ノ如キ事件ヲ秘密ニ為ス
ノ要アルカ縱令又タ此等記入ノ利益ヲ弁護人ニ与フルトモ少シモ妨クル所ナカルヘシ加之ナラス警察ハ犯罪ヲ發
見スルニノミ尽力スヘキモノニアラスシテ又犯罪人ニ少シニテモ利益ヲ与フルコトニ注意セサルヘカラス 唯此
ノ原則ヲ守ルニ由テ警察ハ公衆ノ尊敬ヲ受クルモノナリ 余ハ外国人ニ関シテハ前段ニ述ヘタルカ如キ手續ハ斷
然之レヲ廢止スヘキモノト信ス何トナレハ弁護人ハ嫌疑ノ有無若クハ犯罪ノ搜索手續等ヲ記載シアラサル場合ハ
其ノ記載ノ為メ嫌疑ノ不明瞭ヲ惹起スル場合ヨリハ一層重大ナル攻撃ヲ為スヘケレハナリ 書類取扱方ノ粗漏ナ
ルコトハ已ニ概略陳述シタルカ如シ然ルニ又書類ノ存置ヲ明示能ハサルコトハ往々ニシテ目撃シタル所ナリ 或
ル警察署ニ於テハ衣類ノ盜難事件發覺シ其ノ書類ハ已ニ之レヲ検事ニ送付シタルニモ拘ハラヌ警察署ニ殘シ置ク

所ノ一件書類ノ騰本ニハ其ノ事故ノ記載ナク又受付帳簿ハ勿論發送帳簿ニモ其ノ記載ナシ 又一件書類ノ存置ニ付テ種々ニ記載シタル所アリ一方ノ記載ニ拠レハ書類ハ他ノ警察署ニ至リ又他ノ記載ニ拠レハ書類ハ檢事ノ許ニ至レルカ如シ 此ノ如キ書類取扱手續ハ徒ニ信用ヲ失フノミニ過キス又同一ノ警察署ニ於テハ已ニ五週間以上経過シタル盜難事件ノ其ノ儘ニ放棄シタルモノアリ 若シ公衆ノ此ノ如キ内幕ヲ知ルニ於テハ必ス盜難届ハ徒ニ手数ヲノミ要シテ少シモ利益スル所ナシト云フナラン

一件書類ヲ共ニ一括シ若クハ各書類ノ上ニ対照ヲ記載シ置クヘキコトノ必要ナルハ左ノ例ヲ見テ明カナラン 或ル漁夫届出ヲ以テ嘗テ盜難ニ罹リタリト届出テタル碇ヲ再ヒ發覺シタルニヨリ前回盜難届ノ取消ヲ求メタリ然ルニ前回ノ届出ハ容易ニ之レヲ發見スルコト能ハスシテ種々搜索シタル後稍ク之レヲ發見スルコトヲ得タリ 此ノ二通ノ届出書ニハ受付帳簿番号ノ対照ヲ記載セス之レヲ分離シテ綴リタリ 又盜難届ニハ少シノ記入モ為シアラサルヲ以テ該碇ハ仍ホ盜難ニ罹リタルモノト見做ササルヲ得ス 若シ此ノ盜難届ニ後ノ發見届ヲ添綴スルカ或ハ二通ノ書類ニ交互対照ヲ為シ置クニ於テハ其ノ書類明瞭ニ完結シタルモノト云フヘシ 之レト同一ノ其ノ當ヲ得サル書類編綴法ハ往々規則訓令等ヲ字義ノ如クニ遵奉スルコトニ由テ生スルコト是レナリ 即チ左ノ例ノ如シ或ル縣ニ於テ各警察署分署ニハ巡查ノ上申伺ニ関スル綴込帳簿ヲ備置ク可シトノ訓令アリ 此ノ訓令ヲ往々字義ノ如クニ死解セシメテ盜難届ニ関シタル巡查ノ上申書ヲモ其ノ盜難届ニ綴込マスシテ分チテ此ノ書類ニ綴込ミ置ケリ 而シテ又盜難届ニハ其ノ事ノ記入ヲ為サス加之ナラス盜難届ト共ニ送付シ来ル上申書モ特別ニ受付帳簿ニ記入シ而シテ各種ノ綴簿ニ分チテ綴込ムカ如キコトアリ 又或ル場合ニ於テハ巡查盜難ノコトアリタル旨ヲ上申シ且ツ其ノ事件ノ檢證処分ヲ為ス可キヤヲ伺出テタリ長官ハ此ノ伺ニ對シ郵便葉書ヲ以テ指令シタルカ如シ然ルニ其ノ書類ニハ此等ノ記載ナク単ニ巡查上申伺ニ関スル件ト称スル書類ニ綴込ミアリタリ書類取調ノ粗漏ナルコトハ独リ盜難事件ノミナラス又他ノ事件ニ関シテモ往々生スル所ナリ 或ル警察署ニ於テ一人ノ古物商免許ヲ受ケスシテ古物商ヲ営ムモノアル旨ヲ届出テタリ管区巡查ハ此ノ届ニ對シ復命シテ曰ク右古物商ハ古物免許証ハ有スレトモ目下開示スルコト能ハスト云フト 然ルニ此ノ事件ハ古物商ノ申立正当ナルカ或ハ之レヲ処分ス可キヤ

否等ヲ取調ヘスシテ単ニ綴込ニ編入シアリ又或ル場合ノ如キハ狂犬アリテ人ヲ咬傷シタルノ届出アリ狂犬ハ直チニ撲殺シ而シテ之レヲ以テ事件ハ結了シタリトナセリ 尚ホ狂犬ハ他ノ犬ヲ咬傷セシヤ或ハ咬傷サレタル人ノ容態若クハ其ノ他狂犬毒予防ニ関シテ如何ナル手續ヲ為シタルカハ書類ニ少シモ記載シタルコトナキヲ以テ之レヲ知ルコト能ハサリシト又書類ニ概シテ其ノ処分法ヲ記載セス而テ其ノ記載ハ之レニ拠リテ台帳若クハ其ノ他ノ書類ヲ訂正スヘキモノナレハ其ノ記載アラサルカ為メニ又タ此ノ訂正ノ往々ニシテ脱漏スルコトアリ例令ハ營業人台帳ノ登記若クハ削除就中逮捕状ノ取消等ハ往々ニシテ脱漏シタルモノアリ若シ此等ノ書類ヲ編纂スル官吏ヨシテ此等書類取扱ノ記載アラサル間ハ之レヲ書類ニ編纂セサラシムル制ニ改ムルニ於テハ此ノ如キ登記洩等ノ生スル患ナカルヘシ

又公衆ノ届等モ唯簡單ナル届ト看做シテ必要ナル取調等ハ之レヲ為サスシテ直チニ書類ニ綴込ムコト往々ニシテ之レアリ 余ハ此ノ如キコトニ関シテモ左ニ例ヲ示サン

或ル警察署ニ於テ石油ヲ「ランプ」ニ注入セントシテ之レニ点火シ其ノ傍ラニ在リタル二人ノ小兒ニ大ナル創傷ヲ負ハシメタル旨ノ届出ヲ見タリ此ノ届書ハ単ニ綴込ニ挿入シアリ此ノ場合ニハ此ノ者ヲシテ医師ヲ招カシメ又ハ将来注意スヘキ旨ヲ説諭セサルヘカラス書類ニ拠リテハ此ノ手續ヲ為シタルコト明カナラス 此ノ如キ書類ノ処分法ハ処務及ヒ公衆ニ毫モ注意セサルノ証明トナルモノナリ 此ノ負傷事件ハ若シ其ノ小兒負傷ノ為メニ死去スルトキハ或ハ犯罪事件ニ変スルヤモ知ルヘカラス去レハ少クトモ医師ノ意見ヲ求メサルヘカラスナラン 此ノ事ハ姑ク之レヲ措クモ其ノ他ノ重大事件ニ右ノ如ク別段注意ヲ為ササルハ甚タ不安心ノ感情ヲ公衆ニ与フルモノト云フヘシ

以上陳述シタル如ク現時ハ成ルヘク書記スルコトヲ省クノ方針ニ熱心ナルニモ拘ハラズ又他ノ場合ニ於テハ全ク不必要ナル手数ヲ好メリ例令ハ盜難復命書等ニハ無益ニ延長シテ其ノ犯所ノ状況ヲ書記シ或ハ全ク盜難届ヲ再掲スルモノアリ此ノ如キ復命書ニハ例令ハ盜難事件ノ生セシ際被害者ノ不在ナリシ事柄ニ付キ冗長ニ記載シアルコトモアリ又不必要ナル手数ト云フハ処分ニ就テ指令案ヲ起草スルコト是レナリ 此ニ一例ヲ挙ケムニ或ル被害者

管テ呈出シタル告訴狀ノ取消ヲ願出テタリ署長ハ此ノ願ヲ一読シ之レヲ其ノ傍ノ主任ニ渡シテ処分ヲ命ス而シテ此ノ主任ハ案ヲ起シテ署長ニ問フ 署長ハ其ノ案ニ裁可ノ印ヲ捺す此ノ如キ手續ナルニ於テハ或ハ署長自身ニ案ヲ起シテ自身之レヲ裁可スルカ如キ場合モアラム 如何ナル理由アリテカ凡テ此ノ如キ不必要ナル案ヲ起ス手續ヲ為スカ余ノ思考スル所ニテハ口頭ヲ以テ署長ニ其ノ処分ヲ質シ若クハ署長其ノ書類ヲ一読スル際口頭ヲ以テ簡單ニ其ノ処分ヲ命シ若クハ簡單ニ其ノ手續ヲ書類ニ附記シテ充分ナルヘシ 尤モ此ノ如キ手續ハ此レ日本國公文書取扱ノ慣例ナリト云ヘリ或ハ然ルナラン 蓋シ各縣共ニ同一ノ手續ヲ目撃シタルヲ以テナリ 書類取扱ニ関シ特ニ異ナル方法ハ高岡警察署(宮崎縣)ニ於テ目撃シタルモノ是レナリ即チ回答等ノ案ヲ元ト照會書ニ附記シ若クハ其ノ書類ト添綴セスシテ直チニ之レヲ發送帳簿ニ記入スルノ法ナリ故ニ照會等ノ書類ハ之レヲ見ルコトヲ得レトモ其ノ照會ニ對スル回答ハ之レヲ知ルコトヲ得ス若シ之レヲ知ラムト欲セハ書類發送帳簿ヲ取寄セサルヘカラス 然ルニ又發送帳簿ノミニテハ官署等ニ充テタル回答ハ之レヲ讀ムコトヲ得ルモ如何ナル事件カ此ノ回答ヲ要シタルヤヲ知ルコト能ハス 蓋シ其ノ回答ヲ要シタル照會ハ文書往復綴込ニアルヲ以テ其ノ綴込ヲ取りテ發送帳簿ノ回答文ト對照セサルヘカラサレハナリ 此ノ如キ手續アルヲ見ルトキハ其ノ手續ノ不當ナルノミナラス巡閱等アルニモ拘ラス仍ホ之レヲ現存スルニ就テ一驚ヲ喫セサルヲ得サルナリ 余ハコレ迄ニテ書類取扱ニ就テ陳述シタル論壇ヲ退カムトス 余ノ目撃シタル書類取扱上ノ欠点總テ皆尽キタリト云フニアラス仍ホ余ノ目撃シタル類似ノ例証ハ數百ヲ以テ數フルアルモ大抵以上陳述シ来リタル所ヲ以テ充分ナラント信ス 蓋シ其ノ他ハ前述ト大同小異ナルヲ以テナリ其ノ点ニ関シテ改良ヲ為サムトスルニハ精密ナル規則ト嚴格ナル監督ト從テ又署長ノ自ラ卒先シテ之レニ從事スルコトトニ依ラサルヘカラス 余ノ認メタル所ニ拠レハ署長ハ充分ニ卒先シテ処務ニ從事セス緊要ナル事件ノ如キモ下班ノモノニ命シテ処分セシムルモノノ如シ就中重輕罪犯ノ搜索ニ就テ特ニ甚シトス 蓋シ署長ハ重大ノ盜難事件(一人ノ醫師金百六十円以上ヲ盜取セラレシ場合)ニシテ其ノ犯罪モ分署所在地ニ發生シ自身其ノ事件ヲ処スルノ機會アルニモ拘ラス監督補助ニ命シテ之レヲ処分セシメシコトアリ 其ノ如キ弊害ヲ矯正セムニハ嚴格ナル監督ヨリ外好手段ナカルヘシ

営業人名簿及ヒ臺帳等

書類取扱法ニ注意スルト等シク尚ホ之レト連繫スル警察取締営業人名簿調製ニ注意ヲ加ヘサルヘカラス 書類取扱ニ於ケルカ如ク営業人名簿ノ様式モ独り各縣ニ於テ其ノ体裁ヲ異ニスルノミナラス同一縣内ニ於テモ往々各署ニシテ異ナル所アリ 余ハ此ノ如キ名簿ノ様式ハ全国ヲ通シテ同一ニ為サンコトヲ必要ト思考ス 全国ヲ通シテ営業人名簿ノ書式ヲ同一ニセントスルニ於テハ先ツ其ノ營業ノ種類ヲ定メサルヘカラス 余ハ警察ノ許可ヲ受ケ若クハ其ノ開業ヲ届出ル義務アル營業者ニ関シテハ都テ名簿ヲ備フルヲ可ト信ス 然ラハ如何ナル名簿ヲ設クレハ可ナリヤト云フニ 第一ニハ營業者ノ種類ニ從テ帳簿ヲ分ツヲ要シ事務繁劇ナル警察署ニ於テ一種ノ營業者多数ナルトキハ其ノ住居区ニ從テ帳簿ヲ分ツモ可ナリ

人力車營業人及ヒ挽子等

凡テノ營業ノ内ニテ通例其ノ類ノ最モ多クシテ且ツ公衆ノ最モ直接ニ親接近交スルモノハ人力車營業人ニ若クハナシ 此ノ營業ニ関シテハ独り其ノ名簿ノミナラス其ノ營業ニ必要ナル条件及ヒ保証金額等ニ関シテ特ニ最モ著シキ不均一ナルモノアリ 人力車挽子殊ニ人力車体ニ関スル条件ニシテ著シキ不同ヲ生スルハ其ノ之レヲ定ムル人ノ意向如何ニ因ルモノ多シト雖モ余ハ大体車体並ニ膝掛ノ清潔及ヒ嚴密ナル營業上ノ取締就中挽子ノ旅人ニ対スル心得等ヲ一定スルヲ必要ナリト思考ス 然レトモ挽子ノ不正ヲ為シ或ハ乗客ノ乗車ヲ拒ミ又ハ途中乗車ヲ拒絶シテ旅人ニ不便ヲ与フルコトハ今日モ尚ホ往々ニシテ生スル所ナリ又此等ノ場合ニ於テ警察官ノ保護ヲ与ヘサルコトハ特ニ外国人ノ苦情ヲ唱フル所ナリ

余思フニ此等ノ苦情ヲ防カンニハ警察官ニ命シテ凡テ人力車夫ノ犯則即チ賃錢ヲ定額外ニ請求シ若クハ充分ナル理由ナクシテ乗車ヲ拒ミ又ハ途中ヨリ乗車ヲ拒絶スルカ如キハ仮借スル所ナク之レヲ処罰シ而シテ之レヲ再三スルトキハ免許証ヲ引上クルヲ可トス単ニ説諭ヲ為スノミニテハ大ナル効力アラサルヘシ人力車ニ関シテ設クル所ノ台帳ハ全国一樣ノ組織ニ拠ルヲ必要ト思考ス 而シテ其ノ書式ハ番号ニ拠リテ直チニ挽子ヲ知ルコトヲ得セシ

メ又人力車營業人ハ人力車ノ番号ニ拠リテ捜索スルコトヲ得又検査及ヒ保証ノ關係モ直チニ知ルコトヲ得ル様ニ調製スルヲ要ス 今回目撃シタル人力車台帳ハ總テ此ノ条件ニ適セサルモノトス此ノ目的ニ適セシメムトスルニハ左ノ台帳ヲ設クヘシ

(甲) 人力車營業者名簿 此ノ帳簿ハ各營業者ニ就テ特別ノ欄(一葉許)ヲ設ケ之レニ本人ノ住所姓名免許下付ノ年月日及ヒ廃業ノ年月日ヲ記入セシム又挽子並ニ人力車ノ番号及ヒ保証金ノ増減等ヲ記入スル箇所ヲ此ノ欄内ニ設クヘシ 營業人同時ニ人力車挽子タルトキハ尚ホ一人ノ挽子ト看做シテ記入スヘキモノトス

(乙) 挽子名簿 此ノ帳簿ニハ挽子ノ有スル免許番号ヲ逐フテ記入シ而シテ欠番号ヲモ直チニ填充スル様ニ其ノ書式ヲ改ムヘシ 之レヲ為サムトスルニハ即チ各番号ニ特別ノ区画(大凡ソ一葉トシテ之レヲ四回乃至六回登記スル程ニ区画ス)ヲ置キテ其ノ区画中ニテ最モ後ニ記入シタルモノ即チ其ノ番号ノ所有者ナリトス 故ニ若シ一人ノ挽子營業ヲ廢スルニ於テハ之レヲ削除シテ其ノ欠番号ハ直チニ其ノ後營業ヲ願出テタル挽子ハ其ノ次第二ノ区画ニ記入スル如ク漸次第四若クハ第六区画マテ記入ス 而シテ其ノ区画總テ記入シ了リタルトキハ其ノ葉紙ヲ抜取シテ更ニ新葉紙ヲ挿入ス 此ノ如ク為スニ於テハ人名簿ハ常ニ整然トシテ書替等ヲ為スノ煩ナク且ツ今日往々ニシテ目撃スルカ如ク例令ハ挽子番号五百号ニ及フト雖トモ其ノ実僅カニ二百人ノ挽子現存スルカ如キノ不体裁ヲ生スルコトナカルヘシ

此ノ欄ニハ挽子番号ノ外ニ其ノ住所姓名免許下付並ニ廃業年月日及ヒ其ノ雇營業主ノ姓名其ノ他備考(懲罰等)ヲ記入スヘキモノトス 事務繁劇ナル警察署ニ於テハ此ノ台帳ノ外ニ(イロハ)順ノ名簿ヲ設ケ以テ単ニ姓名ノミノ知レタル挽子ヲ速ニ索引スルノ便ニ供スヘシ 台帳ヨリ抜取シタル葉紙ハ仍ホ之レヲ合冊シテ一定ノ期限保存スヘシ

(丙) 人力車台帳 此ノ帳簿ハ其ノ体裁挽子名簿ト同一ニス即チ各番号ニ四回乃至六回ノ変更ヲ記入シ得ヘキ為メノ余区ヲ設ク 此ノ名簿ニハ人力車所有主ノ姓名其ノ模様ノ概略(構造方及ヒ塗色等)検査証下付並ニ廢車ノ年月日ヲ記入シ且ツ定期車体検査ヲ記入スヘキ区画ト備考ノ区画トヲ設ケ置クヘシ 余ハ右等ノ台帳ヲ左ノ様式

ノ如クスレハ可ナラムト思考ス (朱書ハ名簿ニ記入シタルノ例ヲ示ス)
 (甲書式)

許 免 業 營

保 證 金					免 許 下 付 ノ 年 月 日		姓 名
貯 金 局 預 帳 第 三 百 二 十 二 號 納 金	貯 金 局 預 帳 第 三 百 二 十 二 號 納 金	貯 金 局 預 帳 第 三 百 二 十 二 號 納 金	貯 金 局 預 帳 第 三 百 二 十 二 號 納 金	貯 金 局 預 帳 第 三 百 二 十 二 號 納 金	年 月 日	年 月 日	
ナリ	廢車ノ印	七月七日	二十三年	二月四日	二十二年	十二月四日	山下
		二圓	.		五圓		傳
			二圓			廢業ノ年月日	造
		五圓	三圓		五圓		
						住所	
						増額	山下町壹番地
						減額	
						現在額	
						ヲ記入スル為メ設ケ置クモノナリ	
						(此ノ餘欄ハ變更シタル住所某月日	
						明治二十三年三月六日葵町三番地	

號 三 第

備考	子 挽			體 車 力 人		
			第三十八號 二十三年 二月四日	第十五號 二十三年 二月四日		第三十號
		第三十九號	第三十號		第三十一號	第五號
		第五十號	第三十二號 二十三年 二月四日		第三十二號 二十三年 二月四日	第六號 二十三年 二月四日
		第五十三號	第三十二號 二十三年 十月十日		第三十三號	第七號 二十三年 二月四日
		第五十四號	第三十三號		第三十四號	第八號 二十三年 二月四日
		第五十五號	第三十四號 二十三年 八月六日		第三十五號	第九號
		第六十號	第三十六號		第三十六號	第十四號
		第六十一號	第三十七號		第三十七號	第十六號

(乙書式)

人 力 車 體 第 四 號										
年 月 日	檢 查 證 下 付 ノ		所 有 者 ノ 姓 名 及 ヒ 營 業 番 號			檢 查 ノ 年 月 日	年 月 日	檢 查 證 下 付 ノ		所 有 者 ノ 姓 名 及 ヒ 營 業 番 號
						二 十 二 年 十 二 月 四 日	二 十 三 年 四 月 二 日	二 十 三 年 十 二 月 四 日 受 付 番 號 第 五 十 號 第 二 部 第 二 區 第 十 六 號 第 七 葉 二 編 冊		山 下 傳 造 第 二 號
年 月 日	廢 車 ノ		構 造 車 體 ノ					年 月 日	廢 車 ノ	構 造 車 體 ノ
								二 十 三 年 十 二 月 賣 渡 受 付 番 號 第 六 十 號		二 人 乘 採 色 塗

人力車台帳ノ書式ハ若シ人力車所有者ニ変更ヲ生シテ新所有者同警察署管内ノ住居人タルニ於テハ復タ直チニ記入シ得ヘキ為メニ余欄ヲ設ケタリ
(丙書式)

検査ノ年月日	此ノ欄ニハ新ニ願出タル車ニシテ第四號鑑札ヲ交付スヘキモノヲ記入スルトコロトス

第 札 鑑 子 挽		挽子姓名	有馬軍平
挽子姓名	備考	雇營業主	所住現
	二十二年二月五日多クノ賃錢ヲ貧リ科料金壹圓ニ處セラル○二十三年六月十日夜中無提燈ニテ疾驅シタルニヨリ科料金十五錢ニ處セラル○二十三年十月九日正常ノ理由ナク出車ヲ拒ミタルヲ以テ科料金壹圓ニ處セラレ爾後再犯ノ場合ニハ營業停止スヘキ旨申渡サル	二十二年十二月四日ヨリ就雇 山下傳造第三號	芝區久保町十番地
		二十三年二月二日解雇 二十三年三月十日就雇 西村力造第十號	鑑札下 受付番號第五十號
			年 廢 月 業 日

主 現

備考	五 十 號 雇 營 業 主	
	月 付 鑑 日 年 札 下	所 在
	年 廢 月 業 日	

(備考各欄記載事項ハ何レモ朱書)

此ノ書式ハ挽子若シ營業主ニ転シ若クハ住所ヲ転スルモ新ニ書換等ヲ為スヲ要セサルコトニ注意ヲ用キタリ
 事務繁劇ナル警察署ニ於テ設クヘキ(イロハ)順ノ挽子名簿ニハ単ニ姓名ト挽子鑑札番号トヲ記載スルヲ以テ足
 レリトス

現今人力車營業身元保証金額及ヒ其ノ徴収方法ニ関シテ各縣共ニ甚シキ差違アリ或ル縣ニ於テハ人力車ノ数ニ從
 テ保証金ヲ徴収シ他ノ縣ニ於テハ人力車挽子ノ数ニ応シテ保証金ヲ徴収ス 又其ノ金額ニ著シキ不同アルハ左ニ
 示ス所ノ二三ノ例ノ如シ

- 第一 最初五台ノ人力車ニ就キ五円徴収セラレ其ノ後ノ五台ニ就テハ三円ナリ故ニ合セテ八円徴収セララル
- 第二 各營業主ハ保証金二円ヲ納ム
- 第三 最初二台ノ人力車ニ就キ一円ヲ徴収セラレ其ノ後一台ヲ増ス毎ニ五拾錢ヲ増納ス
- 第四 挽子一人ニ付五拾錢ヲ徴収セラル

第五 營業主ニシテ挽子ヲ兼ネサルモノハ人力車一台毎二一円ヲ徴収セラレ挽子ヲ兼ヌルモノハ二円ヲ徴収セラ
ル

第六 挽子十人マテハ五円ヲ徴収セラレ其ノ後一人ヲ増ス毎二一円ヲ徴収セラレ

第七 人力車一台毎二七十五錢ヲ徴収セラル而シテ營業主ハ三台以上ノ人力車ヲ有セサルヘカラス

第八 營業主ハ身元保証金五円ヲ徴収セラレ仍ホ人力車一台毎二一円ヲ徴収セラル

第九 營業主ハ身元保証金拾円ヲ徴収セラレ仍ホ人力車一台毎二二円ヲ徴セラル

由是觀之第四ノ場合ニ於テハ保証金トシテ五拾錢ヲ納メテ營業ヲ始ムルコトヲ得 之レニ反シテ第九ノ場合ノ如
キハ拾二円ヲ納メテ初メテ營業ヲ為スコトヲ得ルカ如シ此ノ拾二円ヲ保証金トシテ納ムルカ如キハ苛酷ニ過クル
ト云ハサルヲ得ス 何トナレハ之レカ為メニ貧民ヲシテ獨立營業スルノ路ヲ需ムルコトヲ妨ケ終ニハ營業主ニ就
テ其ノ挽子トナリ又ハ營業主ヨリ資本ヲ借入レテ營業ヲ始ムルカ如キニ至ルヘケレハナリ 此等ハ本人ハ勿論公
衆ニ取りテ甚タ不利益ノコトナリ何トナレハ營業主ハ必ス己レヲモ利益スル所アラント欲スルヲ以テ挽子所得ノ
幾分ヲ取得シテ又之レカ為メ終ニハ公衆ヲシテ償ハサルヲ得サラシムルニ至ルヘケレハナリ

此ノ如ク保証金ニ制限ヲ設ケタルハ多クノ縣ニ於テ成ルヘク貧民カ人力車營業ニ頼リテ自活ノ路ヲ需メントスル
コトヲ制限セムト凶リタルカ如クニ思考セラルルナリ何トナレハ營業主挽子ヲ兼ネサルトキハ一円ノ保証金ヲ納
メテ其ノ營業ヲ為スヲ得レトモ若シ同時ニ挽子タラントスルトキニハ二円ヲ納メサルヲ得サル制限ノ如キハ他ニ
其ノ理由ノアル所ヲ發見スルコト能ハサルヲ以テナリ 又タ或ル縣ニ於ケルカ如ク營業主タラムト欲スルモノハ
三台以上ノ人力車ヲ所有セサルヘカラサル規程モ其ノ理由或ハ均シカルヘシ殊ニ此ノ規程ノ如キハ多クノ人ノ活
路ヲ奪ヒ尽スモノト云フヘシ 蓋シ人力車夫ノ業ヲ營マントスルモノ、内三台ノ人力車ヲ新調スル資本ヲ有スル
モノ幾人カアル畢竟スルニ此ノ如キ制限タルヤ遂ニハ二三ノモノ共同シ其ノ内ノ一人ヲ營業主ノ名義トシテ營業
ノ許可ヲ得セシメ以テ其ノ規則ヲ免カレントスルモノヲ生スルニ至ルヘシ 故ニ表面ヨリ之レヲ觀レハ營業主ト
稱スルモノハ三台ノ人力車ヲ有シ他ノモノハ其ノ挽子トナリテ營業スルカ如クナレトモ實際ハ各自其ノ人力車ヲ

所有シテ營業スルニ過キス警察官ハ此等ノ内情ヲ熟知スレトモ仍ホ之レヲ看過スルノ外ナク而シテ此ノ如キ名実
反対ノ規則ハ公衆ノ風儀ニ至大ナル關係ヲ及ホスモノナレハ決シテ官ヨリ之レヲ為スヘキモノニアラサルナリ
保証金ノ額ニ就テカカル不同アル如ク其ノ徵收法ニモ亦著シキ不同アリ即チ左ニ示ス例ノ如シ

第一保証金ハ現金ヲ以テ警察署ニ納ム（分署ハ之レヲ警察署ニ送付ス）而シテ警察署ハ之レヲ銀行ニ寄託ス 然
ルニ多クハ銀行ト協議上警察署ノ他ノ經費ト共ニ之レヲ寄託スルヲ以テ其ノ寄託金ノ幾干カ保証金ニシテ幾干カ
警察署經費ナルヤ一見シテ識別スルコト能ハス 而シテ亦計算手續モ亦甚タ不完全ナルヲ以テ或ハ保証金ヲ徵收
スヘキニ徵收セス或ハ返付スヘキニ返付セサルカ如キノ患生セストハ曰ヒ難キカ如シ又或ル警察署ノ如キハ保証
金ヲ通信省貯金預局ニ寄託シタリ（或ル警察署ノ如キハ此ノ金額凡ソ七百円以上ニ上レリ）此ノ場合ニ於テハ其
ノ利子ヲ如何ニ処分スヘキヤハ未タ思考ヲ及ホサ、リシ

第二保証金ヲ納メントスル營業者ハ自身銀行ニ携ヘ行キテ之レヲ預ケ而シテ其ノ預券ヲ警察署ニ納付スルヲ望メ
リ

第三又或ル所ニテハ通信省貯金預局預帳ヲ以テ保証金ヲ納メシム

第四或ル縣ノ如キハ現金ヲ以テ保証金ヲ徵收シ警察署ヨリ之レヲ銀行ニ送付シテ其ノ預券ハ渾テ警察本部若クハ
縣ノ會計課ニ保存ス

第五或ル警察署ノ如キハ銀行ノ預券ニテ保証金ヲ納メシメ而シテ又更ニ之レヲ銀行ニ寄託ス此ノ手續タルヤ非常
ノ手数ヲ要ス故ニ余ハ此ニ之レヲ掲ケテ無益ナルコトニ非常ノ手数ヲ要スルノ一例ヲ示サントス

身元保証金ヲ納メントスルモノハ納証ヲ警察署ニ出ス署長ハ其ノ納証ニ捺印シ本人ニ命シテ銀行ニ至リ其ノ納証
ヲ示シテ銀行ノ預券ヲ求メシム 銀行ニテ渡シタル預券ハ本人再ヒ之レヲ警察署ニ納付ス 警察署ハ之レヲ日計
簿ニ登記シ而シテ再ヒ之レヲ銀行ニ寄託ス

此ノ後銀行ヨリ寄託金引合帳ヲ警察署ニ送付シ警察署ノ帳簿ト対照シテ之レニ官印ヲ割印ス 此ノ引合ヲ為サン
タメニ毎日午後銀行ヨリ其ノ主任ノモノ出張スト云フ 保証金ヲ納メタルモノ再ヒ之レヲ還付セラレムコトヲ欲

スルトキハ警察署ニ来リテ銀行ヘノ引出切手ヲ求メサルヘカラス。銀行ニテハ此ノ切手ニ基キテ現金ヲ支払ヒ而シテ其ノ切手捺印ス然ル後チ本人ハ再ヒ警察署ニ来リテ其ノ切手ヲ返付ス。警察署ニテハ其ノ切手ヲ扣切手ニ貼付シ現金支払帳簿ニ支払ノ旨ヲ記入ス而シテ銀行員再ヒ警察署ニ来リテ双方ノ支払帳簿ヲ対照シ警察署ノ官印ヲ契印ス。此ノ如キ非常ナル手数ハ此ノ保証金ノ件ニ限ラス亦僅カニ五錢ノ科料金ヲ完納スル場合ニ於テモ生スルト云フ。此ノ如キ手續ノ不都合ナルコトハ余ノ弁明ヲ要セスシテ既ニ明瞭ナリ。是レ又タ保証金徴収ノ手續ニ関シテハ全国一般ノ方法ヲ定メラレムコトヲ望ム所以ナリ。而シテ之レヲ定メムニハ左ノ疑問生スルナラム

第一 保証金額ヲ定ムル標準如何

第二 其ノ金額ハ大凡幾千ナルヘキヤ

第三 如何ナル方法ヲ以テ徴収スヘキヤ

第一凡ソ保証金ナルモノハ人力車営業ニ由テ生スル損害ヲ賠償シ若クハ官署ノ言渡シタル科料金ヲ遲滞ナク徴収スヘキ旨意ヲ有スルモノナレハ道理上ヨリ云ヘハ實際其ノ車ヲ用ユルノ任ニ当ルモノ即チ挽子ヨリ徴収スヘキ筈ナリ。然レトモ此等挽子タルモノハ概シテ貧困ノモノナルヲ以テ保証金ヲ納ムルコト能ハサルカ故ニ已ムヲ得ス之レヲ営業主ヨリ納メシムルニ至ルナリ。而シテ其ノ納ムヘキ保証金ハ挽子ノ数ニ拠ルヘキモノナレトモ挽子ニハ時々変更アルヲ以テ所有人力車ノ数ニ応シテ納メシムルノ外他ニ手段アラサルヘシ。然レトモ損害ハ飽迄モ挽子ノ負担スヘキ義務アルハ云スシテ明カナリ

第二保証金ノ高ハ余ノ意見ヲ以テスレハ其ノ最モ低額ヲ以テ人力車取締規則違犯科料金ノ最高額ト同等ナル定程ニテ可ナラン即チ一円九十五錢或ハ二円トスルヲ可トス。然レトモ此ノ如ク重額ナル科料ハ警察署ニテ甚タ稀レニ言渡スモノニシテ且ツ甚タ高額ナル保証金ヲ徴収スルに於テハ自ラ貧民ノ人力車営業ニ頼レル獨立営業ヲ制限スルノ恐アルヲ以テ余ハ営業開始ノ際ニ於ケル人力車一台ニ付一円ノ保証金ヲ徴収シテ充分ナラムト信ス。然レトモ数多ノ人力車ヲ所有スル業者ハ一台ノ人力車ヲ所有スル業者ニ比シテ其ノ利害ヲ及ホス所大ナルヲ以テ其ノ已後ノ人力車ハ其ノ割合ニ応シ其ノ額ヲ減シテ徴収スルヲ至当ト信ス。然レトモ人力車ノ数ニ変更スルヨリ

断ヘス保証金額ニモ変更ヲ生スルヲ防カン為メニ余ハ左ノ割合ニ準シ保証金ヲ徴収シテ可ナリト信ス 即チ

人力車一台ニ付保証金一円

三台以内保証金二円

六台以内保証金三元

十台以内保証金四円

十台以上保証金五円

五円以上ニ其ノ額ヲ上ホスハ余之レヲ必要ナラスト信ス 何トナレハ公衆若クハ警察官署ヨリ保証金ニ対シテ五円以上ノ損害ヲ申立ツルコトハ殆ント之無キコトト思考スルヲ以テナリ 又タ保証金ハ常ニ之レヲシテ不足ナカラシムヘキハ勿論ノコトナリ故ニ若シ其ノ保証金ノ全部若クハ幾分ヲ公衆若クハ警察官署ノ請求ニ充テタルトキハ再ヒ補充セシメサルヘカラス而シテ若シ之レヲ補充スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ營業ヲ停止シテ可ナリ 第三保証金徴収ノ良法ハ已ニ第一ノ条項ニ於テ陳述シタル如ク挽子ヨリ之レヲ納メシムルヲ至当ト考フル故ニ各挽子ハ鑑札ヲ受クルノ際例令ハ金額一円ノ逋信省貯金預局預帳ヲ警察署ニ保証トシテ完納セシム 而シテ其ノ廢業ノ際ハ之レヲ本人ニ返付ス 此ノ如クスルトキハ保証金ニ関シテ少シモ會計上ノ手数ヲ要セサルナリ 挽子タルカ如キモノハ現今ハ概シテ資力ナキヲ以テ直チニ挽子ヨリ保証金ヲ徴収セムトスルハ或ハ実行シ難キカモ知ルヘカラスト雖トモ後來一般民度ノ愈々上進スルに於テハ此方法ニ改ムルヲ可ナリト思考ス

營業主若クハ挽子ヨリ納ムル身元保証金ハ全国一般現金ニテ徴収セス逋信省貯金預局預帳ヲ用キテ納メシメ而シテ之レヲ警察本部若クハ銀行ニ送付セスシテ唯タ警察署分署等ニ保管スルノ制ニ定メラル、ヲ要ス 此ノ預帳ノ盜難ニ罹リ若クハ其ノ他紛失等ノ為メニ生スル損害ヲ防カムニハ其ノ預帳ヲ保証金トシテ保管スル間ハ通用停止トナシテ預帳ニ其ノ旨ヲ記入シ置キ而シテ再ヒ之レヲ本人ニ返付スルトキハ通用停止ヲ解除スルニアリ保証金額ノ増加シテ預帳記入額面ニ変更ヲ生スヘキ場合ニハ暫時其ノ通帳ヲ本人ニ貸与シ貯金取扱所ニ於テ増額ヲ記入セシムルコトヲ得ヘシ 又減額スル場合ニハ一応其ノコトヲ貯金預局ニ照会スルヲ以テ足レリトス 尤モ此ノ方法

ヲ設ケムトスルニハ内務省ト逋信省ト協議ヲナササルヘカラスト思考スレトモ此ノ方法実施ノトキニハ貯金預局ハ大抵額ニ變動ナキ五十萬円許ノ金額ヲ預ルコトヲ得ヘシ 又此ノ方法ハ保証金ヲ納メタルモノヲシテ利息ヲ獲得セシムルノ利益アルノミナラス現今保証金ノ為メニ生スル煩雜ナル計算若クハ郵送等ノ手数ヲ省クコトヲ得從テ郵送ノ為メニ生スル郵便税ニ著シキ減却ヲ視ルコトヲ得ヘシ

如何ナル機會ニ乗シ此ノ人力車名簿及ヒ保証金取扱ノ改正ヲ計画シ及ヒ実行スレハ可ナルカ 余ハ此ノ点ニ関シテハ警部長會議ニ於テ之レヲ協議シ而シテ其議決ニ基キテ内務省ヨリ訓令ヲ出シ全国一般此ノ方法ニ拠ラシムルヲ可ト思考ス 現今ノ如ク単ニ訓令若クハ標準ヲ示シ其ノ実施手續ノ如キニ至リテハ各縣適宜ニ之レヲ定メシムル方法ハ甚シキ不同ヲ生シ易シ因テ中央政府ニ於テ官民共ニ利益ヲ享有スルカ如キ方法ヲ設ケムトスルニハ細密ナル事項ニマテ中央政府ノ干涉スルヲ必要ト信ス 此ノ細密ナル事項ニマテ干涉スルコトノ必要ナル場合ハ尚ホ他ニ之レアレトモ此等ハ漸次後段ニ詳説セム

余ハ尚ホ因ニ人力車体ノ検査及ヒ其ノ検査ノ有無ヲ容易ニ識別シ得ヘキ方法ニ付此ニ一二ノ注意ヲ陳述セムトス 現今ノ人力車体検査手續ニ依レハ検査ニ合格シタル人力車ニハ検査証ヲ交付シ且ツ其ノ証票ニハ仍ホ以後ノ検査ヲ焼印スヘキ余地ヲ設ケ置ケリ此ノ検査証ハ人力車体ノ人目ニ触レ易キ個所ニ之レヲ釘付セシム（通例之レヲ車体ノ蹴込ニ釘付ス）

此ノ検査証ノ外ニハ検査ノ有無若クハ耐用ヲ識別スルノ目標ナシ故ニ此ノ検査証ヲ無検査若クハ用ニ耐ヘサル人力車体ニ換用セント欲スレハ容易ニ之レヲ為スコトヲ得ヘシ 何トナレハ検査ニ合格シタル人力車体ニ釘付スヘキ検査証ヲ他ノ人力車体ニ釘付スルコトヲ得ヘケレハナリ

例令ハ或ル人力車營業人定期検査ニ際シ完然ナル一輛ノ人力車ニ二回ノ検査ヲ受ケテ二ケノ検査証ヲ受ケ而シテ其ノ一個ハ之レヲ其ノ検査ヲ受ケタル人力車ニ釘付シ他ノ一個ハ之レヲ不完全若クハ嘗テ用ニ耐ヘスト認メラレタル人力車ニ釘付シテ使用センニ如何ナル方法ヲ以テ此ノ詐欺手段ヲ看破スルコトヲ得ヘキカ 今日現ニ構造ノ不完全ナル人力車ヲ往々ニシテ目撃スルハ或ハ斯ル手段ヲ行ヒタル結果ナルヤモ知ルヘカラサルナリ

此等ノ詐欺手段ヲ避ケムトスルニハ消除シ或ハ撤去スヘカラサル一定ノ検査証ヲ車体ニ附着スルヲ可トス 伯林府ニテハ辻馬車等ニ検査ノ烙印ヲ為シ而シテ其ノ他定期検査ヲ証明スル為メニ撤去スヘカラサル番号標ニ一定ノ色印ヲ捺ス 此ノ定期検査ヲ証明スル印色ハ毎年之レヲ変更ス此ノ方法ヲ設ケムトスルニ際シ全国一般ニ同一ノ規則ヲ設ケ而シテ仍ホ全国一般ニ同一ノ色印ヲ定ムルハ其ノ容易ナルコト果シテ如何ナルヘキカ 而シテ其ノ色印ノ如キハ一般ニ公告スルニ於テハ旅人ト雖トモ人力車ヲ一見シテ其ノ車体ノ已ニ定期検査ヲ受ケタルモノナルヤ否ヲ識別スルコトヲ得ヘシ 又多クノ縣ニ於テ人力車ノ番号ヲ人目ニ触レ易キ様掲ケアルコトナシ 余ハ之レヲ行フノ必要ナルコトヲ信ス殊ニ此ノ事ハ警察官ニ對シテ必要ナリ 例令ハ違警罪ヲ犯シタル人力車夫アリテ之レヲ取調ヘムトスルニ際シ若シ其ノ車夫ノ疾駆シタルトキハ警察官之レヲ追躡セサルヘカラス 然ルニ若シ其ノ番号ヲ人目ニ触レ易キ様ニ掲ケアルニ於テハ単ニ其ノ番号ヲ書留メ置クヲ以テ足レリトス何トナレハ若シ其ノ番号ヲ知レハ容易ニ其ノ所有者及ヒ挽子ノ誰レタルヲ探知シ得ヘケレハナリ

旅店飲食店等

旅店飲食店ノ台帳ニハ普通ノ記入ヲ為ス欄ノ外ニ尚ホ營業ニ供スル家屋ノ室数及ヒ間取等ヲ記入シ得ヘキ欄ヲ設ケサルヘカラス

現今ノ台帳ニテハ概シテ營業願書等一件書類ノ所在ヲ明記セス且ツ此等ノ書類一定ノ保存期限ヲ經過スルトキハ其ノ營業処ノ存在スルニモ拘ハラス往々之レヲ棄却セリ 若シ余カ思考ノ如ク此等書類ノ保存ヲ必要トスルニ於テハ其ノ營業処ノ存在スル間ハ之レヲ保存セサルヘカラス伯林府ノ如キハ舊タニ之レヲ保存スルノミナラス此等ノ書類ハ概シテ他ノ同書類ト一括セスシテ各營業人ニ付一冊宛ニ綴込ミ置ケリ

又或ル警察署分署等ノ如キハ營業願書及ヒ其ノ營業処函面等ノ全ク之レナキモノアリ蓋シ其ノ營業ヲ許可シタル場合ニハ其ノ願書ニ直ニ指令ヲ附記シテ本人ニ返付スルヲ以テナリ此ノ如ク願書ニ指令ヲ附記シテ本人ニ返付スルハ甚タ不都合ナルモノナリ何トナレハ警察ハ此ノ願書ニ抛リテ其ノ始末ヲ知ルヘキモノナケレハナリ 故ニ營

業免許ノ如キハ特別ノ用紙ニ記シテ交付スルヲ至当ト思考ス

或ル縣ノ如キハ旅人投宿及ヒ出発届ニ関シテ非常ノ手数ヲ要スルモノアリ 蓋シ其ノ縣ニ於テハ此ノ届ヲ公文書ト看做シテ之レヲ受付簿ニ記入スルカ故ナリ 故ニ旅人ノ湊合スルノ外ニハ僅少ノ事件ヨリ外ハ之レナキ警察署ニ於テモ其ノ公文書取扱ノ数ハ一ヶ月千件以上ニ及フニ他所ノ警察署ハ實際数多ノ事件ヲ生スレトモ旅人ノ交通頻繁ナラサルヲ以テ公文書ノ取扱件数僅カ五百件上ルカ如ク公文書ノ取扱ニ不均衡ヲ生スルニ至ル 若シ統計表ニ掲ケタル公文書取扱ノ数ニノミ拠リテ各警察署事務ノ繁閑ヲ知ラムトスルニ於テハ輒チ不正ノ判断ヲ来スヘシ何トナレハ一ヶ月公文書取扱ノ数統計表ニテハ千件ニ及フモ其ノ實八百件以上ハ旅人届ニノミ関シ又公文書取扱件数五百件ニ上ル官署ノ如キハ實ニ旅人届ニ関スルモノ稍ク百件ノミノ如キモアレハナリ 要スルニ旅人出発投宿届ノ如キハ決シテ之レヲ公文書ト称スヘカラサルヲ以テ之レヲ受付簿ニ記入セサルヲ可ナリトス

旅人届ノ保存ニ就テモ甚タ不適當ノ方法ヲ用ユ 即チ投宿届ハ出発届ト分離シテ之レヲ編冊シ且ツ或ル警察署ノ如キハ之レヲ年月日ニ拠リテ編纂シ 他ノ警察署ニ於テハ(イロハ)順に編纂ス 旅人届ノ編纂ハ左ノ如キ方法ト為スヲ可ト信ス 即チ旅人投宿届ハ其ノ事務ノ繁閑ノヨリ之レヲ一括若クハ区分シテ箱若クハ挿込ニ存置ス而シテ出発届出ツルトキハ之レト対照シ一括シテ綴込ミ編冊ス此ノ綴込ハ三ヶ月若クハ六ヶ月毎ニ新調シ旅人交通ノ繁劇ナル地ノ警察署ニハ又此ノ綴込ヲ区分シテ設クルモ可ナリ

此ノ書類ノ保存期限ハ其ノ書類ノ必要ナル期限ニ基キテ定ムレハ可ナラム余ハ之レヲ三ヶ月保存スルヲ以テ充分ナラムト信ス 若シ仍ホ其ノ以上ニ遡リテ旅人ニ関スル取調ヲ必要トスルトキハ旅人宿ノ旅人名簿ニ拠リテ取調フルコトヲ得ヘシ 凡テ届出テタル旅人ノ旅人名簿ニ登記サレシヤ否ヲ取締ラムト欲セハ旅人届ヲ為スノ際旅人名届簿ヲ共ニ呈出セシメテ届ト名簿トノ対照ヲ為シ之レニ其ノ官吏ノ検印ヲ押捺スレハ可ナリ

旅人届ハ如何ナル利益ヲ有スルカト云フニ 第一旅人届ヲ存置スル箱若クハ挿込ヲ取調フルニ於テハ其ノ地ニ滞在スル旅人ノ数ト其ノ人物ヲ知ルコトヲ得ヘク是レ政党ノ運動等ヲ為ス場合ニ於テ最モ必要ノコトナリ 第二ハ如何ナルモノ、永ク其ノ地ニ滞在スルヤヲ知ルニ便アリ

貸座敷

貸座敷營業者モ旅人宿營業者ノ如ク遊客届ヲ出サシム 此ノ届モ来遊届及ヒ出發届ヲ互ニ分離シテ保存セリ 又出發届ニハ往々遊客ノ消費金額ヲ掲クルモノアリ余ハ遊客届ノ記載ニ就テハ大二注意セサルヘカラサルモノアリト思考ス 遊客届ニ記載シタル遊客ノ姓名ハ往々ニシテ甚タ疑ハシキモノアリ蓋シ遊客カ正当ニ己レノ姓名若クハ住所ヲ告知スルヤ否ニ就テハ大二疑ヒヲ存スルモノアレハナリ 遊客カ正当ノ事実ヲ告知セサルハ単ニ警察ノ視察ヲ逃ル、ノ所為ニ過キサレトモ若シ他ノ名誉アル住民ノ住所姓名ヲ偽ルカ如キモノアリトセハコレ品行端正ナル人ヲシテ不道德ノ冤罪ヲ被ラシムルニ外ナラス殊ニ娼妓ナルモノ其ノ接見シタル遊客ノ評ヲ為スハ概シテ稀ナルモノニアラス 要スルニ遊客届ニ扱リテハ其ノ遊客ノ消費金額及ヒ容貌等ハ或ハ之レヲ窺知ルコトヲ得ルモ其ノ人ノ誰レタルヤハ之レヲ知ルヘカラス 唯愚鈍ナル野夫ノミ或ハ其ノ正当ノ住所姓名ヲ告知スルナラント雖トモ此等ハ之レヲ知ルモ別段ノ要用ナシ 畢竟遊客届ニ扱リテ生スル手数ナルモノハ其ノ利益ト平均ヲ保ツヤ否ヤノ疑問アルノミ 余ハ手数多クシテ決シテ利益ナシト信スルナリ

貸座敷ニ就テ陳述シタル因ミトシテ余ハ下ノ関娼妓營業ノ悪弊ニ就テ一言セム或ル正確ナル人ヨリ聞キタルニ下ノ関ニ於テハ毎夕娼妓ヲ小舟ニ乗載シテ他ノ貨物ノ如ク碇泊船ノ間ヲ往来シテ顧客ヲ需メ娼妓ノ内ニハ夜具ヲ携帶スルモノアリテ右等ノ娼妓ハ船中ニ一泊シ翌朝再ヒ小舟ニテ陸地ニ帰ルト 下ノ関警察署ニテ此ノ如キ弊風ヲ不問ニ附シ去レルハ姑ク措クモ或ハ之レニ由テ梅毒伝播ニ著シキ危険ヲ生スルナルヘシ 故ニ娼妓營業ハ唯一一定ノ免許地ニ限りテノミ之レヲ許シ其ノ規則ヲ犯シタルモノハ嚴重ニ之レヲ罰スルコト最モ必要ナリトス 今日ノ有様ニテハ娼妓ヲ正業ニ復サシルノ道甚タ難キカ如シ 何トナレハ娼妓ハ楼主トノ契約ニ於テ金円ヲ借受ケ一定ノ時限娼妓タルヘキノ義務ヲ負ハシメタレハナリ又娼妓正業ニ就クノ途ヲ索メテ逃走シタル場合ニハ楼主ヨリ警察官ノ保護ヲ求ムルカ如キコト往々之レアリ但シ警察ハ此ノ場合ニ於テハ極メテ輕微ノ保護ヲ与フルカ如シ 存娼ノ必要如何ニ就テ余ハ已ニ前回ノ復命書ニ陳述シタル如ク一概ニ之レヲ論下シ難シト雖トモ娼妓ヲシテ成ルヘク容易ニ正業ニ復セシムルノ路ヲ開クノ必要ナルハ疑ヲ容レサル所ナリ 楼主娼妓ヲ信用シテ金円ヲ貸与シ而

シテ娼妓逃走スルカ又ハ其ノ營業ヲナスコトヲ拒ムト雖モコハ民法上ノ紛争ナレハ民事訴訟ニ頼リテ其ノ損害ノ賠償ヲ受クヘキモ強テ娼妓ノ肉体ヲ犠牲ニ供セシメ其ノ損害ヲ回復セントシ加之ナラス之レヲ警察官ニ訴ヘテ其ノ保護ヲ仰カムトスルカ如キハ決シテ許スヘカラサルノコトナリトス

古物商

古物商取締ニ関シテ警察署分署等ニ設ケアル古物商台帳ハ概シテ適當ノモノナレトモ之ニ反シテ古物商ノ所持スル帳簿ハ決シテ適當ノモノトハ曰ヒ難シ 此ノ帳簿ハ或ハ記入物品ニ番号ヲ登記セサルモノアリ或ハ其ノ物品ノ記載不明瞭ニシテ現品ト帳簿トヲ対照スルコト能ハサルモノアリ 營業帳簿及ヒ其ノ記載方法ニ関シテハ一定ノ法ナキノミナラス同一ノ市内ニ於テモ各組合若クハ一營業人毎ニ区々ナルコトアリ故ニ各營業人ハ已レノ便宜ト認メタル方法ニ拠リテ帳簿ヲ調製ス 此ノ点ニ関シテハ警察署ハ尚ホ大ニ干涉スル所ナカルヘカラス

抑モ古物商營業帳簿ノ目的ハ犯罪事件ノ起リタル際如何ナル贓品ハ何レノ古物商之レヲ買入レシヤヲ容易ニ取調ヘ得ルニアリ又物品買入若クハ売渡シノ年月日買入並ニ売渡ノ代価及ヒ買主等ハ同シク至大ノ關係アリ 現今ノ營業帳簿ハ一モ此ノ目的ニ適シタルモノアラス 嘗テ千八百八十六年九月十五日ノ復命書ニテ此帳簿ノコトニ関シ論述シタルコトアレトモ仍ホ此ニ帳簿ノ様式及ヒ記載方ヲ掲ケテ日本ノ政府ニ於テモ普漏西国千八百八十五年三月十八日内務省訓令ニ依リ古物商帳簿様式ヲ全国一樣ニ定メタル如ク各県一定セラレムコトヲ望ム

(此ノ欄ハ朱書)

番號	物品	買入年月日	購入價格	賣主ノ住所 身分 姓名	賣却年月日	賣却價格	買主ノ住所 身分 姓名	備考
一	五升焚釜一個	二十年十二月三十一日	一圓二〇錢	麴町區内幸町一番地 同商 野田折三	二十二年一月十日	一圓五〇錢	麴町區一番地 車夫 早野馬吉	挽子鑑札第百號ニヨリ身分證明
二	槻抽白机一脚	二十二年六月十日	三圓五〇	京橋區築地三番館 英國人 エー・エオ ・コルシ	二十二年八月一日	五〇〇	京橋區木挽町百二番地 官吏 毛利憲成	本人ハ知人ニ付別段證明ヲ要セザリシ

前掲ノ書式ニ拠レハ一見シテ買入物品ノ所在ヲ知ルコトヲ得ヘシ然ルニ多クノ縣ニテハ古物買入及ヒ売渡ノ二冊ノ帳簿ヲ調製スルヲ以テ甚タ対照ニ困難ナリ
今日質商ノ調製スル帳簿ニハ通常ノ記入ノ外ニ又タ其ノ物品ノ受戻若クハ売却サレシヤ否ヲ記入スルヲ通例トスルヲ以テ古物商帳簿ノ調製ニ於ケルカ如キ甚タシキ不都合ナシ然レトモ此ノ帳簿ニ一定ノ様式アラサルヲ以テ多クハ記載区々ニ涉リ一見シテハ容易ニ判明シ難キモノアリ 故ニ質商ノ帳簿ニ関シテモ一定ノ様式ヲ設ケ全国一

般之レニ扱リテ調製セシムルヲ可ト思考ス

普漏西国ニテハ質商帳簿ニハ左ノ欄ヲ設ケサルヘカラス

第一 番号

第二 質入年月日

第三 質入主ノ姓名

第四 質入主ノ身分住所（何等ノ事項ニ因リテ身分証明ヲ為シタルカヲ記ス）

第五 元金高

第六 物品ノ種類及ヒ模様

第七 利息

第八 流質ノ期日（若シ延期シタルトキハ其ノ事由ヲ附記ス）

第九 受戻ノ年月日

第十 物品売却ノ年月日（買主ノ住所身分姓名及ヒ売却価格）

質商ノ通弊中余ノ恕スヘカラサルモノト認メタルハ即チ下質ノ法是レナリ 独逸刑法ニ從ヘハ此ノ下質ハ犯罪ノ所為ナルヲ以テ決シテ恕スヘカラサルモノトス 蓋シ此ノ下質ナルモノハ物主ノ質物ニ對スル所有權ヲ制限スルヲ以テナリ（独逸刑法第二百九十条）故ニ余ハ日本ノ習慣若クハ法律ニ因リテ差支ナキ限りハ可成的此ノ如キ弊風ヲ制限スルヲ必要ト思考ス 向後外国人ノ此等ノコトニ關係スルニ於テハ訴訟等ヲ起スノ原因トナルコト疑ヲ容レサルナリ

製造所ニ就業スル幼年職工

幼年職工ノ成年者ト同一ノ長キ時間製造所ニ就業スルハ其ノ身体ノ發育ニ如何ナル弊害ヲ及ホスヘキカ又其ノ幼年者ノ断ヘス成年ノ職工若クハ工女ト交際スルニ於テハ修身上ニ関シテ如何ナル影響ヲ及スヘキカハ前回ノ復命

書ニ再三陳述シタリ 今回ノ巡回ニテモ幼年者甚シキニ至リテハ九歳以下ニシテ製糸場等ニ雇役セラレテ断ヘス 成年ノ工女等ト交際シ且ツ此等ト同一ノ就業時間ヲ以テ業務ニ従フヲ目撃シタリ 又或ル製糸所ノ如キニ於テハ幼年者ト成年工女ト居住ヲ同クスルモノアリ 此等ノ就業時間ハ午前四時二十分ヨリ午後六時二十分マテニシテ其ノ間ニ二回半時間若クハ一時間ノ休憩時間アリ 故ニ此等ハ日々十二時間業務ニ従フナリ 而シテ其ノ就業場ハ多ク蒸発気若クハ悪臭ヲ充填シタル場所ナリトス 此ノ種ノ業務ハ幼年者ニ有害ナルコト疑ヒモナカルヘシ故ニ余ハ已ニ再三之レヲ陳述シタルニモ拘ラス仍ホ此ニ切ニ幼年者ノ就業時間ハ法律ヲ以テ制限スルノ必要ナルコトヲ陳述スルナリ 工業ハ日ヲ逐テ発達スルノ状況ナレハ未来ノ職工若クハ工女ヲシテ身体及ヒ品行上ニ関シテ完然ナル人トナラシメムコトハ日本政府ニ取リテ最モ注意スヘキ要務ナルヘシ 而シテ目下ノ必要ハ幼年職工カ從來製造所ニ就業スルコトノ何レノ程度マテ推及セルヤヲ確ムルコト是レナリ 之レヲ調査セムニハ各県ニ照会シ其ノ県下ノ警察署ヲシテ調査セシムルヲ便ナリト信ス 又其ノ調査スヘキ事項ハ概略左ノ如キモノナラム

第一 幼年者ヲ雇役スル製造所ノ数

第二 業務ノ種類

第三 左記ノ年齢ニ該当スル幼年職工ノ人員即チ

八歳以下ノ男女

八歳以上ノ男女

九歳以上ノ男女

十歳以上ノ男女

十一歳以上ノ男女

十二歳以上ノ男女

十三歳以上ノ男女

十四歳以上ノ男女

十五歳以上ノ男女

十六歳以上ノ男女

第四 就業時間（何時ヨリ何時マデ）

第五 休憩時間

第六 幼年職工ノ發育及ヒ修身上ニ与フル影響

第七 幼年職工ノ教育法

第八 幼年職工ノ雇役ヲ禁制スルコトニ因リテ生スヘキ製造所ノ損害

第九 備考

各縣ニ照会シテ調査スヘキ事項ハ仍ホ他ニ数多アルヘシト雖トモ余ハ唯タ適例ニマテ以上ノモノヲ掲ケタルナリ
以上ノ点ニ関シ各縣に於テ取調ヘタル報告ニ拠リテ現今製造所ニテ幼年者ヲ雇役スルノ程度ヲ知ルコトヲ得ヘシ
而シテ今日ニテハ法律ヲ以テ右等ノ取締ヲ為スハ猶ホ早シトスルモ右ノ取調ハ後日必要トナルヘキ取締法ヲ編
制スルノ基準トナリテ其ノ際ニ大ニ利益スル所アルナラム 幼年職工就業ニ関シテ独逸国及ヒ其ノ他欧州各国ニ
如何ナル取締条例ノ存スルカヲ知ラムトセハ「ローマン」氏欧州各国製造所条例ヲ見ルヘシ

高島炭坑ノ状況

工役ニ従事スル職工ニ関シテハ警察ハ独り幼年者ノミノ取締ヲナスヘキニアラス 若シ一定ノ区域ヲ限りタル工
場ニ於テ数多ノ職工就業スル場合ニハ又之レヲ取締ラサルヘカラス

就中職工ノ健康ヲ保護シ若クハ危険ヲ防制スルノ方法ヲ設ク若クハ不正ノ所為ニテ職工ノ賃金ヲ消耗スルカ如キ
方法等ハ之レカ制限ヲナササルヘカラス 此等ノ点ニ関シテハ高島炭坑ニ仍ホ多クノ改良ヲ施スヘキコトアリ大
凡ソ五千人ノ工夫ハ憫然ナル状況ヲ以テ一棟ノ家屋ニ五十人乃至九十人群居ヲ為シ其ノ麤集ノ甚シキニ至リテハ
一人ニシテ猶一「メートル」半立方（凡ソ二合五勺）ノ割合ヲモ有セサルモノアリ 夜具等ハ実ニ話柄ニ上ラサ

ル位ナリ 最モ家族ヲ有スル職工ハ別ニ一戸ヲ構フレトモコレ又完然ノ住居トハ云ヒ難シ

例令ヘハ四畳敷ノ場所ニ夫婦及ヒ小兒一人ノ家族ニ戸同居ヲ為セリ 便所ハ総テ糞尿ノミナラス尚ホ他ノ腐敗シテ悪臭ヲ放テル物質ノ溢ル、アリ 余カ巡回シタル際即チ明治二十二年四月二十日ノ頃ニ在テハ少シノ防臭法ヲモ未タ施シアラサリシ 又屋内ヨリ流出スル汚水ニハ少シノ疏通法ヲモ設ケアラサルヲ以テ其ノ汚水滞留シテ悪臭ヲ放チ浴場ハ狹隘ニシテ半数ノ工夫ノ入浴ニモ足ラサルカ如シ

坑内ニ就業スル工夫ハ其ノ休憩時間ト雖トモ坑内ニ止リテ外ニ出ルコトナシコレ即チ其ノ住居ノ不愉快ナルノ一証ナリ 蓋シ工夫ハ少シノ時間ト雖トモ凡テ其ノ間隙アルトキハ坑外ニ出テ来リ日光ニ対スルヲ以テ無上ノ快樂ト為セルモノナリ 又此ノ事実ハ工夫ノ出入ニ取締ナキ一証トモナルナリ コレハ整頓シタル鉾山ニハ必ス具備セルモノナリ 坑内ニ就業スル工夫ハ多クハ裸体ニシテ坑外ニ於テモ不体裁ナル状態ヲ以テ走奔スルモノアリ 坑内取締ノ周到ナラサルハ以上陳述シタルコトノミナラス仍ホ此ニ一ノ事態アリ 即チ各工夫ハ其ノ賃銀ヲ納屋頭ナルモノノ為メニ収斂サルコト是レナリ 此ノ納屋頭ナルモノハ素ト工夫ノ取締人ニシテ為メニ工夫トリ其ノ賃銀百分ノ六ヲ受ケ且ツ其ノ他工夫ノ賄ヲ請負ヒテ其ノ費用ヲ賃銀ヨリ控除セリ 然レトモ納屋頭ナルモノハ往々五十人乃至二百人ノ工夫ヲ取締ルヲ以テ甚タ収益多シ 而シテ炭坑事務員ハ工夫ト直接応対ヲ為サス賃銀受取ノ如キモ一々納屋頭ヲ經由シテ之レヲ支払ヘリ 此ノ方法ハ事務取扱上ニ於テハ甚タ簡便ナルヘシト雖モ工夫ノ身ニ取りテハ甚タシキ不利益ナリ 欧州ニ於テ此ノ如キ方法アルニ於テハ其ノ物議ヲ惹起スルコト如何ナルヘキカ此等ハ即チ社会党ヲ養生スルノ原因トナルヘシ カク言フニ忍ヒサルノ悪弊ヲ矯正セサルノ理由ハ該抗ハ五年ヨリ多クヲ保タス此僅少ナル期限ニ対シテ多クノ費用ヲ要スル改良ヲ施スハ為シ能ハサルノコトナリト云フニ帰セリ 斯ル口実ハ既ニ五千人ノ健康及ヒ公然ノ安寧ヲ維持スルコトニ至大ノ關係ヲ有スルモノナレハ警察ハ決シテ之レヲ恕スヘキモノニアラサルナリ 此ノ場合ニ於テハ警察ハ単ニ其ノ思惟スル所ヲ行ハシムヘキ權利及ヒ義務ヲ有スルモノナリ

拾得物品

拾得物ニ関シテハ又条例ヲ發布シテ全国同一ノ手續ニ拠ラムコトヲ要ス 現今ノ法律ハ拾得物取扱手續ニ関シテ著シキ不同ヲ生セシメタリ 普漏西国ニテ規定シタル条例ハ 嘗テ警察官練習所ニ於テ講シタレハ今此ニ之レヲ陳述セスト雖トモ仍ホ此ノ講義ヲ充分ニ了解セシム為メ左ノ手續ヲ附言セム 即チ拾得物届ハ他ノ公文書ト同シク之レヲ受付簿ニ登記シ然ル後拾得品台帳ニ登記ス而シテ受付簿存置ノ欄ニハ台帳ニ登記シタル該拾得品ノ番号ヲ記載スヘシ

拾得品台帳ニハ左ノ事件ヲ登記スヘキモノトス

第一 番号

第二 拾得品届及ヒ物品拾得ノ年月日

第三 拾得者ノ住所身分姓名

第四 拾得品ノ模様

第五 拾得品ノ見積価格

第六 保管ノ個所若クハ保管スル人

第七 拾得者ノ拾得品ニ対スル意見

第八 拾得品処分法

第九 拾得品揭示ノ期限

第十 拾得品ノ結末（遺失者ニ交付シ若クハ拾得者ニ返付シ若クハ公売ニ付シタル等）

第十一 遺失者ヨリ為シタル報酬ノ高

第十二 備考

若シ此方法ニ拠リテ調製シタル拾得品台帳ヲ完全ニ取扱フニ於テハ其ノ拾得品ヲ正当ノ手續ニ拠リ取扱ヒタルヤ否ヤヲ知ルニ易カラシムルノミナラス又其ノ物品ハ拾得者ニ交付セシヤ或ハ遺失者ニ交付セシヤヲ知ルニ易シ

余カ巡回ノ際取調ヘタル所ニ依レハ拾得品ノ始末ヲ容易ニ知ルコト甚タ困難ナリシ加之ナラス或ル場合ノ如キハ拾得品ノ何人ノ所有ニ歸セシヤヲ証明スルコト能ハサリシ 斯ル不都合ノ生スルハ拾得品取扱手續ノ不完然ナルト上長官ヨリノ監督粗漏ナルトニ歸スルナラム 尤モ今日ノ如キ取扱法ニテハ或ハ容易ニ之レヲ監督スルコト難カルヘシ之レニ反シテ若シ前述シタル方法ヲ全国一般ニ施行スルニ於テハ此等ノ不都合ヲ生スルコトナカルヘシ

違警罪即決法

現今多クノ縣ニ於テ行ハルル違警罪処分手續ニ就テハ大ニ論議スヘキモノアリ故ニ此ノ点ニ関シテハ中央官衙ニ於テ注意セラレムコトヲ望ムナリ 蓋シ現行ノ方法ヲ以テ違警罪ヲ処分スルニハ治外法權撤去ノ時ニ至テハ外人ハ概ネ此ノ手續ニ不服ヲ唱ヘテ正式裁判ヲ仰クニ至ラムトス

余ハ爰ニ一二ノ例ヲ挙ケテ之レヲ説明セムニ概シテ違警罪ハ巡查ノ告発ノミニテハ之レヲ即決セス仍ホ本人ヲ召喚シテ之レヲ言渡セリ 余ハ全ク此ノ手續ヲ不必要ナリト信ス 何トナレハ犯者ハ違警罪ノ即決ヲ受ケタル後三日乃至五日間ノ猶予ヲ有シ其ノ期間内ニ正式裁判ヲ求ムルノ權利ヲ有スルヲ以テナリ 但シ本人ヲ召喚シテ違警罪ノ言渡為スハ犯者ヲシテ正式裁判ヲ受クルカ如キノ所為ナカラシムルカ為メナルカ如クナレトモコレハ却テ違警罪即決ノ精神ニ背クモノナリ 蓋シ即決ノ精神ハ成ルヘク迂遠ノ手数ヲ避ケムトスルニアリ 之レカ為メニ正式裁判ノ路ヲ設ケアレハナリ

右ノ方法ヲ以テ違警罪ヲ処分スルヲ以テ犯者ハ或ハ遠隔ノ警察署マテ出張スルカ故ニ往々其ノ言渡サレタル科料金ヨリハ多クノ費金ヲ要スルコトアリ但シ多クノ場合ニハ之レヲ召喚スルヲ以テ一種ノ附加刑ト認メ特ニ之レヲ行フカ如クナレトモ 余ハ此等ノ法律ニ対シテ如何ナルモノナルカヲ疑フナリ 巡查ノ告発状ナルモノハ其ノ事実ヲ明瞭ニ掲記シテ之レノミヲ以テ違警罪ヲ処分スルニ足ラシメサルヘカラス 且ツ稀レニハ其ノ告発状ヲ不完全トシテ仍ホ本人ヲ召喚スルヲ要スルコトアルヘシト雖トモ此ノ場合ニハ通例告発シタル官吏ヲシテ仍ホ一応告発状ヲ校正セシムルヲ可トス 若シ犯者ヲ重キ刑ニ処スルヲ必要ト為スニ於テハ其ノ科料金額ヲ増シ若クハ拘留

ヲ以テ之レヲ処スヘシ 不適ノ方法ヲ以テ公衆ニ煩勞ヲ与フルハ不可ナリ 又違警罪犯者其ノ犯罪ヲ自首シタル場合ニ於テモ仍ホ一応本人ヲ召喚シ之レヲ訊問シテ処分セリ 凡ソ此等ノ手續ハ違警罪処分ニ粗漏ナカラシムトシテ行フカ如シト雖トモ此ノ手續タルヤ其ノ官吏カ警察ノ本旨ヲ誤解シタルコトヲ顯ハスニ外ナラス即チ警察官ハ其ノ管内居住人ノ長者ト自認シテ此ノ如キ命令ヲ下スノ權利充分ニ有スルモノナリト思惟セシモノナルヘシト雖トモ警察官ナルモノハ決シテ此ノ如キ性質ノモノニアラス 警察官ハ公衆ノ保護者若クハ公僕ナルモノナレハ此ノ原則ニ從テ亦タ違警罪ノ処分等ヲモ為サ、ルヘカラス 故ニ刑罰ヲシテ其ノ効力アラシメムト欲セハ之レヲ加重シテ処分スヘシ決シテ他ノ煩勞ヲ与フルカ如キ方法ヲ以テ刑ノ加重ヲ求ムヘカラサルナリ 違警罪自首ノ内ニハ全ク規則ヲ知ラスシテ出産届ヲ町村長ニ為スコトヲ怠リタルカ如キ場合モアルナラム

現今地方ニ於テ生スル違警罪ノ内ニテ其ノ類ノ最モ多キモノハ戸籍法違反ナリ 此ノ場合ニ於テ違犯者ハ通例町村長ノ教示ニ由リテ警察官署ニ於テ多クハ此レニ拠リテ召喚シ仍ホ其ノ手續ヲ訊問シテ之レニ違警罪ヲ言渡ス書面ヲ以テ違警罪ヲ言渡ス甚タ稀レナリ 凡ソ罪ヲ犯シタルモノニシテ其ノ罪ヲ自首セシムルハ第一ニ不条理ノコトナリ 然シテ又其ノ自首ハ他ノ行政事務ニ関係スル事件ナルニモ拘ハラス其ノ事務ノ管理者ニ一応ノ照会ヲ為サスシテ直チニ之レヲ処分スルハ亦タ失当ノ処置ト云ハサルヲ得ス 故ニ此ノ如キ場合ニ於テハ町村長ヨリシテ此ノ戸籍法違反者ヲ告発シ而シテ同時ニ其ノ罪ノ情状ヲ開陳セシムルヲ要ス 然ルトキハ警察管理者ハ其ノ権限ヲ越ヘスシテ正当ニ其ノ罪ヲ処分スルコトヲ得ヘシ 若シ又違犯者ヲシテ自首スルコトヲ得セシムルニ於テハ(外国人ハ決シテ此ノ如キコトヲ為ササルヘシ) 之レヲ警察官署ニ為サスシテ町村長ニ為サシムヘシ 而シテ町村長ハ其ノ罪ノ情状ニ関シ意見ヲ附シテ警察官署ニ廻送シ其ノ罪ヲ処断セシムヘシ 此ノ如クスルトキハ違犯者ヲ再ヒ召喚シ若クハ訊問スルヲ要セサルヘシ 余若シ署長ナルニ於テハ 右等ノ自首ハ先ツ之レヲ町村長ニ送り其ノ意見ヲ要メタル後之レヲ処分セムトスルモノナリ

現今警察官署ニテ施行スル所ノ違警罪処分手續及ヒ其ノ手續ノ為メニ時間ヲ空費スルコトハ已ニ前段ニ於テ陳述シタル如ク外国人ニ對シテハ施行シ難キコト、思考ス 口頭ニテ違警罪ヲ言渡スハ之レヲ廢シ之レニ換フルニ送

達書ヲ添付シタル書面ノ言渡状ヲ以テスヘシ

其ノ言渡状ニハ単ニ犯罪ノ所為又ハ其ノ犯罪ニ対スル罰則ノミナラス亦其ノ科料金を完納スヘキ場所及ヒ上訴期限等ヲ掲記スヘキモノトス 又時トシテハ其ノ科料金を換フヘキ拘留ヲモ言渡シテ科料金を完納セサルトキ再ヒ換刑言渡ヲ為スカ如キ勞ヲ省クモ可ナリ

違警罪即決処分手續ニ関シテ余ハ千八百八十三年六月八日ノ普漏西国内務省令ヲ参照ニ供セラレムコトヲ建議ス（此ノ訓令ハ余ノ警官練習所ニ於テ為シタル講義中ニアリ）殊ニ違警罪言渡ハ之レヲ書面ニ為シテ送達状ト共ニ送付シ又違警罪処分表ヲ調製スルヲ可トス

向後外国人ニモ警察ヨリ違警罪処分ヲ加フルノ時ニ至テハ必ス多クハ正式ノ裁判ヲ求ムルナラム 故ニ余ハ外国人ニ関スル違警罪処分ハ之レヲ警察署長ニ放任セスシテ本部ニ於テ処分セラレムコトヲ建議ス 現今ニ於テモ多クノ署長ノ内ニハ猶ホ外国人ニ関シテ幾分カ嫌疑ノ念ヲ懷クモノアルヤモ知ルヘカラサレハ 若シ外国人ニ関スル違警罪処分ヲ署長ニ放任スルトキハ或ハ凶ラサルノ交渉事件ヲ惹起スルノ恐れナシトモ云ヒ難シ 然ルニ之レヲ本部ニ於テ取扱フニ於テハ或ハ斯ル恐れヲ生セサラシムルヲ得ヘシ 尚ホ斯ル恐れヲシテ全ク生セサラシメムトスルニハ特ニ外国人ノ多ク住居スル地ニ於テハ一応日本政府雇外国警察官ノ意見ヲ求メ之レニ由リテ違警罪ヲ処分スルヲ安全ナリトス 此等ハ蓋シ將サニ生セムトスルノ上訴等ヲ豫メ防クコトアラム

科料金徴収法

科料金徴収手續ハ已ニ前段ニ於テ陳述シタル如ク二三ノ縣ニ於テハ非常ノ手数ヲ要ス 即チ科料金ハ極メテ些少ノ額ナルモ之レヲ完納スル為メニ生スル不便ハ却テ科料金を勝ルカ如キ事往々之レアリ 余思フニ科料金ハ已ニ往々多クノ縣ニ於テ実行スル如ク警察署ニテ徴収シ一時之レヲ保管シテ可ナラム 一ヶ月間ノ科料金額ハ概ネ少額ナルモノナレハ之レヲ警察署ニ於テ保管スルモ敢テ危険ナル事アラサルヘシ 故ニ科料金を徴収スル都度之レヲ銀行ニ寄託セサルモ可ナリ 已ニ警察署長ニハ殆ト科料金を同額ナル金員ヲ予備費トシテ委託スルモノナレハ

一ヶ月間ノ科料金ヲ委托スルニ於テ何カアラン 殊ニ簡明ナル違警罪処分表ヲ設クルニ於テハ不正ノ所為アラシムルカ如キ恐レヲ防制スル事ヲ得ヘシ右違警罪処分表ハ左ノ如キ書式トナサハ可ナルヘシ

違警罪処分表

處分表ハ左ノ如キ書式トナサハ可ナルヘシ

違警罪處分表

番 號	住所身分姓名	犯罪ノ所為 若クハ條項	宣告月日	科料 金額	完納 月日	拘留	拘留期限	費用	備 考
第一號	麴町區永田町一 丁目一番地車夫 安田八造	人力車取締 規則第六條	二十二年 十二月十 六日	二〇	十二月 二十日			郵便税 二 錢	收受番號第六百五十 號第三部第二區第十 二號第三葉二編冊
第二號	京橋區山下町二 番地土方 荒井熊吉	刑法第三百六 條毆打創傷	二十二年 十二月二 十八日			三日	十二月二 十二日ヨ リ二十四 日マテ	賄 料 金九 錢	收受番號第六百六十 號第三部第二區第十 二號第四葉二編冊
第三號									
第四號									

(此ノ欄ハ朱書)

若シ犯罪即決ニ服セスシテ正式裁判ヲ請求シタルトキハ一件書類ヲ違警罪裁判所ニ送付シタル月日ヲ備考ノ欄ニ記入スルカ若クハ別ニ其ノ欄ヲ設ケテ可ナリ

換 刑

違警罪犯者ヲ直チニ拘留ニ処スルハ甚タ稀レニ生スルノ事實ニシテ通例ハ少額ノ科料ニ処スルカ故ニ概シテ之レヲ完納スルナリ 然レトモ若シ之レヲ完納スルコト能ハスシテ拘留ニ換フル場合ニハ更ニ拘留ニ換フルノ手續ヲ為ササルヘカラス 然ルニ此ノ手續ハ科料ヲ言渡シタル際若シ完納スルコト能ハサル場合ニテハ拘留ニ換フヘキ旨ヲ共ニ言渡スニ於テハ之レヲ為スコトヲ要セサルヘシ 外国人ニ對シテ違警罪処分ヲ行フ場合ニハ特ニ此ノ如ク為スヲ要ス 而シテ僅々ナル外国人ノ為メニ此方法ヲ施行セムヨリハ寧口之レヲ一般ニ施行スルヲ可トス 又此手續ヲ施行スルニ於テハ或ハ科料金ヲ完納セスシテ直チニ拘留ヲ以テ処分セラレムコトヲ請フノ犯者ヲ生スルヤノ恐レアルヘケレトモ 事實上之レアラサルヘシ

拘 留

警察署等ニ於ケル留置場ニ関シテハ仍ホ多クノ改良ヲ要スルモノアリ殊ニ其ノ構造ハ今少シク完全ニシ且ツ拘留人アルカ為メ見張ヲ要スルカ如キコトナキ様ニ設置スルヲ要ス

今回ノ巡廻ニテモ余ノ思考スル所ヲ以テスレハ人ヲ留置スルニ足ラサル留置場ヲ往々目撃セリ或ル場合ノ如キハ官署ノ屋外ニ留置場ヲ設置シ其ノ構造ハ恰も獸圈ノ如ク壁等ノ設ケナキヲ以テ風雨ノ侵入スルママ放任シタルモノヲ目撃セリ 此ノ留置場ノ周圍ハ脆弱ナル竹垣ヲ繞ラシ留置人ハ畜ニ風雨ニ暴露セララルノミナラス又通行人若クハ隣人ノ觀ニ供セラレ又或ル分署ノ如キハ其ノ留置場ノ構造甚タ不完全ニシテ 留置人ハ隣人ノミナラス往來人トモ言語ヲ交ルコトヲ得ルカ如キモノアリキ

又余ハ其ノ構造ハ稍々完全ナレトモ其ノ官署ノ入口殊ニ事務所ニ接シテ設置シタル留置場ヲ見タリ 此ノ如キ留置場ハ已ニ前回ノ復命書ニ於テ陳述シタル如ク適當ノモノトハ稱シ難シ 何トナレハ留置人ハ官署ニ出入スル公衆ノ縦覧スル所トナリテ為メニ本人ノ信用ニ大ナル關係ヲ及ホスコトアレハナリ 蓋シ留置人ハ決シテ重罪人等ニアラス唯輕微ナル違警罪ノ為メニ留置セラレタルモノナルニ公衆ハ或ハ之レヲ等シク重罪人ト看做スカ如キコ

トアルヘク又第二ニハ留置人ハ凡テ事務所ニ於テ生スル事物ヲモ見聞スルコトヲ得ヘシ　コレ又官署ニ取りテ甚
タ望マシカラサルコトナレハナリ

右ニ述ヘタル如ク留置場ノ構造ニ不完全ナリト雖トモ現今ハ単ニ本邦人ニノミ使用スルモノナレハ或ハ幾分カ恕
スヘシト雖トモ後日之レヲ外国人ニモ使用セムトスルニ至リテハ甚シキ不都合ヲ生スヘシ　或ハ場合ニヨリテハ
唯庁下ノ警察署ニノミ完全ナル留置場ヲ設ケテ之レニ外国人ヲ留置セサルヘカラサルニ至ルヘシ　然レトモ単ニ
外国人ノ為メニノミ構造完全ナル留置場ヲ設ケムトスルハ一般之レヲ冀ハスシテ總テノ留置場ヲシテ人ヲ留置ス
ルニ足ルノ構造ニ改造セシメラレムコトヲ望ムナラム　若シ此改良ノナラサル前ニ外国人ノ違警罪処分ニ関スル
苦情ヲ防カムトセハ右ノ優待法ヲ設ケサルヘカラス　但シ外国人ハ本邦人ニ比シテ其ノ生活ノ有様ヲ殊ニスルヲ
以テ右ノ優待法ヲ設クルニモ亦謂レナキニアラス　然ラハ則チ外国人ヲ留置スヘキ留置場ハ如何ナル構造ニ建設
スヘキカ　留置場ハ堅牢ナ壁ヲ以テ之レヲ圍ミ空氣ノ流通ヲ善カラシメ而シテ卓子椅子藁蒲団枕等ヲ有スル寢台
ヲ其ノ内ニ備ヘサルヘカラス　而シテ冬季ハ二枚夏季ハ一枚ノ毛布ヲ貸与シ且ツ飲食器盥嗽具衣桁及ヒ便器ヲ一
式備エサルヘカラス　又室内ハ光線ヲ以テ照シ（時トシテハ明リ窓ヲ設クルモ可ナリ）寒天ニアリテハ概ネ摂氏
十七度ノ温熱ヲ保タシメサルヘカラス

此ノ如ク建設シタル留置場ノ遠隔ナル為メ留置スヘキ外国人ヲ護送スヘキ場合ニハ一応本人ノ意見ヲ糺し其ノ犯
所ニ於ケル不完全ナル留置場ニ於テ刑ノ執行ヲ受ケムトスルカ其ノ好ム所ニ任スルヲ可トス　此ノ如クスルニ於
テハ不完全ナル留置場ニ関シテ後日苦情ヲ唱フルコトナカルヘシ

論

警察ノ關係ナキ事件ニ警察ノ干涉スルハ多クノ縣ニ於テ左ノ如キ場合ニ生シタリ　即チ人民若シ他ノ者ト紛争等
ヲ惹起シタルトキハ警察署長若クハ駐在所巡查ノ許ニ來リテ其ノ説論ヲ要ムルコト是レナリ　説論ハ各種事件中
特ニ貸借事件ノ起リタルトキニ於テ多ク行ハルルモノノ如シ　善良ナル警察官ハ其ノ管内ニ於テ人民ノ信用ヲ有

シ設令其ノ事件ノ職権内ニ属セサルモノト雖トモ一応其ノ者ノ意見ヲ聴テ事ヲ行フカ如キ有様ナラサルヘカラス
警察管理者カ人民ノ望ヲ得タルヤ否ハ凡テ其ノ管内ニ於テ発生シタル事件ニ其ノ管理者ノ關係スルトセサルトニ
由リテ知ルコトヲ得ルモノナリ 此ノ如キ場合ニ於テ其ノ権限内ニアラサル事件ト雖トモ妨ケナキ限リハ人民ノ
要求ニ応シテ其ノ意見ヲ陳フルモ可ナラム

然レトモ右ノ事柄ニ就テハ之レヲ裁断スルノ不可ナルコト言ハスシテ明カナルヲ以テ警察管理者ハ大ニ之レニ注
意セサルヘカラサルナリ 蓋シ警察管理者ハ幾分カ威嚴ヲ有スルモノナルヲ以テ往々不当ノ場所ニ其ノ権力ヲ使
用シ易ク終ニハ知ラス識ラス越権ノ処置ヲ為シ時トシテハ料ルヘカラサル結果ヲ生スルニ至ルモノナレハナリ
或ル分署ニテハ其ノ地ノ村長ヨリ署長ニ説諭ヲ要メタルコトアリ 其ノ説諭ヲ要メタル旨意ハ一人ノ村吏其ノ徴
収シタル税金ノ内十五円許ヲ消費シタルヲ以テ之レヲ其ノ親父ヨリ賠償スルコトト為シタレトモ未タ之レヲ賠償
セサルヨリ署長ハ村長ノ要メニ応シテ此ノ説諭ヲ為シタリ 尤モ其ノ説諭ニ応シタルヤ否ハ之レヲ聞カサリシナ
レトモ要スルニ其ノ犯罪事件タリシコトハ疑ヒヲ容レサルナリ 又同一ノ村長ハ其ノ後左ノ如キ場合ニ説諭ヲ要
メタルコトアリ 即チ他ノ村吏同シク百八十円許ノ官金ヲ費消シタリシ其ノ村吏ノ親戚百八十円ノ借用證書ヲ村
長ニ差入レテ其ノ事件ヲ了ヘタリ 然ルニ返済期限ニ至リテ之レヲ返済セサルカ故ニ書面ヲ以テ署長ニ説諭ヲ願
出テ署長ハ又之レヲ説諭シタレトモ犯罪ノ所為ハ之レヲ不問ニ付シタリト云フ

右ニ述ヘタル如ク犯罪事件ノ生シタルニ拘ラス之レヲ不問ニ付シタルハ実ニ其ノ署長ノ失行ニシテ他ノ署長ナレ
ハ此ノ如キ場合ニハ必ス正当ノ所置ヲ施シタルナルヘク右等ハ其ノ職権ヲ誤解シタルモノト云ハサルヲ得サルナ
リ 既ニ二件ノ官金費消罪発覚シタルニモ拘ラス警察ハ之レヲ不問ニ付シ唯町村長ノ要求ニ応シテ其ノ賠償スヘ
キ人ヲ説諭シタルニ止ムルハ其ノ思慮ナク事ヲ謀リタルモノ村長ナルカ將タ警察官ナルカヲ知ラスト雖トモ要ス
ルニ両者共ニ右ノ事件ヲ前述ノ如キ方法ヲ以テ処分スルモ妨ケナク若クハ利益アリト認メタルヲ以テ察スルトキ
ハ右ノ如キ事件ノ生スルハ敢テ珍ラシカラサルヘシトノ推測ヲナスコトヲ得ヘシ 犯罪事件ヲ此ノ如クニ処分シ
タルコトニ因テ警察ノ体面ヲ毀損シタルコト幾干ナルヘキヤト云フニ其ノ毀損ハ実ニ回復シ能ハサル程ノモノナ

リ 若シ其ノ後同一ノ事件發生シ又之レヲ同一ノ方法ヲ以テ処分セラレムコトヲ該署長ニ要ムルトキハ署長ハ如何ニ之レヲ処分スヘキカコレ亦其ノ請求ノ如ク為ササルヘカラサルヘシ 此ノ如クスルニ於テハ終ニ其ノ賠償ヲ為スコト能ハサルモノノミ処分セラルルノ事態ヲ現ハシ小盜ハ之レヲ刑戮スレトモ大盜ハ之レヲ看過スト云ヘル古諺ノ如クナルニ至ルヘシ 署長ノ之レヲ不問ニ付シタルハ村長ヨリ官金費消ノ告發ヲ為ササルニ因ルトノ口実ヲ設ケテ弁解ヲ為シタレトモ苟モ職ヲ警察ニ奉スル以上ハ設令其ノ犯罪事件ヲ被害者ヨリ告發セスト雖トモ既ニ之レヲ聞知シタル以上ハ起訴ノ手續ヲ為ササルヘカラス

独逸刑法ニ由ルニ 警察官其ノ聞知シタル事件ヲ不問ニ付スルトキハ嚴罰ニ処セラルルモノトス 此ノ場合ニ於ケル村長ノ処置ハ如何 該村長ハ官金ヲ費消シタル村吏ノ親戚若クハ親父ト示談ヲ試ミ其ノ示談ノ調和セサルトキ初メテ之レヲ警察ニ訴へ出テタルモノナレトモ未タ不正ノ官吏ヲ処分スヘキカ為メニ訴出テタルモノニアラスシテ費消シタル金額ヲ賠償セシムカ為メニ訴出テタルモノナリ 此ノ村長ハ告發処分ニ及ハサルコトニ因リテ生スヘキ結果ヲ知りシモノナルカ決シテ然リシニハアラサルヘシ 何トナレハ不正ノ所為アル官吏ヲ懲スニ其ノ所為ノ發覺シタル際單ニ其ノ費消シタル金額ヲ賠償スヘキコトノミヲ以テスレハ遂ニハ各官吏ヲシテ官金ヲ濫用セシムルニ至ルヘケレハナリ 殊ニ他人ノ財産ヲ目的トスルモノノ如キハ其ノ不正ノ所為ノ發覺シタル際職務ヲ免罷スト雖トモ決シテ満足スヘキモノニアラス 若シ右ノ如キ考慮ノ一般ニ擴張スルニ於テ右ノ如キ官吏ヲ有スル町村ハ實ニ憫然ノモノト云ハサルヘカラス

凡ソ此ノ如キ事件ハ其人ノ如何ニ拘ハラス充分嚴格ニ之レヲ処分セサルヘカラス 何トナレハ之レニ由テ尚ホ此ノ如キ所行ヲ為サムトスル官吏ヲ恐怖セシムレハナリ 同一ノ分署ニ於テ或ル一人説諭ヲ願出テタルモノアリ其ノ説諭ヲ希フノ旨意ハ 己レノ馬ヲ売却シタル代金ノ不足ニ因リテ起レリト署長ハ又之レヲ説諭シタリキ 余若シ署長タリシナラハ此ノ如キ場合ニハ其願ヲ却下セムトス 而シテ貸借上ノ關係ハ之レヲ裁判所ニ委ネサルヘカラサルナリ

又或ル場合ニ於テハ人力車營業主ヨリ其ノ挽子業務ヲ怠リ營業主ノ妻譴責ヲ為シタル際暴行ヲ加ヘタルヲ以テ其

ノ挽子ヲ説諭サレムコトヲ願出タリ此ノ場合ニモ説諭ヲ為シ与ヘタリ挽子業務ヲ怠リ且ツ營業主ノ妻ニ向テ暴行ヲ加ヘシナラハ營業主ハ単ニ其ノ挽子ヲ解雇スレハ可ナリ 警察ハ此ノ如キ事件ヲ処分スル為ニ設ケタルモノニハアラサルヘシ

此ノ終リニ述ヘタル二件ノ如キ種類ニ関スル説諭願ハ各縣ニ於テ往々見ル所ナリ故ニ余ハ此ノ点ニ関シテハ或ハ一般ノ訓令様ノモノアリテ斯ク警察ニ関係ナキコトニマテモ干渉セシムルニハアラサルカト疑ヒヲ抱キタリキ

警察職権外ノ干渉

右ノ如キ訓令ハ単ニ人民ヨリ願出テタル事件ニノミ干渉セシムルニアラスシテ又警察ノ職権外ニシテ他ノ官署ノ職権ニ属スル事件ニマテモ干渉セシムルカ如シ而シテ斯ル干渉ノ今日尚ホ往々生シタリシ令証ニ余ハ一ノ報告表ノ書式ヲ示サムトス 此表ハ駐在所巡査ヨリ三ヶ月毎ニ差出スモノナリ此表ノ内ニハ種々ナル事項ノ外ニ尚ホ左ノ如キモノヲモ含メリ

第一 租税ノ事

第二 孝子ノ姓名及ヒ其ノ概状

第三 貞婦ノ姓名及ヒ其ノ概状

第四 義僕ノ姓名及ヒ其ノ概状

第五 特ニ職業勉勵者ノ姓名及ヒ其ノ概状

第六 訴訟事件ノ員数

第七 身代限ノ処分ヲ受ケシ人員

第八 学齡児童ノ数

第九 備荒貯蓄米金

第十 荒地段別

- 第十一 新開地段別
- 第十二 私有山林苗木植付繁殖方法ニ勉励ノ者
- 第十三 租税未納ノ為メ公売処分ヲ受ケシ人員
- 雜報

田方反別	畑方反別	道路難易	物産	村内金融	地租十圓以上納ムル者	物價	氣候	天災	人情風俗	布告布達ノ信否	警察ノ信否	貞婦ノ姓名及其ノ概狀	義僕ノ姓名	長壽以上人員	特ニ職業出精ノ者姓名及職名

惡漢徒ノ姓名	常ニ賭博ヲ業トスル者姓名	盜罪詐欺取材ノ刑ヲ受ケシ者ノ姓名	密賣淫犯則者人名	密賣淫嫌疑者人名	訴訟事件員數	身代限處分ヲ受ケシ人	租稅未納者公賣処分ヲ受ケシ人	失踪者人員	乞食徘徊ノ模様	漢洋醫人員	種痘濟人員	未痘人員	學齡人員	就學人員	癩篤疾人員	人畜流行病模様	賴母子講景況	在營兵員	寺院宗旨ノ區別

各宗派信徒戸數	
一村 儲蓄米金	
一村 荒地反別	
内何反歩ヲ余リ荒別	
一村荒地反別 但シ一ヶ	
年内起返ノ分	
一村内新開地反対	
私有山林苗木ヲ植付 繁殖ノ方法ニ出精ノ者	

此報告ヲ見タリシトキニ余ハ如何ナル方法ヲ以テ巡查カ此ニ記入スル材料ヲ得タルカヲ疑ヒシ 巡查カ貞婦孝子義僕等ノ姓名ヲ知ラムトスルニハ他ノモノヨリ之レヲ聞クヨリ外ニ手段ナカルヘシ 然レトモ其ノ聞知シタル事項ハ往々確實ナラサルモノナキヲ保シ得ヘキカ又地租十円以上ヲ納ムルモノ若クハ公売処分ヲ受ケタル人員若クハ学齡兒童ノ員数等ハ巡查ニ頼ラサルモ町村長若クハ郡長ニ頼リテ確實ナル報告ヲ得ヘク 又備荒貯蓄米ノ石数ニ関シテハ該貯蓄米ノ処分其ノ宜シキヲ得サルカ為メ巡查ヲシテ之レヲ取調ヘシムルノ必要ハ道理上之レアラサルヘシ 又巡查カ其ノ石数ヲ儲蓄米管理者ニ質スモ唯不完全ナル答ヲ得ルノミナルヘシ 然ルニ此ノ巡查ノ報告ニ頼リ縣ニ於テ貯蓄米ノ高ヲ知ラムトスルハ殆ト倒行逆施ノコトナラスヤ

巡查ヲシテ訴訟事件ノ員数ヲ取調ヘシムルコトニ就テハ巡查カ何ニ由リテ之レヲ取調フルカヲ了解スルニ苦シム 其ノ取調ヘタル事項縦令稍々確實ナリトスルモ裁判所等ニ照会シテ取調フルヨリ確實ナリトハ云ヒ難シ 他ノ縣ニテハ巡查五日毎ニ報告ヲ出シ其ノ報告ニハ小学校生徒ノ現員ヲ記載シ且ツ其ノ考ノ欄ニ於テ各生徒ハ勉勵ニシテ教師モ亦其ノ職務ニ尽力ス云々ト掲記シアリタリ 巡查ハ何所ヨリ此ノ材料ヲ獲ルカト質スニ当リテ余ニ答ヘタル所ニ由レハ 巡查ハ時々小学校ヲ視察シテ教授ニ陪席スルコトアリトカ 抑モ学務ノコトハ警察ノ管理ニ屬スルカ將々町村長若ハ郡役所ノ管理ニ屬スルカ此等ハ姑ク措キ 余ハ警察カ今少シク其ノ本分タル重軽罪犯探偵事務ニ尽力セムコトヲ望ムナリ 又他ノ縣ニテハ巡查其ノ管内ノ資産家及ヒ貧民ノ名簿ヲ有ス 如何ナル事物

ヲ標準トシテ富者及ヒ貧民ヲ區別スルカ之等ハ旧来ヨリノ習慣ニ基ケルナルヘシト雖トモ現今斯ル名簿ハ警察署ニ於テ敢テ利益ナカルヘシ 或ル巡查ハ又町村吏員ノ数及ヒ其ノ給料ヲ報告シタルコトアリ 何ノ為メニ此ノ如キ他ノ行政部内ニマテ干渉スルコトヲ要スルカ 若シ縣ニ於テ此ノ如キ事項ヲ知ラムト欲セハ巡查等ニ頼ルヨリハ郡役所等ヲシテ取調ヘシムレハ可ナリ 若シ又此ノ事件ハ単ニ署長ノ注意ニ由リテ取調ヘタリトスレハ其ノ署長ハ穩カナラサル好事家ト云フヘシ 蓋シ町村吏員若クハ町村行政ハ決シテ其ノ署長ノ監督若クハ取締ヲ受クヘキモノニアラサレハナリ

又或ル縣ニテハ巡查人民ノ望ニ応シ人民ノ集会席ニ於テ税法登記法及ヒ戸籍法ニ関スル講義ヲ為サムトスル旨ヲ伺出テタルニ許可セラレタリト 然レトモ此ノ三個ノ演題ハ總テ警察ノ範圍ニ屬セスシテ町村事務ノ範圍ニ屬スルモノナリ故に右等ノ事項に關シテハ町村長ハ巡查ヨリハ多ク知識ヲ有スルヲ以テ巡查ハ之ヲ町村長ニ讓ルヘキハ至当ナルヘシ警察官吏カ他ノ行政事務ニ関シテ右ノ如キコトヲ為スニハ大ニ注意スヘキモノナリ 何トナレハ警察官吏カ説明シタル事項ニ誤謬等アルトキハ大ナル不都合ヲ生スヘケレハナリ

賭博及ヒ其ノ防制法

警察官カ賭博犯ヲ処分スルノ權ハ近時之レヲ廢止シテ裁判官ニ委任セラレシヲ以テ賭博犯行政処分ニ就テハ既ニ論述スルノ必要ナシト雖トモ九州地方巡廻中ハ猶此ノ処分ノ行ハレタリシヲ以テ之レニ就テ論述スル所アラムトシテ之レニ関スル取調ヲ為シタリ故ニ此処ニハ單ニ其ノ材料ヲ掲ケテ日本ニ於テハ賭博ノ一般ニ行ハルルト云ヘル例ヲ示シ併セテ法律ノ力ニ頼ラスシテ此弊風ヲ矯正スルノ方法ヲ陳述セム

抑モ一時ニ巨額ノ収益ヲ為サムトスルノ心、語ヲ換ヘテ云ヘハ万一ヲ僥倖セムトスルノ心ハ國ノ東西ヲ問ハス何レノ処ニテモ古ヨリ之レアリキ 此ノ弊風ヲ全ク防遏セムトスルハ到底行ハレ難キノコトナリ 之レヲ以テ政府ハ此ノ風習ヲ斟酌シ官設ノ事業ヲ興シテ万一ノ僥倖ヲ得セシムルカ如キ方法ヲ設クルヲ可トス 余ハ此ニ余ノ巡廻シタル各縣ニ於テ調査シタル賭博犯人員表ヲ掲ケテ賭博ノ一般ニ行ハルル例ヲ示サムトス

明治二十二年間賭博犯人員表

懸名長	人 口	賭博犯人員	拘留日數	科料金完納額	備考
崎熊	七四二、三〇七	—	—	—	完納セスシテ 換刑シタル金 員八千〇三十 七圓ナリ
本鹿	一、〇二六、一五	五三五	四三、六九三	六、一九六	
兒島	九〇〇、六八七	二七二	一八、二二〇	二、二二八	
宮崎	四〇、二三八	—	—	—	
大分	七七二、九六一	—	—	—	
福岡	一、二二七、四六	三	—	—	

懸名佐	人 口	賭博犯人員	拘留日數	科料金完納額
賀山	五四八、六四八	三一七	三六、九九〇	三、四一〇
形秋	七三四、三四五	五三八	三三、六七〇	一、一四〇
田青	六八九、〇四八	四〇六	二一、〇八五	一、七三五
森巖	五四一、一〇〇	二四一	一一、八六五	—
手宮	七三四、一三一	一七三	六、七八〇	—
城	七四四、三五九	五二九	二〇、八七四	—

備考		備考		備考		備考		備考		備考	
完納セスシテ	換刑シタル金	完納セスシテ	換刑シタル金	完納セスシテ	換刑シタル金	完納セスシテ	換刑シタル金	完納セスシテ	換刑シタル金	完納セスシテ	換刑シタル金
員三千百十七	員三千六百〇	員二千二百十圓	員四百六十一	員三百九十五	員二千九百三	員二千九百三	員二千九百三	員二千九百三	員二千九百三	員二千九百三	員二千九百三
圓ナリ	一圓ナリ	ナリ	圓ナリ	圓ナリ	圓ナリ	圓ナリ	圓ナリ	圓ナリ	圓ナリ	圓ナリ	十八圓ナリ

是レ実ニ驚クヘキノ数ニアラスヤ 熊本縣ニテハ平均一日二百十九人ノモノ監獄ニ在ルノ割合ナリ大凡ソ人口二千二付一ケ年ニ賭博犯一人ノ処分アリ 山形縣ノ如キハ千三百六十五人ニ付一人ノ割合ナリ

人或曰ハン設令政府ニ於テ官設ノ事業(富籤局)ヲ設クルモ尚ホ前表ニ掲ケタル数ノ賭博犯人ヲ生スルナラムト

余ト雖トモ官設ノ富籤ニ因リテ全ク賭博犯ヲ防止スルコトハ難シト信スレトモ賭博罪ヲ犯スモノノ多クハ骨牌骰子ニ頼リテ求メムヨリハ富籤ニ頼リテ其ノ僥倖ヲ万一セムコトヲ図ルハ余ノ信シテ疑ハサル所ナリ 殊ニ日本ニテハ金錢ヲ賭スル遊戲ノ外既ニ数多ノ無尽会アリテ縦令其ノ名義ハ慈善若クハ救助等善美ノ辭ヲ以テスルモ其ノ弊害ハ骨牌若クハ骰子ヲ以テ金錢ヲ賭スル所為ト同一ナルヘク人口三萬千五百六十二ヲ有スル警察管内ニ於テ此ノ如キ組合五個アリテ組合員五千人以上ニ及ヘルモノアリ 一人ニテ数会ノ會員タルコトヲ得又一会ノ内ニテ数多ノ株主タルコトヲ得ヘシ此等ノ会ニ於テ如何ナル弊害アルカト云フニ 第一開会ノ日ニハ通例會員会場ニ集リテ抽籤ヲ陪席シ且ツ第二ニ云フ所ニ拠レハ多クノモノハ開会前ニ各所ノ神社佛閣ニ至リテ當籤ヲ神仏ニ祈ルヲ以テ多クノ時間ヲ空費スルトカ 若シ私立ノ無尽会ハ總テ之レヲ禁シテ之レニ代フルニ官設ノ富籤ヲ以テシ其ノ所在地ヲ東京ニ定メ東京ニ於テ抽籤シテ其ノ結果ヲ當籤ニ拠リテ広告スルコトニ定ムレハ右ノ弊害ノ多分ハ之レヲ去ルコトヲ得ルナラム 余ハ此ノ富籤ヲ設ケムニハ普漏西国ノ富籤ニ倣フヲ可ト信ス 其ノ組織及ヒ報告表ノ要略ヲ因ミトシテ此ニ示サム 此ノ報告表ニ由レハ政府ハ總テ當籤高一割三分八厘ノ利益ヲ得ヘシ 故ニ一回ノ集金額二千六百十二萬四千五百四十馬克ナレハ政府カ之レニ由テ得ル所ノ利益ハ三百六十萬五千八百八十六馬克ナリ 然ルニ普漏西国ニテ八年ニ二回之レヲ挙行スルヲ以テ政府收入ノ總額ハ一ケ年七百二十一萬百七十二馬

克ナリ 而シテ政府カ此ノ富籤事務ノ為メニ要スル支出ハ千八百八十六年ノ国庫予算表ニ由ルニ稍ク十萬馬克ナリ 故ニ政府ノ純益ナルモノハ差引七百萬馬克以上ニ上ルモノトス

若シ日本ニ於テ例令八十萬本ノ籤ヨリ成立スル富籤ヲ起シ而シテ小額ヲ以テ其ノ籤ヲ買ヒ得ヘキ為メ一本ノ籤ヲ四本ニ分チテ其ノ一本ヲ凡ソ四円ト為スニ於テハ本籤一本十六円トナリ 一ケ年ニ二回此ノ如キ会ヲ開クトスレハ三百二十萬ノ金額ヲ集ムルコトヲ得ヘシ而シテ其ノ内一割三分八厘ヲ政府ノ手数料トシテ控除スルニ於テハ其ノ収入一ケ年四十四萬千六百円トナルヘシ 而シテ其ノ事務ノ為メニ凡ソ三萬円ノ支出ヲ要スルトスレハ全く政府ノ純益トナルモノハ四十一萬千六百円ナリ 普漏西ニテハ富籤販売吏ハ別段ノ俸給ヲ受ケス唯富籤購求者ヨリ僅少ノ手数料ト当籤者ヨリ当籤額ノ幾分ヲ受クルノミナリ 余ハ又富籤販売吏ノ事務章程ヲ有スルヲ以テ之レヲ要セラルルナラハ貴覽ニ供スルモ妨ケナシ

戸 口 調 査

多クノ縣ニ於ケル戸口調査簿ハ警視庁ノ様式ヲ採用シテ挿込ノ帳簿ト為セリ 余ハ此種ノ戸口調査簿ノ不完全ナルコトハ前回ノ復命書ニテ詳述シタルヲ以テ今回ハ簡單ニ其ノ不完全ナル個所ヲ指摘セム 現今ノ戸口調査簿ハ唯現住人ヲノミ知ルコトヲ得テ已前ソノ地ニ居住シタルモノ若クハ其ノ地ヨリ他ニ転居シタルモノニ関シテハ少シモ知ルコト能ハサルナリ 然レトモ此等ヲ知ルハ此レ戸口調査簿ノ目的ナリ 駐在所巡査ハ往々ニシテ現今ノ帳簿ニ此ノ不都合アルコトヲ認メ其ノ帳簿ノ外ニ尚町名番地ニ由リタル人名簿ヲ有シ之レニ必要ナル記入ヲ為シテ実地ノ用ニ供シ制規ノ戸口調査簿ハ単ニ形式トシテ存セリ

完全ナル戸口調査簿ヲ設クルハ如何ナル方法ニ由リテ可ナルカハ已ニ前回ノ復命書ニテ詳述シタルヲ以テ此ニ再述セス 独り大分及ヒ青森ノ二縣ニ於テハ稍々完全ナル戸口調査簿ヲ有シタリ

犯罪人名簿（索引簿）

完全ナル犯罪人名簿ハ今回巡廻シタル各県ニ於テ未タ曾テ之レヲ見サリシ 然レトモ何処ニテモ凡テ検事ニ送付シタル犯罪人ノ名簿ヲ存置セリ 此ノ名簿ニハ犯罪人ノ住所族籍姓名及ヒ犯罪ノ所為ヲ記載シ往々之レヲ索引簿トシテ使用ス即チ其ノ帳簿ニ由リテ犯者ハ曾テ処罰セラレシコトアルヤ否ヲ取調フルモノトス然レトモ若シ此ノ帳簿ヲ斯ノ目的ニ使用セムト欲スルナラハ其ノ犯者ノ処刑ヲ掲ケサルヘカラス 何トナレハ単ニ警察ニ於テ犯罪ノ嫌疑アルモノト認メタルノミニテハ未タ其ノ者ヲ真ニ犯罪者トハ云ヒ難ク此ノ如キモノノ内ニハ往々無罪ノ言渡ヲ受クルモノアレハナリ 現今ノ名簿ニ存スル此等ノ欠点ヲ補ハムトスルニハ甚タ良好ナル機会アリ 蓋シ監獄若クハ法廷取締ノ為メニ出張シタル巡查ヨリ犯者ノ宣告ヲ通知スルノ法概ネ行ハルルヲ以テナリ

検事局ヨリ警察官署ニ犯罪人ノ処分ヲ通知スルノ方法ハ多クノ縣ニテ未タ之レヲ見サリシ然モ此ハ前科索引簿ヲ完全ニ整頓セムトスルニハ一日モ欠クヘカラサルノ法ナリ 二三ノ縣ニ於テハ此ノ如キ通知ヲ犯者在籍ノ地ノ町村ニ為ス前ニ警察ヲ經由スルノ手續ヲ定メタルモノアリ 又他ノ方法ニ由リテ警察之レヲ知ルコトヲ凶リタルモノモアリ例令ハ阿蘇郡警察署（熊本縣）ノ如キハ主管検事局ヨリ毎月已決犯罪人ノ報告表ヲ警察署ニ送付シ之レニ由リテ該警察署ハ（イロハ）順ノ犯罪人名簿ヲ製セリ 又或ル縣ニ於テハ検事其ノ手許ニテ調製セル已決犯罪人件名簿ヲ警察官ニ於テ謄写スルヲ許シタルアリ 鹿児島ニ於テハ已決犯罪人報告表ヲ製シ之レヲ警察署分署等ニ送付シテ（イロハ）順ノ犯罪人名簿ヲ調製スルノ便ヲ与ヘタリ 唯遺憾ナルハ戸口調査簿ニ住居人住居ヲ転セシコトヲ記入セサル為メ其ノ者ニ関スル犯罪人名札ヲ移転地ノ官署ニ送付シ能ハサルコト是レナリ 故ニ已決犯罪者ニシテ一度其ノ住所ヲ転スルトキハ其ノ地ノ警察署ハ本人ノ右ノ如キモノナルヤ否ヲ知ラサルカ如キノ不都合ヲ生スヘシ 又此ノ已決犯罪人名簿ニハ犯罪ノ初犯若クハ再犯ナルコトノ記入ナキ欠点アリ 其ノ他尚ホ此ノ已決犯罪人名簿調製ニ就テ必要ナルコトハ警察本部ヨリ送付スル犯罪報告書ノ番号ヲ警察署ニテ調製スル犯罪人名簿ニ記入コト及ヒ多クノ場合ニ於テハ警察署分署等ニ於テ之レニ基キテ調製スル犯罪人名簿ニ脱漏アルヲ以テ其ノコトニ与レル官吏ヲシテ名簿調製ノ結了セシヤ否ヲ証明スル為メ名簿ヲ調製シタルトキ犯罪人報告書ニ本人ノ

小印ヲ押捺セシムルコト是レナリ

宮崎縣ニテハ検事局ヨリ郵便端書ヲ以テ已決犯罪人ヲ町村長ニ通知スルノ手續アリ町村長ニ於テ此ノ郵便はがきヲ(イロハ)順ニ整理シテ保存スルニ於テハ甚タ簡便ニシテ有益ナル犯罪人名簿ヲ製スコトヲ得ヘシ 尚ホ此ノ郵便はがきニ住居変更ヲ記入シ得ヘキ余欄ヲ設け且ツ初犯又ハ再犯ヲ記入スレハ殊ニ妙ナリ 犯者再犯ナル場合ニ於テ郵便はがきニハ単ニ再犯トノミアリテ初犯ノ刑ノ不分明ナルトキハ町村長ハ検事ニ照会シテ容易ニ之レヲ知ルコトヲ得ヘク 又或ル犯罪人ニ関シテ已ニ犯罪通知ノ郵便はがきアル場合ニハ其ノはがきヲ前ノはがきト一括ニシテ存置スヘシ 此ノ方法ハ単リ町村長ニノミ行ハスシテ警察署分署ニモ同シク此手續ヲ採用スレハ大ニ便ナラム 而シテ検事局ニ於テハ之レカ為メニ多クノ手数ヲ要スルコトハアラサルヘク又費用モ其ノ利益ニ比シテハ甚タ少額ヲ以テ足ルヘシ例令ハ宮崎縣ニ於テ二十一年中ニハ全管内ニ千四百四十六人ノ重輕罪犯者アリタリ故ニ検事局ニテハ町村長ニ要する郵便はがきノ外ニ尚ホ千四百四十六葉ノ郵便はがきヲ書スルノミニテ其他ニハ少シノ手数ヲモ要セサルヘシ而シテ費用ト雖トモ亦僅ニ十四円四十六錢ナリ

或警察署ニテハ監視執行中ノ犯罪人ニ関シテハ監視満期ノ後初メテ犯罪人名簿ヲ調製スルノ方法ヲ採リタリ 是レ如何ナル理由ニ由リテ刑期ノ終リヨリ名簿ニ書セサルヘカラスト為シタルカ殆ト解スルニ苦メリ 又或ル縣ノ如キハ已決犯罪表ヲ町村番地順ニ調製シ 他ノ縣ニテハ唯管区巡查ノミ須知簿ト云フカ如キ名称ヲ付シタル帳簿ヲ有シテ之レニ犯罪人ノ姓名ヲ記載セリ

前科索引ノ方法ニ関シテ各縣共ニ同一ノ手續アラサルコトヲ証明スルニハ前掲ノ例証ヲ以テ充分ナラム 然レトモ前科索引ノ法ヲシテ充分ニ其ノ目的ヲ達セシメムトスルニハ全国一般ノ手續ヲ定ムルコト甚タ緊要ナリ 故ニ余ハ此ノ事務ニ関シテハ亦警部長會議ノ際議題ヲ提出シテ一定ノ方法ヲ協議シ以テ容易ニ其ノ管内ノ犯罪人ヲ知ルノ法ヲ定メラレムコトヲ建議ス 此際ニハ亦取扱手續ノ細則及ヒ犯罪人名簿様式ノ如キモ全国一般同一ノモノヲ定メラレムコト勿論ナリ 此ノ兩件ヲ行フノ難カラサルコトハ 既ニ全国ノ検事局ニ於テ同一ノ方法ヲ以テ已決犯罪表ノ手續ヲ行ヒアルヲ以テ証トスヘク検事局ニ於テ行ヒアルコトノ警察署ニテ行ヒ難キ理由ハ之レアラサ

ルヘシ 前科索引及ヒ戸口調査ヲ同一ノ方法ニテ行ハシメムトスルニ於テ帝國內務省ヨリ正確ノ訓令ヲ出サハ其ノ行ハレサルコトナキハ余ノ信シテ疑ハサル所ナリ

警察監視

或ル縣ニ於テハ警察監視中ノモノハ其ノ住処甚タ遠隔ナルモノヲ除キ他ハ毎月二回主管ノ警察署分署等ニ出頭セシメ住処遠隔ナルモノハ駐在所巡查ノ許ニテ事ヲ了セシム 警察署等ニ出頭スル為メニ本人ハ一日乃至二日ヲ空費シ尽スヲ以テ其ノ業務ニ著シキ妨害ヲ受ケ且ツ時々其ノ業務ヲ中断スルカ為メニ或ハ再ヒ罪科ヲ犯ス恐レヲ生スルヤモ知ルヘカラス余ハ監視ハ總テ駐在所ニテ執行セシムレハ可ナラムト思考ス 蓋シ監視ハ決シテ主刑ノ如キ目的ヲ有スルモノニアラスシテ唯刑期滿限後正業ニ復セシヤ否ヲ取締ルノ主意ナレハ之レヲ執行スル方法モ成ルヘク其ノ業務ヲ妨害セサル様定メサルヘカラサルモノト信ス

逮捕状

逮捕状ノ取扱ニ関シテハ其ノ手續区々ニ涉レリ 或ル縣ハ月日順ニ編纂シ他ノ縣ハ一年毎ニ編纂シ又或ル縣ハ(イロハ)順ニ由リ又他ノ縣ハ繼續シテ編纂ス 或ル縣ニテハ逮捕状ノ外尚ホ特ニ逮捕索引簿ナルモノアリ他ノ縣ハ然ラサルアリ 要スルニ此ノ取扱タルヤ前段陳述シタル他ノ事務ト同ク亦タ区々ナルモノナリ加之ナラス本属署ニ於テハ逮捕状ヲ月日順ニ由テ編纂スルニ其ノ所属分署ニ於テ(イロハ)順ニ編纂スルカ如キモノアリ 此等ノ官署ニ関シテハ未タ曾テ一回ノ巡閲タモナキカノ疑ヒヲ生セシム 又已ニ取消サレタル逮捕状モ尚ホ合冊ニ編纂シアリテ取消ノ旨ヲ記入シアラサルコト往々之レアリ 故ニ已ニ逮捕ヲ取消サレタルモノヲ復ヒ逮捕スルカ如キノ過ヲ生セムトモ云ヒ難シ 此ノ点ニ関シテモ亦各縣共ニ同一ノ手續アラムコトヲ切望スルヲ以テ試ニ左ニ其ノ手續ヲ陳述セム

逮捕状ハ検事局ヨリ当該官署ニ送付ス 其ノ官署ニ於テハ之レヲ(イロハ)順ニ整理シテ編纂ス逮捕状ヲ執行シ

又ハ取消サレタル逮捕状ノ番号月日及ヒ姓名ヲ掲ケテ警察本部ニ通知ス 警察本部ニ於テハ之レヲ警察報ニ掲載シテ一般ニ報告ス 警察報ヲ得タル官署ニテハ単ニ之レヲ通読スルニ止メス又之レニ由リテ取消サレタル逮捕状ヲ抹殺シ 其ノ主任者ハ其ノ抹殺シタルコトヲ証明スル為メニ警察報ノ逮捕取消ヲ掲ケタル個所ニ官印ヲ押捺スヘシ 抹殺サレタル逮捕状ハ之レヲ編冊ヨリ拔出シテ尚ホ一小期間合冊ニ編纂シ其ノ期限経過ノ後チ之レヲ棄却スヘキナリ

公 用 庁 舎

公用庁舎ニ関シテハ余ハ前段ニ於テ特ニ留置場ノ不完全ナルコトヲ陳述シタリ尚ホ爰ニ留置場ニ就テ附言セムトスルハ即チ縦令其ノ構造完全ナルモ特ニ見張ヲ要スルカ如ク隔離シテ設置スルノ不可ナルコト是レナリ 公用庁舎改築ノ場合ニハ此ノ如キ留置場ハ併セテ改築セラレムコトヲ希フナリ 近時新築ノ長崎縣佐世保及ヒ茂木分署ハ甚タ適実ナル方法ニ建設セラレタリ

留置場ノ外ニ尚ホ公用庁舎ニ就テ陳述セムトスルモノハ即チ前回復命書ニテ陳述シタルモノヲ再述スルニ外ナラス就中署長ノ住宅ハ之レヲ公用庁舎ノ構内ニ設クルコト甚タ緊要ナリ 二三ノ縣ニテハ已ニ此方法ヲ実地ニ採用シタル所モアレトモ余ハ仍ホ普ネク此ノ方法ヲ行ハレムコトヲ望ムナリ

巡查ヲ各町村ニ駐在セシムルノ法ヲ設ケタルコトニ由リ多クノ縣ニテハ各町村競フテ之レニ要スル家屋ヲ建設シ之レヲ官ニ寄附スト雖トモ余ハ往々其ノ家屋ノ駐在所ニ適當セサルモノヲ目撃シタリ 例令ハ其ノ建築甚タ粗漏ニシテ天井ヲモ有セサルカ如キノ家屋ヲ駐在所ニ使用スルモノアリ 此ノ如キ粗造ノ家屋ヲ官ニ於テハ宜シク之レヲ拒絶スヘシ又其ノ構造ハ稍々完全ナレトモ甚タ狹隘ニシテ巡查及ヒ其ノ家族ハ僅カニ四疊若クハ六疊ノ個所ニ住居スルカ如キモノアリ 駐在所ニ供スル家屋ハ巡查ノ身分ニ応シタル構造ヲ有セサルヘカラサルヲ以テ余ノ思考スル所ハ 駐在所ニ供スル家屋ハ概シテ事務所ノ外ニ少クトモ稍々廣濶ナル二個ノ室及ヒ之レヲ適応スル庖厨昇降口及ヒ便所等ヲ有セサルヘカラスシテ若シ此ノ条項ニ適合セサル家屋ナルトキハ官ニ於テ宜シク拒絶スル

ヲ可トス

尚ホ爰ニ余ハ會計上ノ手数ヲ省カムトスルニ就テ事務所内要用ナル掃除点燈及ヒ暖室ノ費用ヲ一定ノ金額ニテ署長ニ受負ハシメムトスルノ疑問ヲ提出セムトス 此ノ方法ノ如何ナル利益ヲ有スルカハ再三之レヲ詳述シタレハ此所ニ復タ之レヲ陳述スルヲ要セス又其ノ金額モ今日ハ略ホ正確ニ之レヲ計算スルコトヲ得ヘシ 何トナレハ此等ノ費用即チ消耗品ニ関シテハ特別ノ費目存スルヲ以テナリ

備付品

備付品ノ帳簿ハ亦其ノ様式非常ニ区々ニシテ且ツ多クハ甚タ不明瞭ナリ 此ノ帳簿ノ様式及ヒ其ノ取扱ニ関シテモ全国総テ同一ノ方法ヲ定ムルヲ必要ト思考ス

概シテ分署ニハ備付品台帳ナルモノアラス唯毎月報告表ヲ以テ其ノ現在品ヲ報告スルノミ

然レトモ其ノ表ハ警察署ノ有スル備付品台帳ト符合セサルコト往々之レアリ加之ナラス警察署ノ有スル備付品台帳ト雖トモ亦警察署ヨリ警察本部ニ報告スル備付品現在表ト符合セサルコトアリ 然ルニ警部長ノ巡閱及ヒ其ノ他會計官ノ取調ヘ定期ノ如ク執行セラレタリ

凡ソ此ノ如キ巡閱若クハ取調ハ若シ之レヲ精密ニ行ハサルニ於テハ少シモ利益スル所アラス 備付品ノ正不正ヲ完全ニ調査セムニハ毎年実地ニ就テ備付品台帳ト現在備付品トヲ対照セサルヘカラス

備品調製ニ関シテハ多ク異様ノ手續アリ例令ハ或ル縣ノ如キハ破損品ノ修繕其ノ金額五円マテハ警察署長ノ独斷ヲ以テ之レヲ為スコトヲ得ヘシ 然ルニ破損物品ヲ補充スル為ニ物品ヲ新調スル場合ニハ縦令其ノ代価五十錢ナリト雖トモ長官ノ許可ヲ得サルヘカラス蓋シ如何ナル理由アリテ此ノ如キ制規ノ起リシカ余ノ了解ニ苦ム所ナリ

但シ全ク新規ノ物品即チ今日マテ備付品台帳中ニ登記シアラサル物品ヲ新調スルノ權利ヲ署長ニ与エサルハ実ニ至当ノコトナリ 若シ然ラサレハ署長随意ニ無益ノ裝飾品ヲ購求スルカ如キコト起ルヘシ 然レトモ縦令物品ヲ新調スルト雖トモ曾テ備付ケアリシモノヲ補充スルカ為メニスルモノナルニ於テハ何カアラムヤ

備付品取扱ニ関シテ完全ナル制規ヲ設ケムトスルニハ全国一般ニ訓令ヲ発スルニアリ其ノ訓令ニハ左ノ条項ヲ規定スヘシ

第一 備付品ヲ新調シ若クハ破損物品ヲ修繕スルノ権利ヲ有スルモノ

第二 新調若クハ修繕代価ノ制限

第三 費用ノ支払法

第四 備付品ノ記標

第五 備付品台帳ノ調製法

第六 備付品變更記入法

第七 備付品台帳検査法

第八 備付品巡閲法

備付品検閲ヲシテ容易ナラシメンカ為メニハ備付品台帳ニハ左ノ事項ヲ明瞭ニ記載セサルヘカラス

備付品ノ増減及ヒ其ノ理由

増減ノ生シタル年月日及ヒ現在高

物品ノ各種類ニ就テハ各特別ノ番号ヲ付シ而シテ台帳ノ葉紙一枚ヲ以テ一番号ニ充テ物品ニハ焼印若クハ其ノ他ノ方法ヲ以テ備付品台帳ノ番号ヲ表スヘシ 一種類ノ物品数個アルニ於テハ（イロハ）順若クハ之レニ類似ノ符標ヲ表スヘシ

余ハ左ニ備付品台帳ノ様式ヲ示サン

第 月		一 號				日	
		二十三年一月四日	二十二年十一月四日	二十二年十月五日	二十年十二月二十日	買入	増
		—	—	—	三	下	品
		—	—	—	—	渡破	品減
		—	—	—	—	損讓	
		—	—	—	—	與賣	
		—	—	—	—	却	品
						現	
						在	
						備	
						考	
		二	三	二	三	綠色机掛添フ	
		矢上分署へ送付	警察本部ヨリ送付				

(此ノ欄朱書トスル)

備付品台帳ノ内ニテ其ノ葉紙一葉ヲ書尽シタルトキハ之レヲ抜取ラスシテ新葉紙一葉ヲ付加スヘシ 即チ台帳ニ永年ノ経歴ヲ掲ケ置カンカ為メナリ 故ニ台帳全体ヲ書換フルカ如キコトハ容易ニ生セサルヘシ 然レトモ若シ之レヲ生シタルトキハ古帳ハ尚ホ五年間之レヲ保存スヘシ 伯林府ニテハ備付品台帳ハ(イロハ)順ニ由リテ之レヲ編纂ス毎年執行スル台帳検閲(伯林府ニテハ五月十日ヲ其ノ期日トス)ノ方法ニ関シテ嘗テ陳述シタルコトアリ加之ナラス尚ホ詳細ノコトハ警察官練習所ニ於テシタル余ノ講義中ニアリ

外 勤 事 務

官吏ノ配置法

現今官吏ノ配置法ハ一般ヨリ言ヘハ概シテ其ノ当ヲ得タリト為スヘシト雖モ各個ニ之レヲ視察スレハ尚ホ一処ニ官吏ヲ集合スルカ為メニ他ノ個処ニ不足ヲ生スルノ場合ナキニアラス例令ハ蒲生分署(鹿兒島縣)ノ如キモ六名ノ巡查ノ内三名ヲ署内ニ使用ス 即チ一名ハ書記一名ハ監督補助一名ハ予備ナリ 而シテ内勤事務ノ實際ヲ見レハ一日平均僅カニ三件ヲ受理シ一件ヲ發送スルニ過キス 余ハ此ノ三名ノ内一名ハ必ス不必要ナルモノナリト信

ス特ニ二個ノ職務ヲ一人ニテ兼勤セシムレハ充分ナルヘシ 何故ニ此分署ニテハ書記ヲシテ監督補助ヲ兼務セシムルコト能ハサルカ 分署長在勤ノトキハ此ノ僅少ナル事務ノ為メニ特ニ書記ヲ置クノ必要ナカルヘシ 去レハ書記ハ監督補助ノ職務ヲ帯ヒテ巡廻スルコトヲ得ヘシ 署長不在ノトキハ其ノ書記分署ニ止リテ署長ノ代理ヲ為シ併セテ事務ヲ処理スルコトヲ得ヘシ 凡テ此ノ如キ方法ヲ以テ官吏ヲ配置スル場合ニハ尚ホ多クヲ減殺スルコトヲ得ヘク且ツ官吏ヲ配置スルニ於テハ一定ノ標準ニ由ラスシテ多ク實際ノ必要如何ニ從テ其ノ数ヲ定ムルヲ要ス 殊ニ現今ハ予備巡査ニ関シテ仍ホ此等ノ弊アルカ如シ 人口凡ソ四萬八千ヲ有スル都會ノ警察署ニ予備巡査ノミ十九名アリ 此ノ数タルヤ已ムヲ得サル場合ニテハ全部ノ警察事務ヲ執ラシムルコトヲ得ヘキノ数ナリ 巡査配置ニ関シテ其ノ弊ノ最モ甚シキモノハ大島々庁大島警察署ナリ此ノ警察署ニハ単ニ内勤ニノミ五名ノ雇ト三名ノ巡査トヲ使用シ其外四名ノ巡査ハ監督補助ニ當リ 且ツ人口三千五百七十四ヲ有スル庁下ニ七名ノ外勤巡査アリ 然シテ此大島々庁ニ属スル輿論島ノ如キハ人口六千ヲ有スルニモ拘ハラズ単ニ外形ノミ警察ノ支配ヲ受クルノ状アリ 何トナレハ該島ニハ一人ノ巡査モ駐在スルコトナク漸ク一ヶ年ニ二回巡査ノ巡廻スルノミニシテ此他ハ島民ノ為ス所ニ放任スレハナリ 但シ輿論島ノ地タルヤ大島島嶼ニ属スルトハ雖モ都テ沖繩縣ニ接近シ且ツ航路モ該縣ヲ經テ開通スレハ素ト此島ハ沖繩縣ニ属セシムルヲ至當トス 此ノ如ク輿論島ハ交通不便ニシテ且ツ遠ク本属島ト隔離スルトハ雖モ之レカ為メニ該島ヲ右ノ如キ粗漏ノ警察取締ニ放任スルハ不可ナリ 少クトモ該島ニハ巡査駐在所ヲ設ケサルヘカラス 然レトモ大島ノ警察ハ未タ駐在所ヲ設クルマテノ域ニ進歩セス 嘗テ余カ千八百八十六年一月五日ノ復命書ニ述ヘタルカ如キ旧制ヲ墨守セリ 該島ハ本地ト遠隔スルノユヘカ今日マテ各縣ニ於テ為シタル警察ノ改良ハ毫モ此島ニ寄港スルコトナクシテ猶ホ成ルヘク巡査ヲ一処ニ集合スルノ旧習ヲ墨守セリ 大島ノ警察ハ単ニ巡査配置法ノミナラス内勤事務モ亦甚タ不整頓ニシテ極メテ簡單ナル事件ト雖トモ其ノ書類ハ満書架ヲ搜索セサレハ発見スルコト能ハス 犯罪人名簿ハ八名ノ巡査アルニモ拘ハラズ未タ調製スルニ至ラス 加之ナラス鹿兒島縣警察本部ヨリ送付シタル警察報ノ如キモ長キ時間搜索シタル後初メテ余ニ閱示スルコトヲ得タリ 之レヲ要スルニ該島ノ警察ハ此五年間睡眠セシカト思考セラル、ナリ 署長ハ単ニ余ノ説話

ヲ聞クノミニシテ其ノ答辨ハ之レヲ陪席ノ警部補ニ一任セリ 是レ自己ノ警察事務ニ通曉セサルヲ蔽フノ便法ト云フヘシ 大島ニ於テハ署長ハ無用ノ長物ナルカ如キノ感アリ 余思フニ大島ノ警察ハ署長ノナカリシ方却テ善ク行ハレシナラム 望ムラクハ余カ巡廻ノ際為シタル忠告ト此一章ハ大島警察永久ノ睡眠ヲ破リテ該島警察官ノ新事業ニ奮進セラレムコトヲ

対馬嶮ヶ原警察署モ亦巡査配置法ニ関シテハ其ノ当ヲ得サルモノアリ対馬全島ニ對シテ既ニ多キニ過クルトコロノ警察官吏ノ内亦多クヲ警察署所在地ニ使用ス 而シテ警察署所在地ノ人口ハ稍ク五千四百一名ナリ(十名ノ外勤巡査及ヒ十名ノ予備巡査ノ外ニ尚ホ幾十ノ内勤巡査アリ) 対馬島ニ過分ノ警察官ヲ置クハ国防上ノ必要アルニ因ルモノナレハ愈々官吏ヲ多ク散遣スルニ若カサルヘシ

監督補助

監督補助ノ名義ヲ以テ巡査ヲ他ノ巡査ノ監督官ニ使用スルコトハ今日尚往々目撃スル所ナリ(独り大分秋田青森宮城及ヒ山形県ノ一部ニテハ然ラス) 余ハ已ニ前回ノ復命書ニテ此ノ方法ノ不適當ナルコトヲ詳述シタルヲ以テ今回ハ適実ナリト思考スル左ノ方法ヲ陳述セムトス

已ニ前段ニ於テ陳述シタル如ク次席警部警部補ハ概ネ稍ヤ独立ノ傾向ヲ有シテ事務ヲ執ルカ故ニ監督事務ニ関シ利益ヲ与フルコトハ甚タ浅少ナリト信ス 故ニ余ハ官等ノ署長ト同シキカ如クナラスシテ而カモ巡査ノ上ニ立チテ監督スルモ妨ケナキ上官ヲ設クルニ於テハ第一ニ監督事務ニ大ナル利益ヲ与へ且ツ第二ニハ大ニ国庫ノ節約ヲ致スヘシト思考ス蓋シ此ノ如キ官吏ハ無論等外吏ノ列ニ加へ其ノ費用モ地方税ヲ以テ支弁セシムルヲ以テナリ此ノ如キ官吏ハ實際今日往々ニシテ暗々ノ裡ニ之レアリ故ニ単ニ之レヲ公ケニ顯ハスニ過キサルノミ 之レヲ要スルニ余ハ警察署長若クハ分署長ノ外ニ尚ホ事務繁劇ナル警察署ニハ代理官及ヒ予備員トナルヘキ警部若クハ警部補ノ幾名ヲ置キ其ノ他之レヲ要スル個所ニハ上等巡査ナルモノヲ置カムトスルナリ 此ノ上等巡査(曹長若クハ伍長ト称スルモ可ナラム)ノ費用ハ給料被服共ニ地方税ヲ以テ支弁セシメ上等巡査ノ官等ヲ普通巡査ト識別スル

為メ上等巡查ノ制服ニハ襟若クハ袖ニ紐章ノ如キモノヲ附着セシムレハ可ナラム 又其ノ給料ハ巡查ノ一等給ヲ与フレハ可ナラム 此ノ方法ニ由ルニ於テハ亦巡查ノ職務勉勵ヲ表彰スル官ヲ設クルコトヲ得ヘシ 俸給ニ関シテハ已ニ今日暗ニ此ノ如キモノアリ蓋シ現今監督補助ノ職ヲ奉スル巡查ハ總テ上等給ヲ受ルヲ以テナリ 要スルニ此ノ方法タルヤ即チ現ニ行ハル、方法ニ則トリ唯巡查ニ長タルニ恥チサルノ官ヲ設ケムトスルナリ 余ハ此等上等巡查ノ制ヲ設クル以上ハ徒ニ其ノ威嚴ヲ増長スルノミノコトナク亦タ充分ニ之レヲ内外勤ノ事務に使用スルコトヲ必要ト思考ス又現今ノ監督補助ヲ上等巡查採用セムトスルニ際シテハ必要ナル員數ノミ之レニ任スルハ勿論ノコトナリ 即チ宮崎縣ニ於ケルカ如キ轍ヲ踏マサルヲ要ス 宮崎縣ニ於テハ五月一日ヲ期シテ數多ノ巡查ヲ監督補助ニ命シテ之レヲ各處ニ配置シタリ 然レトモ勤務ニ関シテハ未タ規定シタル所ナキヲ以テ唯タ徒ニ所在地ノ警邏及ヒ内勤事務ニ従事スルノミナリ 凡ソ新官ヲ設クルト雖トモ其ノ官ニ任セラレタルモノ如何ナル事務ニ従事スヘキヤヲ規定セサルニ於テハ毫毛官ヲ設ケタルノ効力アルヘカラス故ニ斯ル場合ニハ其人ヲ任命スル前豫メ其ノ官ハ如何ナル事務ニ使用スルカヲ示サ、ルヘカラス即チ其ノ官吏ノ服務心得ヲ規定シ之レヲ警察署長等ニ示スニアリ然ルヲ右ニ掲ケタル縣ノ如キ轍ヲ蹈ムニ於テハ初メヨリ其ノ官吏ヲシテ如何ナル事柄ヲ為スヘキカノ岐路ニ迷ヒ終ニハ平々凡々ノ人タラシムルニ至ルヘシ

所在地勤務法

表面上ヨリ見レハ警察署所在地ニ配置サレタル巡查ノ數ハ所在地外ニ配置サレタル巡查ノ數ニ比較シテ概ネ稍々平衡ヲ得タレトモ近来ハ一種ノ方法ヲ設ケテ所在地ニ警察ノ力ヲ加ヘシメムトスルコトヲ図ルカ如シ 例令ハ佐賀縣ノ如キ或ル警察署ハ管区巡查三名、予備巡查三名、内勤巡查三名及ヒ小使二名ヲ所在地ニ配置セルニモ拘ハラズ駐在所巡查ヲシテ 一ケ月四回乃至五回警察署に出張セシメテ宿直ヲ助勤セシメタリ 然レトモ其ノ所在地タルヤ僅カニ二千五十五ノ人口ヲ有スルノミナリ又此ノ縣ニ於ケル他ノ警察署ノ如キハ宿直ニ充テムカ為メニ駐在所巡查ヲシテ三日毎ニ警察署ニ出頭セシメ或ハ隔日ニ午後第八時ヨリ同第十二時マテ警察署ニ出頭セシメ以

テ一般駐在所巡查ノ為メニ規定セラレタル勤務時間ヲ満タシム警察署ニ於テ余ニ曰フ所ヲ聞ケハ 此ノ巡查ハ其ノ事ヲ欠クモ妨ケナシトノコトナリシ

或ル他ノ縣ニテハ巡查ヲシテ成規ノ時間勤務ニ服スル為メニ見張ヲ為サシム（但シ余ニ曰フ所ニ由レハ見張ハ本来ノ旨意ニアラサレトモ危急ノ場合ニ応セシムトスルニハ他ニ策ナキヲ以テ已ムヲ得ス之レヲ為サシムルト）尚ホ或ル他ノ縣ニテハ所在地ヨリ二里以内ノ駐在所巡查ヲシテ昼夜ヲ問ハス一定ノ時間所屬警察署若クハ分署ニ出張シテ勤務ニ服セシムルノ法アリ 余ハ爰ニ左ノ如キ巡查ノ勤務表ヲ掲ケテ之レヲ示サム

(甲) 二里以内ニ住居スル巡查四名ヲ一組トシテ左ノ勤務ニ服セシム

第一日 午前第七時ヨリ午後第七時マデ所屬警察署若クハ分署ニ勤務シ午後第九時ヨリ同第十二時マテ受持区ヲ巡廻ス

第二日 午前第七時ヨリ午後第四時マテ戸口調査若クハ受持区ヲ巡廻シ午後第七時ヨリ同第十一時マテ警察署若クハ分署ニ勤務シ午前第一時ヨリ第四時マテ受持区ヲ巡廻ス

第三日 午前第七時ヨリ午後第四時マテ戸口調査若クハ受持区ヲ巡廻シ午後第十一時ヨリ午前第七時マテ警察署若クハ分署ニ勤務ス

第四日 非番

(乙) 巡查二名ナル時ハ左ノ如シ

第一日 午前第六時ヨリ午後第六時マテ警察署若クハ分署ニ勤務シ午後第七時ヨリ同第十二時マテ受持区ヲ巡廻ス

第二日 午前第八時ヨリ午後第三時マテ戸口調査若クハ受持区ヲ巡廻シ午後第六時ヨリ午前第六時マテ警察署若クハ分署ニ勤務ス

第三日 非番

如何ナル理由ニヨリテ前各縣ノ如キ方法ヲ設ケタリシヤ若シ警察署分署等ノ所在地ニ於テ数多ノ人員ヲ要スルト

スレハ其ノ時々之レヲ召集スレハ可ナルヘキニ右ノ如ク甲ノ住所ヨリ乙ノ住所ニ往復セシムルヲ可ナリトシタル旨意ハ甚タ了解スルニ苦ム 蓋シ官吏ハ其ノ勤務ノ時々断絶スルヲ以テ樂テ勤務ニ従事スルカ如キニ至ラサルヘシ 余ノ考フル所ヲ以テスレハ此ノ如キ勤務法ハ曾テ此等勤務法ニ経験ナキ人ノ得テ発意シタルモノナルヘシ 此ノ如ク謂レナク駐在所ヨリ巡查ヲ召集スルノ方法ハ其ノ議或ハ警察署若クハ分署ニ在勤スルモノノ主唱ニ出テ実行セラレタルモノナルヤ知ルヘカラス 凡テ巡查ノ勤務法ノ如キモノハ簡單ニシテ奔走ニ勞セサルカ如キヲ慮リ設クルヲ最モ可トス

但シ危急ノ場合ニハ署長ニ其ノ管内巡查ノ全部若クハ一部ヲ召集スルノ權利ヲ与フルハ勿論ナリト雖トモ前段ノ方法ヲ設ケタルハ此ノ如キ場合アリテ然ルニアラスシテ唯タ前例ニ示スカ如ク平常ノ勤務ヲ助ケシメムカ為メナルモノ、如シ 要スルニ此縣ニ於テは巡查ノ数多キニ過キタルヨリ此ノ如キ方法ヲ生セシコト、思考スルノ外コレナキモノナリ 何トナレハ駐在所巡查ヲ本属署ニ召集シテ成規ノ勤務時間ヲ消費セシメム為メニ見張等ヲ為サシムル事実ハ到底他ニ発見スヘキ事情ナケレハナリ

勤務法ヲ如何ニ規定スヘキヤハ数回之レヲ陳述シタルヲ以テ此ニハ簡單ニ之レヲ陳述セムトス 警察署ニ特別ノ宿直員ヲ置キ夜間警番セシムルハ唯大都會ノ官署ニ限テ必要ナルコトニシテ町村ノ警察官署ニハ夜中唯タ耆人官署ニ残留スレハ可ナルヘシ 且ツ此ノ者ハ不眠徹夜スルヲ要セス夜中事件ノ起リシ際覺眠シテ之レヲ処弁スレハ充分ナラム 蓋シ町村ノ警察ハ一ケ年凡ソ幾回此ノ如キ事件ヲ生スルカト云フニ余ノ思考スル所ヲ以スレハ僅々五回若クハ六回ヨリ多クハ之レアラサルヘシ 然ルヲ之レカ為メニ尚ホ警察署ニ残留スルモノ睡眠ニ就キタル場合ト雖トモ発生シタル事件ヲ処弁スルニ於テ大ナル妨害アラサルヘシ 何トナレハ其ノ官吏ハ之レヲ喚起スルコトヲ得テ唯二分間許遅滞スルニ過キサレハナリ此ノ如キ宿直事務ハ他二人ヲ要セスシテ唯官署所在地ニ在勤ノ官吏及ヒ時トシテハ小使ノミヲ以テ足レルトス 署長等ヲ要スル場合ニハ小使ハ亦之レヲ喚起スルコトヲ得ヘシ故ニ官署ニ於テ三人官吏在勤スルトキハ各人ハ三日毎ニ官署ニ宿直スルコトヲ得ヘシ而シテ其ノ宿直ノ際ハ随意ニ睡眠ニ就クコトヲ得ルヲ以テ翌日モ成規ノ如ク妨ケナク勤務ニ服スルコトヲ得ヘシ 而シテ各警察官署ニ

少ナクモ三名ノ官吏駐在スルナリ

警察署若クハ分署ニハ其ノ所在地ニ勤務スル官吏ノ為シタル勤務ニ関シテ明瞭ナル勤務日誌ナルモノナシ 余ハ曾テ千八百八十八年一月二十四日ノ復命書ニテ此ノ勤務日誌ニ関シ詳説シタルヲ以テ此ニ更メテ述フルノ必要ナシ

派出所

派出所ノ数ノ大ニ減少シタルハ余ノ最モ喜フ所ナリ尚其ノ全廢セラレ若クハ少クトモ其ノ勤務ヲ改正セラレムコトヲ望ム 余ハ此ニ現今尚存在スル派出所ノ勤務法ヲ掲ケテ其ノ弊ヲ示スヘシ 派出所ハ概シテ巡查三名ヲ置キ各自四十八時間勤務ノ後二十四時間ノ非番ヲ有セリ故ニ派出所ニハ断ヘス二名ノ巡查勤務シ其ノ内各二十四時間所内ニ勤務シ(概シテ見張)十六時間休憩シ八時間巡廻ス 故ニ各巡查ノ日々本来ノ外勤事務ニ従フ時間ハ平均二時間三分ノ二ナリ 蓋シ派出所内ニ見張ヲ為セル勤務ハ之レヲ本来ノ外勤事務トハ称シカタシ 又派出所ハ二人ヲ配置スルモノアリテ其ノ内一人ハ派出所ニ留リ昼間二回派出所所在地ノ巡廻ヲ為シ他ノ一人ハ六時間乃至九時間村落ヲ巡廻ス 時トシテハ二人共ニ夜十二時マテ派出所ニ警番スルコトアリ 派出所ニ留レル巡查ハ一回ノ所在地巡廻稍ク一時間ヲ要スルカ故ニ一日ニハ唯タ三時間本来ノ外勤事務ニ従フモノナリ 一人ノ官吏断ヘス其ノ所ニ留ルヲ必要トスル場合ニ於テ如何ナル方法ヲ以テ之レヲ行ハムトスルヤニ就テハ千八百八十八年一月二十四日ノ復命書ニ其ノ方法ヲ詳説シタリ

駐在所

駐在所ヲ設ケタルハ各署長ノ均シク之レヲ称賛シ且ツ又人民ノ一般ニ之レヲ尊重スルコトニ徴シテモ其ノ大ニ利益スル所アルヤ明カナリ 故ニ今後警察ノ務ムヘキ所ハ駐在所ノ勤務法ヲ完全シテ又断ヘス此ノ利益ヲ保持スルコトヲ図ルニアルモノトス 前段ニ述ヘタルカ如ク駐在所巡查ノ力ヲ分チテ其ノ本屬署及ヒ任地ニ勤務セシムル

ノ方法ハ著シク此利益ヲ損スルモノト云フヘシ 又充分ニ駐在所巡査ノ勤務ヲ監督セス殊ニ其ノ巡廻等ハ充分ニ之レヲ為サシメサルニ於テハ此事生スルナルヘシ 蓋シ駐在所ヲ設ケタルノ主意ハ昔日ヨリハ尚緻密ニ警察ノ耳目ヲ達セシメムトシタルニ外ナラス 而シテ此事タルヤ独リ其ノ監督法ノ良好ナルコトニ由リテ成スコトヲ得ヘシ 近来駐在所ニ関シテ起リタル弊風ハ其ノ事他ニ少シク因拠ナキニアラスト雖モ尚ホ多クハ力ヲ駐在所々在地ニ尽サシメ 其ノ他ノ受持部分ハ此レニ由リテ粗漏ニ流ルニ由ルコト是レナリ 故ニ受持部内ヲ巡廻スヘキ度数ノ最少ヲ掲クレハ一般ニ於テハ良法ナレトモ唯余ノ憂フルハ現ニ其ノ巡廻度数ノ宮崎縣ニ於ケルカ如ク甚タ少ナキニ失スルコト是ナリ 宮崎縣ニテハ駐在所巡査ハ一ヶ月ニ唯十五回其ノ部内ノ巡廻ヲ為セリ 然レトモ宮崎縣ノ人ハ此ノ数タルヤ巡廻度数ノ最少ヲ示シタルモノナレハ巡査ハ尚ホ之レヨリ以上ノ巡廻ヲ為スヘキヲ望ムモノナリト云フヘシト雖トモ是レ官吏ヲ信スルニ過クルモノナリ 何トナレハ其ノ為サ、ルヘカラサル巡廻ノ度数ヲ超過シテ勤務ニ勉勵スルモノハ甚タ稀ニシテ却テ少シニテモ機會アルニ於テハ之レヲ口実トシテ其ノ成規ノ巡廻度数ヲ減スルコトヲ図ルヘケレハナリ 故ニ此ノ如キ場合ニハ一般ニ勤務ヲ規定スルハ不可ナリ 然レトモ各受持区ニ就テ特別ノ巡廻ノ規程ヲ設ケ嚴ニ之レヲ監督スルハ可ナリ但シ此方法ニ更メムトスルニハ署長ハ充分ニ其ノ管内土地ノ狀況ヲ知ラサルヘカラス

然レトモ巡査ハ其ノ巡廻ヲ為サ、ル日ニハ八時間以内所謂ル随意ノ勤務ニ服セサルヘカラサルノ規則アリ 此ノ勤務ノ日ニ於テ如何ナルコトヲ為スヘキカハ總テ之レヲ本人ノ撰択ニ任セリ 故ニ町村長ト協議（或ハ談話カ）シタルカ如キノ事柄ヲモ此ノ勤務ノ内ニ算ヘタルコト往々之レアリ 巡査ハ一般ニ欧州ト雖トモ亦其ノ身ノ安逸ヲ偷ムコトニ心ヲ傾ケ易ケレハ之レヲシテ正直ニ職務ヲ尽サシメムトスルハ嚴密ナル監督ニ依ルヨリ外ニ手段アラサルモノナリ

巡査ノ勤務ヲ寛大ニスルノ不可ナルコトハ已ニ前ニ陳述シタリ之レト同シク非常ニ勞働セシムルハ亦不可ナリ 或ル分署ニテハ駐在所巡査左ノ勤務ニ服セリ

第一日 午前第八時ヨリ同第九時マテ所在地巡廻

午前第九時ヨリ午後第三時マテ村落巡廻

午後第三時ヨリ同第九時マテノ間ニ於テ一時間戸口調査

午後第九時ヨリ同第十一時マテ及ヒ午前第二時ヨリ同第四時マテ夜警巡廻

第二日 午前第九時ヨリ午後第三時マテ村落巡廻

午後第九時ヨリ同第十一時マテ及ヒ午前第二時ヨリ同第四時マテ夜警巡廻

此ノ已後二日間ノ勤務ハ勤務日誌ニ記載シアラサリシ

此ノ成規ノ如ク勤務ニ服セシメ又其ノ巡查其ノ勤務日誌ニ記載シタル如ク實際勤務ニ服シタリトスルコトハ余殆ト之レヲ想フコト能ハサルナリ 何トナレハ若シ之レヲシテ實際ナラシメハ其ノ者ハ非常ノ労働ニ耐ユルモノト云ハサルヘカラサレハナリ 単ニ勤務ニ服スル時間ノミナラス又之レヲ昼夜ニ分別シタルカ如キ方法ハ殆ト通常人ヲシテ其ノ劇ニ耐ヘサラシムルニ至ルモノナリ由是觀之該巡查ハ唯タ其ノ為シタル勤務ヲ成規ノ如ク勤務日誌ニ記載シタルノミニシテ實際ハ其ノ記載ノ如ク労働ハセサリシヤノ疑ヒヲ生スヘシ 殊ニ最終兩日ノ勤務ヲ勤務日誌ニ記載セサルカ如キハ或ハ後日適宜ノ事項ヲ記載セムト思惟セシヤノ疑ヲ生スルヲ免レサルナリ又或ル縣ニテハ左ノ如キ勤務法ヲ定メタリ

第一日 午前第六時ヨリ同第十一時マテ戸口調査若クハ巡廻

正午第十二時ヨリ午後第五時マテ巡廻

午後第八時ヨリ同第十一時マテ夜警巡廻

第二日 午前第七時ヨリ午後第四時マテ戸口調査若クハ巡廻

午後第七時ヨリ同第十一時マテ夜警巡廻

第三日 午前第五時ヨリ同第十二時マテ巡廻

午後第一時ヨリ同第八時マテ戸口調査若クハ巡廻

午後第十時ヨリ同第十二時マテ夜警巡廻

第四日 午後第五時ヨリ同第十二時マテ夜警巡廻

此ノ勤務法モ亦タ余ハ甚タ過劇ナルモノト認ム 何トナレハ巡查ハコノ四日間ニ四十八時間即チ日々十二時間本来ノ勤務ニ服シ且ツ其ノ勤務モ繼續シテ服スルニアラスシテ断続シテ行フモノナレハナリ 此ノ縣ニ於テモ或ル駐在所ハ最終兩日ノ勤務ハ勤務日誌ニ記載シアラサリシ 仍テ該巡查ハ其ノ勤務ヲ成規ノ通り行ヒタリトテ勤務日誌ニ記載シタリシモ實際上之レヲ行ハサリシヤノ疑ヒヲ生セリ 此ノ如キ詐偽手段ハ其ノ官吏ノ徳義ニ至大ノ關係ヲ及ホスヘキヲ以テ宜シク之レヲ防制セサルヘカラス 之レヲ防制セムニハ唯完全ナル勤務日誌及ヒ完全ナル巡廻表ヲ設ケテ實地ニ就キ若クハ主管官署ニテ嚴密ニ其ノ表ヲ調査スルノ法アルノミ 而シテ勤務モ亦巡查其勞ニ耐ユルノ程度ニ規定セサルヘカラス 蓋シ巡查ト雖トモ亦人ナリ 然ルヲ其ノ力ニ耐ヘサルノ勤務ヲ其ノ者ニ望ムニ於テハ終ニハ瞞着ヲ為スニ至ルヘシ 前段ニ掲ケタルカ如キ勤務ハ普通ノ人ニアリテハ一ヶ月乃至三月ハ之レニ服スルコトヲ得レトモ一ヶ年以上ニ涉ラシムルコトハ得ヘカラス 余ハ平時ニ在テハ平均一日八時間乃至十時間ノ勤務ヲ以テ充分ナル労働ト思考ス 又其ノ勤務モ巡廻スヘキ地方道路ノ難易ヲ斟酌シテ定メサルヘカラス

勤務日誌

各縣ニテハ總テ駐在所ニ勤務日誌ナルモノヲ設ケアリト雖トモ其ノ記載方概ネ不明瞭ニシテ容易ニ其ノ官吏ノ勤務ヲ知ルコト能ハス余カ今回目撃シタル勤務日誌ノ内ニテ最モ其ノ目的ニ適ヒタリト認メタルモノハ大分縣ニ於テ設ケタル所ノモノナリ 余ハ此ニ其ノ書式ヲ掲ケテ参考ニ供セムトス 此日誌ハ既ニ簡便ナルモノナレトモ後段ニ掲ケタル様式ヲ用キムニハ更ラニ簡便ナルヘキヲ以テ成ルヘクハ全国一般之レヲ用ヒラレムコトヲ要ス

雜事	保護	張諸	諸出	調査	戸口	巡廻	受持区	巡廻	所在地	着服	明治
											年
考備	記雜	發民	發官	發民	發官	發民	發官	發民	發官	發民	發官
			發郵便								文書取扱

然レトモ独リ勤務日誌ヲ設クルノミニシテ其ノ取扱ヲ嚴格ニ為サシメサルニ於テハ毫モ利益スル所アラサルヘシ駐在所巡査数日間勤務日誌ニ記載ヲ為サシテ其ノ後一時ニ数日分ノ勤務ヲ記載シタルヲ往々目撃シタリ然レトモ此ノ如キ場合ニテハ唯々成規上ノ勤務ヲ記載スルノミニシテ或ハ實際之レヲ行ハサリシカ如キモノ之レアルヘク此ノ推測ノ稍々確實ナルコトヲ証明セムカ為メニ余ハ此所ニ一例ヲ提示セム即チ或ル駐在所ニ於テ其ノ勤務日誌ニ記載シアリシ勤務ノ巡廻表ニ記載シアラサリシコト是レナリ

勤務日誌ヲシテ実用ニ適セシメムトスルニハ各駐在所巡査ニ命シテ其ノ勤務ニ服スルノ際勤務日誌ニ其ノ就務ノ

時刻及ヒ其ノ為サムト欲シ若クハ為スヘキ事務ヲ記入セシメサルヘカラス 通常巡廻ノ際ハ唯タ其ノ官吏ノ經過スヘキ巡廻表配置ノ個所ヲ掲ケシムヘシ 巡廻表配置ノ個所ヲ記載スルノ便法ハ其ノ配置所ニ番号ヲ付スルニアリ而シテ此ノ場合ニハ駐在所ニ表ヲ掲ケテ之レニ番号ヲ有スル巡廻表配置所ノ地位ヲ明瞭ニ記載セシムルヲ要ス 巡廻表配置所ノ地名人名等ヲ記載セスシテ唯タ番号ノミヲ記載スルノ法ハ書記ノ手数ト勤務日誌ノ用紙ヲ省クヲ目的トスルナリ 巡查巡廻ヨリ帰り来タルトキハ直チニ其ノ時刻ヲ嘗テ其旨ヲ記載シタル個所ニ記入スヘシ 之レヲ記入スルハ未タ其ノ帶剣若クハ靴ヲ脱セサル前ニ於テナスヘシ 余ハ往々帰着時刻ノ記入シアラサル帳簿ヲ目撃シ之レヲ詰問セシトキニハ即時帰着シタルノミナリトノ弁明ヲ受ケタリ 縦令本人ハ已ニ平服ヲ着シタル状況ヲ見ルトキハ已ニ前刻帰着セシカ如クニ思考セラル、ト雖トモ之レヲ詰問スルトキハ即今帰着シタリト云ヘリ 何事カノ妨ケアリテ就務ノ際為サムト欲シタル意見ノ如ク勤務ニ服スルコト能ハサルトキハ其ノ変更ヲ顯ハス為メニ前記ノ記載ヲ塗抹シ（若クハ記入シテ）前記載ヲ訂正スヘカラス此等ハ必ス其ノ理由ト共ニ備考ノ欄ニ記載スヘシ 備考及ヒ雜記ノ欄余白ヲ有セサルトキハ特別ノ用紙ヲ附加スヘシ 勤務日誌ノ外ニ事故日誌ヲ設クルハ不必要ナレトモ警察署等ニ於テ用ユル書式ニ由リタル書類受付簿ヲ設クルハ必要ナルヘシ 又勤務日誌ヲ綿密ニ対照シ若クハ検閲スル為メニ各駐在所ニ甲乙二部ノ勤務日誌ヲ置キ其ノ内一部ハ之レヲ駐在所ニ留メ一部ハ之レヲ警察署ニ送付シテ巡回表ト対照スルノ用ニ供スヘシ 此ノ甲乙二部ノ勤務日誌ヲ交換スルハ之レヲ給料受取ノ日ニ於テ為サシムヘシ 即チ巡查ハ其ノ月内ニ生シタル事項ヲ記載シタル日誌ヲ警察署ニ携帯シ来リテ之レヲ警察署ニ留メ置キ翌月ノ事項ヲ記載スヘキ為メニ他ノ日誌ト交換シテ去ルニアリ 此ノ如ク為スニ於テハ署長ハ勤務日誌ト巡廻表トヲ対照スルカ為メニ一ヶ月ノ猶予アリ 勤務日誌ト巡廻表トハ常ニ兩者符合スヘキモノトス 然ルニ若シ兩者符合セサルニ於テハ其ノ執行セサル勤務ヲ勤務日誌ニ記載シタルカ或ハ勤務日誌ニ記載セサル巡廻表ニ記載シタルモノナリ故ニ嚴密ニ監督ヲ為スニ於テハ現今往々生スルト思考セラル、カ如キ詐偽ノ手段ハ稍々防制スルコトヲ得ルナラム

勤務日誌

月日	明治二十三年一月八日															
所在地	晝	午前第八時ヨリ同第九時二十分マテ	巡回夜	午後第十時ヨリ同第十一時マテ	村落晝	午前第十時出発第一第二第三第四第六號 午后第四時歸署	巡回夜	所在地所在地	戸口	調査	諸出張	二臨監 午後第五時三十分ヨリ同七時マテ村民相談會	保護	午後第八時某町ニ於テ車夫某之等ノ鬭争説諭	雑事	ノ為メ出張
注 意 雜 記																
<p>某村里道ニ架スル某橋甚シク毀損セルニ付某村長ニ修繕ノ事ヲ注意ス</p> <p>某村寺院ニ於テ催シタル相談會ハ別狀ナク結了シタリ</p>																
考 備																
<p>第四號立寄場ハ某村長ニ橋梁毀損ノ通知ヲ為シタル為メニ巡回スルコト能ハサリシ</p>																

巡廻表

巡廻表ハ巡查精勤監督上ニ縦令実地監督ノ効ナシトスルモ巡查ヲシテ強テ一定ノ場所ヲ巡廻セシムルノ利益ハ之

レアリ殊ニ巡廻吏ノ巡廻ヲ厭フカ如キ場所ニ其ノ巡廻表ヲ配置スルニ於テハ其ノ利益大ナリ 故ニ余ハ巡廻表ヲ全廢スルノ說ニハ飽クマテモ賛成スルコト能ハスト雖モ然レトモ巡廻表ノ配置其ノ多キニ過クルモ不可ナリ 唯巡廻線路極端ノ場所若クハ遠隔ナル場所ニノミ之レヲ配置シテ中間ノ場所ハ概ネ之レヲ置クヲ要セサルヘシ 何トナレハ巡廻吏遠隔ナル場所ニ至ラムニハ其ノ処ヲ通過スルヨリ外ニ道アラサルヲ以テナリ 故ニ巡廻表ヲ配置スヘキ場所ヲ撰定スルハ大ニ注意ヲ要スヘキモノナリ 即チ巡廻表ヲ配置シタル地位ノ如何ハ巡查ノ勤務ヲ監督スルニ關係ヲ有シ且ツ又夥多ノ巡廻表配置場ヲ設ケスシテ可ナルヘキヲ以テナリ 夥多ノ巡廻表配置場ヲ設ケルニ於テハ巡廻表ト勤務日誌トヲ対照スルノ際甚シク手数ヲ要スヘシ 故ニ已ニ往々其ノ例アル如ク受持巡查ヲシテ巡廻表ヲ配置スヘキ場所ヲ撰定セシメ長官之レヲ許可スルハ失当ノ処置ト云ハサルヘカラス 此ノ処置タルヤ単ニ巡查ヲシテ成ルヘク已レニ便利ナルノ場所ニ巡廻表ヲ配置セシムルニ外ナラサルナリ

二三ノ縣ニテハ啻ニ長期ナルノミナラス一年以上ニ渉ル所ノ巡廻表ヲ設ケテ之レヲ配置シタル所アリ斯ル巡廻表ハ少シモ其ノ効ナク殊ニ余カ実地ニ目撃シテ署長及ヒ其ノ他ノ監督官カ曾テ巡廻表配置場ヲ巡視セサルコトヲ確証シ得ルカ如キ場合ニ至リテハ其ノ効ナキコト甚シト云ハサルヘカラス何故長官カ巡廻表配置場ヲ巡視セサルコトヲ得ルカト云フニ他ニアラス巡廻表ハ業已ニ他ノ場所ニ転置セラレタルニモ拘ラス巡視官ノ毫モ之レヲ知ラサリシコト是レナリ又此ノ巡廻表ニ捺印シタル巡查ノ巡廻度数ハ僅カニ左ノ如キモノナリシ

二十二年一月中 三回

二月中 一回

三月中 一回

四月中 三回

五月中 三回

六月中 一回

七月中 三回

八月中 二回

九月中 一回

十月ハ二十五日マテ皆無

然ルニ此ノ巡廻表配置場受持ノ駐在巡査ハ其ノ勤務日誌ニ掲ケタル所ニ由レハ十月十二日ヨリ二十四日マテノ間ニ五回ノ巡廻ヲ為セリ 而シテ右巡廻表配置場ハ其ノ駐在所所在地ヨリ遠隔ナル個所ニハアラサリシ 如何ナル善美ノ方法ト雖モ単ニ之レヲ設クルノミニシテ其ノ実行ト利益トヲ嚴密ニ維持スルニアラスンハ何ノ効モナカルヘク又右ノ如キ事實ヲ看過スルニ於テハ夥多ノ費金ヲ要スル警部長巡査ノ如キモ何ノ益モナカルヘシ余ハ之レニ對シテ今回モ亦タ云ハムトス監督ヲ為ス度數ヨリハ其ノ監督ヲ為ス方法尤モ肝要ナリトス巡廻表ニ巡視上官巡視ノ印ヲ押捺セサルコト往々之レアリ而シテ之レカ為メニ余ニ説明スル所ニ由レハ 上官ノ巡視シタルコトヲ巡査ニ知ラシメサラムカ為メニ故ラニ之レヲ為セリ 蓋シ巡査若シ上官ノ巡視シタルヲ知ルニ於テハ巡廻表ト勤務日誌トヲ符合セシメムコトヲ図ルヲ以テナリト 然レトモ余カ前ニ掲ケタルカ如キ方法ニ由ルトキハ此ノ如ク後ニ變更セシ事等ハ巡廻表ト勤務日誌トノ嚴密ナル對照ニ頼リテ直チニ発見スヘキヲ以テ決シテ之レヲ生スルノ患ナシ 故ニ余ハ亦巡視上官ヲシテ勤務日誌（駐在所ニ存スルモノ）及ヒ巡廻表ニ其ノ巡視ヲ記載セシムルヲ必要ト思考ス 巡廻表ヲ檢閲シタル際余ハ往々上官カ其ノ縣ニテ定メタル規程ノ如ク巡視セサリシコトヲ発見シタリ 巡廻表ハ成ルヘク其ノ書式ヲ簡明ニシテ容易ニ巡廻吏ノ巡廻度數並ニ昼夜ノ區別及ヒ監督官巡視ノ日ヲ知ルコトヲ得セシムルヲ要ス 巡廻表ハ或ル場合ニテ八月毎ニ之レヲ調製スルヲ要セス他ノ月ニ涉リ調製スルモ可ナリ 余ハ此処ニ巡廻表ノ書式ヲ示スヘシ

表回巡中		月	年	治明
考備	監督	回 巡		月 日
		夜	晝	
				日一
				日二
				日三
				日四
				日五
				日六
				日七
				日八
				日九
				日十
				日一十
				日二十
				日三十
				日四十
				日五十
				日六十
				日七十
				日八十
				日九十
				日十二
				日一廿
				日二廿
				日三廿
				日四廿
				日五廿
				日六廿
				日七廿
				日八廿
				日九廿
				日卅
				日一卅

警察署

駐在所第

號巡查立寄場

所在地巡廻ノ巡廻表ニハ又時刻ヲ記載スルモ可ナリ カ、ル場合ニテハ之レヲ昼夜ニ區別セサルヘカラス然トモ
 余ハ已ニ前ニモ陳述シタル如ク唯タ特別ノ事情アリテ之レヲ要スル外ハ所在地ニ重キヲ加フルノ必要無シト信ス
 ルナリ

特別事務

凡ソ新規ノ方法ヲ設ケムトスルモ之レニ要スル費金ヲ恐レテ依然陳腐ノ方法若クハ組織等ヲ採守スルハ之レ実ニ
 經濟ノ道ヲ誤ルノ甚シキモノト云ハサルヘカラス 例令ハ長崎港水上警察構成ノ如キ是レナリ長崎港水上警察署

ニテハ港湾取締ノ為メニ左ノ人員ヲ置ケリ

警部補 一名

巡查 十四名

水夫 二十四名

長崎港ハ五港ノ一ニシテ船舶ノ往来亦頻繁ナレハ特ニ水上警察ニ力ヲ尽シ之レカ為メニハ又都テ他ノ大埠頭ニ於ケルカ如キ方法ヲ設ケサルヘカラス 殊ニ水上警察ニハ小蒸氣船一艘ヲ備ヘサルヘカラス 蓋シ端艇ヲ以テシテハ危急ノ場合ニ際シテ水上警察ノ職務ヲ尽スコト能ハサルヘケレハナリ

長崎水上警察署ノ今日マテ小蒸氣船ヲ有セサル所以ハ小蒸氣船ヲ備フル為メニ要スル費用ノ支出ニ関シテ主管官衙（中央官署縣庁及ヒ市庁）ノ協議調ハサルニ原因スルナラム 然トモ小蒸氣船ヲ使用スル為ニハ實際上少シモ費用ヲ増加スルコトヲ要セサルヘシ 何トナレハ此ノ費用ハ小蒸氣船ヲ設クル為メニ剩員トナル水夫ノ給料ヲ以テ充分ニ償フコトヲ得レハナリ 若シ長崎水上警察署ニ於テ小蒸氣船ヲ使用スルニ於テハ水夫ハ現員ヨリ十二名ヲ減スルコトヲ得之レカ為メニ一ヶ月凡ソ六十円ヲ節約スルノミナラス巡查ノ数モ亦凡ソ四名ヲシ之レニ由リテ亦凡ソ三十六円ヲ節約スルカ故ニ兩者併セテ九十六円ヲ節約スルコトヲ得ヘシ然ルニ小蒸氣船一艘ヲ維持スル費用ハ凡ソ一ヶ月五十円（機関士十二円 火夫八円 石炭二十円 修繕費十円）ニテ足ルヘキカ故ニ仍ホ一ヶ月四十六円ノ余裕アリ之レヲ以テ新ニ購入ノ為メニ要スル金額ヲ補フコトヲ得ヘシ

長崎港ニ未タ小蒸氣船ノ備ヘアラサルハ其ノ利益ハ既ニ認ムルモ其ノ之レヲ備フルコトニ就テ關係官署ノ協議調ハサルニ由ルナラム 宮城縣石ノ巻ノ如キ小港ニ於テスラ已ニ小蒸氣船一艘アリ 其ノ代価三千五百円ニシテ其ノ維持費ハ一ケ年二百〇九円四十三銭ナリト云フ 但シ此ノ小蒸氣船ハ絶ヘス之レヲ使用スルコトナシトカ 蓋シ長崎ハ石ノ巻ノ下ニ位セムトスルカ

船舶ノ出入漸次頻繁ヲ来タスニ従ヒ亦タ爆発物若クハ容易ニ燃燒スヘキ物質若クハ惡臭ヲ放ツヘキ物質ヲ塔載シタル船舶ハ港内ニ特別ノ区域ヲ畫シテ繫船セシメサルヘカラス完全ナル港湾警察規則ハ未タ長崎港ニ於テ設ケラ

レサリシ

道路及ヒ橋梁

余ハ已ニ前回ノ復命書ニテ数回道路及ヒ橋梁新設維持ニ関シテ警察ノ大ニ干涉スル所アラシムルヲ望ミ又從テ此ノ干涉ノ為メニ責任ヲ重クスヘキコトヲ論セリ 歐羅巴ニ於テノ希望ニ満足ヲ与フルカ如キ道路ハ僅々ノモノニシテ唯タ完全ナリシモノハ三角港ヨリ熊本市ニ通スル道路ノミナリ 余ハ道路ノ不完全ナル狀況ヲ呈スルハ多ク不充分ナル道路工事ニ原因スルト思考ス特ニ地盤築造ニ就テハ今少シク望ムヘキモノアリ 又道路ノ左右ニ砂利ノ脱落スルヲ防ク方法アラサルヲ以テ道路ハ忽チニシテ弓状ヲ失ヒ排水ヲ妨ケ車輪等ノ為メニ直チニ地面ニ凹所ヲ生スルニ至レリ 此ノ点ニ関シテ特ニ甚シキモノハ大分縣下大分ヨリ武(竹)田ニ通スルノ道路ナリトス 該道路ハ其ノ新設ノ際ハ完全ナリシナルヘシト雖トモ現今ハ大ニ破壊ノ狀況ニ傾向セリ 道路新設ノ為ニ一時多額ノ費用ヲ支出スルモ之レヲ維持スヘキ為メニ要スル毎年ノ少額ヲ予算ノ内ニ加ヘサルハ甚タシキ不經濟ト云ハサルヲ得サルナリ

又穀物等ヲ乾燥スルカ為メ若クハ業務ヲ営ムカ為メニ道路若クハ街路ヲ其ノ広サ全路三分ノ二以上使用シテ為メニ往来ハ二輛ノ人力車ヲ併行セシムルコト能ハサルカ如ク狭少ヲ致シタルハ往々之レヲ目撃シタリ 此ノ場合ニ於テ該當警察官ノ余ニ云フ所ニ由レハ街路取締條例ハ独り市街地ニノミ施行セラル、ヲ以テ右等ヲ禁スルノ制裁ナシトカ 若シ此ノ言ヲシテ事実ナラシメハ右街路取締條例ハ単り市街地ノミナラス亦タ総テノ道路ニ施行セラル、ヲ必要ト思考ス 何トナレハ警察ハ公然ノ路上ニ於ケル交通往来ヲシテ毫モ妨害ナカラシムルヲ本来ノ義務トスルモノナレハナリ 公然ノ道路ノ完全ナラサレハ独り市外地ノミナラス特ニ警察官ノ取締ヲ要スヘキ場所(市街地)ニ於テモ亦タ目撃シタリ即チ其ノ最モ甚シキモノハ鹿児島縣市街地ニ於ケル橋梁ノ内ニテ港灣ノ近傍ナル本道ニ設ケタル石橋ノ如キ是レナリ 此ノ石橋タルヤ橋面ニ甚シキ凹凸ヲ生シ余ヲシテ唯ニ住民カ此ノ如キ往来妨害ヲ看過スルニ一驚ヲ喫セシメタルヨリ外アラサリシ 此ノ橋ノ狀況ハ即チ庁下警察ノ体面ヲ汚スモノト

称スヘシ 道路工事ノ方法ニ関シテハ千八百三十四年四月六日ノ普漏西国内務省令ニ詳ラカナレトモ余ハ人ノ已ニ之レヲ知ルカ或ハ其ノ書籍ノ已ニ内務省ニ之レアラナムト思考スルヲ以テ此ニ之レヲ言ハス

仙 台 市 警 察

仙台市ニ於テハ近時新一警察署ヲ増加セムトスルノ計画アルヲ以テ因ミニ余ハ同市ニ於テ計画シタル如ク唯タ一警察署ヲ増設セス全体ノ警察区画ヲ改良サレムコトヲ望ム 右ニ付余ノ考案ハ左ノ如シ 現時ノ警察署ハ市警察長官ト為シ監督事務配置、被服、規律、国事、警察及ヒ司法警察ニシテ警察署ノ権限外ニ属スルモノ若クハ特ニ緊要ナル事件及ヒ会計事務ヲ処理セシム 而シテ此ノ署長ニハ左ノ人員ヲ従属セシム

警部補 二名

上等巡查 一名

巡查若クハ雇 四名

而シテ警部補一名巡查若クハ雇一名ヲ司法警察ニ警部補一名巡查若クハ雇一名ヲ国事警察ニ充テ上等巡查一名巡查二名ハ内勤トシ此等ノ官吏ハ勿論互ニ事務ヲ補助スヘキモノトス

仙台市ハ之レヲ四警察署ニ分チ各警察署ニ左ノ人員ヲ置ク

警部若クハ警部補 一名

上等巡查 二名

巡查若クハ雇 二名（一名ハ司法警察一名ハ国事警察）

書記巡查 一名

外勤巡查 平均十四名

仙台市警察組織ヲ此ノ如ク改革スルニ於テハ其ノ管轄区狭少トナリテ署長ハ充分ニ事務ニ従フコトヲ得又充分ニ責任ヲ帯ハシムルコトヲ得ヘシ 而シテ此ノ改革ノ為メニ官吏ニハ大ナル増加ヲ要セサルヘシ 何トナレハ今日

ト雖トモ仙台市警察署ニ左ノ官吏ヲ置クヲ以テナリ

警部警部補 四名

巡査 八十二名

改革ヲ為シテ要スル人員ハ左ノ如シ

警察長官 一名

警部警部補 六名

上等巡査 九名

巡査若クハ雇七十二名

由是觀之増員ヲ要スル官吏ハ左ノ如シ

長官 一名

警部 二名

上等巡査 九名

又剩員トナルハ左ノ如シ

巡査 十名

結 論

余ハ此所ニ於テ此復命ヲ了ヘムトス 然レトモ尚ホ一言スヘキハ即チ日本ノ警察ハ稍々其ノ組織ヲ改良セリト雖モ未タ其ノ実ヲ顯ハサ、ルコト是レナリ 蓋シ善美ナル改良ハ其ノ組織ヨリハ其ノ実ヲ得ルコト最モ必要ナリ 就中大都會ノ警察ニハ尚ホ改良スヘキコト甚タ多ク特ニ東京市ノ警察ハ順序ヨリ云ヘハ全国警察ノ模範タラスンハアラサルモノナリ若シ已ニ其ノ計画アル如ク大阪市ニ於テ其ノ警察ヲ完全ニ改革セシナラハ東京ハ著シク劣等ノモノトナリテ為メニ亦タ早晚大阪ニ於ケルカ如キ改良ヲ実行ニ至ルハ余ノ信シテ疑ハサル所ナリ 故ニ余ハ今

日大阪市警察ヲ改良セムトスルに当リテハ其ノ改良ノ成ルヘク嚴密ニ涉リテ単ニ外勤事務ノミナラス亦内勤事務及ヒ其ノ取扱ヘル帳簿等ニ関シテ改良ノ成ラムコトヲ希フナリ 凡テ台帳名簿等ノ書式ハ充分ニ之レヲ調査セシ後其ノ良ト認メタルモノヲ採リテ全市均シク之レニ則ルコト必要ナリト思考セラル

余ハ往々復命書ニ於テ組織方法ハ成ルヘク一定スルノ良法ナルコトヲ陳述シタレトモ土地ノ狀況若クハ民情習慣等ニ由リテ實際ニ適シ難キモノモアルヘケレハ悉皆同一ノ組織方法ヲ採ラサルヘカラスト云フニアラス 然レトモ如何ナル場合ト雖トモ全国ノ警察ニ通シテ同一ノ方法ヲ採ラサルヘカラサル事項之レアリ 此等ノ事項ハ例令ハ左ノ如キモノナラム

戸口調査法

犯罪人名簿

受付帳簿（書類件名簿）

營業台帳

備付品台帳

駐在所勤務日誌

署内勤務日誌

巡廻表

違警罪処分法

拾得物取扱法

若シ全国ノ各警察署ニ於テ右等ノ事項ニ関シ同一ノ方法ヲ採ルニ於テハ其ノ事務取扱上ニ著シキ簡明ヲ来シ就中容易ニ右等ノ事務ヲ監督スルコトヲ得ヘシ 今日ノ如ク各所区々ニ処分スルハ監督上甚しき困難ヲ覺ユヘシ 此ノ復命書ニテハ往々苛酷ニ攻撃ヲ為シタル所アリト雖モ之レヲ以テ唯々余カ侮蔑ヲ為シタルモノト思考セラレサラムコトヲ望ム 余ハ今回ノ巡廻ニ於テモ甚タ善良ナルノミナラス卓絶シタル事項ヲ目撃シタリ 然ルニ余ノ

認、メ、テ、不、当、ト、ナ、シ、タ、ル、事、項、ヲ、此、所、ニ、評、論、シ、タ、ル、ハ、之、レ、単、ニ、其、ノ、主、任、者、ノ、過、失、ヲ、認、メ、以、テ、或、ハ、之、レ、ヲ、改、メ、シ、ム、ト、ス、ル、ハ、老、婆、心、ヨ、リ、出、テ、タ、ル、ニ、外、ナ、ラ、ス、余、カ、考、案、ノ、全、体、ト、余、カ、斷、ヘ、ス、辛、勞、ス、ル、所、以、ノ、モ、ノ、ハ、余、ノ、復、命、書、等、ヲ、シ、テ、日、本、ノ、警、察、カ、万、国、警、察、ノ、標、準、ト、ナ、ル、ニ、恥、チ、サ、ル、ニ、至、ル、コ、ト、ニ、与、リ、テ、幾、分、カ、力、ア、ラ、シ、メ、ム、ト、ス、ル、ニ、外、ナ、ラ、ス、日、本、警、察、ノ、後、來、此、ノ、点、ニ、進、到、セ、ン、コ、ト、ハ、余、ノ、熱、心、ニ、希、望、シ、テ、措、カ、サ、ル、所、ナ、リ、

普魯西王国警察大尉

日本帝国内務省雇

ウキルヘルム、ヘーン

ウイルヘルムヘーン大尉

「警部長会合ノ席上ニ於イテ」《明治二十三年一月全国警部長会議演説》（警察監獄学会雑誌第四・五号）

諸君 此ニ再ヒ諸君ト相見ヘ且ツ親シク諸君ニ対シ管ツテ巡回ノ際、到ル所ニ厚遇ヲ得タルコトヲ深謝スルノ機会ヲ得タルハ予ノ偏ヘニ喜悦ニ堪ヘサル所ナリトス

日本ノ警察事務ニ功アル所ノ、我カ最モ敬愛スル所ノ清浦警保局長ハ特ニ予ニ托スルニ警部長諸君ニ対シ、予カ日本ノ警察事務ノ上ニ就イテ懷抱スル所ノ意見ヲ陳述スヘキコトヲ以テセリ。是レ則チ本日、此席上ニ於テ簡單ノ演説ヲナシ、以テ暫時諸君ノ清聴ヲ汚カス所以ナリトス

演説スル所ノ事項ハ之ヲ分ツテ三段トナス。即チ

（第一）予ノ始メテ貴国ノ警察事務ニ関知セシ当時ノ形況ハ如何ナリシヤ

（第二）如何ナル方法ヲ以テ之ヲ変更シ若クハ改良セシヤ

（第三）今後、尚ホ如何ナル事項ヲ改良セサルヘカラサルカ

一 試ミニ予ヲシテ今ヲ距ル殆ント五年前。即チ予ノ始メテ貴国ニ来着セシ当時ノ狀況ヲ追想セシメヨ（予ノ陳述スル所ハ重モニ地方警察ニ関スルコト、知ルヘシ。何トナレハ東京ノ警察ニ就テハ幾ント予ノ干知スル所ニアラサリシヲ以テナリ）諸君モ必ラス之ヲ熟知セラル、ナラン

警察管区ハ概シテ之ヲ广大ニ劃シ、官吏ハ警察署若クハ分署ニ之ヲ吸収シ且ツ其事務ノ如キハ渾ヘテ此吸収シタル中央点ニ於テ之を管掌セリ。而シテ彼ノ派出所ノ如キハ間々取除ケトシテ之ヲ設ケタルモノアリト雖モ是レ亦タ同所詰ノ吏員ハ各々其所在地ニ居住シタルヲ以テ同シク中央集力タルノ實ヲ免レサリシナリ。其警察

官吏ヲ巡回セシムルヤ、九日間若クハ尚其以上ヲ予期セシモノアリ。而シテ常ニ同一ノ巡回線路ヲトラシムルニハアラサルナリ。故ニ各吏員ハ巡回トシテ同一地方ヲ通過スルハ一年間僅カニ二回ヲ過キス。

各地方ハ巡回吏ノ通過ヲ見ルコト三十日間毎ニ僅々一回ヲ出テサルカ如キ結果ヲ見ルニ至レリ。事實、斯クノ如クナルカ故ニ警察吏員ニ於テ其土地及ヒ住民ノ実況ヲ詳悉スル能ハサルハ勿論ナリ。然ルニモ拘ハラヌ。當時警察ニ要求スル所ハ独り普通犯罪ノ追蹤捜査ヲ以ツテスルノミナラス尚殊ニ国事警察ノ事務ヲ以ツテ之ニ托シ、警察官吏ノ職務ハ重モニ此二点（保安警察及ヒ国事警察）ニ注目セラレタルモノ、如シ

官吏ノ監督ハ幾ント之ヲ実行スルコト能ハス。故ニ其監督ト称スルモノハ通例、警察署所在地及ヒ派出所ヲ監督スルニ過キサリシナリ。

警察署長ハ其管区ノ地勢人情等ヲ詳悉セサリシカ故ニ幾ント全ク自ラ直接且ツ適當ニ事務（緊要ノ事務スラモ）ヲ処理スルコト能ハサリシナリ。而シテ其偶マ、自ラ処理シ若クハ命令スル所ノモノハ、多クハ下僚ヨリ提出スル報告ノ力ニ倚リ、其自己ノ経験若クハ認識ニ由ツテ得タルモノハ蓋シ稀レナリ

巡査教習ノ事ハ全ク之ヲ欠キ。新任ノ巡査ハ渾テ直チニ実務ニ従事セシメタリ。未タ其ノ職務及ヒ責任ノアル所ヲ弁ヘスシテ事ニ当ルハ畜タニ一身上ノ不幸ナルノミナラス官署及ヒ公衆ノ不利亦タ少ナラサルナリ。巡査ニ採用スル所ノモノハ多クハ若年者ヲ以テ之ヲ充タシ且ツ身体非常ニ矮小ノモノト雖モ別ニ之ヲ取捨スル所ニアラサルナリ。被服モ亦給与充分ナラス。且ツ各巡査ノ拝命スル毎ニ個々ニ其保存期限ヲ定ムルコトナシカ故ニ（巡査ハ其所持スル所ノ被服ニ就テハ一領毎ニ各々其保存期間ヲ異ニス）計算上、繁擾錯雜徒ラニ之レカ為メニ時間ヲ浪費スルヲ免レス。巡査ハ各々唯タ一領ノ冬服ヲ所持スルニ過キサリシナリ。給与モ亦タ不充分ナルヲ免レス（憾ムラクハ此ノ点ニ就テハ今日モ尚ホ然リト言ハサルヲ得ス）殊ニ進級加俸ノ制甚タ其宜シキヲ得サリシナリ

内務事務ノ為メニ人ヲ要スルコト非常ニ多ク全員ノ三分一ヲ以テ之レニ充ツルモノ亦鮮カラス。而シテ其事務ハ課ヲ立テ掛ヲ分チ吏員ヲシテ各々其所持ノ事務ニ専任セシメタルモノ、如シ。之ヲ要スルニ當時ニ於テハ

各官吏ヲシテ警務ニ関スル全般ノ事務ニ当ラシムルコトヲナサ、リシナリ

或ル事件ニ就テハ非常ニ詳密ニ之ヲ記載シ或ル事件ニ関シテハ全ク之ヲ簡了セリ。件名簿及ヒ其他ノ諸帳簿ノ如キハ或ハ全ク之ヲ欠キ、若クハ其設ケアルモ頗フル不完全タルヲ免カレサレシハ事実ナリ。殊ニ有用ナル戸口調査簿及ヒ犯罪人名簿ノ如キハ幾ント全ク之ヲ欠ケリ。内勤官吏ノ割合ニ多数ナルニモ拘ハラズ書類收受ノ制頗フル不完全且ツ不明瞭ナルヲ免レス。記録保存ノ制モ亦タ整ハス。畜タニ有用ノ書類ヲ発見スルニ苦ミシノミナラス終ニ其所在ヲ知ル能ハサルモノ亦タ鮮カラサリシナリ

諸君。予ハ徒ラニ舊時ノ欠漏ヲ指摘シテ貴重ノ時間ヲ消費スルコトヲ欲セス、是等ノ事ハ予ノ巡回復命書ニ於テ既ニ諸君ノ稔知セラル、コトナラント信ス

往時ノ警察制度ハ實ニ不完全ナリシナリ。然レトモ予ハ之ヲ以テ悉ク其當時ノ警察當局者ノ責ニ歸スルノ不可ナルヲ知ル。予ノ見ル所ニ拠レハ時勢ノ必要ニ応シテ此ニ至リタルモノマタ少ナカラサルヘシト信ス。諸君モ熟知セラル、如ク日本ノ兵制ハ其當時ハ未タ今日ノ如ク完全ナル能ハス。殊ニ到ル所非常ニ交通ノ不便ナリシカ為メニ、一朝事アルノ日ニ當ツテ東西相應シテ充分ニ其運動ヲ逞フスルコト能ハス。勢ヒ警察ノ力ヲ藉ツテ不慮ノ暴動等ヲ鎮圧セシメサルヲ得ス。之警察ノ力ヲ成ルヘク一ノ限劃セラレタル場所ニ湊合シ且ツ平日不慮ノ変ニ応援スヘキ準備ヲ必要トセシ所以ニシテ警察ヲシテ充分其本然ノ職務ヲ行フ能ハサラシメハ蓋シ之カ為メナリト謂ハサルヲ得ス。然ルニ今ヤ時勢一変シテ復是等ノ為メ少クモ兵事ノ為メニ警察ヲ煩ハスノ必要ナキニ至レリ。則チ兵制ハ完備シテ其紀律ト言ヒ配置ト言ヒ毫モ間然スル所ナク、西陲東隅何レノ所ニ事アルモ瞬間ヲ出テスシテ相應スルノ準備全ク整ヒ、マタ交通ノ如キモ汽車ノ便漸ク開ケ、数日ヲ出テスシテ東奥ノ尖端ヨリ鹿兒島ニ達スルヲ得ヘク。其他マタ電信、汽船等ノ利器ハ漸ク国ノ全部ヲ貫通シテマタ餘マス所ナキニ至レリ。之ヲ要スルニ今日ノ時勢ハ畜ニ昔日ノ如ク警察ノ力ヲ一部分ニ湊合スルノ必要アラサルノミナラス、其力ヲ離散シテ到ル所ニ其普及ヲ見ルニ至ランコトヲ促スニ至レリ

二 如何ナル方法ヲ以テ變更若クハ改良セシヤ

時勢。斯クノ如クナルカ故ニ予ハ既ニ第一回ノ巡回ニ於テ警察ノ湊合力ヲ分散スルノ必要ヲ感シ、則チ当局者ニ対シ聊カ鄙見ノアル所ヲ開陳セシニ幸ニ当局者ノ採用ヲ得タルハ予ノ深謝ニ堪ヘサル所ナリトス

此目的ヲ達スルカ為メニ駐在所ヲ設置スルノ利害ニ就テハ警部長諸君ノ熟知セラル、所ナルヘキカ故ニ予ハ復タ重テ之ヲ多言スルコトヲ欲セサルナリ。

要スルニ警察事務ヲ処理スルコト漸ク敏活ニ至リ、人民ハ急速ニ警察ノ保護ヲ受クルノ利便ヲ得、尚ホ又届出。願出等ヲ処理スルニ人民ヲシテ従前ノ如ク徒ラニ貴重ノ時間ト労力トヲ費ヤスコトナカラシムルヲ得ルニ至レリ

駐在所ノ制ヲ施行シタルヨリ以来著ルシク巡回ノ度数ヲ加ヘ、之カ為メニ益々地方ノ安寧ヲ保護スルニ至リタルハ蓋シ争フヘカラサルノ事実ナリトス。駐在所ノ制ハ警察官吏ヲシテ其土地及ヒ人民ノ実況ヲ詳悉セシム。故ニ其吏員ノ警務ニ従事スルヤ事々物々凡ヘテ敏捷且ツ適當ナラサルハナク、所謂痒キニ手ノ届クカ如シ。従ツテ警察ノ人民ニ信用セラル、コト愈々厚キヲ加ヘ、駐在所ノ制ニ向ツテ復タ一人ノ異議ヲ言フモノナキコトハ予ノ確信スル所ナリトス

如何ナル事務ヲ以テ之レヲ駐在所ニ委任スヘキカ執務ノ方法即チ件名簿、監督票等ハ如何ニ之ヲ調製スヘキカ。駐在巡查ノ監督ハ如何ニ之ヲ施行スヘキヤ等ノコトニ就テハ尚ホ後チニ之ヲ陳述スル所アルヘシ

内勤官吏ノ員數ハ著ルシク之ヲ減少セリ。然レトモ之カ為メニ敢テ事務ヲ渋滞セシムルニハ至ラサルナリ。當タニ渋滞セシメサルノミナラス、之レカ為メニ反ツテ事務敏活ニ且ツ従前ニ比スレハ一層周密ニ書類ヲ調査スルコトヲ得ルニ至レリ

内務省ハ巡查教習準則標準ヲ発シ新ニ召募スル巡查ハ其職務ニ服従セシムル前ニ於テ之ニ依リ豫メ警察ノ要領ヲ訓授シ兼テ実務ヲ練習セシムルコト、ナセリ。該規定実行ノ結果ハ現ニ今日ニ於テ之ヲ見ルカ如ク、巡查ハ之レニ依ツテ形体上ニ學問上ニ苟クモ警察官吏ニ要スルノ資格ハ凡ヘテ之ヲ具備スルニ至リ、為メニ大ニ警

察ノ面目ヲ更新セリ。巡查教習所ノ教官ハ各府県共ニ大概皆ツテ東京ニ於ケル警官練習所ニ於テ特ニ警務上ノ練習ヲ受ケタル者ヲ以テ之レニ充ツルコトナルカ故ニ學問上ニ姿勢上ニ、教習ニ依リ殊ニ顯著ノ功績ヲ彰ハスニ至レリ。之ヲ要スルニ警察官ノ規制ハ一ニ嚴正ナル軍紀ニ則ルノ實ヲ見ルニ至レリ

各地方ヲ通觀スルニ、巡查ノ被服モ亦大ニ其面目ヲ改メタルモノ尠カラス。則チ被服ハ多クハ各巡查ノ身材ニ応シテ之ヲ仕立テ且ツ見本服及ヒ見本地ヲ備エ置ケリ。然レトモ未タ各地方ヲ通シテ盡ク此方法ヲ取ルニハ至ラサルナリ。マタ地方ニ依リテハ共通ノ保存期間ヲ設ケ且ツ二領ノ冬服ヲ給与スルモノアリ。然レトモ之ヲ実行スルハ僅々二三ノ地方ニ過キサルナリ

又附屬品ヲ下付スルニ代償金ヲ以テスルノ方法ヲ取ルノ地方少カラス。這ハ大ニ庶務及ヒ會計ヲ省略スルノ便法ナリト謂ハサルヲ得ス。尤モ予ノ此ニ便法ナリト稱スルモノハ獨リ彼ノ代償金ヲ俸給日ト同時ニ交付スルモノヲ指シタルモノニシテ、其特ニ代償金交付ノ日ヲ規定シアルモノ、如キハ實用モナク且ツ之レカ為メニ會計事務ヲ省略スルモノトハ謂フヘカラサルナリ

旅費及ヒ辨當料ノ下付ニ就テハ從前非常ニ煩雜ノ手續ヲ用タルコトナリシカ、月額給与ノ制ヲ定メラレタルヨリ以來大ニ其手数ヲ省略スルコト、ハナレリ

巡查ノ俸給ニ就テハ尚ホ多クハ旧法ヲ守レリ。殊ニ俸給額ノ不充分ナルハ予ノ遺憾ニ堪ヘサル所ニシテ、進級法ノ如キモ概シテ其宜シキヲ得サルモノ、如シ。

消防法ハ從前地方ニ於テハ殆ント其設ケアラサルト一般ノ景況ナリシカ、縣庁及ヒ警察署ノ獎勵ニ依リ近時ハ大ニ其規制ノ整頓ヲ見ルニ至リ且ツ消防器械ノ如キモ著ルシク之ヲ改良スルニ至レリ

之ヲ要スルニ此五ヶ年間ニ於テ警察事務ノ著ルシク改良進歩シタルハ何人モ疑ヒヲ容レサルノ事實ナリ。然レトモ改良ニ熱心ナルノ余リ往々不適當ノ制ヲ施行スルニ至リタルモ亦タ争フヘカラサルノ事實ナリ。即チ多クハ内勤事務殊ニ彼ノ書類、簿冊、一覽表等ノ整理及ヒ收受シタル書類ノ調査ニ関スルコト是レナリトス

警察事務ノ改良統一ヲ期シ併ハセテ其附帶ノ弊害ヲ除却スルノ目的ヲ以テ定時巡閱ノ制ヲ設ケラレシカ其結

果ハ今日ノ場合ニテハ予期ノ効果ヲ見ル能ハス少クモ充分ニ予期ノ目的ヲ達スル能ハサルモノ、如シ。巡回ハ之レニ依リ繊微ノ事項ニ立チ入ツテ残りナク尽ク之ヲ看破スルヲ得ス且ツ警部長諸君ハ自ラ常ニ其管内警察事務ノ実況ヲ詳悉セサルヘカラサル筈ナルニ。今日ノ如ク僅ニ儀式上ノ巡閱ニ止マラシムルカ如キハ徒ラニ無用ノ旅費ヲ消耗シテ而カモ一ノ利益ヲ収ムル能ハサルモノト謂フヘキナリ

上来。陳述シタル所ノモノハ渾ヘテ一般ノ狀況ニ就テ觀察シタルコトナルカ故ニ其間ニ於テ多少ノ取除ケアルヘキハ固トヨリ論ヲ俟タス。若シ夫レ各地方ノ現況ニ就テ一々之ヲ觀察セハ予ノ陳述スル所ト矛盾スルモノ少カラサルヘシ。往年巡回シタル地方ノ如キハ爾後非常ノ変更ヲ来タシタルコトナルヘシトハ予ノ堅ク信シテ疑ハサル所ナリ。此事ハ特ニ諸君ノ了知アランコトヲ希望ス

三 今後 尚ホ如何ナル事項ニ向ツテ改良若クハ変更ヲ加ヘサルヘカラサルカ

諸君。警察制度ハ曾ツテ確固動カスヘカラサルノ完成ヲ見ルニ至ルノ時期アルヘカラス。時勢ノ必要ニ応シ、機ニ望ンテ常ニ之ヲ変更セサルヘカラサルコトハ固トヨリ既ニ諸君ノ熟知セラル、コトナリト信ス。何トナレハ警察ナルモノハ人民ノ利害ニ最モ直接ノ關係ヲ有スルモノナルカ故ニ常ニ時勢ノ変遷ニ応シ、人民ノ利益ヲ進捗スル点ニ向ツテ便宜、之ヲ施行スルノ方針ヲ取ラサルヘカラサルヲ以テナリ。故ニ曰ク警察ハ活動体ニシテ嘗ツテ休止スルノ時機アルヘカラサルト。鋭敏且ツ精良ノ警察ハ常ニ其活耳目ヲ開イテ時勢ノ變遷ニ応スルノ覚悟ナカルヘカラス。彼ノ警察ニ對シ確固不動ノ完成ヲ期シ再ヒ之ヲ改良又ハ変更ヲ要スルコトナキニ至ラシムヘシトノ意見ヲ懷クカ如キハ抑モ警察ノ本性ヲ了解セサル者ノ誤解タルヲ免レスト謂フヘキナリ。

警察ハ時勢ノ變遷ニ応セサルヘカラストハ、学理上動カスヘカラサルノ原則タリ。若シ夫レ此原則ヲ實際ニ彰ハサント欲セハ警察官吏タル者須ラク公衆ノ安寧ト共ニ各個人ノ幸福ヲ保護シ且ツ或ル程度マテハ法律ノ範圍内ニ於テ運動スル所ノ公衆ノ臣僕ト為ツテ其事務ニ従事スルノ決心及ヒ実行ナカルヘカラサルナリ。斯クノ如クシテ始メテ警察官吏ノ職務ヲ全フシタルモノナリト謂フヘキナリ。警察官吏ハ壓制者若クハ凌虐者タルヘ

カラス。宜シク良民ニ対シテノ保護者トナリ、商議者トナリ、惡漢及ヒ犯罪者ニ対シテハ威猛侵スヘカラサル畏怖者タラサルヘカラサルナリ

諸君。予ハ今諸君ニ対シ現行ノ警察制度ニ就キテ二三ノ改良法案ヲ陳述セント欲ス。蓋シ時勢ノ變遷之レカ改良ヲ促カスノ時ト場合至レリト信スルヲ以テナリ。思フニ諸君及ヒ諸君ノ継続者ハ既ニ此場合ニ臨ンテ適當ノ改良法ヲ施行スヘキコトハ予ノ確信スル所ナリトス

諸君。予ハ重テ警部及ヒ巡查ヲ内勤事務ニ使用スルコトハ成ルヘク之ヲ制限センコトヲ希望セスンハアラス。蓋シ警部巡查ハ固ト外勤官吏タル性質ノモノナルカ故ニ其従事スル所モ亦タ常ニ外勤事務タラサルヘカラサルナリ。

予ノ考案ニ拠レハ、方法若シ其宜シキヲ得ハ著シク内勤事務ヲ省略シ得ルコトナリト信ス。即チ警察本然ノ事務ニ非ラサルモノニシテ現ニ警察ニ於テ管掌シツ、アルモノ尠カラス。斯クノ如キモノハ宜シク移シテ之ヲ他ノ官署若クハ同官署内ノ他ノ分課ニ管掌セシメ、マタ警察ヲ煩ハスカ如キコトナキヲ要ス。例ヘハ會計事務ノ如キモノ即チ是レナリ。鄙見ニ依レハ警察本部ニ於ケル主計課ノ事務ノ如キハ宜シク之ヲ縣庁ノ會計課ニ移シ、警察署分署等ニ於ケル同事務ハ宜シク之ヲ市町村役場ニ移トスヘシ。而シテ斯ク他ノ機關ノ管掌ニ属セシムレハトテ之レカ為メニ警察ノ運動ヲ阻礙スルコトナカルヘキハ予ノ確信シテ疑ハサル所ナリトス。尤モ彼ノ機密費ノ如キハ従前ノ如ク警察ニ於テ之ヲ管掌シ、其他臨時費（至急ヲ要スル場合ニ於ケル）及ヒ護送費ノ如キモ亦タ同様ナリトス

然ラハ其方法ハ如何スヘキヤ試ミニ之ヲ陳ヘン

科目ヲ定メテ予算ヲ立ツルコトハ今後モ亦タ従前ト同一ノ手續ニ拠ルヘシ。修繕及ヒ物品買入ノ注文ハ或ル一定ノ金額迄ハ警察署ヲシテ直接ニ之ヲ専行スルヲ得セシムヘシ但シ注文ハ凡テ注文票ニ記入スルヲ要ス。該票ハ全国ヲ通シテ同様ノ書式ニ準拠セシムルコト必要ナリ。職工若クハ用達者ハ其注文ヲ受ケタル物品ヲ注文者ノ前ニ提出シ（修繕ハ注文者。之ヲ監督スヘシ）以テ其承認ヲ受ケシムヘシ。注文者ニ於テ若シ其価格ノ正

当ナルコトヲ承認シタルトキハ請求書ニ其旨ヲ記入シタル上之ヲ差出人ニ還付シ、以テ金庫ノ支払ヲ受ケシムヘシ

至急ヲ要スル費用（例ヘハ護送費等ノ如キ）ハ警察署ニ於テ之ヲ其予備金ヨリ支払ヒ置キ、領収シタル受取證ヲ會計ニ交付シ、以テ其不足シタル予備金ヲ補填スヘシ。尤モ此手續ハ其都度之ヲナスヲ要セス。予備金ノ殆ント減盡セントスル場合ニ於テ之ヲ為スヘシ予備金ノ會計ニ就テハ特ニ繁雜ノ手数ヲ用フルヲ要セス。金庫ニ於テ常ニ予備金ニ充用スヘキ相当ノ金額ヲ準備シアレハ則チ可ナリ。予算科目ノ定額ヲ超加セサラシムルカ為メニ署長ハ略表ヲ製シ、以テ其中ニ品名、予算額、価格、現在高等ヲ明記シ置クヲ要ス則チ左表ニ記スル所ノ如シ

予ノ通觀スル所ニ拠レハ備品簿ノ制ハ地方ニ由リ頗ル区々ニシテ而カモ概覽ノ便ヲ欠クモノ少カラス。是大ニ然ルヘカラサルコトナリト信ス。希クハ全国ヲ通シテ一樣ニ且ツ簡略ノ書式ヲ用フルニ至ラシメンコトヲ諸君。若シ此ニ警察署長ヲシテ修繕ハ之ヲ專行セシムルヲ得ヘキモ物品買入ハ之ヲ專行セシムヘカラスト言フモノアラハ諸君ハ果シテ如何ノ感ヲナス則チ例ヘハ修繕ハ五円ノ金額ニ至ル迄ハ署長ノ権内ニ於テ之ヲ專行スルヲ得ヘキモ物品ノ買入ハ十錢ノ小額ト雖モ尽ク認可ヲ經タル上ニ非ラサレハ之ヲ行フ能ハスト云フカ如キモノアルトスレハ予ハ實ニ奇怪ノ感ニ堪ヘサルナリ。

尤モ其物品ハ備品目録ノ外ニアルモノナレハ如何ニ小額ト雖モ特ニ認可ヲ要スヘキコト勿論ナリ。然ルニ備品目録ノ中ニアルモノニシテ尚ホ此繁雜ノ手数ニ由ラシムルハ頗フル不權衡ノ嫌ヒナキニ非スヤ

議論。少シク枝葉ニ涉レリ。是レヨリ更ラニ本論ニ就テ論述スヘシ

官吏ハ服務法宜シキヲ得レハ著ルシク其員數ヲ節減スルヲ得ヘシ。例ヘハ或ル警察分署ニ於テハ六名ノ巡查ヲ置キ、其中三名ハ常ニ或ル特別ノ事務ニ従事セシム。而シテ其分署ニ於テ取扱フ所ノ件數ニ就イテ之ヲ見レハ一名ノ巡查ヲ要スレハ則チ充分ナルモノ、如シ。書記、看守及ヒ護送ノ事務ハ何故ニ之ヲ聯結セシムル能ハサルカ。若シ夫レ一分署ニ於テ二名ノ受持巡查ヲ置キ一ハ常ニ署内ニ在勤シテ至急ヲ要スル事務（例ヘハ通傳

護送ノ如キ)アレハ直チニ之レニ従事セシムルトキハ之レカ為メ毫モ支障ナク諸般ノ事務ヲ処理セシムルヲ得ヘシ

諸君。予ハ尚ホ他ニ警察官ヲ節減スルヲ得ヘキ余地アルヲ信ス。諸君。試ミニ其本署ニ於テ使用セラル、官吏ノ多少如何ヲ省察セヨ。警部ナリ巡查ナリ冗員ト認ムヘキモノ決シテ小数ニ非ラサルヲ信ス。諸君。若シ徒ラニ事務ノ拡張ヲ以テ事ト為サス。必要ノ力ヲ程度トシテ事務ノ取捨分配。其宜シキヲ得。殊ニ彼ノ必要ナキ頻繁ノ報告又ハ実用ナキ統計其他書類ノ調査ニ関スル複雑ノ手数等ヲ省略セハ著ルシク官吏ノ員數ヲ節減シ得ヘキコトハ予ノ確信シテ疑ハサル所ナリトス

任命ニ就テ

予ハ尚ホ此ニ諸君ノ注意ヲ請ハント欲スルモノアリ。則チ巡查ハ成ルヘク兵役ニ服シタル者ヨリ之ヲ採用シ且ツ其養成法ハ一二軍紀ニ則ルヘキコトヲ要ス尤モ予ハ既ニ多クノ地方ニ於テ整然タル軍紀ノ秩序ニ拠テ養成シツ、アルモノヲ目撃セリ。軍紀的ノ組織ハ能ク官吏ヲシテ事務ニ誠実、謹嚴且ツ勉勵ナラシメ、其報告復命ノ如キモ苟クモ虚飾、以テ一時ヲ纏縫スルカ如キコトナク特ニ其特能トモ称スヘキ命令服従ノ義務ニ習熟シアルカ故ニ彼ノ下僚ノ身ヲ以テ徒ラニ倨傲ヲ構ヘ、動モスレハ上官ノ命スル所ニ反抗シ、為ニ事務ノ渋滞ヲ来シ警察ノ威嚴ヲ毀フルカ如キコト(這ハ今日ニ於テモ往々實際ニ目撃スル所ナリ)絶ヘテ之レナキハ予ノ確保スル所ナリ。之ヲ要スルニ事務ノ簡整且ツ敏活ナルコトハ軍紀的ノ組織ヲ俟テ始メテ見ルヲ得ヘシ。諸君。豈ニ之ヲ信セサルノ理アラシヤ

巡查ノ養成法ニ就テハ曾ツテ復命書中ニ於テ屢々之ヲ開陳シタルカ如ク、毎朝訓授ノ方法ヲシテ一層日常ノ実務ニ適合セシムルコト殊ニ必要ナリト信ス。希ハクハ此貴重ノ訓練法ヲ以テ儀式的ノ常務ト同一視スルカ如キコトナカラシメヨ

被服ニ就テ

被服調製ノ方法ハ地方ニ由リ各々其制ヲ異ニシ区々一樣ナル能ハス。

這ハ予ノ既ニ前陳セシ所ニシテ、予ハ復命書ニ於テ屢々開陳セリ。重複ヲ顧ミス尚ホ此ニ其要点ヲ略説スヘシ

第一 被服ハ見本地及ヒ見本服ニ依リ受負ノ方法ヲ以テ之ヲ調製スヘシ

第二 保存期限ヲ一樣ナラシムヘシ

第三 二領ノ被服ヲ給与スヘシ

第四 冬服ハ温厚ノ服地ヲ撰用スヘシ

第五 被服ハ各自ノ身材ニ応シテ之ヲ調製スヘシ

第六 若シ出来ヘクハ附属品ハ代償金ヲ以テシ且ツ月割ノ方法ニ由リ俸給日ニ之ヲ下付スヘキコト

前述セシ方案ノ中ニハ幸ニシテ既ニ諸君ノ採用セラル、所トナリタルモノアルハ予ノ知ル所ナリ。然レトモ其未タ採用セラレサルモノニ就テハ更ニ諸君ノ省察ヲ請ハサルヘカラサルナリ。諸君。凡テノ諸君。希ハクハ其慧眼ヲ開テ巡查ノ被服ヲ見ヨ。其外形体裁ノ如何ヲ觀察セヨ整美ナルカ。格好ナルカ。将タ適法ノ被服タルニ背クナキカ。予ハ諸君ノ公平ナル判断ヲ聞カント欲スルナリ

俸給ニ就テ

巡查ノ俸給ノ寡少ニ失スルコトニ就テハ予ハ既ニ屢々鄙見ヲ開陳セリ。諸君モ亦之ヲ熟知セラル、ナラン。斯ク諸君ノ厭倦ヲ顧ミスシテ重複ニモ屢々之ヲ陳述スル所以ノモノハ一意唯諸君ヲシテ鄙見ノ不当ニ非サルヲ認識シ、少クモ月額ニ就キ平均一円宛ノ増加ヲ実行スルニ至ラシメンコトヲ冀望スレハナリ。思フニ他ノ事項則チ繁文ヲ省キ冗員ヲ汰スルノ方法ヲ以テ充分ニ節減ヲ行ヒタル上ニ於テ俸給増加ノ議案ヲ提出セハ府県会ハ進ンテ之ヲ可決スルニ躊躇セサルヘシト信ス

此他。進級ヲ以テ奨励法トナスハ予ノ是認スル能ハサル所ナリトス。諸君ハ必ラス進級ヲ以テ精勉且ツ有用ノ巡查ヲ奨励スルニ必要欠クヘカラサル方法ト信スルナラン。然レトモ予ハ斯クノ如キ巡查ヲ奨励センニハ他ニ良法ノ捩ルヘキモアリト信ス請フ後段ニ之ヲ陳ヘン

鄙見ニ捩レハ巡查ハ総ヘテ之ヲ三級ニ分ツニ止メ、各級其俸給額ヲ同シクシ且ツ其定員ヲ限定シ、進級ハ主トシテ勤務年数ニ捩ツテ之ヲ為スヘシ

聞ク所ニ捩レハ巡查ヲ採用スルニ當リ、一旦他県ニ於テ奉職シタル者ヲ其当時ヨリ上給ノ位置ニ任命スルモノアリト謂フ。斯クノ如キ採用法ニ就テハ予ハ大ニ異見ナキ能ハサルナリ。尤モ止ムヲ得サル事故ノ為メニ一旦辭職シタル者ヲ前ト同等ノ位置ニ採用スルハ格別差支ヘナカルヘシト思考ス然レトモ普国ニ於テハ、一旦辭職シタル者ニシテ再ヒ就職セント欲スル者ハ総ヘテ一般ノ新任者ト同シク最下等ノ位置ニ非サレハ之ヲ任用セサルモノトス

俸給支払法ニ就テハ無用ノ手数ヲ用フルコト多キモノ、如シ。殊ニ請求書ヲ出サシムルカ如キハ毫モ繁文省略ノ趣旨ニ適セサルモノナリト信ス。若シ全国ヲ通シ此方法ヲ用フルモノトスレハ警察員数凡ソ二万六千人ニ就キ之二十二ヲ乘シ、毎年三拾一万二千ノ書類ヲ見ルニ至ル。而シテ若シ仮リニ之ヲ毎日、百件宛取扱フモノトスレハ総件ニ付キ凡ソ三千百二十日ヲ費ヤスノ割合トナル。之ニ要スルノ費用、例ヘハ紙料、使賃等ヲ合計セハ其損失モ亦決シテ尠少ナラサルコト知ルヘキナリ

旅費ニ就テ

旅費ハ総ヘテ同一ノ額ナラシメンコトヲ望ム。尤モ夜中、受持区外ニ滞在スルモノニ対シ多少優等ノ金額ヲ給スルノ法ヲ設クルハ格別ナリ

採用法ニ就テ

現今ノ制度ニ依レハ警部以上即チ判任官ハ文官普通試験ニ及第シタルモノニ非サレハ之ヲ採用スル能ハサルモノトス。然レトモ警察ノ職務ハ一種特別ノ性質ヲ有シ他ノ普通判任官ノ職務ト同一視スヘカラサルモノアリ故ニ鄙見ニ拠レハ其採用法ノ如キモ普通判任官ト同一ノ方法ニ由ルハ甚タ事体ノ宜シキヲ得タルモノニ非スト信ス

其他。予ノ考案ヲ以テスレハ警部ノ数ハ尚ホ之ヲ節減スルヲ得ヘシ。警部ノ署長ノ下ニ尚ホ一人ノ警部ヲ附属セシメ兩者ノ間恰カモ長官ト属官ノ如キ關係ヲ呈スルモノアリ。其結果ハ偶マ事務ノ渋滞ヲ来タシ、統一ノ運動ヲ欠クニ至ルヘキナリ

依テ次席警部ヲ廢シ之ヲ補フ為メ且ツ監督事務ヲ執行セシムル為メ予ハ一ノ新方案ヲ採用セラレンコトヲ望ム。此方案トハ伯林ニ於ケル警察曹長ノ如キ官吏ヲ設クルコト即チ是ナリ。該官吏ハ署長ニ對シテハ下僚トシテ隸属スヘク、巡查ニ對シテハ上官トシテ相当ノ資格ヲ享有スヘシ。尤モ其位置ハ判任官ニアラサルヲ以テ凡ヘテ地方税ノ支弁ニ属スルモノトス。此種ノ官吏ハ既ニ今日ニ於テモ實際之ヲ置クノ地方少カラス。希ハクハ其名義ト職權ノアル所ヲ明ラカニシ、其効績ヲ表明スルニ至ラシメンコトヲ

懲戒ニ就テ

官吏ヲ懲戒スルニ當リ先ツ待罪書ヲ出サシムルノ制アリ。凡ソ身ニ惡事アレハ百万之ヲ隱蔽セント欲スルハ人情ノ常ナリ。然ルニ事全ク之レニ反シ己ノ罪狀ヲ暴露シテ其処分ヲ請ハシム。予ヲ以テ之ヲ見レハ實ニ奇異ノ感ナキ能ハサルナリ。果シテ如何ナル實効ヲ奏スヘキカ。將タ無用ノ手續タルニ止マルナキニ得ンヤ

休暇届等ニ就テ

賜暇願欠勤届等ニ就キ特別ニ帳簿ヲ備ヘ置クノ必要ナシ。是等ハ凡ヘテ完全ナル履歷簿ヲ作ツテ其中ニ記録シ置クヘキナリ

件名簿ニ就テ

件名簿ニ就テハ其欠点ヲ発見スルモノ一ニシテ足ラス。或ハ書類番号ヲ記セサルモノアリ或ハ書類ノ所在ヲ誤記スルモノアリ。或ハ交互錯誤明瞭ヲ欠クモノアリ。或ハ数冊ニ分チ又ハ数部ニ分類スルモノアリ。之ヲ要スルニ不整理不明瞭ノ議ハ到底之ヲ免レサルモノ多キニ居ルカ如シ

故ニ予ハ此ニ簡明ニシテ且ツ警察署等ノ取扱ニ便スヘキ件名簿ノ雛形ヲ案出シ且ツ其記入ノ方法ヲ開示スルアラント欲ス。尤モ此事ニ就テハ復命書ノ中ニ詳細スル所アルヲ以テ諸君モ亦タ他日之ヲ一覽セラル、ノ時之アルヘシト信ス。故ニ此ニハ唯タ其概略ヲ陳述スルニ止ムヘシ。則チ別表第一号ハ收受シタル事件ニシテ警察署内ニ現存スルモノナリ。第二号ハ收受シタル事件ニシテ既ニ他ノ官署ニ送致シタルモノナリ。第三号ハ新ニ警察署内ニ起リタル事件ニシテ後ニ他ノ官署ニ送致シタルモノナリ。此三件ハ其性質ヲ異ニスルヲ以テ從ツテ其記入法ヲ異ニスルモノトス

事件ノ調査ニ就テ

警察署内ニ留存スル書類ハ最モ檢閲ノ価値アルモノナリト謂フヘシ若シ夫レ精細ニ一々之ヲ檢閲セハ往々書類調査ノ欠漏又ハ粗笨ナルヲ発見シ、署長ノ事務ヲ取ルコトノ未タ到ラサル所ノモノアルヲ認定スルニ足ルモノ少ナカラサルヲ見ルヘキナリ。其多数ノ實例ハ復命書中ニ之ヲ開陳シタルヲ以テ諸君ノ他日之ヲ一覽セラ、ル、ノ機會アラン。是等ハ固トヨリ訳官ニ由ツテ聞キ得タルモノヲ舉示シタルニ過キサルカ故ニ若シ諸君ノ慧眼ヲ以テ直接ニ之ヲ檢閲セハ必ラス幾多ノ例證ヲ発見スルニ難カラサルコトナルヘシト信ス。今一例ヲ挙ケテ之ヲ示ス即チ或ル警察署ニ於テハ監督ヲシテ或ル稍々重大ナル盜難事件（医師ノ家ニ於テ百八十六円ヲ窃取セラレタル事件ナリシ）ヲ取調ハシメ署長ハ毫モ之レニ関知セサリシ所ノ事實ヲ発見セリ然カモ署長ハ其當時別ニ緊急ノ要件アリシニアラス。全ク其事件ノ輕重ヲ弁ヘサルニ由レリ。是レ豈ニ署長ノ事務ヲ取ルコトノ未タ到ラサルモノアルニ由ルナキヲ得ンヤ

書類ノ整理ニ就テ

予ノ復命書ニ於テ常ニ欠点トシテ指摘スルモノハ書類整理法ノ不完全ナルコト則チ是レナリ。故ニ其改良方法案ニ就テハ今回ノ復命書中ニ是ヲ詳述セリ思フニ諸君ハ他日之ヲ一覽セラル、ナラン。故ニ此ニハ之ヲ省ク

取締營業帳簿ニ就テ

營業帳簿ハ往々件名簿ト符合スルコトナク且ツ特別ノ帳簿トシテ之ヲ備ヘ置カサルモノアリ故ニ一定ノ雛形ヲ作り全国ヲ通シテ之ニ準拠セシムルヲ要ス。右ハ殊に二人力車營業ノ取締上必要ナルコトナリト信ス。試ミニ予ノ案出セル三種ノ書式ヲ示シ諸君ノ参考ニ供スル所アラント欲ス。此三種トハ營業人名簿、挽子人名票及車体票則チ是レナリ。保証金ハ其額一樣ナラサルカ故ニ營業人名票中ニ記入シ置クヲ要スルモノトス

保証金ノ制ハ全国ヲ通シテ同一ニ之ヲ限定スルヲ要ス。現況ニ就テ之ヲ見レハ地方ニ由リ其額ニ顯著ノ差異アルモノ、如シ尚ホ此事ニ就テハ復命書ヲ参看アランコトヲ望ム

多額ノ保証金ヲ徴収スルハ貧民社会ノ營業ヲ奪フト同一ノ結果ヲ見ルニ至ルヘキナリ

旅人宿營業ニ就テ

旅人宿營業ニ関スル書類ハ其營業ヲ休止スルト同時ニ之ヲ棄却スルモ妨ケナシ但シ營業休止ハ特別ノ認可ヲ受ケシムヘキモノトス

旅人発着届ニ就テハ往々不完全ナルモノアルヲ目撃セリ。届書ノ整理方其宜シキヲ得サルカ為メニ現ニ滞在スル旅人ノ員数ヲ知ルコト甚タ困難ナルノミナラス如何ナル人物カ幾日間滞在シタルヤモ直チニ之ヲ知ル能ハサルナリ

貸座敷營業者ノ届書ノ如キモ亦タ頗ル不完全ナルヲ免レス。此届書ヲ以テ果シテ真実ノモノト認ムルヲ得ヘキカ。多少名譽心アルモノハ必ラス其眞實ノ住所姓名ヲ記セサルヘク。嫌疑アル者ハ益々堅ク之ヲ隠蔽スヘシ。

故ニ其届書ノ虚偽ナルコト固トヨリ知ルヘキナリ。虚偽ノ届書果シテ何ノ用ヲ為スカ。姓名既ニ信ヲ置クヘカラス況ヤ其住所オヤ。到底之ヲ以テ犯人追蹤等ノ資料トナスニ足ラサルナリ

古物商營業ニ就テ

古物營業帳簿ハ多クハ唯タ物品ノ売買ヲ記載スルノミニテ其物品ノ所在ヲ明ラカニセス且ツ其記載方頗ル錯雜シテ毫モ其實用ヲ為スニ足ラサルモノ少カラス。尚又地方ニ由リテハ一定ノ書式ヲ設クルコトナク組合若クハ各營業者ノ考案ニ一任スルモノアリ。故ニ其様式区々ニシテ同一ナルコト能ハサルナリ

古物商營業帳簿ノ目的ハ之ニ拠ツテ不正品ヲ売買セシヤ否ヤヲ確メ以テ犯罪捜査便ニ供スルニアリ、故ニ其書式ノ如キハ警察権ヲ以テ之ヲ規定スルヲ要ス而シテ右ハ全国ヲ通シテ同一ノ様式ニ準拠セシムルコト必要ナリ

質商ニ就テ

質商モ亦タ古物商ト同シク現ニ綿密ナル帳簿ヲ有スル事ナリト雖モ是亦タ其書式ハ全国ヲ通シテ一様ナラシムルヲ要ス。予ハ復命書ニ於テ普国ニ行ハル、所ニ拠ツテ鄙見ヲ開陳シ置ケリ願ハクハ就テ参看アランコトヲ望ム、又日本ニ於テハ小質商カ其預リタル質物ヲ更ラニ他ノ大質商ニ転質スルモノアリ這ハ独逸刑法ノ禁スル所ナリトス

幼年ノ労働者ニ就テ

近年。製造所等ニ於テ幼年者ヲ使役スルコト漸ク多ク殊ニ製紙業ノ如キハ極メテ幼年ノ労働者ヲ使役スルモノアルヲ見ル。是等事業ノ幼年者ノ精神及ヒ身体ノ發育ヲ障害スルハ疑フヘカラサルノ事實ナリ故ニ法律ヲ以テ其使役法ヲ制限シ以テ此弊害ヲ杜絶スルニ至ラシメンコト予ノ冀望スル所ナリトス。

然レトモ若シ諸君ノ考案スル所ニ由リ今日ノ場合ニ於テハ尚ホ未タ制限法ヲ設クルノ必要アルヲ見ストナラハ先ツ幼年者労働ノ實況ヲ調査セシメ以テ其弊害ノ程度ヲ測知スヘシ。但シ調査事項ハ内務省ニ於テ之ヲ定メ先ツ各府県ニ送り、各府県ニ於テハ更ラニ之ヲ管内ノ各警察署ニ転送シ以テ其調査ニ従事セシムルヲ要ス

得遺失物ニ就テ

得遺失物ノ取扱ニ就テモ全国一般ニ同様ノ方法ニ準拠セシムルヲ要ス。得遺失物届ハ先ツ通常ノ書類ト一様ニ之ヲ件名簿ニ記入シ然ル後。更ラニ特別ノ得遺失物帳簿ニ登録スヘシ。件名簿ニハ番号ヲ以テ其届書ノ所在ヲ明瞭ナラシムルヲ要ス

諸君。或ハ斯クノ如キ手續ヲ以テ不必要ナリト思惟セラル、ナラン。然レトモ現今ノ如キ取扱法ニテハ物品ノ所在ヲ搜索スルコト容易ナラス且ツ之レカ為メニハ自然、当該官吏ヲシテ不正ノ所為アルニ至ラシムルコト亦タ全ク之レナシトハ謂フヘカラス。若シ夫レ帳簿記載ノ法不充分ナレハ嚴密ノ監督ヲ行ハント欲スルモ得テ望ムヘカラサルナリ

違警罪処分ニ就テ

違警罪処分手續ノ事ハ最モ諸君ノ注意スヘキ要点ナリト信ス。現今ノ如キ繁冗ノ手續ハ尚ホ永久ニ存続スヘキモノナリトハ思ハレス何トナレハ手續ノ為メニ反ツテ犯罪者（違警罪）ヲ苦ムルコト多ク殆ント手續即チ刑ノ重モナル部分ヲ占ムルカ如キ觀アルヲ免カレサレハナリ。若シ果シテ将来ニ於テ改正ヲ行フノ必要アルモノナリトスレハ今日ニ於テ既ニ之カ改正ニ着手スルコト至当ノ事ナリト謂フヘシ。殊ニ必要ナキニ犯人ヲ召喚スルカ如キハ速カニ之ヲ廢止センコトヲ望ム蓋シ召喚ノ目的ハ刑ヲ犯人ニ言渡スニアルコトナリト雖モ斯クノ如キハ畢竟不必要ノ手續タルヲ免レサルナリ

又。予ハ各地方ニ於テ人民カ市町村役場ニ届出ノ義務ヲ怠リタル件ニ就キ自訴スル者多キヲ發見セリ斯、ル

コトハ欧州ニ於テハ絶テ其事例アルヲ見ス。思フニ日本ニ於テモ早晚廃止セラレ、ニ至ルヘキ歟。若シ夫レ正當ニ之ヲ言ヘハ斯クノ如キ事件ハ宜シク市町村市場ヲシテ之ヲ告発シ併セテ其事實ヲ知会セシムヘシ然ラハ警察ハ之ニ拠ッテ正確ニ処分ヲ実行シ能フヘキナリ

科料ヲ徴収スルニ當リ犯人ヲシテ銀行者ニ持参シ其者ニ就テ支払ハシムルノ方法ヲ實行スル地方少カラス。鄙見ニ拠レハ斯、ル繁冗ノ手續ハ之ヲ省キ警察署長ヲシテ直チニ之ヲ受取ラシムルヲ要ス但シ署長ハ其收受シタル金額ハ毎月末ニ於テ之ヲ其府県庁ニ送致スルモノトス試ミニ今此ニ違警罪処分表ヲ作ッテ諸君ノ参考ニ供ス。若シ斯ク明瞭ナル処分表ヲ調製シ置クトキハタトヒ署長ヲシテ直接ニ金員ヲ取扱ハシムルモ敢テ之カ為メニ不都合ヲ醸生スルカ如キ恐レアルヘカラサルナリ

換刑ニ就テ

今日迄ノ慣行ニ依レハ科料ヲ言渡スニ當リ同時ニ換刑スヘキ拘留ヲ指定スルコトナシ。故ニ若シ科料ヲ払ハサル場合ニ於テハ其都度新ニ換刑ノ手續ヲ行ハサルヘカラスト云フ。然ルニ若シ科料言渡ノ際同時ニ換刑スヘキ拘留ヲ言渡シ置クトキハ此重複ナル手續ヲ略スルヲ得ヘシ。思フニ換刑ノ場合ハ極メテ希有ナルコトナリト信ス然レトモ将来モ尚ホ斯ク希有ナルヘキカ將タ其場合ヲ増加スルニ至ルヘキヤハ宜シク今日ニ於テ審査シ置クコトヲ要ス

留置場ニ就テ

警察留置場ノ位置及ヒ構造ハ近時著ルシク改良ヲ施スニ至リタリト雖モ尚ホ今日ニ於テモ不完全ナルモノ尠カラサルナリ。現ニ或ル地方ニ於テハ殆ント鳥獸ノ檻トモ称スヘキ陋隘且ツ不完全ノ留置場ヲ目撃シ又或ハ他ノ所ニ於テハ街路ニ添フテ之ヲ造リ。留置人ヲシテ通行人ハ勿論其近傍ニ居住スル者ト容易ニ相交通ヲ得セシ

ムルカ如キ不完全至極ノ留置場アルヲ発見セリ

又或ル地方ニ於テハ其構造ハ別ニ非難スヘキ所アラサレトモ事務所ノ入口ニ添フテ之ヲ設ケタルモノアルヲ目撃セリ故ニ留置人ハ畜タニ警察署ニ出入スル者ニ就テ種々ノ事ヲ聞キ得ルノミナラス事務所ニ於テ談話スル所ノ如キモノモ細大トナク凡ヘテ之ヲ聞知スルヲ得ヘシ。斯クノ如キハ最モ弊害ヲ醸生スルノ恐レアルモノト云フヘシ。留置場ノ位置ハ予メ最モ注意シテ撰択スル所ナクンハアラサルナリ

職務以外ノ雜務ニ就テ

警察ニ属セサル事項ニシテ依頼若クハ請求ナクシテ尚ホ自ラ之レニ干与スルモノ少シトセス即チ或ル縣ニ於テハ駐在巡查ヲシテ左ノ事項ニ就キ報告ヲナサシムルモノアリ

孝子ノ姓名

節婦義僕ノ姓名

職業ニ精勵ナル者ノ姓名

民事訴訟ノ件数

身代限ノ処分ヲ受ケタル者ノ数

小学生徒ノ数

備荒貯蓄米ノ量数

荒地反別

開墾地反別

森林所有者ノ姓名

租税滞納ノ為メニ公売処分ヲ受ケタル者ノ数

節婦孝子義僕等ノ如キハ果シテ如何ナル方便ニ拠ッテ之ヲ識別スルヲ得ヘキヤ予ハ其皮想ノ認定ニ止マルナ

キヤヲ恐レスハアラス。縦令ヒマタ能ク事実ヲ探知スルヲ得ルトスルモ之ヲ以果シテ何ノ用ニ供セント欲スルカ。予ハ幾ント其用途ヲ解スルコト能ハサルナリ

民事訴訟ノ件数及ヒ身代限処分者ノ数ノ如キハ若シ之ヲ知ルノ必要アラハ当該裁判所ニ照会シテ容易ク精確ノ報告ニ接スルヲ得ヘシ。駐在巡査ノ報告ノ如キハ之ヲ以テ充分。精確ナルモノトハ信憑スヘカラサルナリ小學生徒ノ数。新開墾地又ハ荒地ノ反別。公売処分者ノ如キハ町村役場ニ就テ充分精密ニ之ヲ詳悉スルヲ得ヘシ駐在巡査ノ如キモ若シ之ヲ報告セント欲セハ唯タ町村役場ニ就テ之ヲ探知スルヨリ外ニ由ナキナリ。故ニ駐在巡査ノ報告ハ到底町村役場ノ記録ヨリ多ク精確ニ且ツ精密ナルコト能ハサルナリ。サレハ若シ精確且ツ精密ノ報告ヲ得ント欲セハ直接ニ町村役場ニ照会スルニ如カス

備荒貯蓄米ノ如キハ既ニ縣庁ニ於テ其量数ヲ知得シ且ツ相当の方法ヲ以テ常ニ之ヲ監督シアルハ予ノ確信スル所ナリ若シ然ラザレハ他ニ相当ノ方法ヲ設ケスンハアルヘカラス。駐在巡査ヲシテ之ヲ報告セシムレハトテ之を以テ正確ナルモノトハ認ムヘカラス何トナレハ駐在巡査ハ米倉保管者ニ就テ其量数ヲ知ルヨリ外ニ他ニ其實否ヲ確ムルノ手段アラサレハナリ之ヲ要スルニ前記スルカ如キ報告ノ事項ハ巡査ヲシテ知リツ、不正確ノ報告ヲナスノ止ムヲ得サルニ至ラシムルノ恐レアリ

又或縣ニ於テハ各小学校生徒ノ員数及ヒ其勉否又ハ教員ノ授業ニ精勵ナルヤ否ヤヲ報告セシメ尚ホ時々学校ヲ巡回シテ其授業ノ実況ヲ視察セシムルモノアリ。奇觀モ亦タ甚シト謂フヘシ。学校ハ果シテ警察ノ管轄ニ屬スルモノナルカ。將タ犯罪捜査上何等カノ材料ヲ学校場内ニ発見スルノ望ミアルカ為メナルカ

又右ト同一ノ縣ニテハ巡査ヲシテ富者及ヒ貧民ヲ報告セシムルモノアリ。果シテ如何ナル標準ニ拠ツテ貧富ヲ區別セシメント欲スルカ。警察上必要ナル戸口調査及ヒ犯罪人調ヲナスラモ、尚ホ事多クシテ時少キヲ憂フルハ到ル所皆ナ然ラサルハナシ。須ラク事ノ前後緩急ヲ斟酌スル所ナクンハアルヘカラス

警察官吏ハ單純ニ警察ノ職務ニ従事セシメ警察ノ管轄ニ屬セサルコト若クハ少クモ他ノ官署若クハ官吏ニ屬スル事項ニ就テハ渾ヘテ之ヲ報告スルノ義務ヲ負担セシメサルヲ要ス

戸口表ニ就テ

警視庁ノ模範ニ拠ツテ調製シタルモノハ戸口表ノ實用ヲナス能ハサルモノ、如シ現ニ受持巡查ノ如キハ更ラニ特別ノ帳簿ヲ作り以テ其不足ヲ補充スルノ必要アルヲ見ル

犯罪人名票ニ就テ

犯罪人名票ノ如キモ未タ完全ナル方法ニ拠ツテ調製スルモノアルヲ見ス。何レモ皆ナ確正ナルモノトシテ充分之レニ信憑ヲ置クコト能ハサルナリ

宮崎県ニ於テハ町村役場ハ嘗メ必要ノ事項ヲ印刷シタル郵便端書ヲ備ヘ置キ之ヲ檢察官ニ送ツテ犯罪者ノ処刑ヲ報告セシムルノ方法ヲ実行セリ警察署ニ於テモ亦之ト同一ノ方法ニ拠リ犯数及ヒ住所ノ変更等ヲ記入スルヲ得ヘキ余白ヲ設ケ且ツ番号ヲ以テ其端書ヲ保存スルノ仕組ヲ立ルトキハ警察署ニ於テモ亦時日ヲ費サスシテ實用アル犯罪人名票ヲ見ルニ至ルヘキナリ

之ヲ要スルニ戸口表ナリ犯罪人名票ナリ共ニ全国ヲ通シテ同一ノ様式ヲ用ヒシムルコト必要ナリト信ス

監視ニ就テ

被監視人ヲシテ特ニ警察署若クハ分署ニ出頭セシムルコトハ徒ラニ貴重ノ時間ヲ費ヤシ且ツ其規則正シキ職業ヲ妨害スルノ恐れアリ故ニ右ハ駐在所ニ出頭セシムルヲ以テ充分ナリト思考ス

拘留状ニ就テ

拘留状ノ保存及ヒ棄却方ニ就テハ地方ニ由リ著ルシク其手續ノ相違アルヲ見ル。或ハ伊呂波順ヲ用フルアリ或ハ月日ヲ追フモノアリ或ハ年号順ニ拠ルモノアリ。或ハ帳簿ヲ備フルモノアリ或ハ之ヲ備ヘサルモノアリ警察署及ヒ分署ニ於テスラモ既ニ其手續ヲ異ニセルモノアリ

時トシテハ既ニ不用ニ属シタルモノ即チ廃止若クハ処分済ノ拘留状ヲ棄却セサルモノアリ故ニ之レカ為メニ不法ニ其者ヲ拘留スルノ危険ナキヲ保スヘカラス故ニ拘留状ノ整理法ハ全国ヲ通シテ之ヲ一定シ而シテ其方法ハ伊呂波順ヲ追ヒ且ツ各音ニ就キ特別ノ帳簿ヲ編成スルヲ要ス

拘留状ヲ無効ナラシメタルトキハ檢察官ハ其旨ヲ警察本部ニ報告シ警察本部ハ更ラニ之ヲ各警察署ニ伝ヘ併セテ其無効ノ拘留状ヲ棄却スヘキ旨ヲ報告スヘシ。警察署ニ於テハ最初先ツ之ニ扨ツテ其拘留状ニ抹線ヲ引クカ又ハ無効記載ヲナシ後チニ之ヲ帳簿ヨリ撤去スヘシ。警察本部ノ報告ニハ主任者ノ捺印アルヲ要スルモノトス

事務所

留置場ハ事務所ト密接セシムヘカラストハ前ニ既ニ之ヲ陳述セリ然レトモ

亦之ヲ隔離シタル位置ニモ設クヘカラス。何トナレハ看守ノ便ヲ欠クノ恐れアレハナリ

駐在所ハ往々粗造若クハ荒廢シタル家屋ヲ用フルモノ少カラス。如何ニ寄附ニ係ルモノナリト雖トモ一方ニハマタ警察ノ体面。官吏ノ威嚴ヲ保ツノ必要ヲモ省察セサルヘカラス

監督巡查

今日ニ於テモ尚ホ監督巡查ヲシテ他ノ巡查ヲ監督セシムル方法ヲ實行スルノ地方少カラス同階級ノ官吏ヲシテ監督セシムルノ不利ナルコトハ予ノ既ニ屢々開陳セシ所ナレハ諸君モ亦タ之ヲ熟知セラル、コトナリト信ス故ニ予ハ前ニモ陳述セシカ如ク監督巡查ニ代フルニ上等巡查（即チ警察曹長）ナルモノヲ設ケ以テ巡查ノ上官タル資格ヲ保タシメント欲ス其徽章ハ襟若クハ袖ニ之ヲ附シ而シテ其俸給ハ一等級ノ額ヲ以テ之ニ給与スヘシ果シテ該官ヲ置クトナラハ諸君ハ精勤ニ且ツ特効アル巡查ヲ奨励スル機会ナキニ苦マサルヘク又其他ノ巡查ヲ昇級セシムルニ就テハ第一ニ服務年限ヲ省察スルモ不都合ナキヲ領得セラル、コトナラント信ス而シテ其行状

不良ナルカ又ハ屢々懲戒処分ヲ受ケタル者ノ如キハ躊躇ナク之ヲ降級セシムヘキコトハ予ノ常ニ開陳スル所ノ意見ナリ

鄙見。幸ニシテ採用セラル、所トナラハ予ハ尚ホ此二一ノ冀望スヘキモノアリ他ナシ此上等巡查ノ員數ハ必要ヲ程度トシテ成ルヘク之ヲ制限シ多數ノ監督巡查ヲ置クカ如キコトナカラシメンコト即チ是レナリ

駐在所ニ就テ

駐在所ノ制度ハ漸次世人ノ信用ヲ博スルノ傾向ニアリト雖モ若シ施行ノ法其宜シキヲ得サリシトキハ偶々反對ノ結果ヲ呈スルニ至ルヲ恐レスンハアラス。則チ若シ之レカ為メニ巡回ノ度數ヲ減却シ若クハ依然警察ノ全權ヲ中央ニ湊合スルノ方針ヲ取り又ハ之レニ反シ重要ナ事件迄モ區別ナク渾テ之ヲ委任スルカ如キアラハ駐在所ノ制度ハ終ニ世人ノ攻撃ヲ蒙ルノ焦点トナラスンハアルヘカラサルナリ。故ニ予ノ冀望スル所ハ駐在所ノ巡回ハ一層其度數ヲ増加スヘシ。一ヶ月少ナクモ十五回ノ巡回ハ未タモツテ充分トナスコト能ハサルナリ。若シ夫レ巡回區域ノ広サヲ六時乃至八時間ニ往復スルヲ得ヘキ程度ヲ以テ定ムルトキハ通常ノ場合ニアツテハ凡ソ毎日一回ノ巡回ヲ為サシムルヲ得ヘキナリ而シテ其巡回ヲ為サ、ル日ニ於テ訓授。護送。犯罪捜査等ニ從事セシムヘキモノトス

地方ニ依リテハ駐在所ヲシテ非常ニ多クノ事務ニ従事セシムルモノアリト雖トモ其實到底之ヲ処理シ能フヘシトモ思ハレサルナリ。殊ニ駐在所日誌ノ最終日ニ於ケル記事ヲ欠ク所ニ捫ツテ之ヲ見レハ其記事ハ凡ヘテ後日ニ至リ表面ヲ飾ルカ為メニ規則通りニ之ヲ記入シタルモノナルコトヲ推知スヘキナリ。

斯クノ如キハ紀律上最モ然ルヘカラサルコトナリト謂ハサルヲ得ス。鄙見ニ依レハ駐在所ノ勤務時間ハ毎日平均八時乃至十時間ヲ以テ充分ナリト信ス然ルニ或ル地方ニ於ケルカ如キハ一ヶ月乃至三ヶ月間ハ能ク之ニ堪フルヲ得ヘク。強壯ナル者ハ六ヶ月乃至九ヶ月間ハ或ハ之ヲ凌クヲ得ヘシ。然レトモ一年以上ヲ越ヘテ能ク其健康ヲ害セサルモノハ蓋シ絶無ナルヘシト謂フモ決シテ誣言ニ非サルナリ

駐在所勤務日誌二就テ

駐在所勤務ノ勤務ヲ確實ナラシメ前述スルカ如キ虚偽ノ記入ヲ為スカ如キコトナカラシメンニハ充分完全ノ方法ヲ以テ其勤務日誌ヲ記載セシムルヲ要ス試ニ勤務日誌ノ書式ヲ作ツテ諸君ノ觀覽ニ供ス

監督票二就テ

一区内ニ於テ数ヶ所ノ監督票置場ヲ設クルハ不必要ノコトナリト謂フヘシ。右ハ唯タ巡回ヲ欠クノ懸念アル場所即チ最モ遠隔シタル地方ニ置クヲ以テ充分ナリト信ス。其他中間ニアルモノ、如キハ之ヲ廢スルモ差支ヘナカルヘキナリ何トナレハ遠隔ナル地方ニ達センニハ必ラス其土地ヲ經過セサルヲ得サルヘキヲ以テナリ

監督票置場ハ署長自ラ之ヲ撰擇スルヲ要ス。決シテ巡查ノ撰択ニ一任スヘカラサルナリ何トナレハ巡查ハ必ラス先ス己レニ便利ナル地方ヲ撰択スヘケレハナリ

監督票ハ勤務日誌ヲ警察署長ニ提出スル際ニ於テ同時ニ之ヲ徴収シ更ラニ新タナル監督票ヲ交付スヘシ。久シク監督票ヲ檢閲セサルトキハ終ニ監督ノ効ナキニ至ルヘキナリ

監督票ハ獨リ巡查ニ對シテノミナラス監督者ニ對シテモ亦タ之ヲ適用スルニ至ラシメンコトヲ望ム。何トナレハ監督者モ亦タ往々自己ニ都合善キ場所ノミヲ監督シ且ツ其監督ノ如キモ往々巡查ノ駐在所ニ止マルカ如キ実例アレハナリ

結論

時間ニ乏シキカ為メニ充分鄙見ノアル所ヲ開陳スル能ハサルハ予ノ切ニ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ。今本論ヲ結フニ當リ是迄陳述シ来リタル所ノモノヲ概括シテ更ラニ諸君ノ清聴ヲ煩ハサント欲ス

第一 往時ニアリテハ巡查ノ配置其宜シキヲ得ス。監督ノ方法充分ナラス。巡回ノ度数僅少ニシテ警察ノ保護ヲ普及セシムル能ハス。繁文多クシテ徒ラニ官民ノ手續ヲ煩ハシ。冗員多キニ係ハラス處務ノ實績ヲ顯ハス

コト少シ

第二 諸般ノ制度大ニ改良シテ漸ク警察ノ實効ヲ見ルニ至レリ殊ニ執行事務ニ於テ最モ改良ノ著ルシキモノアルヲ見ル

第三 今後益々改良ノ実効ヲ現ハサント欲セハ先ツ諸般ノ手續ヲ統一シ。巡查ノ俸給ヲ増加シ。上等巡查ヲシテ監督セシムルノ方法ヲ設ケ。件名簿及ヒ監督票ヲ改良スル等ノ手段ヲ実行スルヲ要ス

諸君。予ハ本論ヲ結フニ當ツテ尚ホ一言諸君ノ注意ヲ請ハサルヘカラサルモノアリ。則チ予カ此ニ開陳スル所ハ徒ラニ弁ヲ弄シテ現制ノ欠点ヲ非難セント欲スルニ非ラス。一意唯タ日本警察制度ノ完全ノ上ニモ完全ヲ計ラント欲スルニアルノミ。日本警察制度ノ善良ナル敢テ一步モ欧州諸国ニ譲ラサルコトハ予ノ公言スルヲ躊躇セサル所ナリ。此善良ナル警察制度ヲ益々改良シテ終ニ欧州諸国ヲ凌駕スルニ至ラシメンコトハ獨リ予ノ冀望ナルノミナラス諸君モ亦之ヲ熱望セラル、コトナラント信ス。予ノ此ニ欠点トシテ指摘スルモノハ唯タ之ヲ改良シテ一点ノ瑕瑾ナカラシメント欲スルニ他意アルナシ。語氣或ハ諸君ノ感情ヲ害シタルモノアルヘシト雖トモ願ハクハ此誠意ノアル所ヲ諒察セラレンコトヲ望ム。日本ノ警察制度ヲシテ万国ノ模範タラシメンコトハ實ニ予カ满腔ノ熱心ヲ以テ諸君ニ切望スル所ナリ

(完)

月	日	増		減		現	在	備	考
		買	入	渡	破				
二十年	十二月廿日		三				三	綠色机掛添フ	
二十二年	十月五日						二		
二十二年	十一月四日			一			三	警察本部ヨリ送付	
二十三年	一月四日				一		二	矢上分署へ送付	

年	月	日	物品若クハ修繕	価	格	残	額	備	考
千八百九十	一月	十四日	机一脚	二	円	一四	円	机一脚毀損ニ付買替	
千八百九十	二月	二十日	机六脚修繕		五〇	銭	五〇		

資料 一

明治初期における警察関連官制・諸法令等の推移 (項目要旨)

明治 元年閏四月 政体書発布 | 三権分立明示

太政官七官 「軍務官」 | 地方警備・兇徒鎮圧・治安維持

「刑法官」―犯罪捜査・検挙・糾弾等

〈地方〉府・藩・縣―三治体制

五月 江戸鎮台府 町奉行所―市政裁判所へ（明治三廃止）

七月 江戸―東京と改称

九月 明治と改元

明治 二年 三月 太政官東京移転 「三官・八省・一台・五衛府」

五月 弾正台を置く

七月 東京府「捕亡方」―市中警備は「藩兵」―府兵

「兵部省」（軍務官）―藩兵・府兵

「刑部省」（刑法官）―弾正台

明治 三年十二月 新律綱領制定（明治六・改定律例）―明治一三・刑法

明治 四年 七月 廃藩置縣（藩兵・府県兵整理）

太政官職制並事務章程―八省

「司法省」―刑部省・弾正台統一―犯罪捜査等警察権

十月 東京府・羅卒三千人を置く

「取締組大法則」―六大区・取締出張所

川路―自守盟約（自守規則）

府県官制―府県令（明治一九・知事）

十一月 縣治条例（太政官達）

府県「聴訟課」―訴訟・捕亡等所掌

明治 五年 八月 司法職務定制（司法省）

警保寮 ― 東京府羅卒を直轄

地方―羅卒・逮部職制・捕亡章程等

九月 川路・欧州視察団渡航

十月 東京府「番人規則」を定める（明治七年巡查・一等～四等に改める）

司法省警保寮職制（太政官布告一七）

明治 六年 一月 徴兵令

― 地租改正・徴兵反対等各地で一揆続発 ―

七月 違式 違条例

明治 六年 九月 川路大警視帰国

警察制度に関する「建議草案」提出

十月 西郷隆盛・江藤新平等下野（征韓論）

十一月 「内務省」設置 ―内務卿・大久保利通

十二月 秩禄処分

明治 七年 一月 警保寮・司法省から内務省に移管

内務省警保寮職制及事務章程

警視庁創設・新に羅卒二千人徴募（定員六千人）

警視庁職制並事務章程

「長・大警視・権大警視以下」

羅卒を巡查に改め・一等～四等巡查

「巡查黜陟例・太政官達」

二月 佐賀ノ乱

明治 八年 三月 行政警察規則・別冊（太政官達二九）

捕亡吏・取締組・番人等廃止・羅卒と改称（同年十月巡査に統一）

第一章 警察職務之事 第一条〜八条

第二章 羅卒勤方之事 第一条〜二六条

第三章 羅卒心得之事 第一条〜二十条

（注）同年十二月改正（同年十月府県職制に伴うもの）

第一章 警察職務之事 第一条〜五条

第二章 警部勤務之事 第一条〜七条

第三章 巡査勤方之事 第一条〜二六条

第四章 巡査心得之事 第一条〜二十条

六月 讒謗律、新聞条例

九月 出版条例（明治二六出版法）

十月 府県警部職制（二等〜六等 太政官布告一五八）

「羅卒を巡査と改め等級月俸を定む」（太政官達一八二）

十一月 府県職制並事務章程 — 「第四課〈警察課・警保課等〉」

十二月 巡査召募規則（内務省達乙二六八・明治一六年廃止〜各縣実施）

明治 九年 九月 「警察手眼」出る

十月 神風連の乱、秋月の乱、萩の乱

明治 十年 一月 東京警視庁を廃止・内務省直轄「東京警視本署」を置く（一・一一）

警保局を警視局と改称（一・一九）

警視官職制並事務章程（一・二七）

大警視、中・権警視、少・権警視、大警部（一等～二等）

中警部（一等～三等）少警部（一等～二等）

警部補、巡查（一等～四等）警視属（一等～十等）

明治 十年 二月 西南の役起こる（九月終結）

十一年 五月 内務卿大久保利通 赤坂紀尾井坂で襲われ死亡

十二年 二月 川路・欧州再視察のため出発（同年十月十三日病氣帰国死亡）

七月 内務省監獄局設置（明治三十三年七月司法省に移管）

警視庁巡查教習所を馬場先門内再設置（一三・一月～一四・一閉鎖）

明治 十三年 四月 府県の第四課Ⅱ名称「警察本署」に統一

集会条例公布

七月 刑法、治罪法公布（一五・一施行）

明治 十四年 一月 警視庁再設置

警視庁職制並事務章程（明治一八・七改正～一九・五警視庁官制）

警視総監・副総監・警視（一等～五等）・巡查総長（一八・七廃止）

消防指令長・典獄等

九月 「違警罪」三府五港の市区を除き警察署で裁判と定める

十一月 府県に「警部長」を置き「警察本署長」とする

十五年 七月 行政官吏服務紀律（二十・七全面改正）

福島事件（十一月）

十二月 巡查の帯剣を許す（太政官達六三）

十六年 高田事件（三月）

- 十七年 二月 内務卿山縣有朋・警察幹部教養に關し「警察官訓練の義」上申
 群馬事件（五月） 加波山事件（九月） 秩父事件（十月）
 飯田事件（十二月） 名古屋事件（十二月）
- 十八年 四月 警官練習所開設（ドイツよりヘーン大尉、フィガセウスキー曹長）
 六月 「警察要書」発行
- 九月 違警罪即決例公布（太政官告三一）
 大阪事件（十一月）
- 十二月 内閣制度成立Ⅱ伊藤博文・総理大臣就任
- 十九年 二月 各省官制（勅令二）
 内務省Ⅱ警保局（十三条）警務課、保安課、監獄課
- 四月 巡查教習規則標準（内務省訓一二四）各府県に教習所設置
 Ⅱ明治三十年七月内務省訓一五「巡查教習概則」制定
- 巡查訓授例（内務省訓一二五）
 司法警察訓則（司法省訓刑二二三）
- 五月 警視庁官制（勅令四二）
 静岡事件（六月）
- 七月 地方官官制（勅令五四）
 「府縣」第一～二六条
 「警察官」第二七～二六条
- 八月 巡查採用標準（内務省訓）年齢二三～三五。但し二〇～四〇あり
 Ⅱ明治二四・九「巡查採用規則」（内務省訓二二）制定

九月 警察官吏礼式（内務省令一八）（明二四・八警察礼式 訓令一五号）

二十年 四月 警視庁 巡查教習所再設置（芝区愛宕町）

六月 「警察巡閲規則」（内務省訓三六）

七月 官吏服務規律（勅令三九）

十二月 保安条例（勅令六七）公布即日実施

明治二十一年 十月 警察官吏配置及勤務概則（内務省訓六四〇）

警部長―知事の指揮監督

本部―警務・保安・主計（警部の課長）

駐在所・派出所制度（区・市・町村人口に応じ巡查配置）

二十二年 二月 憲法発布ニ皇室典範・議院法・衆議院議員選挙法・貴族院令公布

三月 警視庁に消防官を置く

二十三年 三月 府県に巡查部長を置く

十月 刑事訴訟法公布（一一・一施行）

地方官官制改正（勅令二三五）

「警察本部」を「警察部」に改め「警部長」を「警察部長」とする

（注）その後、官制の改正（明三八・四勅一四〇―明四〇・七勅二六六―大正二・勅一五一―大二三・勅三九六）あり

二十四年 五月 来日中のロシア皇太子滋賀県大津で遭難（大津事件）

八月 巡查俸給令（勅一六九）本俸八円―一二円）

判任官―一級六〇円―一〇級一二円）

九月 巡查採用規則（内務省訓二二）年齢二三―四〇・身長五尺一寸以上

二十五年 三月 警察官点検操練法―のちに「警察操典」「警察点検規則」

(注) 採用基準はしばしば改正される

以下
略

資料 二

「種村資料」について

昭和十八年四月当時内務省警保局内務理事官種村一男氏（注）が警察史資料収集の一環として、ヘーン大尉による各縣警察巡回視察の状況について、関係各縣に対し、次の起案文により資料の提供方を依頼している。

それによると、二十六道府県の照会に対し回答は九縣（資料現認）であるが、その大部分は地方新聞の報道記事となっている。回答資料のうち主要内容（日程を除く）は別記「各縣回答要旨」のとおりである。尚（注）の記述は編者において挿入した。

『起案』

昭和十八年四月二十二日

局長

課長

理事官

主任

「私翰案」

警保局

種村内務理事官

静岡、愛知、岐阜、滋賀、三重
各縣警察部警務課長 宛

拝啓 陽春之候能々御清適奉賀候

陳者當課に於て目下各種警察史資料蒐集中に有之候処明治十九年乃至同二十二年に至る内務省警官練習所講師兼内務省御雇プロイセン警察大尉ウイルヘルムヘーン氏の地方警察視察状況に關しては記録散失し居り調査困難を致居候 就ては同氏貴縣視察日程別紙の通に有之時局から御繁忙中甚だ恐縮には候へ共若し貴市所在図書館等に於て当時の新聞紙を保管致居候ものあり右視察日時の前後に於て同氏に關する記事の掲載せられたるもの御発見候はば其の全文を承知致度御手数数万には候へ共御協力方特に御配意相願度右御依頼申上候

四月二十三日

内務省警保局

種村内務理事官

二案

兵庫、山口、広島、香川、愛媛、岡山 各縣警察部警務課長 宛

同文

三案

長崎、熊本、鹿児島、沖縄、宮崎、大分、福岡、佐賀、福島、山形、秋田、
青森、北海道、岩手、宮城、各縣警察部警務課長 宛

同文

(注) 依頼書翰の起案は「大日本帝国政府」用紙が使用されている。

「別紙」

内務省警官練習所講師兼内務省御雇

プロイセン警察大尉ウイヘルム・ヘーン氏の地方視察日程

明治十九年八月四日ヨリ九日マデ静岡縣下各署ヲ視察ス

明治十九年八月十日ヨリ十四日マデ愛知縣下各署ヲ視察ス

明治十九年八月十五日ヨリ十七日マデ岐阜縣下各署ヲ視察ス

明治十九年八月十七日ヨリ二十三日マデ滋賀縣下各署ヲ視察ス

明治十九年八月二十五日ヨリ三十日マデ三重縣下各署ヲ視察ス

明治二十年七月二十三日 兵庫警察分署視察

明治二十年七月二十六日 山口縣下関着（海路）八月五日マデ県下各署ヲ視察ス

明治二十年八月七日広島着 同十二日マデ縣下各署ヲ視察

明治二十年八月十三日 香川縣多度津署ヲ 同月十七日ヨリ二十日マデ香川縣下各署ヲ視察ス

明治二十年八月十四日ヨリ十六日マデ愛媛縣松山署外ヲ視察ス

明治二十年八月二十一日ヨリ二十九日マデ岡山縣下各署ヲ視察ス

明治二十二年四月七日 長崎着

同月二十二日迄縣下各署ヲ視察シ熊本縣ニ向フ

尚六月三十日及七月二日マデ再度長崎ニ立ヨル

明治二十二年四月二十二日ヨリ五月二十日マデ熊本縣各署視察 鹿兒島縣ニ向フ

明治二十二年五月三日ヨリ十五日マデ鹿兒島縣各署視察 二十三日沖繩ヨリ帰途鹿兒島ニ寄ル

明治二十二年五月十六日ヨリ二十二日マデ沖繩縣ニ私事旅行

明治二十二年五月二十四日ヨリ六月三日マデ宮崎縣下各署視察

明治二十二年六月三日ヨリ十三日マデ大分縣下各署ヲ視察

明治二十二年六月十三日ヨリ二十三日マデ福岡縣各署ヲ視察

明治二十二年六月二十三日ヨリ三十日マデ佐賀縣下各署ヲ視察ス

明治二十二年八月五日 福島縣ニ至リ五・六日同警察署ヲ視察ス

明治二十二年八月六日山形縣米沢ニ着 同月十七日マデ縣下各署駐在所等ヲ視察ス

明治二十二年八月十七日秋田縣内ニ入り同月三十一日マデ縣下各署ヲ視察ス

明治二十二年八月三十一日 青森縣下ニ入り九月六日マデ「北海道ヨリノ帰途

九月二十五日ヨリ二十九日マデ青森縣下各署ヲ視察ス

明治二十二年九月七日ヨリ二十四日マデ北海道内視察

明治二十二年九月二十九日ヨリ十月十二日マデ岩手縣下各署視察ス

明治二十二年十月十二日ヨリ二十六日マデ宮城縣下各署視察

(注) 『種村一男氏』略歴 (明治三五年九月二六日群馬県高崎市生)

大正 六年 三月 東京市立牛込区実業補習学校卒業

同 七年 四月 私立日本大学中学校第三年級入学

同 年 五月 同校ヲ退学

同 年 九月 内務省警保局 雇 書記室勤務

大正一一年 四月 福島縣普通文官試験合格

同 一二年 八月 内務属 (警保局)

昭和一三年 五月 内務理事官 (高等官七等) 昭一十九年・四等

同 二二年 四月 内務事務官

同 年 一月 警察制度審議会書記

同 二三年 二月 廃庁廃官

同 二三年 一月 総理庁事務官・第一局

同 年 三月 廃庁廃官 国家地方警察本部警視・警務部人事課

同 二七年 三月 国家地方警察警視正

同 年 同月 国家地方警察事務官・警務部人事課

同 年 三月 退職

爾来 警察共助会、警察協会等役員、警察職員生活共同組合の設立に尽力

昭和四七年 一月 勲三等瑞宝章 (昭和五七・九・一一 死去)

—— 別 記 ——

『各縣からの回答』要旨

(注) 照会に対し回答された九縣のうち、視察日程等のものを除き主要な事項について摘記した。(ヘイン氏。ヘーエン氏。ペーン氏等の記述あり)

三重県 伊勢新聞

○ 明治十九年八月二十四日附

「ヘイン氏京都府、滋賀県を視察県下関駅に一泊、出迎えとして箸尾警部

(注・警官練習所第一回生) 同地に出張——」

○ 八月二十六日附

「昨日来着—午後石井知事を訪問—随行訳官は大井和久氏なり—」

— 以下 巡査教習所、津・松阪・各署巡視の記事 —

○ 八月二十九日附

「山田に於いて一泊昨朝随官とともに大廟(注・伊勢神宮)に参拝し太々神楽を献納されたり
と云う右に付山田市民は豫じめ道路を修繕し市中は最も清潔に為したる由——」

○ 八月三十一日附

「一昨二十九日四日市へ向け出発帰京の途に就かれ右に付箸尾警部は同地まで門岡警部長も同
道せられし——」三十日汽船に塔じ帰京——」

山口県 防長新聞

○ 明治二十年七月二十七日附

「警官練習所教師ヘーエン氏は昨夕馬関に到着の筈につき高尾警部長は一昨夕景より当地を出
発し同地に趣かれ——」

七月三十一日附(馬関通信七月二十九日發)

「ヘーエン氏一昨二十七日午前一時二十分頃通弁賀来熊次郎氏を従へ汽船此花丸にて着港、旅
館に着き午前八時頃警部長と同伴當地警察署を巡視の後水上警察署へ臨み巡査の水泳を一覧、終つ
て外浜交番へも立寄られたる様見受けたり——」

— 以下 警察本部・警察署・派出所を巡視の記事 —

岩国通信(八月七日發)

「― 過る四日高尾警部長はヘーエン氏と共に来岩近嶋別荘投宿翌日岩国警察署を巡視しヘーエン氏は広島県へ向け出発せり―」

広島県 芸備日報

○ 明治二十年八月四日附

「― 警視庁御雇外国人ペーン氏は昨日を以て山口縣警察巡視を終り今日は当地に着の都合にて警察本部詰林警部（注・林公平・警官練習所第一回生）には迎として昨日山口へ出張されたり」

岡山縣 山陽新聞

○ 明治二十年八月二十一日附

「東京警官練習所教師ヘーン氏は讃州地方の巡視を了へ昨夜岡山へ来着大黒屋に投宿したり」

○ 八月二十三日附

「― ヘーン氏は一昨二十二日朝渡辺岡山縣警部長宅を訪れその先導にて後樂園へ行き彼処此処と園内を經巡りし上同所にて警官諸氏の饗応を受けたる趣きなるが：同日より同所へ転宿したりと――」

○ 八月に二十四日附

「正誤」

「― 前号掲載せしは全く事実無根にて警官諸氏が同所にてヘーン氏を饗応したること無之き由なれば此に其の誤を正す」

（注）二十五日以降の記事にて、市内の二、三の古物商及び岡山紡績会社を巡視。各地方の警察署巡視の日程状況の報道

○ 八月三十一日附

「岡山縣警部岡田警氏（注・警官練習所第一回生）は東京警官練習所教師ヘーン氏が去る二十八日

大分県
(部内資料)

神戸に向け当地を出発したるに付其の見立として同日神戸へ出張したり」

○ 四月二日付

電報 (警保局長より知事宛)

「オヤトヒ キヨウシ ヘインシ キユウシユウチホウ ジユンクワイヲメイゼラレ ミヨウニチ
ナガサキヘムケ シツパンス」

○ 明治二十二年四月五日 成案 (警務課)

御雇教師ヘイン氏巡回ニ付、取扱方ノ義ニ付 左案ノ通各警察署長へ御例示相成可然哉

警務第五三五号

内務省御雇教師ヘイン氏今般九州地方巡回ヲ命ゼラレ本月三日長崎県ニ向ケ出発シタル旨警保局長ヨリ通知有之候ニ付不日来縣可致御條接待向等各署区々ニナラサル様左ニ依リ取扱ヒ尚署員ニ於テ禮遇等不都合ナキ様注意セラルベシ

警部長名

明治二十二年四月六日

各署長宛

- 一 ヘイン氏部内着發ノ節警察署長分署長、署長差支アルトキハ代理者ハ所轄境迄迎送スベキコト
- 一 来署ノ節署長ハ玄関迄出迎エ退署ノ節又全ジ
- 一 全氏着署ノ上署員一同挨拶スベキ事
- 一 甲署部内ヨリ乙署部内へ巡回ノ節ハ夫々互ニ通知スルコト
- 一 宿泊所ハ相当ケ所ヲ撰ミ豫メ取決メ置ベキ事昼支度ヲ為スベキ所又全ジ

ヘーン氏質問ノ事項ハ即日筆記ヲ以テ本部長ニ報告セラルベシ

明治二十二年六月五日

警部長

警察署長 分署長殿 (親展)

「新聞記事」(大分新聞)

○ 明治二十二年六月一日附

「警官練習所御雇教師独乙人ヘーン氏は警察事務取調の御用を帯び明後三日来分の筈なりと云ふ」

(注) 以下各署視察の紹介記事あり

「その他」

ヘーン大尉巡回視察の途次(随行・沖本警務課長(注)警官練習所第四回生)立寄りたる立石巡查駐在所の巡查不在のため、所定の事務取調ができなかったことに関し、其の理由、経緯等について警部長書翰及び所属署長の報告文書

佐賀県 (佐賀新聞)

○ 明治二十二年六月二十三日附

「ヘーン氏福岡縣滞在中去る十九日一封の書状に金拾円を添え、福岡警察署長湯地丈雄氏へ送られたる由・氏は湯地氏が元寇記念碑建設の發起人となり尽力中のためこの舉に賛成し、以て建設費の内に寄付を志すものなり」

○ 六月二十九日附

「ヘーン大尉より湯地氏宛の書状及び湯地氏がヘーン氏を訪問し、談話した内容(問答内容筆記)

「
」
（注）湯地署長はその後退職、元寇の役記念碑（龜山上皇像）建立のため各地を訪問、其の実現のため生涯専従したと言はれる。

北海道
（函館新聞）

○ 明治二十二年九月八日附

「 内務省雇独逸人来遊

普国警察大尉旧警察官練習所教師ウキルヘルムヘーン氏は奥羽地方視察の爲め巡回の処御用すみに付北海道漫遊として昨日松前丸にて着函上陸の際は當警察署より警部色紙雄七郎（注・警官練習所第三回生）大山良久（注・同第二回生）の二氏本船まで出迎はれたりヘーン氏は随行大井和久氏とともに勝田に投宿午前十一時警察署にて二本署長始め碓山色紙大内大山各警部に面接し執務の体裁等一見せられしと同氏一行は明日午後市街を巡覧され本日陸路森村へ向け出発夫れより札幌に趣かる、筈なり」

○ 九月二十五日附

「 先日札幌に趣かれしウキルヘルムヘーン氏は一昨日小樽より入港東海丸にて帰函されたり同氏は昨日鶴岡町巡查教習所及び仲濱分署を巡視され同夜田子の浦丸に投じて青森に向け出発されたり」

― 以上・国立公文書館蔵資料 ―

資料
了

あとがき

ヘーン大尉巡回視察先略図は、国土地理院の分縣地図等を参考に、旧地名を踏襲し、目測で作成したことから正確さを欠くこととなり、且、不勉強薄識・資料収集能力不足に加え、原本復刻に手間取り雑駁な纏めとなったことをお詫びするとともに、ご叱正ご指導をお願いする次第である。

二〇一〇年五月

(編T生)